K4
1
38

第38集

日本労働年鑑

1968 年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1967
VOL. XXXVIII

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

1273

第１図　形態別就業者数の推移

1960年に就業人口の過半数を占めるにいたった雇用者は、その後も増大をつづけ66年にはついに2902万、全体の60%近くに達した。自営業主・家族従業者の減少はとくに農業でいちじるしい。

第２図　雇用労働者の産業別構成

この10年間の雇用者の産業別構成をみると、農林・水産業・鉱業・公務の占める割合が低下し、製造業・その他の占める割合が増大しているが、最近数年は、流通部門やサービス部門の占める割合の増大が著しく、製造業はやや低下している。

第３図　農家数と経営耕地規模別農家構成の推移

農民層の分解が急速にすすみ全体として、農家人口、農家数ともに減少している。ただし減少しているのは1.5ヘクタール以下の農家で、1.5ヘクタール以上の農家は増加する傾向にある。

第４図　専兼業別農家構成の推移

農家はますます兼業化する傾向にあり、とりわけ、第二種兼業農家（農業外従事者の収入を主とするもの）がふえている。農業に専心する農家は、60年には３割をこえていたが、65年末にはわずか２割になってしまった。

第５図　農家数・基幹的農業従事者数の推移（1960年基準）

（備考）　農林省各年「農家調査結果概要」による。ただし66年は同調査速報による。調査時点は毎年２月である。

農家数の減少を上回って農業従事者数が減少している。そのうち男子従事者の減少がとくに甚しいが、一時増加した女子従事者も、近年減少しはじめている。

第６図　賃金階級別労働者構成

月額6万円以上を受取る労働者は全体の7.8%にすぎない。労働者の五割以上は三万円以下であり、全体の26.8%を占める２万円以下層の約４分の３は、女子労働者である。なおこの統計には９人以下の規模の企業の労働者はふくまれていないが、これを含めると低賃金労働者の占める比率はさらに大きくなる。

第７図　企業規模別・年齢別賃金格差（製造業・男子労務者）

20代までは、企業規模による格差はみられない。むしろ、近年の若年労働力の不足を反映して、中小・零細企業の賃金が大企業のそれを上回るようにさえなっている。
しかし、30歳をすぎると、中小・零細企業労働者の低賃金が目立ってくる。

第８図　消費者物価の急上昇（1960年＝100）

第９図　生活はどう変ったか　(%)

消費者物価指数の甚しい上昇から、生活はどう変ったかという問いに対して、苦しくなったと答える者の割合が、年々ふえている。
物価指数は、人口５万人以上の都市に関するもの。総理府「小売物価統計調査報告」ならびに内閣官房「国民生活に関する世論調査」による。

第10図　労働組合員数と組織率

労働組合員数は1965年に1000万をこえ、66年には1040万に達した。これは資本主義国のうちではアメリカにつぐ数である。しかし組合組織率は、66年にはやや低下した。組織率の低い中小企業で主として雇用がふえたために、雇用労働者の増大に組合組織化がおくれをとったからである。

第11図　労働組合組織率の国際比較

組合員数からいうと、がわ国はアメリカについで第2位にある。組織労働者が1千万をこえるのは、イギリスをふくめて3国だけである。わが国の組織率35.4%もけっして国際的にひけをとるものではない。

〔備考〕 アメリカは1964年、イギリス・西ドイツは1965年の数字である。

第12図　民間企業における企業規模別組合員数及び組織率

(1966年6月末現在)

５００人以上の規模の企業の労働者は64%まで組織されているが、100人以下の企業では、組織率はいちじるしく低く、29人以下では、なんと937万の労働者のうち約36万人、3.8%が組織されているにすぎない。

第13図　組合員の全国組織への加盟状況

(41年6月現在)

第14図　争議参加人員の推移

近年増大傾向にある争議参加人員は、66年にはついに1000万人を突破したが、これと対照的に、争議行為を伴う争議の参加人員、とりわけ同盟罷業（4時間未満の罷業をふくまない）の参加人員が減っているのが目立つ。

第15図　企業規模別に見た争議発生民間企業数

1966年には争議件数は3687件にのぼり、10年来の最高に達したが、争議がふえたのは、中小・零細企業で、500人以上の規模の大企業では争議発生件数は前年を下回った。

第16図　戦後の総選挙での党派別得票率の推移

1952年10月の選挙以後、保守派の得票率は一貫して減少してきたが、67年選挙で自民党の得票率はついに50%を割り、48.8%となった。

はしがき

本書は、大原社会問題研究所が創立いらい継続的に刊行している「日本労働年鑑」の第三八集である。戦争中の時期を扱った「太平洋戦争下の労働者状態」（一九六四年刊）および「太平洋戦争下の労働運動」（一九六五年刊）の二冊からなる戦時年鑑特集版を加えると、一九二〇年刊行の第一集からかぞえて第四〇冊目になるが、最近労働旬報社で発行されるようになってから発行部数も三倍以上に増大した。このことを、第一集から第二一集にいたる戦前版の複刻刊行が本年秋いらい法政大学出版局によって始められたこととあわせて喜びたい。この第三八集は、一九六六年七月から一九六七年六月までの一年間の時期を対象として扱い、これを、労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれの問題についてのおよぶかぎり信頼しうる資料を収集整理し、それらにもとづき客観的立場に立って忠実に事実を記録するという従来から一貫した方針のもとに編集されているが、本年版は第三七集につづいて編集上いくつかの点に改良を加えた。

すなわち、(1)目次を目次と総目次にわけ、(2)昨年版から設けた巻頭の労働問題にかんする主要統計の色刷りグラフのページを増大して、グラフの多彩化をはかるとともに、本文中にもグラフを採り入れて、読者の便に供し、(3)この時期の内外情勢と労働運動を概観する序章の叙述をより詳しいものにした。(4)各部は、従来どおり、これをさらに編、章、節にわけ、編はローマ数字（Ⅰ）、章は明朝体アラビア数字（1）、節はイタリック、アラビア数字（*1*）で示してあり、本文中に引用、収録した資料は、見出しをつけ、七ポ組みにして一般記述と区別してある。(5)各部のうち第二部には、権利闘

争、社会保障闘争の各編を新たに設け、従来「労働組合の組織状況と組織運動」の中で取りあつかってきた「総評、同盟、新産別の大会」を独立した編にあらため、第三部の「労働立法と労働行政」を「政府の労働政策」に、「経営者団体」を「経営者団体の労働政策」にあらためることによって、労働運動の諸相とこれに対する政府ならびに経営者団体の政策についての叙述の内容充実をはかった。

今後年鑑は、この第三八集にみられるように、毎年その年の夏までの一年間の時期を扱い、その年の秋に定期的に刊行されることになるが、内容上もさらに改善を加えるつもりであるので、いっそうのご利用とご叱正をいただきたい。

終わりにのぞみ、編集にあたって多大な援助協力をあたえられた公私の諸機関、団体および各位にたいして心からの謝意を表するとともに、今後ともいっそうのご援助をお願いする次第である。

一九六七年一一月

法政大学 大原社会問題研究所

目　次

総目次

労働日誌……（一）

序章　この時期の概観……（二〇）

第一部　労働者状態……（四九）

Ⅰ　労働人口の構成……（五〇）

Ⅱ　雇用構造と労働市場……（六一）

Ⅲ　賃金と労働時間……（九〇）

Ⅳ　合理化の現状とその特質……（一一三）

Ⅴ　労働者の生活……（一四四）

Ⅵ　農家の状態と農民の生活……（一六七）

第二部　労働運動……（一九一）

Ⅰ　労働組合の組織状況と組織運動……（一九二）

Ⅱ　総評、同盟、新産別の大会……（二一八）

Ⅲ　労働争議……（二三七）

Ⅳ　労働組合の賃金政策……（二四七）

Ⅴ　主要賃金闘争の経過……（二六三）

Ⅵ 合理化反対闘争……（二九四）
Ⅶ 権利闘争……（三一五）
Ⅷ 社会保障闘争……（三三三）
Ⅸ 政治的大衆行動……（三五三）
Ⅹ 国際労働組合運動と日本……（三七六）
Ⅺ 人権擁護運動……（四〇四）
Ⅻ 平和運動……（四一五）
ⅩⅢ 農民運動……（四二九）
ⅩⅣ 政党……（四六二）
第三部　社会政策……（五〇五）
Ⅰ 政府・自民党の労働政策……（五〇六）
Ⅱ 経営者団体の労働政策……（五二三）
Ⅲ 政府の賃金政策……（五三八）
Ⅳ 雇用政策……（五五四）
Ⅴ 社会保障……（五七二）
Ⅵ ＩＬＯ……（五八五）
附録……（五九九）
附1 労働判例……（六〇〇）
附2 主要な労働組合の現状……（六五〇）
附3 労働組合名簿……（六五七）

総目次

はしがき……（一）
労働日誌……（二〇）
序章　この時期の概観……（四九）
第一部　労働者状態……（五〇）
Ⅰ　労働人口の構成……（五一）
1　わが国人口の社会的構成……（五六）
年齢別人口――労働力の状態――産業別就業者――職業別就業者
2　労働者の部門別構成……（五六）
1工業労働者……（五六）
2鉱山労働者……（五六）
3運輸・通信労働者……（五八）

4 公務労働者……（五九）
5 教育労働者……（五九）

II 雇用構造と労働市場……（六一）

1 雇用動向……（六二）
1 就業状況……（六三）
就業者数の増大——非農林業就業者の増大——雇用労働者の増大
2 雇用状況……（六六）
雇用増加率の停滞続く——小規模企業雇用の増加
3 最近における企業の雇用対策、雇用調整……（七〇）
企業の雇用対策——最近の雇用調査
4 失業者発生状況……（七四）
企業整備の動き——失業保険受給者の減少——完全失業者の増加
2 新規学卒者の入職状況……（七七）
中卒就職者の減少、高卒就職者の増加——就職先の産業構成・製造業比重の低下、サービス業建設業等の上昇——就職先の企業規模構成・小規模企業割合の上昇——企業充足率の上昇——就職後の離職状況
3 労働移動……（八二）
入職・離職率の低下——離職、転職者の年齢別、産業別、職業別構成——企業規模間移動・小規模企業流入の増大——転職にともなう賃金変動——労働者の地域移動——職安の職業紹介

Ⅲ 賃金と労働時間 …… (九〇)
1 賃　金 …… (九一)
1 賃金水準 …… (九一)
所定内給与の上昇の停滞とその原因——賃金上昇率産業間格差——上昇する搾取率——賃金不払と低賃金
2 企業間賃金格差 …… (九七)
産業間賃金格差——規模別賃金格差の拡大とその見通し——地域間賃金格差
3 企業内賃金格差 …… (一〇〇)
常用、臨時労働者間の格差拡大——学歴別賃金格差の動向——男女間賃金格差の動向——年齢別賃金格差の動向
4 賃金支払形態 …… (一〇四)
2 労働時間 …… (一〇六)
労働時間の動向——労働時間短縮問題——トラック、タクシー運転労働者の時間外規制
Ⅳ 合理化の現状とその特質 …… (一一三)
1 「合理化」の現状とその特徴 …… (一一四)
1 第二次大戦後のわが国「合理化」の特質 …… (一一四)
2 現局面における「合理化」の背景 …… (一一六)
「好況」局面への転換と経済的危機——資本の「自由化」
3 一九六六年における「合理化」の特徴 …… (一一八)

「産業再編成」下の「合理化」――雇用停滞下の人べらし「合理化」――労務管理の技術と機構の強化――下請・系列企業の再編と支配の強化

2 産業別「合理化」の実態……（一三）

〔装置産業〕鉄鋼業――化学工業――セメント産業――紙パルプ――〔機械工業〕電機工業――造船業――〔軽工業〕出版・印刷業――繊維工業――〔鉱業〕石炭産業――〔公益産業〕国鉄――郵便・電信電話――地方公営企業――公立小中学・高校教育

3 労働災害と職業病……（一三六）

1 概況……（一三六）

2 労働災害……（一三八）

産業別――企業規模別――災害原因別

3 職業病……（一四一）

発生件数――産業別発生の状況――疾病の種類

V 労働者の生活……（一四四）

1 消費者物価の動向……（一四五）

「消費者物価指数」の改訂――消費者物価と所得階層別勤労者家計――卸売物価と消費者物価

2 労働者家計の収入と支出……（一五一）

地域別にみた家計収支

3 主要部門労働者の家計収支……（一五八）

4 人事院・総評の標準もしくは理論生計費……（一六一）
5 労働者家計と家庭内職……（一六四）

VI 農家の状態と農民の生活……（一六七）

1 農家と農業従事者……（一六八）
1 農家・農家人口および農業従事者……（一六八）
資料——農家人口と農家数の推移——経営規模別農家数の推移——専兼業別農家数——兼業種類別従事者数——農業従事者と兼業従事者
2 農家人口の推移……（一七四）
農家人口の減少——農家人口の年齢別性別形態別移動
3 農家世帯員の就職状況……（一七六）
減少した就職者数——農家世帯員の就職した産業
4 出かせぎ移動……（一七八）
出かせぎ関係の資料——出かせぎ者数——出かせぎ先の産業種類
5 農家子弟学卒者の動向……（一八一）
資料——農家子弟の卒業者数——農家子弟の進学・就業状況——農家子弟学卒者の農業就業者——農家子弟学卒者の就職状況
2 農家経済と農民生活……（一八四）
1 農家の生計費……（一八四）
資料——農家経済と所得——農家生計費の推移——農家と都市勤労者の生計費——所得階層別農家生計費

2 農民の栄養状態……（一八八）
資料——農民栄養摂取量の推移——食品群別栄養構成の変化——所得階層別栄養状態

第二部　労働運動……（一九一）

I　労働組合の組織状況と組織運動……（一九一）

1 労働組合の組織状況……（一九三）
1 わが国の水準……（一九三）
2 六六年における組織率の変動とその要因……（一九五）
3 産業別組織状況……（一九七）
産業別組織状況——企業規模別組織状況
4 主要連合体の組織状況……（一九九）
日本労働組合総評議会——全日本労働総同盟——全国産業別労働組合——中立労働組合連絡会議
5 主要四団体の産業別組織状況……（二〇一）
6 都道府県別組織状況……（二〇二）
2 組織運動……（二〇四）
1 組織運動にみられる新たな傾向……（二〇四）
2 全国的中央組織の組織方針……（二〇五）
総評の組織方針——民間単産会議の発足——同盟の組織方針——中立労連の

組織方針――新産別の組織方針

3 産業別組織の動向……（二〇八）

金属・機械産業――化学産業――金属鉱山――金融関係――その他の民間産業――官公庁関係

4 国際金属労連日本協議会（IMF・JC）……（二一〇）

組織の拡大――組織方針の発展――JCの組織拡大過程の諸特徴

5 「労働戦線統一」の問題……（二一三）

戦線統一論の背景――宝樹論文と総評第三三回臨時大会――諸労組の態度

――全逓第一九回定期大会と共産党

II 総評、同盟、新産別の大会……（二一八）

1 総評の大会……（二一九）

1 総評第三一回定期大会……（二一九）

太田議長あいさつ――六五年度活動報告――六六年度運動方針――運動方針に対する討論

2 総評第三二回臨時大会……（二二四）

3 総評第三三回臨時大会……（二二七）

2 同盟第三回定期全国大会……（二三〇）

3 新産別第一八回定期全国大会……（二三四）

III 労働争議……（二三七）

1 争議の概況と特徴 ……（三三八）
争議統計――一九六六年の争議の概況――一九六六年の争議の特徴
2 争議の形態、規模、要求と解決状況 ……（三四二）
争議形態と労働損失日数――争議の産業別・企業規模別分布――要求事項
――争議の解決状況
IV 労働組合の賃金政策 ……（二四七）
1 一九六七年春闘 ……（二四七）
労使の見解――要求内容――妥結内容と問題点
2 最低賃金制闘争 ……（二六〇）
V 主要賃金闘争の経過 ……（二六三）
1 公務員共闘第七次賃金闘争 ……（二六四）
闘争方針――統一要求提出――各単産の統一スト戦術――公務員共闘初の統一スト――一〇・二二スト以後――一〇・二二ストの総括
2 全繊同盟の統一賃金闘争 ……（二七一）
要求内容と闘争方針――闘争経過
3 全日通の賃金闘争 ……（二七四）
全日通の春闘参加決定
4 一九六六年度一時金闘争 ……（二七五）
夏期一時金闘争――年末一時金闘争

六七年度春闘（春闘共闘委）……（二七六）
六七年春闘構想――春闘前段の指導方針――総評臨時大会――第一～二次統一行動――鉄鋼回答提示さる――第三次統一行動――公労協調停を申請――私鉄大手自主団交で妥結――春闘終盤戦――春闘総括

同盟の賃金闘争……（二八九）
中央賃金闘争委員会――海員の協約改訂交渉――同盟賃闘の総括

VI 合理化反対闘争

労働組合中央組織の「合理化」反対闘争方針……（二九四）
総評――同盟――「産業政策」と労働組合

主要な産業別反「合理化」闘争方針……（二九五）
鉄鋼労連――合化労連――全国セメント――紙パルプ労連――電機労連――全造船機械――全印総連――炭労――国鉄労組――全電通

主要な企業別反「合理化」闘争……（二九九）
富士製鉄――大阪製鋼――小野田セメント――大興電機――日本ロール――不二越――呉羽ゴム――東邦レーヨン――三菱茶志内――貝島炭鉱――豊里炭鉱――東海製糖――紅商――国鉄――全逓――東京都交通局

VII 権利闘争

ＩＬＯ一〇五号条約批准闘争……（三〇六）
ＩＬＯ一〇五号問題――総評の方針と運動

ＩＬＯ八七号条約批准にともなう改正国内法施行後のたたかい……（三一五）

（三一八）

5 公務員制度審議会答申と労働組合の状況——組合活動制限条例についての状況——在籍専従規制

4 国労の職場交渉権確立のたたかい……（三三）

3 職場交渉権確立闘争の方針——闘争の現状

2 日教組宿日直廃止・警備員設置のたたかい……（三四）

1 総評協約闘争指針……（三九）

VIII 社会保障闘争……（三三）

5 健保・共済改悪反対の闘争……（三三）

4 健保・共済改悪反対闘争の経過——総評、産業別健保の構想を発表——政府の健保改正案の登場——六七年春のたたかい——各府県共闘のたたかいへ発展——医師会の動き——国会上程と健保・共済改悪反対闘争の教訓

3 朝日訴訟闘争の推移と成果……（三三九）

2 朝日訴訟の経過——最高裁の判決——朝日訴訟闘争の成果

1 CO中毒特別立法化のたたかい……（三四二）

CO中毒特別立法化の背景——CO中毒患者に労災補償打切り通告——打ち切り通告にたいするたたかい——CO中毒特別措置法案の国会提出と成立

5 老齢保障・調整年金にたいするたたかい……（三四五）

4 調整年金成立の背景と地ならし——調整年金にたいする抵抗——調整年金の内容審議のたたかい

3 その他主なる社会保障闘争……（三四八）

失業保険改悪反対闘争――新潟水俣病のたたかい――第一〇回中央社保協総会――初の健保組合活動者会議――第五回社会保障討論集会――生命と健康と権利をまもるたたかい――白ろう病にたいする林業労働者のたたかい――全自交のムチウチ症のたたかい――生命と健康を守る新聞労働者のたたかい――けんしょう炎・腰痛症の労災認定のたたかい――炭鉱特別年金創設のたたかい

IX 政治的大衆行動 …… (三五三)

1 ベトナム侵略戦争反対運動 …… (三五四)

ハノイ爆撃抗議の統一行動――総評大会、ベトナム反戦統一ストを決定――一〇・二二スト方針確立――第一次統一行動――総評臨時大会――一〇・二一スト支持声明――各単産のスト戦術――一〇・一四統一行動――一〇・二一スト――一〇・二二ストの総括

2 佐藤内閣打倒、国会解散要求の運動 …… (三六三)

一一・二七物価メーデー――同盟の政界刷新国民集会――一二・一一全国統一行動

3 原潜寄港反対闘争 …… (三六五)

第一〇～一一次寄港――第一二次寄港――全国実行委の新方針――エンタープライズ寄港阻止闘争

4 砂川基地拡張反対闘争 …… (三七〇)

砂川基地闘争再燃――七・九砂川、板付大集会

5 メーデー …… (三七二)

第三八回メーデー――中央メーデー準備状況――同盟「メーデー近代化」で申入れ

X　国際労働組合運動と日本……（三七六）

1　国際労働組合組織の動向……（三七七）

1　国際労働組合組織……（三七七）

2　世界労連と国際自由労連の一般政策……（三七八）

基本政策――国際情勢一般にたいする態度――日常要求と組織問題にたいする態度

3　世界労連と国際自由労連の組織力の変化……（三八〇）

4　国際組織の内部問題……（三八一）

国際自由労連内の指導権をめぐる対立――CIA問題――世界労連の内部問題

2　国際労働組合運動とわが国労働組合……（三八三）

1　国際自由労連、国際産業別組織とわが国労働組合……（三八三）

支援活動――賃金共同調査センター――同盟の対アジア活動

2　世界労連とわが国労働組合……（三八五）

東京事務所開設と金属関係労組の交流覚え書――一〇・二二スト支援――ソ連・中国の労組との関係の発展

3　総評の対東南アジア活動……（三八七）

4　わが国労働組合の国際的加盟関係の変化と国際交流……（三八八）

加盟関係の変化——国際交流

3 国際労働組合の諸会議……（三八九）

1 世界労連系の諸会議……（三八九）

第三回国際繊維・衣服・皮革労働者会議——第五回国際金属機械労働組合会議——第二回国際印刷労働者・労働組合協議会——農業・林業・プランテーション労働組合第五回世界会議——世界労連第三三回執行委員会——世界労連第一六回総評議会——国際貿易・経済関係の発展をめざす世界労働組合会議——第五回国際化学石油関連労働者会議

2 国際自由労連系の諸会議……（三九七）

国際自由労連第四〇回執行委員会——国際郵便電信電話労連第一九回世界大会——国際産業別組織年次総会——国際石油化学労連IFPCW第五回世界大会——国際自由労連第四一回執行委員会——国際自由労連臨時アジア地域会議——国際自由労連第八回アジア地域会議——国際自由労連第四二回臨時執行委員会

XI 人権擁護運動……（四〇四）

5 三鷹事件……（四〇五）

4 白鳥事件……（四〇六）

3 青梅事件……（四〇七）

2 ビラまき、ビラはりにたいする弾圧反対闘争……（四〇九）

1 国民救援会……（四一一）

恵庭事件……（四一三）
平和運動……（四一五）
ベトナム侵略反対運動の発展……（四一六）
原水爆禁止運動……（四一六）
第一二回原水爆禁止世界大会——原水爆禁止科学者会議——被爆二一周年原水爆禁止世界大会
国際戦争犯罪法廷……（四二三）
日本平和大会とビキニデー……（四二四）
日本平和大会——世界平和評議会代表委員会——三・一ビキニデー全国大会——日本平和委員会全国大会

XII 農民運動……（四二九）

農業情勢と農民運動の概況……（四三〇）
1 農業情勢と農政の動向……（四三〇）
労働力流出と農業生産の低下——基本法農政の行きづまり
2 農民運動の概況……（四三一）
農産物価格闘争の性格——価格運動の新しい動き——出稼ぎ者、兼業者の運動——土地取上げ反対闘争の展開——農民組合の組織と指導体制
主要な農民闘争……（四三四）
1 米価闘争……（四三四）

六五年産米価格闘争——全日農の要求米価と運動——農協中央会の要求米価と運動——各団体の米価運動——第二次米価運動——地方における米価闘争——六六年産米価格闘争——運動統一に関する交渉——全日農の要求米価と運動方針——全日農の中央集結闘争——農協の要求米価と運動——各団体の米価運動——政府の米価決定への抗議——地方の米価闘争

2 乳価闘争……（四四〇）

乳価中央調停の成立——不足払い制度と酪農政策確立要求——不足払い制下の乳価運動——全国乳価対策協議会の結成——再び酪農政策確立の要請——小売り乳価値上げ承認——牛乳給食要請運動——地方における乳価運動——香川の乳価闘争——岡山の乳価闘争——北海道・石川・秋田などの乳価闘争

3 甘藷価格闘争……（四四六）

農協の甘藷価格運動——宮崎における甘藷価格闘争

4 土地取上げ反対運動……（四四七）

富里・八街の反対闘争——空港設置案撤回さる——三里塚・芝山反対闘争——高遊原空港反対闘争——大阪国際空港拡張反対闘争——東北縦貫道路建設反対闘争——吉井川河川敷ゴルフ場反対闘争——鹿島開発計画反対運動

5 農村労働組合の活動……（四五一）

農村労組結成大会——第二回大会——大会後の活動

3 農民団体……（四五三）

1 全日本農民組合連合会……（四五三）

第八回大会——組織状況——組織の対象——第九回大会

2 全国農民総連盟 …… (四五七)
第三回代議員総会——第四回代議員総会——組織活動
3 全国農民同盟 …… (四五九)
第四回全国大会——第五回全国大会——米価・乳価運動
4 全日本開拓者連盟 …… (四六〇)
第二〇回通常総会——第二一回通常総会——第二二回通常総会

XIV 政党 …… (四六二)

1 日本社会党 …… (四六三)
全国書記長会議——第四二回拡中委——第六回浅沼祭——第二八回党大会——選挙への対策と総括
2 民主社会党 …… (四七二)
衆院選挙——統一地方選挙——第九回定期大会——党勢拡大
3 日本共産党 …… (四七六)
第一〇回党大会——党勢拡大・党組織の強化——「自主独立」路線をめぐる問題——選挙活動
4 総選挙と統一地方選挙 …… (四八六)
1 総選挙 …… (四八八)
2 統一地方選挙 …… (四八八)
知事——東京都知事——市長——町村長——都道府県議会議員——市議会議員——東京都の区議会議員——町村議会議員

第三部　社会政策

Ⅰ　政府・自民党の労働政策……（五〇六）
1　自民党の労働憲章……（五〇七）
2　新労働政策と労相の所信表明……（五〇九）
3　改正官公労法の施行……（五一二）
4　労使関係法研究会の報告……（五一四）
Ⅱ　経営者団体の労働政策……（五一三）
1　春闘対策……（五一四）
日経連の春闘方針――経営者の結束強化――長期賃金協定構想
2　能力主義管理……（五一七）
能力主義管理研究会発足
3　青少年対策……（五一八）
関経協総会、青少年対策を強調――文体活動・音協――「民青同」対策
4　日経連総会……（五二一）
六六年臨時総会――第二〇回定時総会
Ⅲ　政府の賃金政策……（五二八）
1　人事院の公務員給与勧告……（五二九）

公労委の仲裁裁定……（五四一）
中央最低賃金審議会の最低賃金法改正の答申……（五四三）
家内労働の最低工賃制、一六条方式による最低賃金制および
金属鉱業等の最低賃金に関する答申……（五四八）
家内労働の最低工賃制――一六条方式による適用――金属鉱業等最賃制に関する答申

IV 賃金研究会報告「労働生産性向上と賃金制度について」……（五五〇）
5

雇用政策……（五五四）

1 雇用政策の基本方針……（五五五）
雇用対策基本計画――職業研究所設置の動き――職業転換給付金制度の創設

2 失業保険対策……（五六二）
保険給付の「適正化」と受給者の就職促進――失業保険法の改正問題

3 失業対策事業……（五六六）
失対事業運営の基本方針――日雇労働者雇用奨励制度の動き――失対紹介対象者、失対吸収人員の減少――失対賃金の動き

4 炭鉱離職者対策等……（五七一）

V 社会保障……（五七二）

1 健康保険政策……（五七三）
健康保険法改正の動き・被保険者本人の一部負担引上げ問題――社会保険審

議会の答申——答申に対する総評・中立労連の態度——日経連の態度——国会での動き——健保財政の悪化——国民健保世帯員七割の進行
年金保険政策……（五八〇）
厚生年金基金の設立——国民年金の改正——年金積立金の管理・運用問題
VI ILO……（五八五）
1 ILOの活動……（五八六）
2 総会および重要会議の審議とその結果……（五八八）
第五〇回ILO総会——新しい四つの国際文書——総長報告一般討議における原口労働代表の発言——採択された六決議——第八回内国運輸委員会——「教員の地位に関する国際勧告」・国際教育憲章——条約・勧告の実施推進における労使団体の役割
附録……（五九九）
附1 労働判例……（六〇〇）
米子作業団交拒否事件——西日本精工ショップ制解雇事件——国鉄動力車労組四国地本懲戒停職事件——全電通東海地本ビラ貼り事件——松下電器転勤事件——久保田鉄工解雇事件——長野電鉄解雇事件——広島中央放送局芸能員解雇事件——東洋高圧合化労連脱退事件——全印刷労組損害賠償請求事件——津上製作所帰休者解雇事件——国鉄動力車労組損害賠償請求事件——全金プリンス支部団交拒否事件——東京厚生年金病院不当解雇事件——全逓東京中郵事件——国鉄摩周丸事件——国鉄久留米駅事件——住友セメント結婚退職事件——日立製作所日立電子配転事件——全逓安西郵便局点検闘争事件

——群馬県教組・東京都教組賃金カット事件——国労南近畿地本事件——みすず豆腐争議損害賠償事件——全逓灘郵便局リボン事件——全日空懲戒解雇事件——富士通信機事件——朝日訴訟事件

附2 主要な労働組合の現状 …… (六五〇)

附3 労働組合名簿 …… (六五七)

統計表索引

事項索引

安德田誌

1966年

7月

1 新国労第五回定期大会(～4日)運動方針に組織単一化の方向
全損保の東京海上など四支部、本部の指導方針を批判した共同声明を発表
全日農主催、米価要求貫徹全国農民総決起大会
全国実行委主催、アメリカのハノイ・ハイフォン爆撃抗議緊急中央集会

2 フランス、南太平洋で核実験、社会党などこれに抗議（3日）

4 全電通第一九回定期大会（～8日）不当処分撤回＝実害回復闘争をめぐり秘密会、同闘争中止を少差で可決

5 中央実行委主催ハノイ爆撃抗議の中央集会
国労・動力車の賃金配分交渉話合いつき午前〇時に国労が統一スト中止を指令、動力車も交渉継続で午前一時いったんスト中止を指令

6 京都で、社、共共党地評の共催で日米経済委反対ラスク入洛抗議の集会とデモ

7 同盟第九回中央評議会（～8日）ＩＬＯ問題など当面の主要活動方針を決定
郵政省、全逓の日韓闘争・春闘関係で八名解雇を含む八二六一名の大量処分を発表

8 総評加盟各単産、全国一せいにハノイ・ハイフォン爆撃に抗議する職場集会開催
人事院、国公法改正にもとづく管理職員等の範囲について人事院規則を制定、自治省も地方公務員の管理職の範囲について基準通達

9 総評幹事会、秋期年末闘争方針を審議

11 炭労第四九回定期大会(～13日)石炭政策闘争方針を決定
全国金属全国代表者会議（～13日）「金属産業の現状分析と統一要求について」「金属労働者の統一行動と全国金属の組織強化について」を討議
日教組全国戦術会議（～13日）学テ闘争の総括、秋の統一行動戦術を討議
全農林第九回定期大会(～14日)運動方針を決定
日本医労協第一二回定期大会（13日）運動方針を決定
全国実行委主催、ハノイ・ハイフォン爆撃抗議集会

12 第五二臨時国会召集

13 中立労連第八四回全体会議、議長代行に川原耕造副委長（食品労連）を選出
労働省、労働白書を発表
公労委、全林野の国有林日給制職員賃上げ紛争に対して日額七五円引上げの調停案を提示
全金同盟中執委、国際金属労連への直接加盟決定
日本共産党第五回中央委総会(14日)、一〇回大会の一〇月二四日開催を決定

14 全学連第一七回定期大会(～17)たたかいの総括と運動方針

15 全駐労第二一回定期大会（～17日）長期闘争路線を設定
建設会議第六回定期大会（～16日）大工、左官など建設労働者の賃金平均二〇〇円引上げ、一日二〇〇〇円以下の賃金をなくすことを決議
社会党全国書記長会議、たたかいの総括と展望を討議

17 国鉄労組第二七回定期大会（～22日）「職場に労働運動を」「全民主勢力の統一」の運動方針

18 日林労第八回定期大会(～20日)

第31回総評定期大会・堀井議長選出

8月

運動方針、秋闘方針を決定

1 全国ビール第一八回定期大会（～20日）国際食品労連（IUF）活動強化のためJC（日本協議会）方式で推進する方針

3 石炭鉱業審議会、石炭の年間需給量五万トンの長期計画を決定

5 小野田セメント、指名解雇を取消し希望退職に切り換える

6 化繊大手五社、退職年金制度の新設について話合いまとまる

8 紙パ労連第三八回定期大会（～23日）新運動方針を決定

9 東洋高圧労組臨時大会、合化労連脱退を可決

19 全日自労、全国金属、全印総連出版労協、全自交、全自運傘下の一部組合、ハノイ爆撃抗議の時限スト

20 全国・中央両実行委主催ハノイ爆撃抗議中央集会

21 動力車労組第一七回定期大会（～25日）運動方針を決定

22 全石油第一八回定期大会（～23日）連合会移行は廃案

25 総評幹事会、秋期年末闘争方針案を決定

26 全司法第二二回定期大会（～25日）運動方針を決定

27 全野林第一七回定期大会（～28日）運動方針を決定

28 東洋高圧労組、一般投票で合化労連脱退を正式決定

29 国際石油化学労連第二回国際セミナー（～30日）

31 全電線第二〇回定期大会（～28日）二大闘争の方向を決定

全化同盟第一五回定期大会（～3日）運動方針を決定

原水禁大会（原水協系）国際予備会議で中国など一六ヵ国代表が脱退

合化労連第三五回定期大会（～8日）運動方針を決定、東洋高圧の脱退をめぐり組織強化論議

公務員共闘第五次統一行動（～6日）

国鉄当局、4・26半日ストに対する国労・動労組合員の処分を発表、解雇二四人を含む大量六一一人は警職法反対闘争以来

全国セメント第二一回定期大会（～10日）運動方針を決定

共産党「ふたたびアメリカ帝国主義に反対する国際統一行動と統一戦線の強化について」を赤旗に発表、修正主義、教条主義セクト主義に対する二つの戦線での闘争を強調

全商工第三〇期定期大会（～12日）賃金、勤評など当面の闘争方針を決定

世界労連東京事務所設置

労相、今後の総評運動路線について閣議報告

12 総評幹事会、公務員賃闘、ベトナム反戦ストなど当面の闘争体制協議

15 金属共闘第一四回全国代表者会議（～13日）春闘の評価と反省
人事院、公務員給与本俸の平均六％、二四四〇円引上げ、5月以降実施勧告
総評緊急幹事会、第一二回日本母親大会には参加せず、社会党・総評の常任委員を引き揚げるとの態度を決定
総評傘下の各単産ハノイ・ハイフォン爆撃に抗議して職場集会
全印総連東京地連は30分の時限スト

18 政労協第一四回定期大会（～19日）運動方針を決定

19 全鉱第五一回定期大会（～22日）
金属鉱業労働戦線の統合をうたった運動方針を決定

20 新化学第一六回定期大会（～20日）国際石油化学労連への加盟を決定
全建労第一九回定期大会（～22日）運動方針を決定
神戸港湾労連、待遇改善を要求三三時間半スト（～22日）27～29日にも第二波第三三時間半スト

21 国際金属労連のブレナー会長来日（～9・8）

22 第一二回日本母親大会（～22日）
IMF・JC第五回臨時拡大協議委員会、鉄鋼労連など三組合の加盟を承認
全専売第二〇回定期大会（～26日）運動方針を決定
林野庁、全林野の4・26公労協統一ストに対し二六六六人処分
中央最低賃金審議会、最低賃金制全体の改善について政府が具体的な見解を示すべきであると労相の答弁を要求

23 鉄鋼労連第三五回定期大会（～26日）低額一発回答打破の来春闘方針など運動方針を決定
全交運第二三回定期委員会、活動方針を決定

24 全生保第二四回定期大会（～25日）指導体制強化の運動方針
全国ガス第二二回年次大会（～26日）運動方針を決定

25 東京地裁、東洋高圧労組の合化労連脱退決議は無効、効力停止の仮処分を決定
電労連第一三回定期大会（～26日）労使協議制の確立など新運動方針を決定

26 車両労連第一五回定期大会（～27日）
民放労連第二一回定期大会（～28日）運動方針、高知放送争議支援決議
全金同盟第一六回定期大会（～28日）運動方針、長期政策、IMF直接加盟を決定
全港湾第二一回定期大会（～28日）運動方針、秋期年末闘争方針を決定
自治労第一五回定期大会（～29日）運動方針、組織強化長期計画を決定
全国税第二二回定期大会（～28日）

27 日本共産党第六回中央委総会（28～30日）第一〇回党大会への中央委報告、規約一部改正案を採択

29 電通共闘第六回評議員会（～30日）運動方針を決定
全財務第一四回定期大会（～1日）運動方針を決定

31 北九州市職労の職場集会で清掃車の九割作業ストップ
総評幹事会、ベトナム反戦・公務員賃闘・全国一律最賃・石炭首切り反対の10・21全単産統一

日本ロール・プリンス・長船・横船をはげまし，
組織と権利を守る10.18大集会

ト実施を決定
都市交通第二三回定期大会（～1日）
社会党中執、「国会解散、ベトナム反戦闘争のための当面の方針」を決定

9月

1 同盟執行評議会、IMF対策などを協議
東洋レーヨン、定年制五五歳を六〇歳に延長
3 社青同東京地本第七回定期大会、代議員の資格審査をめぐって乱闘となり二一人の重軽傷者を出す
4 全繊同盟統一賃闘、綿紡大手八組合に最低賃金一万五〇〇〇円、ベ・ア一四五〇円回答、各部会とも最低賃金獲得を高く評価しつつ、ベ・アを不満として交渉継続の態度
5 全国自動車第五回定期大会（～6日）運動方針を決定
米原潜シードラゴン号、横須賀に入港、横須賀現地阻止実行委と全国・中央実行委は入港期間中（～9日）ベトナム侵略反対・原潜寄港阻止横須賀大集会
6 堀井総評議長と愛知官房長官の会談で政府と総評の定期会合を近く軌道に乗せることで意見一致
食品労連第二回定期大会（～8日）運動方針を決定
7 海員中執委、リコール運動委員会の責任者・堀次清治氏を統制委員会に告発することを決定
公務員共闘第六次統一行動日
全造船三菱横浜造船分会（横船分会）代議員会、全造船脱退提案を職場討議に付すことを決定
総評第一回単産代表者会議、一〇・二一ストなど秋季闘争の統一行動計画を確認
8 全造船機械緊急全国代表者会議、横船分会の脱退阻止の具体的行動を決めた
ゴム労連第二回定期大会（～9日）
全水道第八回定期大会（～10日）
全国・中央両実行委主催、米原潜寄港抗議、ベトナム侵略反対、10・21統一スト勝利をめざす中央集会
12 総評第一回拡大評議員会、最賃・ベトナム反戦・公務員賃闘・石炭合理化反対の四つの柱で9・20第一次、10・14第二次（一日共闘）10・21第三次（統一スト）の統一行動実施を決定
神戸港湾労連など第四波三八時間ストに突入
13 中立労連第八七回拡大全体会議（～14日）来年度も春闘共闘委への参加を決め、秋闘共闘のうちベトナム反戦については各単産の自主性に委ねることとなった、役員改選は持ちこし
政府閣議、ユネスコとILOの教員の地位に関する勧告草案に対しおおむね支持するが、スト権を認めるような表現については修正を求めることなどを決定
14 全繊同盟化繊部会あっせん不調、化繊六組合にスト指令
総評第一回長期路線委員会
15 全造船機械・三菱横船分会代議員制大会、全造船機械からの脱退、組合の名称を三菱重工横浜造船労働組合とすることを決定
関東経営者協会臨時総会、青少年対策としての文化体育活動の強化を決定
16 全国実行委、今後の原潜阻止闘争方針について発表
総評、同盟に対して来春闘での共闘を正式に申入れ

朝日訴訟勝利，全国一律最賃制確立，
社会保障確立国民大行進

18 社青同第二二回中央委、東京地本大会における暴力事件の処分問題を検討、東京地本の組織解散を決定

19 公務員共闘第七次統一行動（～22日）

日教組第三一回臨時大会（～20日）10・21正午授業打切り実力行使決行を決定

地銀連第一三回定期大会（～21日）運動方針、賃闘推進など決定

全損保第二三回定期大会（～24日）運動方針採決に当たって安田など四支部代議員が退場

全造船機械の天野委員長、横船脱退に伴い辞表を提出

王子新労第八回定期大会、新紙パ連絡会議を発展的解消して同盟全紙パ結成の方針を決定

中教審、「期待される人間像」の最終報告を了承

20 総評秋闘第一次統一行動、中央総決起大会

総評、世界各国の主要労組へ10・21ストに共同行動の呼びかけをおこなう

全織同盟化繊六社賃金交渉了解点に達し、スト中止を指令

21 中央実行委のベトナム侵略反対10・21ストをめざす全国統一行動月間はじまる（～10・21日）

総評幹事会、10月以降、中央・地方最低賃金審議会への総評側委員の出席ボイコットを決め当局に通告

全造船機械全国代表者会議、横船分会の存続と三菱横船労組の脱退を確認

全硝労第一五回定期大会（～23日）

全映演第二三回定期大会（～22日）運動方針を決定

日高教（一三県派）第二二回臨時大会（～22日）10・21闘争方針を決定

22 同盟執行評議会、総評の来春闘における共闘申入れを例年通り拒否と決定

国際金属労連中央委（～24日）

全金同盟の直接加盟を認めず、今後JCを通じての加盟話合いを進めることとした

23 出版労協第一二回定期大会（～24日）

24 東交労組、超勤など諸手当支払い延期通告に抗議時限スト

26 三菱重工労組協議会全体会議、三菱重工労組連合会の結成準備委員会を発足さす

27 全造幣第一五回定期大会（～28日）

28 朝日訴訟を勝ちぬき、全国一律最賃制確立、社会保障を拡充し憲法改悪に反対する国民大行進、札幌と福岡を出発

29 交運共闘代表者会議、10・21スト方針を決定

全織同盟統一賃闘、全体として終結段階に入る

30 佐藤首相、堀井議長ら総評幹部、中地会長ら同盟幹部と会談

新産別第一八回定期大会（～11日）運動方針を決定

10月 1 全国金属第一八回定期大会（～2日）運動方針、秋季年末闘争方針を決定、ベトナム侵略戦争反対と最賃・社会保障の二つの統一スト権を確立

政府、公務員共闘の10・21ストに警告

社会党の野々山労働局長、IMF・JCを批判

自動車労協第二回協議委員会、今年度の活動方針を決定、新役員を選出

奔別炭鉱ガス爆発

3 全繊同盟綿紡部会大手一〇組合代表者会議、事態収拾の方針を決定

4 国労と動力車労組、労働時間短縮紛争の調停を申請

文部省、日教組の10・21半日ストに対し対処策を都道府県教育長に通達

自治労、10・21スト闘争宣言

公務員共闘全単産・地方代表者会議、10・21ストを中心とした第七次統一賃闘について意思統一

5 東京交通労組、都営交通の事業縮小、賃金凍結などに反対時限スト方針

総評第三二回臨時大会(～6日)10・21統一スト闘争方針を再確認

6 海員第二五回定期大会(～10日)賃金闘争、リコール問題と組織対策、協約改定闘争などを討議、活動方針を決定、新組合長に南波佐間副組合長を選出

IMF・JC、野々山社会党労働局長の発言に反駁、社会党に対して質問書を提出

全建総連第七回定期大会(～8日)たたかいの総括と運動方針

7 日立総連合など日立系二二組合で全日立労組協議会発足

東交労組、8日の時限スト中止

東芝、日立の両社、六〇歳まで再雇用など定年延長の新制度実施について発表

8 全官公第八回定期大会運動方針を決定

9 横浜港船内荷役関係労組共闘会議休日要求全面スト

11 公務員共闘第八次統一行動(～14日)

社会党、第四二回拡大中央委員会、ベトナム反戦闘争・総選挙闘争などの方針を決定、IMF・JCの質問状に対し同党の態度を回答

12 労相、10・21ストに対し警告

公務員共闘第八次統一行動中央総決起大会、10・21スト宣言

炭労第五〇回臨時大会(～13日)石炭政策反対闘争方針を決定

13 全逓、夜間航空便合理化反対で都内半数の普通郵便局の休暇戦術、約二〇万通の滞貨

同盟執行評議会、総評の10・21ベトナム反戦ストを批判

IMF・JC、社会党の介入に反対する声明を発表

14 日経連臨時総会、企業の体質改善、経営者の団結を強調

日本共産党第七回中央委総会、西沢隆二の除名決議

秋闘第二次統一行動、全国・中央両実行委主催、ベトナム侵略反対10・21スト勝利中央総決起大会に七万人、全国三八都道府県二二〇ヵ所で集会

15 政府閣議、国家公務員給与改定について人事院勧告通り引上げ、ただし9月1日から実施と決定、総評、同盟など5月完全実施を要求

全逓の航空搭載に伴う合理化に対する闘争、全国八鉄道郵便局支部がスト

16 横浜港船内荷役関係労組共闘会議第二波二六時間スト(～17日)

17 中立労連全体会議、新議長に佐藤芳夫全造船機械委員長代行、事務局長に川原耕造食品労連委員長を選出

18 中央最低賃金審議会総会、政府見解を不満とし、総評委員は今後中央・地方を通じて最賃審議会をボイコットすると退場、中立労連もこれに同調

金属共闘・全国金属・全造船機

械など主催、日本ロール・プリンス・長船・横船をはげまし、組織と権利を守る10・18大集会

19 総評単産代表者会議、11・27物価値上げ反対腐敗政治追放中央国民大会の実施要領案を承認

東交労組に免職七を含む一九人の処分

20 総評の堀井議長、原口、太田総評顧問らと組織問題について意見を交換、総評民間単産部会設置で意見一致

同盟執行評議会（～21日）佐藤内閣打倒の国民運動展開を決定

全逓、航空搭載による労働条件改善交渉大綱妥結

21 10・21スト（秋闘第三次統一行動）、四八単産二一一万人が実力行使、九一単産三〇八万人が職場大会に参加、中央総決起大会、全国各地で集会デモ

22 総評幹事会、来春闘争方針を協議、岩井事務局長から総評独自の産業政策を検討する時期と提案

日教組の10・21ストに関し東京・岩手・佐賀の三都県の本部、支部など三〇〇ヵ所捜索さる

全海連第二九回定期大会（～23日）運動方針を決定

沖縄県労働組合協議会第五回定期大会（～23日）国際自由労連加盟について一年間討議を決める

23 横浜港船内荷役関係労組共闘会議、第三波二六時間スト（～24日）

24 日本共産党第一〇回大会（～30日）中央委報告、規約改正、西沢隆二前中央委員の除名決議などを承認、新中央委員を選出

26 自動車労連第八回定期大会（～27日）新労働組合主義を基調に向こう二年間の運動方針を決定

三池災害の一酸化炭素中毒患者に労基署が労災打切り通告

最高裁大法廷、全逓東京中郵職場離脱事件について原判決破棄差戻しを判決、公企体職員の争議行為は正当な範囲を守る限り刑事罰の対象とならない

27 全日本特定郵便局長連盟（特郵連）結成大会（～27日）

民社党第五回中央委、総選挙闘争方針と総選挙政策、スローガンなどを決定

産業構造審議会の産業公害部会、産業公害対策のあり方について中間答申

民社党第五回拡中委、総選挙闘争方針を決定

30 日本共産党第一回中央委総会（～31日）、野坂議長、宮本書記長外役員選出

31 同盟中央評議会（～1日）一九六七年度運動方針草案を検討

全損保の安田・東海・住友・同和の四支部執行委員会は全損保からの脱退と新産業別組織結成を意思表示して各支部まわり

全自交第二二回定期大会（～2日）運動方針を決定

11月

1 総評民間単産代表者会議、総評加盟全民間単産二九組合による民間単産連絡会議の設置を決定

北海道住友奔別炭鉱ガス爆発、一六名死亡

2 憲法擁護国民連合主催、憲法改悪反対・平和と民主主義を守る第三回国民大会（～4日）

3 三菱重工労働組合連合会（三菱重工労連）結成大会（～5日）

同盟三菱、三菱労連、三菱西日本連合および本社労組を統合、七万四〇〇〇人の企業連として最大のものとなった

全逓東京中郵事件判決

4 日本教職員連合会（日教連）結成大会、全教連分裂後、全教協系で発足

5 三池労組、CO中毒患者の労災打切りに反対して二四時間スト

7 春闘共闘委発足、春闘宣言発表

8 同盟全国紙パルプ産業労働組合協議会（同盟全紙パ）結成大会

10 国際食品労連（IUF）第一回アジア会議（～6日）

11 国鉄当局、国労の賃請け作業手当改悪反対闘争に関し七八〇四人を処分

12 山梨県地労委、委員会運営をめぐって対立全員辞任

13 総評社会党員協議会、社会党に対し総選挙での挙党一致体制を申入れ

15 公務員共闘幹事会、10・21闘争の中間総括

16 総評第二回拡大評議員会、10・21ストの総括、総選挙闘争勝利のための方針

18 IMF・JC第七回協議委員会、当面の活動方針を決定

20 社会党・総評・中立労連主催、腐敗政治の佐藤内閣を打倒し国会解散を要求する中央集会

21 同盟と米AFL・CIO沖縄における労働問題の実情調査団、声明を発表

22 交通労連第三回定期大会（～11日）同盟系の交運協議会を提唱

24 福岡県山野鉱業で落盤事故

25 全国ゴム統一準備会、明年3月にゴム全協を結成するとの声明を発表

9 関西電力、定年退職者を三年間再雇用する労使協定を発表

社会党、一九六七年度運動方針案を発表

春闘共闘委、一九六七年賃金白書を発表

大阪同盟、民社党共催「政界刷新、佐藤内閣退陣、国会解散要求関西大集会」

日放労第四五回臨時大会（～16日）三ヵ年をめざす経済闘争など可決

公務員共闘第九次統一行動（～30日）

国労大阪地本、「新幹線事故白書」を発表

国民生活審議会、「望ましい生活の未来像とその実現の方途」について答申

総評、政府に在籍専従問題で申入れ

公労協、新賃金一万円要求など来春闘の基本構想を確認

同盟、政界刷新・佐藤内閣退陣・衆議院解散要求中央集会

全国商工団体連合会など主催、全国中小業者総決起・要求貫徹中央大会

中央実行委、佐藤内閣打倒、国会解散、諸要求貫徹全国統一行動月間はじまる（～12・20）

全駐労、傷病休暇期間延長などを要求二時間スト

国際石油化学労連（IFPCW）第五回世界大会（～25日・カラカス）

郵政省、全逓の10・21ストおよび鉄郵ストに対し一八五五人の処分を発表

国鉄当局、10・21ストに対し国労・動力車の四〇九人の処分を通告

日本共産党第二回中央委総会（～24日）、総選挙闘争の方針を採択

中華全国総工会代表団来日

炭労大手六社年末手当要求で四八時間スト

岡山山陽放送労組処分撤回就業規則反対でスト

第2回物価メーデー

26 同盟、一九六七年度運動方針案を発表
日本平和委員会主催、ベトナム侵略反対・軍事基地撤去・自衛隊反対日本平和大会（～28日）

27 春闘共闘委主催、物価値上げ反対・腐敗政治追放国民大会＝第二回物価メーデー、全国二九八カ所に二七五万参加

30 同盟の金属関係労組、IMF・JC対策で見解統一のため会合
異論多く委員会で継続討議
第五三臨時国会召集、自民党単独審議で会期三週間を議決

12月

1 同盟執行評議会、運動方針案を決定して大衆討議におろし、来年度の賃闘に対する態度―一九六七年賃金白書を決定、5日発表
国労、新幹線二人乗務・時短・臨職定員化などを要求して超勤拒否闘争に入る
全日農第九回大会（～2日）運動方針などを採択
自民党第一八回臨時大会、佐藤総裁を再選
佐藤内閣改造で第三次内閣成立
労相に早川崇

3 国労、新幹線二人乗務など要求順法闘争に入る

5 春闘共闘委主催、弾圧反対、年末諸要求貫徹中央総決起大会

6 社会党第二八回定期大会（～9日）議員総辞職を含む衆院解散への行動を決議、佐々木委員長を三選
沖縄・具志川村で土地新規接収反対の村民大会
宗平教など紀元節復活反対国民集会

9 最高裁、昭和27年6月の大阪・宮原操車場襲撃事件について原判決破棄、差戻しの判決

10 警視庁、都教組委員長ら幹部一〇人を10・21ストで逮捕

11 中央実行委主催汚職・腐敗の徹底的糾弾、佐藤内閣打倒、国会解散、諸要求貫徹、12・11全国統一行動中央大集会

12 全損保脱退の四組合、新組織結成準備委員会を発足さす

13 公務員共闘第一〇次統一行動
日教組中執二名佐賀で逮捕、日教組抗議声明

14 ILO八七号条約関係改正国内法のうち公務員の在籍専従制限に関する規定（タナ上げ部分）は公務員制度審議会が再開されないまま期限切れ自動的施行

15 全駐労、傷病期間延期問題など妥結
政労協六単組スト

16 動力車労組、時短などを要求して超勤拒否闘争に入る
京阪神急行電鉄、四年間の長期安定賃金協定案を労組に提示
国際自由労連アジア地域組織（ARO第八回地域会議）（～16日・香港）
衆参両院とも野党全員欠席のまま首相の所信表明演説行なわる
全逓、時短など要求で超勤拒否闘争に入り年末郵便滞貨で混乱
神戸地裁、昭和37年春の国動尼崎闘争の列車遅延事件に対し、公労法一七条は違憲の疑いありと全員に無罪判決

17 総評民間単産会議発足、初代議長に原口全鉱委員長
動力車労組、22日に四地本で四時間ストを決定
専売公社、全専売の10・21ストに対し二四名の処分を発表
社青同など三派連合系の第三の全学連再建大会（～19日）
国会正常化をめぐる衆院議長の

1967年

1月

5 国際自由労連、日教組幹部逮捕に対し佐藤首相宛に抗議書簡を送る

6 門司鉄道管理局、昨年12月の動力車合理化反対闘争における暴力事件に対し組合幹部四人を懲戒免職処分、動労西部地評は事実無根として抗議

7 春闘共闘委、春闘の進め方について前段は総選挙闘争に全力をあげヤマ場は例年よりずらすことを確認

8 沖縄教職員会、野党三党、労組など一五団体で教公二法阻止共闘会議結成

9 衆議院議員総選挙公示

10 太田前総評議長、「総選挙、春闘にあたって総評の意見を求める」との意見書を総評幹事会に提出、宝樹論文批判

13 沖縄教職員会、教公二法阻止のため初のいっせい休暇闘争（一割休暇）

14 総評の堀井議長と岩井事務局長は大阪での記者会見で国民生活確保のための緊急要求要綱を発表

19 同盟の中地会長は大津での記者会見で総評の院外共闘提唱にはあっせんによる与野党の話合い決裂、異常国会続く

20 総評幹事会、産業再編成に対する取組み方を検討

21 道路公団労組職務給反対スト（～23日）

22 第五三臨時国会、自民党の単独審議で補正予算などを成立させ閉幕

23 東京地裁結婚退職制違憲の判決

27 新産別拡大中央委（～22日）賃金闘争方針を決定

28 警視庁、日教組の宮之原委員長、槇枝書記長を10・21ストにおける地公法違反の疑いで逮捕

31 政労協四労組二四時間スト

全逓と動力車の時短などを要求する半日スト中止

日本非鉄金属製煉労働組合協議会（製煉労協）結成大会

労使関係法研究会、報告書を労相に提出

全織同盟、紡績協会の繊維産業研究会発足

日米両国同時に政府から「日米両国の賃金事情」を発表

東京都、都労連の10・21ストに対し参加者の全員六万八六六二人の処分を発令

公労委、国鉄労使に対し時短調停案、週平均二時間短縮を提示

東京地裁、都教組の昭和三三年勤評反対一斉休暇闘争に対する賃金カットは労基法違反とし、カット分を支払うよう判決

第五四通常国会召集、衆議院解散、総選挙は1月29日と決定

大阪府・市両教委、10・21ストに対し一万〇〇八五人の処分を発表

宝樹全逓委員長は「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」と題する論文を発表

応じないと述べた
都教組、10・21スト参加者行政処分の取消しを求める不服申立書を提出
17 日経連賃金白書「自由化の新段階と賃金問題」発表
18 三鷹事件の竹内景助獄死
19 日経連、今年の春闘に対する態度を決定
21 日教組第一六次・日高教第一三次教育研究全国集会（～24日）
24 賃金研究会、「労働生産性向上と賃金について」の報告書を提出
26 日本共産党「紅衛兵の不当な非難に答える」を「赤旗」に発表
全国百貨店労働組合海外事情研究協議会（DILA）と国際商業事務技術労連（IFCCTE）の共催で第三回国際賃金セミナー（～29日）
29 第三一回衆議院議員総選挙、新議席は自民二七七、社会一四〇、民社三〇、公明二五、共産五、無所属九
30 IMF・JC常任幹事会、賃金闘争連絡会議設置を決める
全国百貨店労働組合海外事情研究協議会（DILA）第三回総会、六七年度活動方針を決定

2月

1 沖縄・立法院、教公二法阻止共闘会議二万五〇〇〇のデモで包囲され流会、教職員会は一〇割休暇闘争
2 同盟のIMF・JC対策委（和田委員会）、JCに否定的な全金同盟の強い態度で意見一致にいたらず
3 春闘共闘委、第一、二次統一行動など主要スケジュールを決定
京阪神急行電鉄労組中央委、長期安定賃金協定案を拒否
全米自動車労組、ルーサー会長のAFL・CIO副会長辞任を始め、AFL・CIOからの役員引揚げを決める
4 総評第三回拡大評議員会、総選挙闘争の総括で社会党の敗北を認め体質改善など自己批判
新聞労連第二七回臨時大会（～5日）春闘方針を決定
7 共産主義労働者党結党大会（～5日）社会主義革新運動全国委員会、社会主義統一有志会および日本共産党（日本のこえ）の一部などが参加、結党宣言
日教組、2・7ベトナム反戦中央集会
8 最高裁、全逓の安西郵便局点検闘争事件に対し実刑の原判決を破棄し執行猶予の自判
11 総評民間単産会議全体会議、賃金、合理化問題、産業政策論争について意見統一で話合い
12 同盟のIMF・JC対策委、意見調整は同盟大会当日まで持越
13 国鉄当局、昨年末闘争に対し動力車二八〇人、国労八名の処分を通告
14 「建国記念の日」に対し、各地で抗議集会
化学同盟第一九回臨時大会（～13日）春闘方針を決定
全都単一労組一万人決起集会ひらく
全相銀連の九単組は全相銀連の体質改善を要求していたが、中央執行部との話合い決裂、九単組は新産業別組織結成の方向
公明党第四回定期大会、新委員長に竹入義勝、新書記長に矢野絢也など衆院中心の新人事
同盟第三回定期大会（～16日）一九六七年度運動方針を決定、IMF・JCについては「連携の場としてこれを評価する」と

沖縄教公二法阻止闘争

の和田委員会の結論を承認

15 全鉱第五二回臨時大会（～15日）春闘方針を決定

合化労連第三六回臨時大会（～15日）春闘方針、新化学との統一方針を決定

労働省、雇用対策基本計画案をまとめ雇用審議会に諮問

損害保険労働組合連合会（損保労連）結成大会

16 第五五特別国会召集

全国金属第一九回臨時大会（～17日）春闘方針を決定

日本共産党第三回中央委総会（～18日）総選挙の総括と地方選挙方針

17 総評第八回長期路線委員会、岩井事務局長から討議要綱（岩井試案）提出

第二次佐藤内閣発足

18 民放労連第二二回臨時大会（～19日）春闘方針を決定

19 三洋電機労組中央委、仕事別・熟練度別賃金制度の受入れ決める

美濃部亮吉氏は社会党からの要請で東京都知事選に立候補することを条件付で内諾、25日政策・人事・選挙活動等に条件をつけ正式に受諾

20 全織同盟第二二回定期大会（～23日）一九六七年度活動方針を決定

国鉄労組中央委（～22日）反合理化闘争で交運共闘、公労協の統一スト反復決める

新化学、合化労連からの統一呼びかけは検討する必要はないとの態度を決める

炭労、石炭産業再建対策を要求、第一次中央行動に入る

公務員共闘、第八次賃金方針草案を決める

21 社会党と総評は、都知事選に美濃部支持の幅広い支援組織を作るなどの申合せを行なった

社会・民社・公明三党の国民生活問題に関する政策協定まとまり政府に申入れ

22 全造船機械第二八回臨時大会（～24日）組織強化対策、春闘方針を決定

全国・中央両実行委主催、ベトナム侵略反対・エンタープライズ寄港阻止・米原潜入港に抗議する2・22中央大集会

佐々木社会党委員長は京都で民社党は第二保守党的本質を暴露と発言、西尾民社党委員長は重大な侮辱と反論

23 春闘共闘委代表、政府に一一項目の統一要求実現を申入れ

第三回全国出稼者総決起大会

牛乳生産危機突破全国酪農民総決起大会

24 沖縄、教公二法阻止共闘会議、三万のデモで立法院を包囲、教公二法事実上廃案となる

鉄鋼労連第三六回臨時大会（～25日）春闘方針、闘争体制の確立について決定

25 自民党、都知事候補に民社党の推す松下正寿氏を共同推薦と決定

道路公団労組部分無期限ストに突入

25 米原潜スカルピン号寄港抗議横須賀大集会

出版労協第一三回臨時大会、春闘方針を決定

新教組第五回拡大委員会、新組織結成まで新教職員組合連絡協議会として進むことを確認

27 全日自労第二四回臨時大会（～28日）失対打切り粉砕一千万署名運動を中心に運動方針を決定

総評第三三回臨時大会（～28日）

恵庭判決

春闘方針、統一地方選挙闘争方針を決定
日高教（左派）第二三回特別大会（～28日）春闘方針を決定
一般同盟第二回全国大会（～28日）運動方針を決定
東京地検、日教組委員長、書記長および都教組委員長を起訴
雇用審議会、雇用対策基本計画案をほぼ原案通り認めると答申

3月

1 炭労第五一回臨時大会（～3日）特別年金制度、離職者対策などを要求する石炭政策闘争で18日に全山二四時間ストを決定
東京高裁、勤評反対一斉休暇闘争に対する賃金カットに対して天引きの時期は翌月までが限度との新判例を下す

2 春闘第一次統一行動、中央集会六万、全国約一〇〇カ所七〇万人が参加して集会デモ
ゴム産業労働組合全国協議会（ゴム全協）結成大会、ゴム労会議、ゴム労連など五団体八万五〇〇〇人を結集

3 海員全国評議会（～4日）労働協約改定闘争について審議
部落解放同盟第二二回全国大会（～4日）
鐘淵化学労組、待命休職制度の協定案を正式に拒否

4 民社党第六回拡大中央委、統一地方選挙に臨む活動方針を決定
社会党第四三回拡大中央委、総選挙総括と統一地方選挙対策

5 政府、物価安定推進会議初会合、総評・同盟・中立労連代表も参加

7 春闘共闘委中央討論集会（～10日）権利確立・社会保障・組織・全国最賃制確立・物価の各討論集会および第三回内職大会

8 全炭鉱、年金実現要求中央決起大会

9 総評主婦の会主催、第三回内職大会（～10日）
自民党第一九回定期大会

10 全ト労連第三回臨時大会、春闘方針決定

11 社会党、共産党が東京都知事選の政策協定に調印

11 新産別賃闘中央集会
道路公団労組、職務給反対波状スト（～13日）

13 春闘共闘委代表、労相に全国一律最賃制、失業保険法改正問題などの要求書を提出
日本共産党、「赤旗」紙上で北京放送の「党と日中友好運動に対する攻撃」に対する反論

15 公労協、賃金・当事者能力問題で対国会行動を展開（～17日）
紙パ労連第三九回臨時大会（～16日）スト権を確立
民放労連、賃上げと時短で時限スト

16 同盟、産業再編に伴う事前協議制の確立などを政府に申入れ
国公共闘統一賃金闘争方針案を決定

17 明るい革新都政をつくる会結成総会、都民へのアピール発表
炭労・全炭鉱・炭職協、18日の特別年金制要求統一スト延期
動力車労組、30日に東西二拠点で四時間スト決行を決定
公務員共闘、一律八〇〇〇円統一要求案を決定
政労協第一五回臨時大会、賃金闘争方針を決定
全駐労臨時大会、退手闘争の体制確立促進

18 私鉄総連の交渉方式確立のための時限ストは大部分が回避、三組合のみ実施

19 春闘共闘委主催、第三回春闘勝

東京都知事に美濃部氏当選

利うたごえ大集会
20 日本共産党「赤旗」紙上で「人民日報」の干渉を糾弾
資源労連第三回定期大会（～21日）運動方針を決定
22 公労協第一次統一行動（～25日）
24 金属共闘主催、金属労働者総決起集会
日本生産性本部、昭和42年労使関係白書を発表
25 国労など公労協各組合の公労委への調停申請はじまる
公務員共闘代表、政府に統一要求を手渡す
全自運第二三回臨時大会、スト権を確立
27 自動車労連、IMF・JCへの正式加盟を決定
労災保険審議会、労災保険法の強制適用についての改正案を妥当と答申
28 国鉄労組の新幹線二人乗務闘争前日提示された当局案で妥結
29 札幌地裁、恵庭事件に対し自衛隊法の違憲問題に触れずに無罪判決
30 春闘共闘委、春闘第二次統一行動、全国一七〇ヵ所に二〇〇万人が参加、地域集会、デモ、七単産が時限スト
IMF・JC第八回協議委員会
10 自動車労連と三菱横船の正式加盟を承認、賃闘連絡会議の推進など当面の諸活動方針を決めた
11 動力車労組、格差賃金問題などの二拠点時限ストを中止
13 道路公団労組職務給反対争議妥結
15 海員労働協約改定最終団交、外航1日朝決裂
18 国鉄当局、国労・動労・新国労に対し第三次長期計画にもとづく二年間に五万人配転など合理化案を提示
31

4月

1 海員外航、スト投票指令
2 海員争議、内航妥結
4 三公社五現業調停委発足
IMF・JC初の賃金闘争連絡会議、賃闘アピール発す
5 春闘共闘委、4・18第三次統一行動を軸に実力行使集中を決定
6 鉄鋼労連スト投票結果、八幡などでスト権確立ならず
関東経営者協会第二二回定時総会
7 海員外航スト権確立
19 労働省、定年延期についての見解まとめる
21 鉄鋼大手五社、定昇別三二〇〇円（定昇込四三〇〇円）回答
海員外航争議、基準内四五〇〇円などで妥結、新労働協約に調印
22 日経連賃金委、「長期賃金協定に関する考え方」をまとめる
統一地方選挙第一陣、都道府県知事・道府県会議員・二大市長・五大市議選挙実施、16日の開票結果、東京都知事に美濃部亮吉当選、初の革新都知事誕生
春闘共闘第三次統一行動、民間一八単産六〇万人が一時間から二四時間のスト、全国一二〇ヵ所で決起集会
25 中央職業安定審議会、失業保険法の改正に少数意見を付し労相に答申、総評は反対声明
日経連第二〇回定時総会、「新情勢に処するわれわれの見解」を採択
佐藤首相、衆院決算委で武器輸出を肯定、問題化
電機労連四組合七二時間ストに突入
春闘共闘委、公労協・私鉄を中心とした春闘終盤の闘争方針を

決定

26 全鉱六組合四八時間スト、27日朝までに妥結

28 統一地方選挙第二陣、市町村長・議選挙、長野県塩尻市で史上初の共産党市長誕生

28 第五回沖縄返還要求海上大会開く、那覇市で祖国復帰要求県民総決起大会、一七万人参加

29 日本共産党「極在日和見主義者の中傷と挑発」と題する評論員論文を「赤旗」紙上に発表

30 同盟、メーデーの近代化について総評などに申入れ

5月

1 第三八回メーデー、全国約八四〇カ所に六六〇万人参加
中央メーデー六〇万

2 私鉄大手三五〇〇円回答、総連はこれを拒否

3 佐賀県杵島炭鉱で落盤、一〇人死亡

4 私鉄総連、17日・21日の二四時間ストを決定

5 農村労連第三回定期大会（～7日）新運動方針を決定

6 総評、中央最賃審議会に出席せずとの態度を確認
国労、17日・21日・24日の三波のストを決め指令

8 相銀友好組合代表者会議、相銀労連の結成と綱領案など決定
西尾民社党委員長、辞意表明
公務員共闘春闘第二次統一行動（～10日）中央陳情行動

9 電労連中央委、IMFからの要請にもとづくIMFおよび同JCとの意見交換に臨む態度を検討

10 石炭鉱業審議会、炭鉱特別年金制度で答申
交運共闘・公労協、17・21・24日の統一ストを決めスト宣言
私鉄総連の産業別最低賃金一八歳一万六〇〇〇円で妥結

13 東京都議会、二副知事を否決
東京地裁、都公安条例の許可条件（ジグザグデモ禁止）に違憲の判決

15 総評第四回評議員会、春闘第四次、第五次統一行動を設定
私鉄大手賃上げ四三〇〇円で解決、17日のスト中止
社会主義運動研究会（社会党江田派）、労組の政党支持自由など党再建運動に対する態度を打出す
春闘共闘第四次統一行動（～20日）最賃、CO中毒立法、失保・健保改悪反対要求で国会陳情

16 日教組第三二回定期大会（～19日）運動方針など決定、宮之原委員長は労働戦線統一に関する宝樹構想を批判
炭労賃闘集団交渉決裂

17 中央最賃審議会、総評不参加のまま最賃制改善についての答申を決め労相に提出
政府、公労委の調停案が昨年の実額を上回ることを了承
労災保険審議会、炭鉱のCO中毒立法は必要と答申
公労協第一波統一スト、動力車拠点二時限ストをはじめ各組合時限スト、職場集会実施

18 同盟の各種審議会参加申入れに対し政府回答、経審など承認
市銀連第一二回定期大会（～12日）

20 全銀総連第一一回総会

21 私鉄中小一三四組合二四時間スト突入、九七組合終日スト実施
中東情勢緊迫化

22 郵政省、全逓の17日のストに一二五一人の処分を発表

23 公労委、六・五%プラス三〇〇円調停案に組合側の同意得られ

私鉄産別最賃18歳18,000円確立

24 ず、仲裁移行を決定
公労協、仲裁移行に伴いスト中止を決定、各単産スト中止指令
私鉄中小六三組合二四時間スト

25 全炭鉱四八時間スト、一方八一円の回答は拒否

26 同盟第一二回中央評議会（～27日）当面する活動方針を決定

27 炭労六社四八時間スト
私鉄中小四〇組合第三波四八時間スト
社会保障制度審議会、CO中毒立法の必要を答申

28 政府、最低賃金法改正案を国会に提出
全食品同盟第二一回定期大会（～29日）、新運動方針を決定
砂川基地拡張反対集会、中央実行委主催および全学連二派主催の三つの集会

29 春闘共闘第五次統一行動（～31日）最賃など四大要求で国会陳情、集会
全炭鉱第一五回定期大会（～31日）年金・賃闘総括、運動方針
全日通第二二回定期大会（～1日）運動方針を決定
炭労と全炭鉱の賃上げ闘争、一方八六円と一時金三五〇〇円で妥結

30 電機労連第一五回定期大会（～2日）JC強化による労働戦線統一気運醸成などの運動方針
信越化学労組臨時大会、合化労連脱退を決定

31 公労委、仲裁裁定示す、六・五%プラス三〇〇円
日高教（一三県派）第二四回定期大会（～3日）運動の総括と新運動方針決定

6月

1 総評、運動方針第一次草案発表
鹿児島県教委、宮之原日教組委員長を懲戒免職処分

2 公労委、仲裁裁定書を交付、閣議も完全実施を了承
同盟産業政策委初会合

5 イスラエルとアラブ連合戦闘状態に入る

6 IMF・JC第六回拡大協議委、六七年度活動方針を決定
信越化学労組、合化労連脱退を正式決定
日本共産党第六回中央委総会（～9日）統一地方選挙闘争を総括、機関紙拡大、ベトナム人民支援強化の方針決定

7 春闘共闘委、春闘総括、賃上げ率平均一三・一%、四六一四円
ILO第五一回総会（～29日）二条約、四勧告、六決議採択
日産・プリンス両労組統合大会

8 憲法擁護都民連合、国会周辺デモ禁止に対し行政訴訟を起す

9 造船総連第一七回定期大会（～12日）春闘報告、運動方針承認
社青同第七回定期大会（～11日）

10 日高教一五県派第二三回定期大会（～12日）一三県派との統一方向確認

11 日教連第二次結集大会

12 化学同盟第二〇回定期大会（～13日）化学戦線の統一促進の運動方針

13 新産別中央委（～14日）労働戦線の情勢と任務を決定
海員全国評議会（～14日）リコール運動委の責任者堀次氏を一年間の権利停止処分

14 全国運輸第一一回評議員会（～15日）全ト労連との組織統合などを決定

15 人事院総裁、公務員給与改定七%引上げ勧告を示唆

19 全郵政第三回定期大会（～21日）組織拡大重点の運動方針
民社党第九回定期大会（～21日）

18 全電通第二〇回定期大会（～3日）実害回復協定による一年間の休戦状態破棄を確認
春闘第六次統一行動

21 戦線統一問題で宝樹提案の方向を確認した運動方針を決定
新国労第六回定期大会（～1日）単一体移行の方向で討議
全建総連、健保失保改悪反対などで総決起大会

30

23 新委員長に西村栄一氏を選出
海員の堀次氏は処分を不当とし全国大会に抗告すると通告

25 エンタプライズ「寄港」阻止、米原潜抗議横須賀大集会

27 全逓第一九回定期大会（～1日）

序章

この時期の概観

1　国際情勢と国内政局の動き

前年にひきつづきベトナムにおける侵略戦争は、いっそうその激しさを加え、すでに朝鮮戦争をはるかに上まわる規模にまで拡大した。ベトナムに参戦している米軍の数は六六年一〇月に朝鮮戦争時の最高水準をこえ、六七年四月には四三万八〇〇〇人と二年前の一四倍以上となり、これに第七艦隊の七万、タイ基地の三万五〇〇〇、グァム島基地の八〇〇〇を加えると五〇万をはるかにこす米軍が直接戦争に参加している。さらにタイ、フィリピン、韓国などから約五万、南ベトナム政府軍を加えると総兵力は一二〇万に近い。それでもなおいっそうの増強がせまられる情勢にある。六六―六七年の第二回乾期攻勢作戦（従来最大の「ジャンクション・シティ」作戦をふくめて）もはかばかしい戦果があがらず、「大きなから振り」と西側報道で伝えられただけでなく、逆にほとんどの基地や都市が解放軍の攻撃をうけ、米軍の損害は増大した。ジョンソン大統領の六七年年頭一般教書には、「われわれはもっと多くの費用と損害、もっと多くの苦脳に直面しなければならない」と、今までになく悲観的な調子があらわれたが、中ソの対立など社会主義陣営の不団結を利用しつつ、六六年六月のハノイ・ハイフォン郊外の「聖域」爆撃から、一二月のハノイ市中心部の人口密集地帯その他の無差別爆撃、六七年五月の一七度線南の非武装地帯への侵入と、つぎつぎにエスカレーションをつみ重ねながら、アメリカはこの宣戦布告もないベトナム人民相手の戦争に、莫大な戦費（六七年度の直接のベトナム戦費二〇四億ドル）と、膨大な兵員、航空機、艦艇、毒ガス、ナパーム弾、ボール爆弾などの非人道的兵器までつぎこんで、たたかいをつづけた。アメリカの国際的孤立は強まり、国内の厭戦気分は高まり、あせりは増大した。さらにそれは、そのご朝鮮の三八度線付近での挑発行為、イス

ラエルのアラブ侵略などの形に波及し、世界平和の大きな脅威となっている。

佐藤内閣はこうしたアメリカのベトナム作戦行動を支持し、それに積極的に協力した。国会の答弁でも、「アメリカと防衛的な安保条約を締結しておる、こういうわけでありますから、中立の立場をとっておるというわけではありません」（椎名外相、六六・五・三一）、「ハノイ、ハイフォン近郊の攻撃はやむを得ない」（同、七・一六）、「いわゆるエスカレーション反対、北爆反対の説には賛成をいたさない」（佐藤首相、六六・七・一四）、「アメリカが使っている毒ガスは、警察で使っておるようなものと同様であり、非致死のものであると非難することは当らない」（同、六六・四・二八）と公言し、原子力潜水艦や原子力空母の寄港も当然のこととして承認している。

日本は、ベトナム侵略の最大の作戦、補給基地にされ、軍需物資の生産、供給、修理、輸送から、沖縄など全土の米軍基地をはじめ、民間飛行場、港湾、工場、造船所、病院、演習場、保養地、また輸送船ＬＳＴ乗組員の供与など、さまざまな形でこれに利用されている。アメリカ上院軍事委員会の報告書にも、「日本の基地がなければ、東南アジアにおける作戦は重大な困難におちいるだろう」と書かれた。それだけでなく、第三次防衛力整備計画、徴兵制のための自衛隊適格者名簿の作成、小選挙区制問題、紀元節祝日、「ブルラン作戦」計画、佐藤首相の韓国訪問、三木外相のアジア・太平洋理事会閣僚会議への出席などは、いっそう積極的な日本政府の軍国主義的姿勢を明らかにした。

六六年の夏からあいついで暴露された「黒い霧」汚職腐敗事件も、以上にのべたことと関連し長年にわたる自民党政府の財界利益代弁の政治の「積年の病弊」の所産であり、政治の仕組みそのものと深い結びつきがあることは否定できない。政界・財界・官界と結ぶ不正・汚職・腐敗・醜聞は、つぎつぎと表面化し、自民党の政治責任が大きく問われた。衆院決算委員長をしていた田中彰治自民党代議士が、東京地方検察庁から詐欺・恐かつ・背任などで起訴され、国税庁から告発をうけているのに、衆院議長が野党の除名要求をおさえて議員辞職を許可した矢先に、荒船運輸相は、就任早々八月上旬に

各業界との懇談会を開いて個人後援会への加入を勧誘し、また国鉄ダイヤの改正にあたって自分の選挙区にある上信越線深谷駅に上下四本の急行列車を停車させるよう割込ませ、その上田中彰治事件との関係を追及されて辞表を提出せざるをえず、首相も解散を控えてこれを受理せざるをえなくなり、また上林山防衛庁長官は、統幕議長以下約二〇人の防衛庁最高幹部をしたがえ自衛隊機二機で「お国入り」し、しかも恐かつ事件で保釈中の雑誌社社長が議員秘書として同乗するという公私混同の選挙運動が追及されて退任し、さらに「共和製糖事件」では、重政前農相が重役として関係していた共和グループ四社が、農林中金などから七五億円にのぼる巨額の過剰融資を受けたことや政治献金が追及されて国会委員会は大混乱し、その他にも、私的随員をつれて「難問をよそに観光旅行」して批判を受けた松野農相事件、大証社長との関係を暴露されて辞任した山口衆院議長、あるいは台湾バナナ輸入をめぐる通産省関係の利権問題、大分、茨城、奈良、福井、高松等の地方汚職事件などがつぎつぎと暴露された。こうした「黒い霧」の続発のなかで、六六年九月の毎日新聞社の全国世論調査では佐藤内閣支持率は二六・二％と激落して同紙世論調査の最低記録を出し、安保強行採決時の岸内閣支持率すら大きく下まわり、さらに一一月末、自民党総裁公選直前の朝日新聞社の世論調査では二五％（四月の同調査では三〇％だった）にまで低落するにいたった。内閣にたいする支持率が二〇％台に落ちると、その内閣は末期的な段階に入ったと判断するのが常識である。自民党総裁選挙でも、佐藤批判票は三七・一％となった。自民党の孤立化は深まり、国民のたかまる怒りと解散要求の声、そして野党連合の活発化した共闘反撃の前に、自民党は、小選挙区制を強行する余裕もなく、国会の単独審議、単独採決など議会の民主的運営をふみにじったうえ、解散に追いこまれた。

六七年一月に総選挙がおこなわれた。自民党は五二年の総選挙以来一貫して得票率が低下しているが、今回の低下率はとくに大きく、ついに五〇％を割って国民の過半数の支持を失ったことが示され、その地盤であった農村地帯でも相当の票を失った。当選者数では解散時より一議席減に止まったが、前回総選挙とくらべると、定員総数が一九増えているのに

六議席減少している。しかし依然として自民党は過半数の議席を占めた。

社会党は予想に反して、当選者数も得票率も減少した。民社党は得票率は変わらないが、当選者を増加させた。共産党および無所属は得票をかなり増加させ、当選者もふえた。初参加の公明党の進出も顕著であった。

つづいて四月には、知事・市町村長・道府県会議員・町村議会議員などの統一地方選挙がおこなわれた。焦点となったのは東京都知事選挙であった。自民党はこれに全力をかけ、民社党の推す松下候補を共同推薦したが、社会・共産・民主勢力の推す美濃部候補に大差をつけて敗れ去り、画期的な「革新都知事」が出現した。道府県会議員選挙でも、自民党の後退ぶりはいちじるしく、四四選挙区のうち二七県で得票率が減少し、二六府県で議席数を減少させた。一〇名以上の議席減となったところも三県あった。これにたいして共産党の進出はめざましく、議席を倍増して三七名を当選させ、得票もいちじるしい伸びを示した。

社会党は、与党支持率低下のなかで第一野党としての有利な情勢にもかかわらず、党内派閥の対立が深まり、宿望の党勢拡大も果たしえなかった。六六年一二月の第八回大会で佐々木執行部体制が固められたものの総選挙に敗北して一時は佐々木体制の危機も噂され、都知事をはじめとする統一地方選挙でようやく面目を保った。民社党は総選挙に党運をかけ、早くから総選挙および地方選挙活動に取り組んで相当の議席数を獲得し、西尾委員長引退の花道がつくられ、六七年六月の第九回大会で西村委員長、春日書記長の新執行部が発足した。共産党は六六年一〇月の第一〇回大会で自主独立の路線を確定し、党勢を拡大し、総選挙および統一地方選でのめざましい進出をみせた。しかし国際的な中ソおよび日中共産党間の不団結と対立は、国内の政治的諸運動にも不幸な混乱と不統一を生んだ。

2　「好況」と「産業再編成」下の雇用と労働政策

一九六五年の秋を底にして回復しはじめた景気は、六六年を通じて工業生産の年増加率二〇％という高い速度で上昇をつづけ、後期にはそのテンポをいっそうはやめた。民間企業の設備投資の増加がそれを大きく促進し、その傾向は六七年前期にもひきつがれた。六七年二月の諸調査によると、製造業の設備投資計画は三七・五―四三・五％増と高く、六〇―六一年の設備投資ブームに迫る投資率を示し、「景気過熱」への警告も聞こえるようになった。「好況」は本格化し、六六年はじめにはまだ一七あった不況カルテルは六七年はじめまでにすべて姿を消した。重化学工業化は大きく進み、鉄鋼・機械（なかでも輸送機械）・化学（なかでも石油化学製品）などの諸部門の生産拡張は顕著である。工業生産の拡大と重化学工業化の進展は、資本の集中と独占の強化の土台となった。不況期に進行した集中と独占化（「寡占化」）は、「資本自由化」が強行される情勢を目前にしていっそう積極的に進められた。六七年三月、政府は、新長期計画として経済審議会が作成した「経済社会発展計画」を今後の経済運営の指針とすることを正式に決定し、財界もそれを支持したが、この計画の主柱とされたものは「経済の効率化」であった。「資本自由化」を前にして、国際的競争力を強めるためには、企業合併・業務提携・共同投資・投資調整などによって産業体制を整備し、経済の効率化をはからなければならないというのである。六六年から六七年にかけての企業合併・吸収として、日産とプリンス、川崎重工業と横山工業、三菱化成と東海ガス、三井造船と藤永田造船などがめだったが、それらと並行して、トヨタと日野、いすずと富士重工、東芝と石川島播磨、日本鋼管と佐世保重工、日立造船と川崎重工業、石油化学部門での諸提携、合成繊維部門での鐘紡・帝人・日レの提

携などの関係が結ばれ、合併・系列化・企業集団化などさまざまの形で、また外資（主にアメリカ資本）との密接なつながりのなかで、独占化が進行した。大企業の利潤率もいちじるしく好転し、またベトナム特需や巨額の財政資金にたすけられて、東南アジアへの進出を強化した。

一方、中小零細企業は、景気の好転にもかかわらず、採算は改善されず、銀行取引停止処分者件数や負債額は大幅に増大し、欠損企業は増加し、企業の整理倒産件数はひきつづき高水準のまま増加している。企業倒産は、六五年の六一四一件につづいて六六年も六一八七件、六七年一―四月も月平均六一五件を数える状態である（東京商工興信所調、負債一〇〇〇万円以上のもの）。いったん倒産した企業の再建は困難で、倒産企業の半数近くは廃業となってしまう（「経済白書」、一九六七年度版）。中小企業金融公庫の六六年度第四四半期の「中小企業動向調査」によれば、中小企業が当面の経営上の問題点としてあげているのは、求人難、コスト増、合理化不足、生産能力不足、製品安の順であった。中小企業の「近代化」や「流通革命」などの政策は、中小零細企業の没落をいっそう促進するものとなった。農業では、六〇年以来、生産の停滞化傾向がいちじるしくなり、アメリカからの輸入圧力がとくに強く生産縮小の顕著な小麦（六六年にはすでに国内自給率二〇％）や大豆（同一〇％）だけでなく、稲作も停滞をつづけ、「成長部門」である畜産や果樹も増産は頭うちしはじめた。農民経営の解体化、農民層の分解は、複雑な形をとりながらするどく展開し、ごく一部の富農的な層を別として、ますます多くの農民が農業だけでは生活できなくなり、二三男はもとより経営主や跡つぎまで、兼業、出稼ぎ、離村などの形で半プロレタリア化・プロレタリア化してゆき、土地その他の生産手段の喪失が進行した。農家数・農業人口・農業従業者数は減少をつづけ、農家総数のうち専業農家は二〇％にすぎなくなっている。

六六年の全国就業者総数は前年にくらべて九九万人（うち女子四三万）、一〇年間（一九五六年以来）に六五〇万人増加した。農林業就業者の減少にたいして非農林業就業者が増加したが、最近は製造業就業者よりも流通部門、サービス部門、

建設業などの就業者増がめだっている。前年とくらべて、卸売・小売業は四四万、サービス業は三三万、製造業は三〇万、建設業は二一万の増加であり、一〇年前にくらべると、農林業の四五〇万人の減少にたいして、非農林業は一一〇〇万人増加し、製造業は三八二万、卸小売二五六万、サービス業一七五万、建設業一四六万の増加、鉱業は一〇万の減少となった。就業者の産業別構成比率は、この一〇年間に農林業が三七%から二三%に減少したのにたいし、非農林業は六三%から七七%に増大し、そのうち六六年の構成比率では、製造業二四・五%、流通・サービス業三七・一%となった。次に就業者中の賃労働者（雇用労働者）をみると、非農林業賃労働者はひきつづき増大し、一〇年前にくらべ一〇九二万人増加して二八六二万人（農林業賃労働者を加えると二九〇二万人）となり、就業者総数の五九%（五六年には四二%）を占めることになった。しかし全体として雇用の増加率は停滞し、鉱工業生産の顕著な増大にもかかわらず、六六年の全産業雇用指数は対前年比わずか一・二%増で不況の六五年の増加率さえ下まわった。建設業や流通部門の雇用増加傾向にたいし、とくに製造業における雇用は前年比で一%の減少となった。このため賃労働者の部門別構成においても、製造業の地位は低下し、商業・サービス部門の賃労働者は製造業のそれを上まわるにいたった。企業の規模別にみると、中小零細企業の割合が増大している。

一般に人手不足、「労働力不足」の状態がつづき、とくに中小企業の求人難は増大している。中小企業における若年層労働力の不足は、中小企業の採算条件が好転したためではなく（倒産は増加している）、大企業による若年労働力の優先的な獲得と若年層の高い離職率のためであり、中高年齢層労働者の採用は、主にこの若年層労働力の採用難のためであった。パートタイム雇用や季節雇用も最近増加傾向にある。新規学卒就職者については、中卒就職者が大幅に減り、高卒就業者が増加した。企業間移動は、若年層、短期勤務者を中心に大きく、離職者の再就職による小規模企業への流入は増大している。この期間に雇用調整をおこなった大企業も多いが、その方法は従業員の増加抑制・有効活用などが中心であり、解雇

の形をとったものはそれほど多くはなかった。中小企業の倒産はひん発したが、それは失業者の増加としては統計面にあわれていない。これは、小規模企業への移動、賃金の低下、労働条件の悪化、不安定な就業などの形で分散していったものとみられる。「合理化」による人員整理・首切りは、炭鉱の閉山による一括離職から、企業の合併や業績不振などにもとづく「希望退職」募集や指名解雇など種々の形でおこなわれた。

労働力人口の増勢が鈍化し、中高年齢層の比重が高まり、中卒をはじめ新規学卒労働力の供給が減少する一方、企業の労働力需要（とくに技術者や若年層労働力）の増勢は持続し、これらの傾向が将来いっそう強まる見通しが明らかとなったため、政府は六六年七月に雇用対策法を制定し、以後それに則した諸施策の具体化を進めた。すなわち、「労働力過剰経済から労働力不足経済への移行」に対処するため、労働力の有効な活用とその適正配置を強化し、過剰な労働力を内包する地域・産業・企業から、その不足する方面への労働力の流動化を促進し、その過程において需要の変化に即応した労働力を資本に供給するための職業訓練や職業指導に重点をおき、中高年齢層を中心として求職者や失業者に職業訓練や広域職業紹介を促進し、その間の生活費等の助成措置を拡大し、離職や企業間移動が多く職業に不満の大きい若年層には職業指導（適職指導）や企業へ定着するような指導を強化するなどの諸施策であった。失業保険の「適正化」や失業対策事業の「正常化」なども、こうした政策の一環をなすものであり、またこれらの雇用政策は企業内の労務管理面にまでおよんでいった。

雇用対策法の重要な柱をなす「雇用対策基本計画」は六七年三月に閣議決定され、いわゆる経済発展計画の一環として織りこまれることになった。この「計画」は、六七年以後五年間を計画期間とし、技能労働力の養成確保、中高年齢者の雇用促進、不安定雇用の改善などを重点施策とし、「職業能力と職種を中心とする近代的労働市場の形成」を目標とするものであった。

自民党の「労働憲章」、労働省の「新労働政策」、衆院社会労働委員会での早川労相の所信表明などに示された労働政策

の基本線は、「産業再編成」に対応する「労使関係の近代化」、すなわち年功秩序や終身雇用を克服して西欧型の流動的な労使関係を作りだし、労働組合運動にたいしては、階級対立を排除し、「国益尊重」「労使協調」を力説する「労働組合主義」を強調することであった。七年かけてできた「労使関係法研究会」の報告書は、その教科書的な役割をもっている。日経連の組合対策の基本も、階級的労働組合を否定し、労使協調、労使一体の理念にもとづく企業別労働組合の育成であり、労務管理については、年功主義から脱して能力本位の少数精鋭主義を強調し、青少年対策の強化をはかろうとするものであった。労働組合の「産業政策」論も、こういう政府、自民党、経営者団体の労働政策に対応する面をもっていた。

3　賃金・労働条件と勤労者の生活

六六年の名目賃金は「好況」のもとで平均一〇・八％という高い上昇を示したが、そのうちかなりの部分は一時金と超過勤務給の上昇によるものであり、所定内給与による上昇分(定期昇給をふくむ)は六・六％で、前年および前々年を下まわった。これは初任給の上昇率が鈍化したことと、中小企業の賃金上昇率の低いことなどによるものであった。実質賃金の上昇率は、消費者物価騰貴のため、五・四％にとどまった。一方、労働生産性の上昇率は一二・四％（六五年は五・三％）と大幅に上がり、賃金上昇率を上まわっているため、賃金コスト指数はとくに六六年度後半期から低下し、六六年一〇―一二月には前年同期より四％、六七年一―二月には同じく六・二％の低下となった。このため日銀調査の付加価値生産額の上昇率はいちじるしく、長期的にみて金融費用や減価償却費が増大してゆくのにたいして人件費は低下傾向を示している。欧米の賃金にくらべて、わが国の低賃金水準は依然としてかなりの差を保っ

たままであり、労働省の「賃金構造基本統計調査」（六六年四月）によれば、全労働者の二七％、一〇〇人未満企業労働者の三四％、女子労働者の七三％が二万円未満であり、全労働者の過半数、男子では四割弱、女子ではほとんどが三万円未満の賃金しか受け取っていない。また、賃金不払件数は「好況」にもかかわらず前年より五・二％増加している。

他方、支払形態については、「合理化」の進展にともなって大企業を中心とする職務・職能給の導入がめだち、金額が基本給に占めるウェイトはまだ低いが、職能給は五〇〇〇人以上の製造業事業所の四〇・五％、一〇〇〇―四九九人規模の一八・八％、また職務給は五〇〇〇人以上の事業所の三〇・二％において採用されている。次に賃金格差をみると、一般に格差縮小の傾向にあったが、製造業の規模別格差が五九年以来八年ぶりに拡大したこと、および生産労働者の男女間格差も前年より拡大したことなどが注目される。規模別格差が拡大したことにはいろいろな原因があるが、新学卒者の初任給の上昇率が急落したことによるところが大きいと考えられる。年齢別格差は全体として縮小傾向にあるが、二〇―二四歳を基準としてみると、それと中高年齢層との格差は逆に増大している。これも初任給上昇の急激な鈍化にもとづくものであろう。常用労働者の賃金は、六四年以降一貫して低落傾向をみせている。これには、パートタイマー、転・離職者、中高年不熟練労働力の供給増加が一大理由をなしていると思われる。

労働強化、すなわち単位時間あたりの労働強度の増大は多種多様な形をとり、いっそう組織的にそれはしばしば個々の労働者には気づかれないような方法でもおこなわれた。独占資本は「資本自由化」を前にして競争力を高めるため、「合理化」のもっとも基本的な形態である労働強化を増大し、犠牲を労働者に転嫁しているのである。生産の増加にもかかわらず、各産業において、直接の首切りのほか、新規採用ストップ、退職者の非補充、希望退職、配置転換、下請外注化などの形による人員削減が一般化したが、これによって各労働者の仕事の量はふえ、労働強化がつよまった。労働強化と人員削減は相互に促進し合って労働者への攻撃を強めた。仕事量を増大させただけでなく、労働者を最大限に働かせるため

のあらゆる手段がとられた。「能力主義」あるいは「少数精鋭主義」の名のもとに、少数の定員で労働者を徹底的に働かせるための労務管理手段がつぎつぎと動員された。定年延長も能力主義と結びつけてだされており、能力検定制度や昇進試験制度もひろまった。新式のＩＥ（産業工学）やＷＦ（動作時間標準法）やＱＣ（品質管理）などの諸方法を利用した「科学的」な要員査定や仕事量の管理などによって、資本にとってのいっさいのロスをなくし、徹底的に働かせる仕組が作られ、また新式の機械を導入するなど、あらゆる手段を総合して巧妙に労働密度が高められた。いくつかの大企業では電子計算機を採用したり、雑務を排除したりして事務部門、間接部門の「合理化」が大幅に進められ、直間比率（直接部門に従事する人員と間接部門に従事する人員の比率）を改善し三割も人員を削減したところもあった。タイム・レコーダーを門から職場内に移すことによって、着替えや作業準備などを時間外扱いにし、所定内労働時間を実質的に延長するなどの方法によって、「時間管理」が強化されたり、交替制の勤務が増加したりしている。他方では、費用をかけずに労働者の「自発性」「創意性」を発揮させて利用する方法として、ＺＤ（無欠点運動）、「目標管理制度」などが各産業に広範に導入され、コストを節約するための労働強化がおこなわれている。職務・職能給の導入などの賃金制度の変更がこれらの労働強化の重要な手段として利用されていることはいうまでもないが、また従来減少の一途をたどってきた労働時間が、六六年下期には、所定外労働時間が延長されたために六年ぶりに増加したことも、このことと無関係ではないであろう。

労働災害も増加しており、「合理化」のなかで、とくに災害が大型化する傾向があり、また下請工・社外工などの災害が増加していることが特徴的である。重大災害（三人以上の死傷者をだした災害―交通災害、爆発、崩壊、倒壊など）は、件数においても死傷者においても前年を大幅に上まわっている。また、労働強化にともなって、職業病が深刻な問題となりつつある。すなわち、パンチャー病（金融労働者ほか）、白ろう病（山林労働者）、一酸化炭素中毒（ガス配管労働者、炭鉱）や、視力減退、胃腸病、腰痛症、神経痛、精神障害などが数多く発生し、健康破壊が急速に増加している。なお農村においても、

最近発表された農林省の調査によれば、労働強化によって、農村婦人の七九%、男子でも五五%までが、なんらかの「農夫症」におかされているという。

勤労者の生活にとって最大の圧迫となったのは物価の値上がりであった。日本における消費者物価上昇率は欧米のどの資本主義国よりも高かった。六六年一一月におこなわれた朝日新聞社の全国世論調査においても、内閣にたいする要望として「物価の抑制と経済安定」を望む声が圧倒的に多く三三%を示していた。六六年の主な物価値上がりをみても、年初の消費者米価から、二月私鉄運賃、四月授業料、家賃、地代、七月郵便料金、九―一〇月衣料品、食料品、一二月食料品、六七年一―二月野菜、三月食料品、四月牛乳、授業料、保育料とあいついだ。消費者米価は六五年以来、三年つづけて大幅に値上げされた。政府発表の人口五万以上の都市における消費者物価指数では、六五年を一〇〇として六六年は一〇五・一で前年の上昇率六・六%を下まわった。しかしこの間に物価指数は五年ぶりに改訂された。すなわち、基準年次を変え、品目を増加、変更し、調査地を二八市から一七〇市町村に拡張するとともに、消費者物価上昇寄与率の圧倒的に高かった米、調味料、魚貝などのウェイトを大幅に低下させ、物価騰貴の指数への反映を弱めた。物価問題は当面すでに重要な政治的意味を帯びるにいたったのである。戦後外形的には維持されてきた公債発行の原則がついにやぶられ、六五年度二五九〇億円、六六年度七三〇〇億円、六七年度八〇〇〇億円の発行が予定されることとなり、その物価へのはね返りは必至となった。六七年二月の経済企画庁の消費者動向予測調査によれば、全国の年間所得三〇万円未満の世帯階層では、暮らし向きが悪くなったとするものが三二・四%、よくなったとするものは五・一%に減り、また高所得者層と低所得者層との格差がめだっている。総理府統計局の勤労者世帯の家計調査によっても、世帯主の勤労者収入だけでは生計は赤字で家計費がまかなえないという状態が例外ではなく全国的な傾向になっていることが知られる。被保険者本人負担の引上げをはかる健康保険法の改正は、さらに勤労者の生活にとっての小さくない圧迫となるであろう。また、本年度の「経済

白書」は、国民の生活環境を悪化させるものとしての、産業公害、交通事故の増大、地価上昇、通勤時間・距離の延長などについて特記している。

六七年春から、国際収支の不調を契機として「景気過熱」警戒の声が強まり、引締め政策実施の方向が進められているが、それはまた、雇用と労働条件また勤労者の生活にたいする新たな攻撃をもたらす危険を大きくもっている。

4　労働争議の動向と賃金闘争の経緯

一九六六年度の労働争議は、その件数においても参加人員においても、増加率こそ前年よりやや低くなったが、いずれも増加し、日本労働史上最高の数字を記録した。総件数は前年に三〇〇〇件を突破したが、この年は三六八七件（一日一〇件強）となり、争議参加延人員は一〇〇〇万人をこえるにいたった。春闘は、とくに大企業においては比較的平穏に早期解決し、前年より低調であったが、春闘につづいて公労協の住宅手当争議がはじまり、それが一〇・二一統一ストをピークとする大秋季闘争（公務員給与の大幅引上げ、全国全産業一律最低賃金制の確立、ベトナム反戦、炭鉱の首切り合理化反対の四つの統一要求を柱とする）にひきつがれて展開したことが、この記録を生んだ原因であった。これはまた一〇・二一統一闘争の中心になった公務員および公共企業体労働者がわが国労働運動のなかで占める地位の大きいことを示すものである。

しかし、労働争議のうち、ストライキなどの争議行為をともなった争議についてみると、件数では二〇％ほど前年よりふえたが、参加人員は逆に減少し、争議による直接労働損失日数は戦後最低の数字となった。これは、六六年の労働争議を左右した、大秋季闘争の中心になったのが、スト権の認められていない公務員の組合や公共企業体労働者の公労協であ

ったため、争議行為をともなった争議が少なく、争議行為をともなった場合にも多くは四時間未満の時限ストや怠業の形をとっており、これらの争議行為の場合には労働統計では直接労働損失日数として計算されないために秋季闘争における労働損失日数はきわめて少なく、また春闘における大企業労働者の争議行為が低調であったことが、この労働損失日数をいっそう低めたためである。四時間未満の時限ストと怠業は、件数においても参加人員においても著増し、五年来の最高となった。

全体として民間大企業労働者の賃上げ闘争（政治的要求の争議についても低調であったが）が停滞気味ななかで、公務員および公共企業体労働者の占める役割が増大し、政治的色彩をもつ労働争議の比重を高めた（政治的要求をもつ争議は民間企業でもいちじるしく増加した）。一方、大企業労働者の全般的低調にたいして、中小零細企業の労働者は、賃上げ要求についても、政治的要求についても、最近五年間のどの年よりも活発に争議行為に入っている。産業中分類別にみると、争議件数および参加人員数のふえた産業部門と減少した産業部門があるが、大企業の組織労働者の占める割合が高い産業部門では、一般に争議行為をともなった争議が、件数でも参加人員でも減少していることが知られる。全般的に、大企業、とくに従業員五〇〇〇人以上の企業において争議は減少し、中小零細企業、とくに従業員九九人以下の企業において争議が増加している。

労働争議の結果（解決状況）からみると、労働者側の要求が貫徹して解決した争議および労働者側に有利な妥協によって解決した争議が、争議件数全体のなかで占める割合はますます低下する傾向にあり、争議の条件は労働者にとっていっそうきびしいものになりつつあるということができよう。

一九六六年後半期の主な賃金闘争をみると、夏季および年末の一時金闘争は、全般的に平穏におこなわれ、年末闘争において全国セメントや炭労で一部ストがあったほか、やや早目に妥結をみた。民間の大手の労組では、夏季闘争は、平均

八万五五〇四円の要求が六万七九八円で、年末闘争は平均九万四四〇〇円要求が七万七〇〇円で妥結し、いずれも前年を上まわった。全日通では六八年度から春闘に参加することをめざし、六六年夏には二年分の賃上げを要求して交渉に入り、九月に第一波二四時間スト、第二波四八時間ストを予定したが、突入直前に、一〇月以降三五〇〇円引上げ、六七年四月以降一七五〇円引上げで妥結し、ストは中止された。全繊同盟は、産業別最低賃金一万五〇〇〇円と賃上げ二三〇〇円以上の要求をきめ、各部会は六月から七月にかけて要求を提出、秋には無期限スト体制での統一闘争を計画してスト権を確立したが、中労委あっせん（一部不調）もあり、一〇月上旬までに各部会は一七〇〇―二五五〇円の幅の賃上げで解決し、産業別最低賃金は満額獲得した。公務員共闘の第七次賃闘は、春闘段階から七〇〇〇円の賃上げ要求を出して闘争に入り、人事院勧告が出るまでに五次にわたる統一行動をおこない、八月の人事院勧告（平均六・九％）後は闘争の重点を人事院勧告の完全実施（五月実施）と地方財源の国家保障を要求して一〇月までに第六―八次の統一行動を実施した。閣議が九月実施を決定したため、これを不満として一〇・二一の総評の統一行動のなかで予定通り一時間から半日のストないし休暇闘争、職場集会などをおこなって事実上一〇・二一反戦ストの中核となり、さらに第一〇次までの統一行動を実施した。自民党が臨時国会最終日に単独審議で成立を強行し、公務員共闘の要求は実現しなかったが、公務員共闘としての初の統一ストを成功させた。

一九六七年の春闘は、前年の「不況下の春闘」にたいして「好況下の春闘」といわれ、大幅な賃上げ要求となった。これにたいして日経連は「企業には実力を、賃上げには節度を」をスローガンにし、長期安定賃金によって春闘をなくすべきだと主張した。総評・中立労連の春闘共闘委では一万円賃上げに象徴される高賃金要求を出し、同盟も七、八年で賃金水準を倍増させることを目標に一五％の賃上げを主張した。要求額は、民放労連一万五〇〇〇円、公労協一万―一万五〇〇円、日放労、炭労一万円、私鉄総連八〇〇〇円以上、合化労連七―八〇〇〇円、紙パ労連六―八〇〇〇円と高額化した

が、鉄鋼労連、全造船、電機労連は五〇〇〇円台であり、また多くの単産で産業別最低賃金（大体二万円）を要求した。三月初めに第一次統一行動として四五〇万人参加の職場集会、一〇〇万人参加の決起集会、三月下旬にマスコミ共闘のストで実力行使段階に入り、民間単産の実力行使が集中した四月中旬の第三次統一行動（三七組合スト突入）が前半のヤマ場となった。この間五社中三社でスト権が成立しなかった鉄鋼大手に四三〇〇円回答が出て、これが春闘相場に少なからぬ影響を与えた。公労協と交運共闘の闘争を中心に五月中旬が春闘の後半のヤマ場となった。しかし私鉄大手は自主交渉で四三〇〇円を引き出してストに入らずに妥結し、公労協はこの第一波ストだけで公労委の調停でストを中止した。今年の春闘は「ストなしの春闘」と呼ばれたが、全国セメントは長期の反復ストをつづけ、全自交や私鉄の中小組合は六月以降にまで解決を持ちこした。同盟では、今年から海員組合が新たに春闘に参加することになったため、全繊と全食品の一部をのぞいて同盟傘下の全単産が春闘に参加したが、海員はストを回避して内外航とも四月上旬に妥結し、ストに突入したのは、全炭鉱（四八時間）と全化同盟、全金同盟、造船総連の一部だけであった。

六七年春闘における賃上げ妥結額は平均四〇〇〇円台、賃上げ率一二％台で、金額においては史上最高、賃上げ率では春闘史上最高の六一年につぐものとなった。しかしその反面「合理化」攻撃の現われとして、職務・職能給化をはじめとする賃金体系の改悪、「安定賃金」、労務管理の強化などが、さまざまな形で、賃上げと引きかえに経営者側から提案され、一部では強行される傾向が出てきたことが注目される。

最賃制（全国全産業一律最低賃金制度）確立のための闘争は、六六年の三・二九統一行動につづいて、一〇月の中央最賃審議会から総評および中立労連代表が同審議会をボイコットし、最賃制確立を一つの柱とする一〇・二二統一ストがたたかわれた。しかし六七年春闘ではこの闘争はあまり盛り上がらず、五月に中間答申が決定されたが、この総会を総評代表はボイコットし、中立労連代表はこれに出席して同答申が業者間協定方式の廃止を主張している点を評価して賛成した。

なお六七年春闘において、私鉄総連の最賃闘争が産業別最賃委員会の設置と一万六〇〇〇円の協定化に成功したことを、春闘共闘委は、重要な成果と評価した。

5　一〇・二一ストなどの反戦行動と権利闘争

「ベトナム反戦」を大きな軸として、軍事基地や原潜寄港にたいする反対闘争、また「物価値上げ反対」、「腐敗政治追放」、「国会解散」、そして選挙闘争、などに発展した政治闘争、平和運動は、前期にひきつづいて活発におこなわれた。その頂点となったのが「ベトナム反戦」を中心目標とする一〇月二一日の画期的な統一行動であった。

総評が六六年夏の大会で決定した運動方針は、前年の「平和を守る闘い」を重視した方針にくらべて、経済闘争が強調されているものと見られたが、ハノイ爆撃以後のベトナム戦争の新たな進展のなかで、総評は反戦運動への積極的な取組みを進め、秋季年末闘争も一〇・二一を頂点とする「ベトナム反戦」を中心目標にすえる政治的色調の濃いものとなった。

アメリカ軍による「聖域」ハノイ・ハイフォン地区の爆撃が東京に報道されたのは六月三〇日、それにたいして七月九日には総評加盟各組合が時間外職場集会の形ではあったが全国一せいの抗議行動を展開し、全自交は夏期一時金要求とあわせて四時間の時限ストに入った。つづいて、ジュネーブ協定調印一二周年の七月二〇日には、全日自労、全国金属、全印総連、出版労協、全自交、全自運傘下の支部、分会、単組などが抗議ストをおこない、多くの職場で抗議集会がもたれ、また全国八都府県で社共の統一集会が開かれた。八月一五日には、国労、全金、全逓などの各単産が全国一せいの職場集会や学習会をもち、全印総連は各地連を中心に抗議ストを実施した。そのあと総評では「ベトナム反戦、公務員賃上

げ、最賃制確立、石炭合理化粉砕」の四目標を統一要求とする秋季闘争の第一次統一行動日として、統一ストへの態勢をかためた。その間、総評の申入れで全国、中央両実行委員会の会談がもたれ、一〇月一四日に両実行委の統一集会が開かれることとなった。この日、七万人が参加した中央総決起大会をはじめ、全国各地で三九万人が参加する統一集会が開かれ、六五年六月の「ベトナム反戦一日共闘」を上まわる参加人員となった。これと前後して、三四八名の各界知識人の署名した「反戦平和ストライキ支持の声明」が発表され、たまたま来日していたフランスの作家サルトルも「すべての西欧諸国がもって模範とすべき行動であると考える」とのメッセージを総評に寄せた。さらに、世界労連をはじめ五〇ちかくの世界各国の全国労組その他の団体から一〇・二一ストへの激励、連帯のメッセージが寄せられた。

こうして、日本労働運動史上はじめての、また世界労働運動史上でも画期的とみられる「反戦統一スト」が実施され、「平和を脅かす重大な事態に際しては、日本の労働者は生産点で断固としてたたかいにたち上がる」という戦争反対の決意と行動を内外に示した。この統一行動に参加した労働者は、総評・中立労連傘下などの九一単産、約五二〇万人にのぼった。このうちストライキに入ったものは、民間二二単産、七六万二〇〇〇人、公務員九単産、一二三万一〇〇〇人、公労協七単産、九万人、中立労連一〇単産、二万三〇〇〇人、計四八単産、二一〇万六〇〇〇人であった。統一ストの中核となった公務員共闘では、日教組の半日休暇、日高教、全農林、全駐労、全開発の二時間スト、自治労、都市交、全水道の一時間ストなどがおこなわれ、公務員共闘として初めての統一ストに成功した。公労協関係では、国労が全国七拠点で二時間以内ストを実施して、列車三九本を運休させ、全逓は一五普通局で一時間の時限ストをおこなった。また民間では、炭労が二四時間スト、全日自労が半日スト、私鉄総連、全国金属、全国一般、全港湾、全印総連、全自交、全自運、医労協、化学同盟、私鉄総連などが時限ストを実施した。

この統一ストにたいして政府は、官房長官・労相・郵政相・法相・自治相・文部相・警察庁長官・総務長官・国鉄総裁

などが談話・要望・通達・訓辞・警告などの形で自省自戒を求め、当日の閣議で厳正処分の方針を固め、スト直後に国労・自治労各四名、一二月に日教組二八名を刑事処分で逮捕し、また日教組にたいしては岩手・佐賀・福岡・東京などの都県教組など二二一カ所を強制捜査し、三四四九名を任意出頭で呼び出すとともに、日教組一〇万四四六九名、自治労六万八三四二名、都市交四六二〇名、全水道一九〇九名、全逓一八四一名にのぼる大量の行政処分（解雇、停職、減給、戒告、訓告、厳重注意など）を加えて組合運動を弾圧した。

この闘争は、幾多の弱点を残しながらも、それを準備する過程で組合内の、とくに職場での大衆的な政治討議を大きく前進させ、困難なかで広範な労働者階級の統一行動となって発展したこと、さらに幅広い国民各層に「アメリカのベトナム侵略戦争と佐藤内閣の戦争加担政策の危険性」を切実に認識させるうえで大きな役割を果たしたこと、日本の労働者の国際連帯行動の画期的な前進を示したことなどの点で、重要な歴史的な意義をもつものであった。

ベトナム侵略に関連するアメリカ原子力潜水艦の日本寄港は、この一年間に七回おこなわれ、六四年一一月の第一次以来、佐世保に一二回、横須賀に四回、計一六回となった。これにたいする反対運動は、社会党、総評などの「原潜阻止全国実行委員会」と共産党、平和委員会、労組などの「安保破棄、諸要求貫徹中央実行委員会」の二つの共闘組織を中心におこなわれてきたが、この期にも、両実行委員会のあいだでこれまでの方式で統一行動をおこなうことを再確認し、両実行委の現地闘争本部のあいだでも連絡会議をもって、入港のたびごとに現地で集会を開き、抗議行動をおこなった。六六年八月には、東京都南多摩郡多摩町で、「八・二八稲城・多摩ホーク・ミサイル基地設置阻止、米原潜佐世保入港抗議大集会」も開かれた。また、現地集会のみでなく、同九月には、両実行委の共催で「ベトナム侵略反対、一〇・二一ストの勝利をめざす中央集会」が東京の日比谷野外音楽堂で開かれた。中央段階での原潜反対の両実行委共催集会ははじめてのことであった。同じ統一中央集会は六七年二月に原子力航空母艦エンタプライズの寄港阻止のため同じ場所で開かれた。

なお全国実行委員会では、六六年九月に、日米両国政府の意図がほぼ貫徹されているのに、反対運動にまだ広範な国民を組織しえていない状況に対応して、場当り的な一発主義でなく、長期抵抗の強じんな闘争体制を確立し、「核基地反対」の恒常的で攻勢的な運動に転換し、他の軍事基地反対のたたかいと結合させて運動の発展をはかるとの新方針を発表した。

一〇年前、砂川の地元農民・市民・支援労働者・学生などの一致した闘争によって、アメリカ軍の立川基地の拡張は阻止されたが、ベトナム向け大型輸送機の離陸失敗事故をきっかけに六六年秋ごろから拡張問題が再燃してきた。ベトナム戦争の激化に関連して現地の基地拡張反対同盟は一一月「全町行動隊総決起集会」を開いて闘争体制をかため支援体制の再確立を要請した。六七年春から支援体制も軌道にのりはじめ、統一集会開催のため両実行委のあいだで話合いが進められた。はじめ主催団体の構成について意見が一致せず、五・二八砂川大集会は中央実行委の単独主催で開かれることになったが、七・九砂川大集会で実質的な両実行委の共闘が成立し、「砂川基地拡張反対決議」、「新島米軍射撃場反対決議」のほか、「本日の集会を七〇年安保廃棄のたたかいに接続させ、その第一歩に位置づけよう」との大会宣言を発表した。

他方、労働基本権奪還のたたかいの一環として、日本の労働運動は、ＩＬＯ八七号条約の批准闘争をおこないいちおうの成功をおさめたが、現実には一〇・二二ストをめぐって日教組を中心とする刑事罰による弾圧がはげしくおこなわれた。ＩＬＯ一〇五号条約批准闘争は、それをテコにして争議行為にたいする刑事罰からの解放をたたかいとろうとするものであった。総評は「国際人権年」を前にして批准闘争を積極化し、独自の報告書をＩＬＯに送付するとともに、国会内外で広く労働者の基本的権利を保障することの意義を訴えた。また、ＩＬＯ八七号条約の批准にともない国内法の改悪が強行されたが、その具体的実施にたいする抵抗闘争は十分にはおこなわれなかった。その反省のうえにたって、国労の「職場団交権確立のたたかい」が進められ、また職場における労働者の人間らしく生きる権利をたたかいとるための運動として、日教組の「宿日直廃止、警備員設置のたたかい」が、宿日直拒否という実力行使を背景として強力に展開され、文部

省から来年度以降の実施について一定の確約をとりつけたことが注目される。最高裁の東京中郵事件判決は今後のスト権奪還闘争にとって重要な手がかりをなすものであった。さらに、最近の「合理化」攻撃のなかで労働協約の改悪が進められ、また労働強化と組織攻撃を軸とする「合理化」攻撃にたいして、従来の協約では労働者の生活と権利を守ることができなくなっている事態にたいして、総評は強力な闘争を展開するため「協約闘争方針」を提示した。

人権擁護闘争としては、六六年ころから、ビラまき、ビラはり等への警察の取締りが全国的に強化されたことにたいするたたかいが組まれ、また歴史的な意義をもつ運動となった朝日訴訟および恵庭事件にかんする裁判の判決がおこなわれた。

6　労働組合の組織問題と国際連携

この一年間の日本の労働運動に大きな波紋を投じたのは、「産業再編成」を背景とする民間大組合での組織分裂・動揺、IMF・JCの進出、「労働戦線統一」問題などの形で脚光をあびた組織再編成の動きであった。

わが国の労働組合は、登録組合員数において一〇〇〇万人をこえ、資本主義諸国のなかではアメリカについで大きく、組織率ではイギリスと西ドイツにつぎ三位であるが、この数年来組合数および組合員数の増加率は下がり、組織率もやや低下する傾向にある。これは、全体としての雇用労働者の増加が、組織困難な中小企業に集中するためであり、組織労働者のなかで大企業労働者の占める割合はますます増大している。

組織問題はこの一年来、「産業再編成」に対応して企業別組合を資本系列別に再編成しようとするグループが、資本側の歓迎を受けつつ、その力を強化したことから発生した。総評および中立労連傘下の民間大企業組合に組織問題があいつ

いで発生した。総評傘下組合やこれと共闘関係にある中立労連の諸組合においては、同盟の介在する反対派グループが強化され、組合指導部が交代をせまられたり、第二組合が生まれたりする例が増加した。総評と同盟の対立ははげしくなった。総評と電機労連など中立系組合との共闘は困難となり、亀裂が生じた。中立労連は従来からの総評への加盟方針をとり下げ、独自の中央組織に固定化する傾向を示した。他方六二年以来大きく伸びてきた同盟の組織も、伸びなやみ状態となった。同盟内の最重要単産の一つである海員組合においては、六六年春の賃上げ闘争の収拾方法にたいする不満を契機として、和田組合長と金子汽船部長にたいするリコール運動が発生し、大会においてベトナム反戦闘争の要求が出されるなど、現執行部にたいする反対勢力が出現した。同盟も、思想的立場を同じくしながらＩＭＦ・ＪＣとのあいだに競合関係が生まれ、部分的には対立関係も発生した。

産業別にみると、金属・機械工業・化学工業などのいわゆる成長産業や、金属鉱山、金融部門などの大企業労組に脱退の動きが集中的に発生しはじめた。全国金属では、日産のプリンス合併問題を契機として、全金プリンス自工支部に動揺が生じ、脱退派は全国金属を脱退してプリンス自工労組を結成し、会社とユニオン・ショップ協定を結んだ。企業合併がおこなわれたあと、新組合は日産自動車プリンス部門労組と改称し、自動車労連に加盟した。会社側は全金支部を認めず、チェック・オフした組合費も第二組合に渡したが、全金支部は裁判で勝訴した。六七年に入って、新組合員による集団暴行事件が発生し、プリンス従業員の大部分が日産系列下の企業の労働者を結集する全国自動車を結成した。全造船機械においては、三菱重工支部が分裂したあと、脱退組は三菱重工西日本連合会を結成して、ＩＭＦ・ＪＣにオブザーバーとして加盟した。鋼管浅野もＪＣにオブザーバー加盟した。三菱横浜造船分会は全造船機械を脱退した。三菱重工西日本連合会、同盟三菱、三菱労連、本社労組の四労組は三菱重工労組連合会を結成した。化学産業では、東洋高圧労組がついで信越化学労組が合化労連からの脱退を決議した。金属鉱山では、全鉱の三池製錬所労組からの脱退者が三池製錬所新労

組を結成し、三井労連、三製錬、小名浜労組、三井新労は日本非鉄金属製錬労組協議会（製錬労協）を結成した。金融関係でも、金融共闘傘下の全損保および全相銀連などの組織分裂が前年につづいて進行した。

ＩＭＦ・ＪＣ（国際金属労連日本協議会）の組織拡大は、この時期とくに大きく注目された。ＪＣの指導部は、同盟の指導部と思想的立場を同じくしながら、総評および同盟のいずれにたいしても批判的姿勢を保って、めざましい発展をとげ一〇〇万人の組織に伸長した。この一年間に新加盟あるいはオブザーバー加盟した組合としては、鉄鋼労連、三菱西日本連、日本鋼管浅野、同福山製作所労組、三菱重工東京製作所労組、同川崎自動車労組、自動車労連、三菱重工横浜造船労組などがあり、同盟傘下の電労連も加盟を検討中という。ＩＭＦ・ＪＣは、初めは国際金属労連への加盟の窓口であり、国内の運動体ではないといっていたが、六六年六月の第四回総会では、一〇〇万金属労働者の結集体への前進を活動重点とし、電機、鉄鋼、自動車、造船、機械金属の五部門の結集を決定し、一二月には機関紙を発行、六七年入ってからは事務局臨時専従制を実施し、六月の総会では「大同団結」の方針をうちだした。

こうしてＩＭＦ・ＪＣは国内運動体としての性格をいっそう強化し、また他産業などへの影響も無視しえない。この組織の拡大には、大企業の企業別労組の特徴、とくに産業別連帯の弱さ、企業別意識の強さなどが全面的に利用され、しかも資本側からの抵抗がなくむしろ歓迎された。ＩＭＦは国際自由労連の下部組織であるのに、その点をあいまいにするようなことばが使われ、ＩＭＦが反共の立場をとっているにもかかわらず、「非政治性」、政党よりの独立を強調したことも、組織の拡大を抵抗なく円滑にしたと思われる。しかし、一般にさわがれたほどこの一年に進展をみせたわけではなく、新規加盟は実質的には三菱重工と日本鋼管の大企業組織に止まった。組織の拡大は組合員大衆に依拠したものでなく、もっぱら組合指導部に依拠し、加盟員一〇〇万人になるまで機関紙ももっていなかったのである。こうした特徴をもつ運動形態がこの組織の発展にどのような作用を及ぼすかは、今後の問題であろう。

「産業再編成」を背景にして発生した総評、中立労連系組合内の脱退・分裂・組織動揺やIMF・JCの組織拡大などの動きは、組織問題にいかに対処し、組織体制の強化にどう取り組むかということを、労働運動全体にとっての緊切な課題にした。総評傘下の二九単産（一七〇万人）によって一二月に民間単産会議が「自主的運営機構」として発足したこと、労働組合としての「産業政策」樹立の論議、IMF・JCにたいする総評および同盟の微妙な態度などは、いずれもこの問題への対策のあらわれであった。もともと総評の体質改善、社会党政権の構想などからはじまった論議は、しだいに「戦線統一問題」に集中されていった。総評内における「社会党指導下の野党連合戦線」と「社会党単独政権、反共統一」との対立は六六年春以来のものであり、「労働戦線統一」問題を提起し討議しだしたのは、六六年夏の第一八回全逓定期全国大会や第三一回総評大会などであったが、この問題が大きくクローズ・アップされたのは、六七年初の宝樹全逓委員長の論文「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」が発表されてからである。宝樹委員長はこのなかで、わが国の労働運動に長いあいだ混乱をもちこみその前進をさまたげてきた共産党とは共闘提携を断ち切り、総評・同盟とも労組相互間の組織荒らしを停止し、また闘争至上主義とか労使協調主義といった観念的な論争をやめ、総評・同盟・中立労連・新産別の四つの中央組織のワクをはずして産業別組織に統合し、その基盤のうえに社会、民社両党が再統一することなどを提唱し、三月には堀井総評議長とともに同盟の中地会長、滝田会長代理、中立労連の佐藤議長とのあいだで戦線統一の話合いをおこなった。これにたいして総評前議長の太田合化労連委員長は、ただちに総評幹事会に意見書を提出し、労働戦線の統一は重要だが、統一を阻害しているのは共産党ではなく、職制とともに分裂を策している民社党・同盟の一部幹部であると反論し、また別の論文において、労働者の願っている統一は労働者の利益を守る「たたかう統一」であり、会社と結びついて分裂を進める同盟幹部を排除し、第二組合を作るような指導を改める必要があり、共産党を排除すれば組合と会社の結びつきを強める結果を招くとの批判を加えた。こうして全逓の「反共労働戦線統一」提案は、労働組合運動内で

論議をよんだが、広範な支持はえられなかった。組合大会では、他の単産に先立って五月の日教組大会は太田意見支持の立場を明らかにし、戦線統一はあくまで階級的な労組の基本路線にもとづくべきであり、階級的立場をすてて労使協調の立場に立つ同盟との統一や反共労働戦線統一の主張は労働者の利益を守るものではなく、総評を母体とする労働戦線の統一を進めることが重要であるとの運動方針を決定した。六月の全逓大会は先の提案に部分的修正を加え、論争は七月の総評大会に持ちこされた。

国際労働組合運動との関係については、世界労連、国際自由労連ともに日本にたいする働きかけを強化し、日本側も関係の積極化をはかった。六六年中の労組の国際交流は、アメリカその他国際自由労連系労組との交流で四五〇名、世界労連系労組との交流で八一〇名が出国し、また国際自由労連系労組からは一三〇名、世界労連系労組からは一五四名の入国者があった。とくに同盟では、南ベトナムや韓国など東南アジアにたいする提携活動を強化した。

7　佐藤内閣打倒運動と選挙闘争

物価の急激な値上がりをはじめとして、交通難、住宅不足、公害の続発、重税など、同民生活への重圧が加わるなかで、六六年八月以降、政・財・官界をつなぐ一連の汚職・腐敗事件がつぎつぎと明るみにでた。これら「黒い霧」事件の続発にたいする国民の怒りは高まり、世論の集中攻撃が佐藤内閣に集中し、自民党政府の支持率は一挙に低下していった。国会内でも、秋から両院の各委員会において労働者諸政党は「黒い霧」問題で政府を追及し、一〇月には社会・民社・公明・共産各党の国会対策委員長会議において「黒い霧」の徹底的追及と佐藤内閣打倒、国会解散へ向けて院内共闘

体制をつくる申合せができた。

総評は一一月の第二回拡大評議員会において、一〇・二一統一ストの成果として「反動と戦争、汚職と腐敗政治の佐藤内閣にたいする労働者の一撃として、内閣打倒、国会解散を要求する大衆的圧力を強化し、前進させる大きな転機とすることができた」と総括し、一〇・二一統一スト以後、「腐敗政治追放」を闘争目標の前面におし出すことになった。この反戦統一ストを数日後にひかえた総評幹事会は、秋季闘争の四つの目標に、新たに「物価値上げ反対、腐敗、汚職佐藤内閣打倒、国会解散」を追加し、一〇・二一スト以後はこれを中心要求にして国民運動を展開することをきめ、単産委員長会議においても全員の賛成をえた。一一月一〇日、社会党、総評、中立労連、東京地評の主催で七〇〇〇人の参加する「腐敗政治を糾弾し、佐藤内閣打倒、国会解散を要求する中央集会」が開かれた。一一月二七日には春闘共闘委主催で「物価メーデー」が、全国二九八ヵ所、二七五万人の参加で実施され、東京の旧オリンピック選手村で開かれた「物価値上げ反対、腐敗政治追放中央国民大会」には二三万五〇〇〇人が参加し、「国会を即時解散に追い込み、きれいな選挙によって自民党を追放しよう」とのアピールを出した。日教組への刑事弾圧に抗議する春闘共闘委、東京春闘共闘、公務員共闘、共催の「弾圧反対・年末諸要求貫徹中央総決起大会」においても、「腐敗政治追放・佐藤内閣打倒に関する決議」が採択された。

同盟においても、中央評議会の決定にもとづく国民運動を展開し、一一月には大阪同盟と民社党の共催で「政界刷新・佐藤内閣退陣・国会解散要求関西大集会」を開き、つづいて一万五〇〇〇人の参加する「政界刷新・佐藤内閣退陣・衆議院解散要求中央集会」を開き、ちょうちんデモをおこなった。

安保破棄、諸要求貫徹中央実行委は、一一月から一二月にかけて「佐藤内閣打倒、国会解散、諸要求貫徹全国統一行動月間」を設定し、その結集点として六万二〇〇〇人の参加する「汚職・腐敗の徹底的糾弾、佐藤内閣打倒、国会解散、諸

要求貫徹一二・一一全国統一行動中央大集会」を開いた。この集会には、総評、全国実行委、社会党などの国内諸団体のほか、ベトナム民主共和国平和委員会などもメッセージを寄せた。

一一月末に召集された臨時国会は、自民党単独で本会議の開会をきめたことに抗議して、社会・民社・公明・共産の各党は両院への出席を拒否し、このため国会史上前例のない全野党欠席のまま閉会となった。佐藤内閣は世論の集中攻撃の前にみずから「黒い霧解散」に追いこまれ、六七年一月総選挙をよぎなくされた。

総評は、その支持する社会党の公認候補者二〇九名を全員総評推薦候補とし、社会党政権樹立への展望をもって全員当選を期し、とくに選挙闘争の推進にあたっては、独占からの献金を拒否するという社会党大会の決定を支持し、金のかからない清潔な選挙をモットーに、労働組合の組織力を総動員してたたかうとの方針をかかげ、総選挙の勝利が春闘の勝利に結びつくとの意志統一をおこなって選挙に取りくみ、総評傘下組合員一人一〇〇円の資金カンパをおこない、うち半額の五〇円を社会党へ献金することを決定した。社会党は、一七〇名の当選をかちとり名実ともに革新の主軸として近い将来社会党政権を樹立する基礎を確立するとの意気ごみで選挙にのぞんだ。民社党は、同盟の協力のもとに「政界刷新」の国民運動を展開するとともに、早くから（前年七月から総選挙対策本部設置）選挙準備活動を進め、総選挙に党運をかけた。共産党は、この総選挙のもつ意義の重大性と党の躍進の必要性を強調し、「五大政策」をかかげて総選挙にのぞんだ。自民・社会・民社・公明・共産の五党首による公開討論会は自民党によって徹底的に拒否された。

総選挙については「黒い霧」で佐藤内閣が国会解散に追いこまれた事情からしても、当然自民党が大幅に後退し、社会党を中心とする野党勢力が進出するものと予測され、自民党や社会党、労働組合などもふくめて多くはそう考えていたが、投票結果は予想に反して社会党の敗北に終わった。得票率も当選者数も減少し、前議員の落選者は四〇人に上った。総評系労組出身者の当選数は前回の五八名にたいして七〇名と増加したが、立候補数にたいする当選率はかなり低下し

た。自民党は、当選者ではわずか一議席減（ただし定員総数は前回総選挙より一九ふえている）であったが、得票率の低下はいちじるしく、ついに五〇％を割り、参院選につづいて国民の過半数の支持を失ったことが明らかとなった。自民票は東京など五都府県では三〇％ないしそれ以下に落ち、農村地帯でも前回より一〇％以上減少したところが少なくなかった。民社党は得票率は前回とかわらなかったが、当選者は七名ふえて三〇名となった。共産党は得票率もふやして二一九万票をとり、東京では一八年ぶりに一議席を獲得し、福岡では民社党とせりあって一議席回復した。野党議席はこの総選挙ではじめて二〇〇を越したのである。

四月には二回にわけて、全国の一八都道府県の知事、大阪、横浜をはじめ一五六の市長、ほとんどの道府県議会議員、五大市をはじめ過半数の市議会議員、東京の区議会議員、全国の三分の一以上の町村長および町村議会議員の地方選挙がいっせいにおこなわれた。この統一地方選挙のなかでも、もっとも注目されたのは東京都知事選挙であった。民社党は早くから自民・社会・民社・公明の四党共同候補を立てる方針をきめて工作したが、公明党が独自候補を立てることになったため、核禁会議議長松下正寿を候補に推すことを決定し、自民、社会両党との三党共同推薦にしたいと努力したが成功せず、自民党との共同推薦となった。社会党は、太田薫総評議長を早くからかつぎ出そうと努力したが実現せず美濃部亮吉教授が大内兵衛氏らの学者グループに推され、社会党、共産党、総評その他各労働組合、民主団体などの広範な民主勢力の推薦を受けて立候補することとなり、社共間の政策協定も正式にでき「あかるい革新都政をつくる会」が推進の核として活発な選挙活動をおこなった。これにたいして自民党は、鈴木現副知事を候補に推し、民社、公明両党を「友党」として抱きこもうとして失敗し、民社党の推す松下候補を共同推薦することに切りかえた。こうして都知事選は、社会、共産両党と民主勢力の推す美濃部候補と、自民・民社両党の推す松下候補との一騎打ちの形となり、激しい選挙戦がおこなわれたが、結局、美濃部候補が圧倒的な支持をえて歴史的な勝利をかざり、はじめて「革新都知事」の出現をみた。

市長選挙では、注目の北九州市で現職の社会党市長が敗れたが、京都市では社会・共産両党を中心とする全京都市民会議推薦の富井清候補が、自民・民社両党推薦の反日共市民同盟の立候補者をひきはなして当選した。社会党は公認候補二七名のうち一三名、推薦候補二七名のうち一五名を当選させた。長野県塩尻市では、共産党公認候補が自民・社会・民社の共同推薦候補をやぶって当選し、初の共産党市長が生まれた。

県会議員選挙においても、自民党の後退は顕著で、大都市だけでなく農村地帯でも大きく票を失った。これにたいして共産党の進出はめざましく、改選前の一九議席から三七議席に倍増し（非改選の東京都をいれると四六）、得票率は鹿児島一県をのぞいてすべて伸び、二倍、三倍になったところも多く、なかには一〇倍にしたところもあった。東京都の区議会議員選挙でも、前回にくらべて、自民党六九名減、公明党一一名減にたいして、社会党四八名増、民社党二四名増、共産党二三名増という結果となった。

第一部

労働者状態

I　労働人口の構成

概要□わが国人口の社会的構成＝労働者の部門別構成＝工業労働者／鉱山労働者／運輸・通信労働者／公務労働者／教育労働者

概要

総理府統計局では、一九六五年一〇月一日現在で、一九二〇（大正九）年以来第一〇回目の国勢調査を実施したが、人口の労働力状態、産業・職業別就業者数などについて、その結果の一部を発表した。それによると、わが国最近における就業構造上の特徴としては、次のような点を指摘することができる。①労働力人口の増加率は、総人口の増加率の二倍に近い伸び方を示しているが、一五歳以上人口の増加率よりは小さかったため、一五歳以上人口にたいする労働人口の割合は低下した。②雇用者が大幅に増加し、家族従業者および自営業主が減少した。③農林業、水産業等いわゆる第一次産業部門就業者が、就業者総数の約四分の一に減少した反面、「第二次」「第三次」産業就業者が増加し、特に商業、サービス業など「第三次」産業就業者の伸びが三部門中で最高を示した。④「技能工・生産工程従事者および単純労働者」が、一九六〇年にもっとも多かった「農林・漁業従事者」を上まわって最高となり、また、「第二次」「第三次」産業を通じ、「事務従事者」の増加がもっともいちじるしかった。

1　わが国人口の社会的構成
――一九六五年国勢調査結果による――

わが国人口の社会的構成なかんずく雇用労働人口の数量上の地位を明らかにするための資料としては、国勢調査の結果がもっとも基本的なものである。それに事業所統計調査と就業構造基本調査の結果も基本的な資料としてつけ加えることができるが、ここではまず、最近の国勢調査の結果によって、わが国人口の社会的構成について概観し、すすんで雇用労働者の数量上の地位とその配置についてみたいと思う。

最近の国勢調査の結果とは、総理府統計局編「昭和四〇年国勢調査一％抽出集計結果の概要（速報）」であり、同報告では、就業者をその従業上の地位によって、①雇用者、②会社などの役員、③自営業主、④家族従業者、⑤内職者に分けている。そのうち雇用者とは「会社、個人商店、団体、公社および官公庁などに雇用されいて、賃金、給料などをうけている人」をいう。なお、一九六五年国勢調査における従業上の地位別区分の定義は次のとおり。

① 雇用者―会社・個人商店・団体・公社・官公庁などに雇用されて賃金、給料などをうけている人をいう。この場合、常勤・非常勤のいかんを問わない。しかし、会社・団体・公社などの役員はふくまない。

② 会社などの役員―会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいい、たとえば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事など、また公社や公団の総裁・理事・監事などをふくむ。

③ 自営業主―個人で事業を経営している人をいい、たとえば、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商人などがふくまれる。

④ 家族従業者―個人商店や農家などで、自分の家族の経営する事業を手伝っている人をいう。

⑤ 内職者―自宅で内職をしている人をいう。

ここで内職とは、主婦や老人などが、店や作業場などの設備をもたないで、家庭でおこなう賃仕事をいう。

前掲国勢調査報告によるわが国の総人口は九八二七万人で、満年齢一五歳以上の労働力総数は四八二九万人である。そのうち就業者は四七六三万人、男子二九〇六万人、女子一八五七万人で、両者の割合はそれぞれ六一・〇％、三九・〇％を占めていた。

年齢別人口

六五年一〇月一日現在の総人口は九八二八万人であるが、これを年齢別にみると、一五歳未満の幼年人口は二五一四万人、一五歳以上六五歳未満の生産年齢人口は六六九二万人、六五歳以上の高年齢人口は六二二万人で、六〇年にくらべ幼年人口は二九三万人（一〇・四％）減少したが、生産年齢人口は六九一万人（一一・五％）、高年齢人口は八七万人（一六・三％）とそれぞれ増加している。この結果、総人口に占める割合は、幼年人口が二五・六％、生産年齢人口が六八・一％、高年齢人口が六・三％となって、一九二〇（大正九）年以来の各回調査結果にくらべ、幼年人口の比重は最小、生産年齢人口および高年齢人口の比重は最大とな

第1表　従業上の地位別15歳以上就業者数　（単位：千人）

区分	就業者数		1960～65年の増減		従業上の地位別割合	
	1965年	1960年	増減数	増減率(%)	1965年	1960年
総数	47,629	43,691	3,936	9.0	100.0	100.0
雇用者	29,102	23,575	5,527	23.4	61.1	54.0
自営業主	9,293	9,635	△ 341	△ 3.5	19.5	22.1
家族従業者	9,222	10,478	△1,255	△12.0	19.4	24.0
男子	29,057	26,595	2,463	9.3	100.0	100.0
雇用者	19,903	16,419	3,484	21.2	68.5	61.7
自営業主	7,061	7,335	△ 275	△ 3.7	24.3	27.6
家族従業者	2,090	2,839	△ 749	△26.4	7.2	10.7
女子	18,571	17,097	1,475	8.6	100.0	100.0
雇用者	9,199	7,156	2,043	28.5	49.5	41.9
自営業主	2,233	2,300	△ 67	△ 2.9	12.0	13.5
家族従業者	7,132	7,638	△ 507	△ 6.6	38.4	44.7

〔備考〕 1） 総数には分類不能数をふくむ。2） △印は減少。

第2表　産業別15歳以上就業者数　（単位：千人）

区分	就業者数		1960～65年の増減		産業別割合	
	1965年	1960年	増減数	増減率(%)	1965年	1960年
総数	47,629	43,691	3,938	9.0	100.0	100.0
第1次産業	11,747	14,237	△2,490	△17.5	24.7	32.6
農業	10,852	13,121	△2,269	△17.3	22.8	30.0
林業・狩猟業	264	439	△ 176	△40.0	0.6	1.0
漁業・水産養殖業	631	676	△ 45	△ 6.7	1.3	1.5
第2次産業	15,201	12,764	2,437	19.1	31.9	29.2
鉱業	342	537	△ 195	△36.3	0.7	1.2
建設業	3,348	2,674	674	25.2	7.0	6.1
製造業	11,511	9,553	1,958	20.5	24.2	21.9
第3次産業	20,662	16,682	3,979	23.9	43.4	38.2
卸売業・小売業	8,586	6,920	1,665	24.1	18.0	15.8
金融・保険・不動産業	1,161	783	378	48.3	2.4	1.8
運輸・通信業	2,866	2,241	625	27.9	6.0	5.1
電気・ガス・水道業	274	233	40	17.3	0.6	0.5
サービス業	6,285	5,177	1,108	21.4	13.2	11.8
公務	1,491	1,328	162	12.2	3.1	3.0

〔備考〕 1） 総数には分類不能数をふくむ。2） △印は減少。

った。これは一九五〇年ごろから始まった出生率および死亡率の急速な低下によるもので、わが国人口の年齢別構成は「西欧型」に移行しつつあるといえる。

労働力の状態

労働力人口四八二九万人は、六〇年にくらべ九・七％（四二七万人）増加で、総人口の増加率五・二％を大幅に上まわった。しかしながら、一五歳以上人口の増加率一一・九％を下まわったため、一五歳以上人口に占める労働力人口の割合は六六・〇％で、六〇年よりも一・四ポイント低下し、これまでの国勢調査中、もっとも低い割合となった。これは進学率が上昇したためと考えられる。

就業者は四七六三万人で、六〇年にくらべ三九四万人（九・〇％）増加したが、一五歳以上人口に占める就業者の割合は六五・一％で、六〇年よりも一・八％低下した。この就業者を従業上の地位別にわけると（第1表）、もっとも多いのが雇用者で二九一〇万人（就業者全体の六一・一％）であり、自営業主は九二九万人（一九・五％）、家族従業者は九二二万人（一九・四％）となっている。これを六〇年

第3表　都道府県の産業・従業上の地位別15歳以上就業者数　　（単位：千人）

区分	15歳以上就業者総数(うち女子)	産業別			従業上の地位別		
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	雇用者	自営業主	家族従業者
全国	47,629(18,571)	11,747	15,201	20,662	29,102	9,293	9,222
北海道	2,318(811)	637	599	1,081	1,534	350	434
青森	648(276)	309	87	252	272	161	214
岩手	677(295)	334	110	233	278	168	232
宮城	802(312)	299	151	352	413	175	213
秋田	602(254)	291	102	209	257	151	193
山形	619(272)	272	128	218	266	159	194
福島	929(406)	411	197	320	406	229	293
茨城	1,011(420)	479	224	307	401	262	347
栃木	738(313)	278	209	251	348	181	209
群馬	820(348)	275	259	286	427	185	208
埼玉	1,476(528)	327	557	590	948	258	269
千葉	1,305(497)	426	355	524	743	260	302
東京	5,433(1,815)	78	2,194	3,156	4,425	624	379
神奈川	2,103(632)	128	938	1,036	1,732	213	158
新潟	1,229(537)	483	303	443	571	288	370
富山	539(239)	169	175	194	295	117	127
石川	514(231)	149	164	201	280	113	121
福井	405(192)	126	137	143	218	96	91
山梨	368(160)	136	100	132	162	104	101
長野	1,050(474)	407	284	358	522	251	277
岐阜	884(372)	228	337	319	495	199	190
静岡	1,455(584)	341	515	599	893	285	277
愛知	2,491(973)	333	1,129	1,028	1,719	405	367
三重	754(316)	252	218	283	416	174	164
滋賀	442(196)	155	139	148	228	111	104
京都	1,062(424)	131	387	543	700	196	165
大阪	3,267(1,054)	98	1,542	1,624	2,567	428	270
兵庫	2,053(727)	297	792	963	1,446	336	270
奈良	380(142)	102	117	161	213	93	74
和歌山	478(179)	128	142	208	264	121	93
鳥取	292(136)	114	58	120	144	72	76
島根	418(191)	188	72	157	191	108	118
岡山	838(377)	285	243	310	433	207	198
広島	1,150(467)	263	389	497	721	228	202
山口	740(299)	217	197	326	436	162	141
徳島	382(169)	152	89	142	176	101	105
香川	457(202)	150	114	192	238	112	107
愛媛	664(271)	238	168	257	339	166	159
高知	399(171)	163	78	158	187	106	106
福岡	1,711(669)	301	526	883	1,142	299	269
佐賀	382(169)	146	80	156	176	101	105
長崎	691(272)	243	149	299	370	163	158
熊本	781(339)	340	126	314	328	216	236
大分	554(248)	236	99	220	249	149	156
宮崎	491(219)	207	92	192	226	129	136
鹿児島	834(396)	424	132	278	308	281	245

〔備考〕 1) 就業者総数には分類不能の産業および従業上の地位不詳をふくむ。

にくらべると雇用者は五五三万人（一三・四％）増加したが、自営業主は三四万人（三・五％）、家族従業者は一二六万人（一二・〇％）それぞれ減少している。

産業別就業者

就業者の産業別構成をみると（第2・3表）、「第一次産業」就業者は一一七五万人、「第二次産業」就業者は一五二〇万人、「第三次産業」就業者が二〇六六万人で、六〇年にくらべると、「第一次産業」では二四九万人（一七・五％）減少したが、「第二次産業」では二四四万人（一九・一％）、「第三次産業」では三九八万人（二三・九％）それぞれ増加している。これを五五～六〇年の推移にくらべると、「第三次産業」の増加率が四・一％上まわったのにたいして、「第二次産業」の増加率は一九・三％も下まわり、また、「第一次産業」の減少率はさらに大きくなって五・九％も高くなった。この結果、就業者総数中に占める割合は、「第一次産業」で六〇年より七・九％低下して二四・七％となり、「第二次産業」は二・八％高くなって三一・九％に、また、「第三次産業」は五・二％上まわって四三・四％となった。六〇年にたいする増減率を産業大分類別にみると、もっとも増加率の高いのは金融・保険・不動産業（四八・三％）で、以下運輸通信業（二七・九％）、建設業（二五・二％）、卸売・小売業（二四・一％）、サービス業（二一・四％）、製造業（二〇・五％）、電気・ガス・水道業（一七・三％）、公務（一二・二％）とつづき、一方減少率のもっとも大きいのは林業・狩猟業（四〇・〇％）で、以下鉱業（三六・三％）、農業（一七・三％）、漁業・水産養殖業（六・七％）となっている。

都道府県別に就業者の構成をみると、「第一次産業」就業者の割合が五〇％をこえる県は、六〇年には一一県であったが、六五年には鹿児島県のみとなり、一方第二次産業就業者の割合が三〇％以上の県は、一〇都府県から一八都府県に増加した。また第三次産業就業者の割合が三〇％未満の県は六〇年には五県あったが、六五年にはすべての都道府県で三〇％をこえた。

第一次産業就業者の割合がもっとも高いのは、鹿児島県（五〇・九％）で、このほか青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、島根、高知、熊本、大分、宮崎の各県で四〇％をこえている。「第二次産業」就業者の割合では、最高が大阪府（四七・二％）で、以下、愛知県（四五・三％）、神奈川県（四四・六％）、東京都（四〇・四％）、兵庫県（三八・六％）の順になっている。「第三次産業」就業者の割合では、東京都（五八・一％）がもっとも高く、福岡県（五一・六％）、京都府（五一・一％）、大阪府（四九・七％）、神奈川県（四九・二％）、兵庫県（四六・九％）、北海道（四六・六％）がこれについでいる。

また、一九六〇年にたいする増減をみると、全都道府県で「第一次産業」就業者は減少し、「第三次産業」就業者は増加している。一方、「第二次産業」就業者は鉱業就業者の減少がいちじるしかった佐賀、長崎、福岡の三県を除いてはすべてが増加している。「第一次産業」就業者の減少率がもっとも高いのは宮崎県（二四・三％）であるが、このほか、東京都、京都府および広島、高知、鹿児島、鳥取、岡山、島根の各県でいずれも二〇％台の減少率を示している。「第二次産業」就業者の増加率では、最高が千葉県で六五・二％を示し、埼玉（五一・七％）、神奈川（四六・二％）も他の都道府県にくらべ、かなりの高い増加率をみせた。これにつぐのは群馬県（二七・九％）で、以下茨城、滋賀、長野、広島、栃木、宮城、静岡の各県と大阪府が二〇％台の増加率となっている。「第三次産業」就

第4表　職業別15歳以上就業者数　（単位：千人）

区分	就業者数		1960～65年の増減		職業別割合	
	1965年	1960年	増減数	増減率（%）	1965年	1960年
総数	47,629	43,691	3,938	9.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業	2,679	2,172	507	23.4	5.6	5.0
管理的職業	1,415	967	448	46.4	3.0	2.2
事務従事者	6,182	4,472	1,710	38.2	13.0	10.2
販売従事者	5,587	4,704	882	18.8	11.7	10.8
農林・漁業従事者	11,676	14,169	△2,493	△17.6	24.5	32.4
採鉱・採石従事者	228	362	△ 135	△37.1	0.5	0.8
運輸・通信従事者	2,076	1,499	577	38.5	4.4	3.4
技能工，生産工程従事者および単純労働者	14,327	12,512	1,815	14.5	30.1	28.6
保安サービス従事者	575	495	80	16.1	1.2	1.1
サービス従事者	2,866	2,333	533	22.8	6.0	5.3
A農村漁業関係職業	11,676	14,169	△2,493	△17.6	24.5	32.4
B生産・運輸関係職業	16,631	14,373	2,258	15.7	34.9	32.9
C販売・サービス関係職業	9,028	7,533	1,495	19.8	19.0	17.2
D事務関係職業	10,275	7,610	2,665	35.0	21.6	17.4

〔備考〕 Bは採鉱・採石，運輸・通信および技能工・生産工程従事者・単純労働者を，Cは販売，保安サービス，サービス職業従事者を，また，Dは専門的・技術的職業，管理的職業，事務従事者をそれぞれあわせたもの。

業者では埼玉県が最高の増加率（五二・八%）をみせ、以下神奈川県（四二・八%）、千葉県（四〇・八%）、大阪府（三六・一%）、愛知県（三〇・六%）の順となっている。

職業別就業者

就業者を職業別にみると（第4表）、もっとも多いのは技能工・生産工程従事者・単純労働者の一四三三万人（就業者全体の三〇・一%）で、以下農林漁業従事者の一一六八万人（二四・五%）、事務従事者の六一八万人（一三・〇%）、販売従事者の五五九万人（一一・七%）、サービス職業従事者の二八七万人（六・〇%）、専門的・技術的職業従事者の二六八万人（五・六%）、運輸・通信従事者の二〇八万人（四・四%）、管理的職業従事者の一四二万人（三・〇%）、保安サービス従事者の五八万人（一・二%）、採鉱・採石従事者の二三万人（〇・五%）となっている。

一九六〇年とくらべると、農林・漁業従事者が二四九万人（一七・六%）、採鉱・採石従事者が一四万人（三七・一%）それぞれ減少したほかは、すべての職業で増加している。増加数の大きいのは、技能工・生産工程従事者・単純労働者の一八二万人（一四・五%）、事務従事者の一七一万人（三八・二%）、販売従事者の八八万人（一八・八%）などであり、また増加率の高いのは管理的職業、運輸・通信従事者、事務従事者などでいずれも三〇%以上の高い増加率を示した。この結果、技能工・生産工程従事者・単純労働者は六〇年にもっとも多かった農林・漁業従事者を上まわり、また事務従事者は六〇年には販売従事者より少なかったが、六五年にはこれを六〇万人ほど上まわるなど、就業者の職業構成はかなり変化している。

産業別に職業構成をみると、「第二次産業」では当然のことながら生産・運輸関係の職業の比重が大きく七八・二%を示し、事務関

係職業は一八・一%、販売・サービス関係職業は三・五%、農林・漁業関係職業は〇・二%となっている。これを六〇年にくらべると、事務関係職業の増加率（四〇・二%）が生産・運輸関係職業の増加率（一五・六%）を大きく上まわり、この結果、事務関係職業の比重が高まった。「第三次産業」では販売・サービス関係職業が四一・〇%でもっとも割合が大きく、以下事務関係職業が三六・一%、生産・運輸関係職業が二二・六%、農林・漁業関係職業が〇・三%を占め、六〇年にくらべると、事務関係職業が三一・一%増加して販売・サービス関係職業の増加（二一・四%）を上まわり、「第二次産業」と同様に事務職業の比重が高まっている。

2　労働者の部門別構成

1　工業労働者

通産省調査統計部「昭和三九年工業統計表、産業編」（一九六六年一一月）によると（第5・6表）、一九六四年一二月末のわが国製造業事業所総数は五五万四三七五、その従業者数は九九〇万七六四人で、前年にくらべて事業所数では八八三一（一・六%）を減少したが、従業者数では一七万二八九〇人（一・八%）を増加した。とくに従業者一〇人以上事業所についてみると、その従業者の増加は一六万四四六八人（前年比二・〇%）で、輸送用機械器具製造業の七・二%増、電気機械器具製造業四・九%増、化学工業三・三%増がめだっている。ただし、事業所数および従業者数の業種別構成比では前年とほとんど変わっていない。

2　鉱山労働者

通産省調査統計部「昭和四〇年、本邦鉱業の趨勢」（一九六七年二月刊）によってみると、金属、非金属、石炭、亜炭各鉱山、精練所、石油・天然ガス採油所等鉱業に従事する労働者数は左のとおりである（一九六五年一二月末現在、単位人）。

区分	労務者	職員	臨時・請負	計
金属鉱山	三四、九四九	六、〇三四	八、三九五（五、八七一）	四九、三七八
非金属鉱山	二六、四四六	五、二五八	六、八五六（五、〇二九）	三八、五六〇
精練所	一二、〇四〇	二、八二一	三六九	一五、二三〇
石炭鉱山	一一一、三六〇	一六、六〇二	二三、九三五（一八、九九四）	一五一、八九七
亜炭鉱山	二、二七八	二六四	一八四	二、七二六
石油・天然ガス採油所	二、七四四	一、一二〇	二、三九一（一、六二九）	三、八六四

（注）石炭、亜炭鉱山は一九六六年三月末現在数で、労務者は実働者の

第5表　製造工業の従業者構成　　(1964年12月末現在)

区分		従業者数 総数	従業者数 男	従業者数 女
1963年	総数	9,727,874人	6,242,707人	3,485,165人
1964年	総数	9,900,764	6,329,943	3,582,384
従業者10人以上の事業所	個人業主および家族従業者	47,182	28,637	18,545
	常用職員	1,737,955	1,282,118	455,837
	常用労務者	6,472,739	4,031,220	2,441,519
	計	8,257,876	5,341,972	2,915,901
従業者9人以下の事業所	個人業主および家族従業者	664,605	402,595	262,010
	常用労働者	978,283	584,876	404,473
	計	1,642,888	987,971	666,483

第6表　製造工業の業種別事業所数および従業者数　　(1964年12月末現在)

区分	従業者10人以上の事業所 事業所数	従業者数 総数	うち常用労働者 計	うち常用労働者 職員	うち常用労働者 労務者
		人	人	人	人
総数	144,093	8,257,876	8,210,694	1,737,955	6,472,739
男	—	5,341,975	5,313,338	1,282,118	4,031,220
女	—	2,915,901	2,897,356	455,837	2,441,519
食料品製造業	18,677	765,399	758,668	150,161	608,507
繊維工業	19,664	1,049,492	1,037,843	124,469	913,374
衣服，その他の繊維製品製造業	6,051	221,377	218,080	30,586	187,494
木材，木製品製造業	13,379	371,940	366,798	60,622	306,176
家具，装備品製造業	4,630	150,027	148,486	27,031	121,455
パルプ，紙，紙加工品製造業	4,935	274,585	273,195	55,492	217,703
出版，印刷，同関連産業	7,786	337,276	335,726	120,548	215,178
化学工業	3,595	485,372	485,129	134,284	350,845
石油製品，石炭製品製造業	433	33,863	33,832	11,551	22,281
ゴム製品製造業	1,316	152,725	152,336	25,350	126,986
皮革，同製品製造業	1,311	48,519	48,033	9,422	38,611
窯業，土石製品製造業	7,373	401,160	398,383	67,699	330,684
鉄鋼業	4,132	485,252	484,648	91,266	393,382
非鉄金属製造業	1,684	168,634	168,396	37,408	130,988
金属製品製造業	12,954	508,153	505,181	106,345	398,836
機械製造業	13,427	836,150	833,670	215,064	618,606
電気機械器具製造業	7,570	857,450	856,188	233,268	622,920
輸送用機械器具製造業	5,001	611,019	610,010	139,534	470,476
計量器等精密機械器具製造業	2,530	168,134	167,705	35,310	132,395
武器製造業	5	1,258	1,256	287	969
その他の製造業	7,640	330,091	327,131	62,258	264,873

〔備考〕 1) 本表における従業者とは，常用労働者のほか，個人業主および家族従業者をあわせたものである。そして常用労働者には(イ)30日をこえる期間を定めて雇用されている臨時の者(ロ)11月，12月の各月において18日以上雇用された臨時の者，(ハ)7月以降に通算して60日以上雇用された臨時および日雇の者をふくんでいる。

2) 通産省統計調査部「昭和39年工業統計表，産業編」による。

みで長期欠勤者をふくまない。そのほかはすべて在籍者数である。臨時・請負夫欄のカッコ内は請負夫のみを示す。

さらに、通産省調査統計部「石炭統計月報」によって、特に炭鉱労働者のみについてみると（第7表）、一九六七年三月末現在の常用労務者一〇万四三五九人は、前年同月末現在にくらべて七〇〇一人の減少、前年度の減少数五九二五人をさらに一〇七六人上まわるにいたっている。同時に臨時夫、請負夫数もそれぞれ減少している。

第7表　炭鉱労働者数
（各年3月末現在）

区分		1967年	1966年
		人	人
常用労務者	坑内夫 直接夫	59,539	64,004
	坑内夫 間接夫	25,390	26,357
	坑内夫 計	84,929	90,361
	坑外夫	19,430	20,999
	（うち女子）	4,641	4,968
	合計	104,359	111,360
臨時夫		4,543	4,941
請負夫		17,856	18,994
職員		15,717	16,602
合計		142,475	151,897

〔備考〕 常用労務者には在籍労務者のほか，常用臨時労務者（1966年6,717人，1967年6,086人）をふくむ。

3　運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑、一九六七年版」ならびに運輸省調べによる運輸交通関係従業者数はつぎのとおりである。

▽日本国有鉄道職員数（一九六六年三月末現在、第8表）
四六万二四三六（うち女子一万〇五六二）人
▽地方鉄道・軌道従業員数（一九六六年七月現在）　一三万二九五六人
▽通運事業関係従業員数（運輸省自動車局所管、一九六六年三月末現在）
一二万七二〇〇人

右のうち在籍人員は一〇万七六〇〇人で、残りの一万四五〇〇人は臨時傭員であり、ほぼ一一％を臨時傭員で占めていることになる。

▽船員数（運輸省編「昭和四一年度、船員統計調査報告」による船員法適用船員数、一九六六年四月一日現在）

第9表　郵政省機関別職員数
（4月1日現在）

区分	職員数
	人
1965年総計	309,806
1966年総計	315,421
官史	229,270
雇員	86,151
内部部局	2,375
付属機関	3,958
地方支部局	309,088
地方郵政監察局	1,251
地方郵政局	7,226
地方電波監理局	2,111
地方貯金局	17,433
地方簡易保険局	5,675
郵便局	275,392 (15,062)

〔備考〕 1） 郵便局のカッコ内は特定局長数の再掲。
2） 郵政省「昭和40年度郵政統計年報，総括編」（1966年12月刊）による。

第8表　日本国有鉄道機関別職員数
（1966年3月末現在）

区分	職員数
	人
本社	2,546
本社付属機関	3,009
支社	3,169
鉄道管理部	389,593
船舶管理部	823
自動車事務所	11,921
資材部	4,125
工場	36,869
自動車工場	394
工事局	6,264
給電管理局	945
電気工事局	2,704
志免炭鉱整理事務所	74
計	462,436

〔備考〕 鉄道管理局には，新潟四国，中国および東海道新幹線支社をふくむ。

二三万一二〇六（うち部員一五万三〇八六）人

右は船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長、船医およびそれと同等の待遇をうけているものすなわち職員と、職員以外のすべてのものすなわち部員との合計である。右のほか、予備船員が一万九四九八人いる。

また、郵政・通信関係従業者は次のごとくである。

▽郵政省職員数（一九六六年四月一日現在、第9表）　三一万五四二一人

▽日本電信電話公社職員数（一九六六年四月末現在、同公社職員局職員課第二要員係調べ）　二三万七三七七（うち女子七万〇五五三）人

第10表　公務員の総数

区分	1966年	1965年
	人	人
国家公務員	1,116,192	1,156,815
常勤職員 特別職	306,102	305,383
常勤職員 立法部	3,902	3,902
常勤職員 司法部	23,384	23,299
常勤職員 行政部	278,816	278,182
常勤職員 一般職（行政部）	860,090	851,432
地方公務員	2,276,487	2,233,222
普通会計分 一般職員	811,337	795,061
普通会計分 教育職員	945,526	934,591
普通会計分 警察・消防職員	224,336	216,123
普通会計分 臨時職員	25,476	26,945
公営企業会計職員	269,812	260,502
政府関係機関職員	771,518	753,497

〔備考〕 1）地方公務員数は各年4月1日現在，他は各年度末現在数。
2）行政管理庁行政管理局調べ。

4　公務労働者

国家、地方公務員の総数とその内訳は第10表のとおりである。同表の国家公務員特別職のうちには、その約九〇％にあたる二七万八五七一人の防衛庁職員（自衛隊員）をふくむ。なお、国家公務員数は常勤職員のみであって、このほか、行政管理庁調べでは一九六五年四月一日現在で常勤労務者一六七二人、非常勤職員二〇万〇一二一人が在籍していた。

5　教育労働者

一九六六年五月一日現在の学校基本調査結査（文部省編「文部統計速報」一二二、一一四号）によると、全国の大学以下、幼稚園、盲・ろう・養護学校に勤務する教職員総数（本務者のみ）は一二〇万三〇〇〇人、そのうち教員九一万五〇〇〇人、職員二八万八〇〇〇人で、それぞれ学校種類別にみると第11表のとおりである。以上の本務者のほか、教員では兼務者が大学・短期大学で四万五〇〇〇人、高等学校以下に四万九〇〇〇人いて、その内訳は幼稚園五三九四人、小学校二二六九人、中学校一万四八四人、高等学校三万四六三人、盲・ろう・養護学校五〇一人となっている。

第11表　学校別本務教員・職員数

（5月1日現在）

区　　分	教　　員	職　　員
	人	人
1965年　総　数	898,744	272,665
1966年　総　数	915,487	287,939
小　学　校	347,428	90,946
中　学　校	233,986	35,262
高等学校	198,563	51,539
大学・短期大学	76,508	97,186
幼　稚　園	49,812	8,003
特殊学校	9,190	5,003

〔備考〕 1）特殊学校は盲・ろう・養護学校の集計。

2）大学・短期大学には国立工業教員養成所，高等専門学校をふくむ。

II 雇用構造と労働市場

概要　**雇用動向**＝＝就業状況：就業者数の増大／非農林業就業者の増大／雇用労働者の増大／雇用状況：雇用増加率の停滞続く／小規模企業雇用の増加：最近における企業の雇用対策と雇用調査：企業の雇用対策／最近の雇用調整／失業者発生状況：企業整備の動き／失業保険受給者の減少／完全失業者の増加／**新規学卒者の入職状況**＝＝中卒就職者の減少／高卒就職者の増加／就職先の産業構成／就職先の企業規模構成／企業充足率の上昇／就職後の離職状況／**労働移動**＝＝入職離職率の低下／離職転職者の年齢別、産業別構成／企業規模間移動／転職にともなう賃金変動／労働者の地域移動／職安の職業紹介

概要

一、就業者数の増大のなかで進行している農林業就業者や家族従業者の減少、非農林業賃労働者の増大の動きは、一九六六年にもひきつづき進み、非農林業賃労働者の数は一九六六年には二八六二万人（農林業賃労働者を含めると二九〇二万人）、わが国の就業者全体の六〇％近く（五九％）を占めるようになった。

一、しかしその反面、雇用の増加率では、不況の激化した一九六五年にひきつづき六六年も停滞を示した。雇用の停滞がいちじるしかったのは製造業であり、これにたいして建設業の雇用がめだった増加率を示し、また流通部門もかなりの伸びをみせた。雇用労働者の産業別構成でも最近では製造業の比重がやや低下し、流通部門やサービス業、建設業などの割合が高まり、商業・サービス業部門の雇用者は製造業のそれを上まわるようになった。また雇用労働者の企業規模別構成では、中小・零細企業の割合が最近高まっている。

一、企業の労働力不足は一九六六年にも依然としていちじるしく新規学卒者を中心とした若年層労働力、あるいは技能労働力にたいする企業の需要はひきつづき大きかったが、この労働力需要はとくに中小企業においていちじるしかった。大企業では一九六五年の不況とその後の停滞過程のなかで、労働者新規採用の抑制措置を実施

した企業も多かったが、中小企業では逆に労働者の採用増加をはじめとする労働力不足対策を実施する企業がきわめて多かった。中小企業の若年層労働力不足は、高度成長以来ひきつづいた大企業による若年層労働力の優先的獲得によるものであるとともに、他方ではまた、若年層従業員の離職率が高く、その補塡に迫られることが大きな要因となっていた。中高年齢層の採用も主としてこの若年層採用難からやむを得ずおこなったものであった。他方では労働力不足対策としてパートタイムといわれる臨時・日雇的雇用や季節的雇用の利用が最近増加し、これは今後とも広がる傾向をみせている。

一、一九六六年の新規学卒就職者は中学卒が大幅に減少したが、反面高校卒が増大し、就職者総数は前年よりかなり増加した。これら新規学卒就職者は、大企業の求人抑制と小規模企業の強い需要との結果、小規模企業への流入が高まり、また産業別では製造業就職者の比重が低下し、サービス業や建設業の割合がめだって高まった。

一、他方、就職者の離職・転職の動きは、より有利な条件での雇用機会の縮小にともなってやや低下したが、労働者の企業移動は若年層・短期勤務者を中心としてやはり大きく、そしてこれら離職者の再就職による小規模企業への流入が前年にひきつづいていっそう高まった。また、これら転職者のうち若年層では転職により賃金の上昇する者の割合が多かったが、中高年齢層では賃金上昇者の割合は三分の一以下となり、前職賃金を維持し得たに止まった者あるいはさらに低下した者の割合が大部分を占めた。

一、なお、労働力不足が依然として大きい反面、販売不振や企業競争の激化による生産の縮小やコスト引下げの合理化のため、種々の雇用調整を実施した企業も多かった。ただしこの雇用調整の手段としては新規雇入れ制限や企業内配置転換などによって従業員の増加抑制とその有効活用・労働能率を増大させる措置が中心であり、従業員の直接的解雇という手段をとるばあいは少なかった。再採用における困難を考慮して解雇の措置は一般にできるかぎり回避しようとしたのである。さらに一九六六年には、中小企業の倒産が前年にひきつづいて大量に発生した。これは、販売不振や企業競争が激化し、大企業の下請再編成によって促進されたものであったが、しかしこうした大量倒産の影響は、失業者の滞留の増大としては統計面には現われて来なかった。それは、労働者の再就職における不安定な小規模企業への移動、賃金の低下、労働条件のいっそうの劣悪化、さまざまな不安定就業等々の形態をとりつつ分散して行ったものとみられる。

1　雇用動向

1　就業状況

就業者数の増大　総理府統計局の労働力調査によると、就業者数は近年一貫して大幅に増加しており、また増加

数も年毎に大きくなっている。一九六六年には対前年九九万人もの著増を示し（第12表）、なかでも女子就業者の増加ぶりがめだった（対前年四三万人）。なお一〇年前（一九五六年）とくらべると一九六六年の就業者数は六五〇万人も増加している。この中心はやはり男子就業者の増加（四五四万人）である（完全失業者の動きについては後の「4失業者発生状況」をみられたい）。

非農林業就業者の増大

就業者数の動きを産業別にみると（第13表）、農林業就業者の大幅な減少と非農林業就業者の増大が近年一貫した動きとなっている。この傾向はひきつづき一九六六年にも示されており、農林業就業者は前年にくらべて四〇万人減少し、非農林業では一四〇万人もの大幅増加となっている。ただ農林業就業者の減少が、一九六一年や六三年に毎年七〇～八〇万人にものぼったのにくらべれば最近その減少程度は小さくなっており、また一九六六年の減少数（対前年四〇万人）は前年のそれ（四三万人）よりわずかながら低下を示した。

非農林業就業者の増加の中心となったのはまず製造業であり、一九六一年～六二年には毎年五〇万人～七〇万人以上もの増加を示した。しかし一九六三年以降増加の中心は流通部門（卸・小売、金融・保険、不動産業）に移り、さらに一九六五年からはサービス業がこれに加わった。建設業就業者数の増加も一九六四年以降めだっている。一九六六年の対前年増加数は卸・小売業等の四四万人を筆頭に、サービス業三三万人、製造業三〇万人、建設業二一万人などとなっている。また鉱業では前年就業者数の減少が停止したが本年再び減少に転じ、水産業では前年にひきつづきわずかに増加した。

一九六六年のこれらの産業別就業者数を一〇年前とくらべてみる

第12表　就業状態別人口　（単位：万人）

年別（年平均）		15歳以上人口	労働力人口 総数	就業者 総数	就業者 男	就業者 女	完全失業者 総数	完全失業者 男	完全失業者 女	非労働力人口
1956年		6,050	4,268	4,197	2,467	1,730	71	37	34	1,776
1961年		6,603	4,562	4,518	2,687	1,830	44	21	24	2,033
1965年		7,287	4,787	4,748	2,865	1,883	39	18	21	2,497
1966年		7,432	4,891	4,847	2,921	1,926	44	21	23	2,537
対前年増減	1965年	165	77	75	51	24	2	1	1	89
	1966年	145	104	99	56	43	5	3	2	40
1956年対1966年		1,382	623	650	454	196	△ 27	△ 16	△ 11	761

〔備考〕 1）△は減少を示す。
2）労働力人口とは，15歳以上人口のうち，就業者（従業者＋休業者）＋完全失業者。これ以外の者は非労働力人口。
3）就業者は，従業者と休業者とを合わせたもの。従業者とは，調査期間中に実際に収入を伴う仕事に1時間以上従事した者（家族従業者で収入を伴わないばあいも含まれる）。休業者とは，仕事を持ちながらその仕事を休んだ者のうち――イ，雇用者で給料・賃金の支払いを受けている者および受けることになっている者，ロ，自営業主でその家族従業者または雇用者が調査期間中にその営む事業で働いていた者。
4）完全失業者とは，上記の就業者以外で，就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をした者。
5）総理府統計局「労働力調査」による。

第13表 就業者の産業別構成

産業別	就業者数（万人）			対前年増減（万人）			産業別構成比(%)		
	1956年	1965年	1966年	1965年	1966年	1956年対1966年	1956年	1965年	1966年
全産業	4,197	4,748	4,847	75	99	650	100.0	100.0	100.0
農林業	1,561	1,154	1,114	△ 43	△ 40	△447	37.2	24.3	23.0
非農林業	2,637	3,590	3,730	119	140	1,093	62.8	75.6	77.0
漁業，水産養殖業	54	58	59	4	1	5	1.3	1.2	1.2
鉱業	43	36	33	0	△ 3	△ 10	1.0	0.8	0.7
建設業	183	308	329	19	21	146	4.4	6.5	6.8
製造業	805	1,157	1,187	20	30	382	19.2	24.4	24.5
卸・小売，金融保険，不動産業	744	956	1,000	29	44	256	17.7	20.1	20.6
運輸通信，電気ガス，水道業	204	304	321	10	17	117	4.9	6.4	6.6
サービス業	485	627	660	37	33	175	11.6	13.2	13.6
公務	118	145	142	△ 1	△ 3	24	2.8	3.1	2.9

〔備考〕 1） △は減少を示す。
2） 総理府統計局「労働力調査」による。

第14表 就業者の従業上の地位別構成（農・非農別）

（単位：万人）

従業上の地位別		農林業				非農林業						
		総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主	家族従業者	雇用者			
									総数	常雇	臨時	日雇
1956年		1,561	535	973	53	2,637	513	351	1,770	1,645		125
1965年		1,154	441	673	41	3,590	528	320	2,742	2,486	145	111
1966年		1,114	434	642	39	3,730	544	323	2,862	2,597	153	112
対前年増減	1965年	△ 43	△ 11	△ 33	2	119	5	1	113	97	8	8
	1966年	△ 40	△ 7	△ 31	△ 2	140	16	3	120	111	8	1
	うち男	△ 16	△ 9	△ 6	△ 2	73	7	0	65	63	2	△ 1
	女	△ 24	1	△ 25	0	68	9	3	56	48	6	3
1956年対1966年		△447	△101	△331	△ 14	1,093	31	△ 28	1,092	1,105		△ 13
構成比(%)	1956年	37.2	12.7	23.2	1.3	62.8	12.2	8.4	42.2	39.2		3.0
	1965年	24.3	9.3	14.2	0.9	75.6	11.1	6.7	57.8	52.4	3.1	2.3
	1966年	23.0	9.0	13.2	0.8	77.0	11.2	6.7	59.0	53.6	3.2	2.3

〔備考〕 1） △は減少を示す。構成比は全産業就業者総数を100としたもの。
2） 常雇（常用雇用者）とは，雇用期間について別段の定めがないか，あるいは1年を超える期間を定めて雇われている者，および会社・団体の役員。
3） 臨時（臨時雇用者）とは，1ヵ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者。
4） 日雇とは，日々または1ヵ月未満の契約で雇われている者。
5） 自営業主とは個人経営の事業を営んでいる者（雇用なしと雇用ありとを含む）。
6） 家族従業者とは，業主の家族で，給料・賃金をもらわずに，その業主の営む仕事に従事している者。
7） 総理府統計局「労働力調査」による。

と、農林業で約四五〇万人の減少、非農林業で約一一〇〇万人の増加となっている。非農林業では製造業就業者の増加がやはりもっとも大きく（三八二万人）、次いで卸・小売業等（二五六万人）、サービス業（一七五万人）、建設業（一四六万人）などとなっている。他方鉱業就業者はこの間一〇万人減少した。

このような動きの結果、就業者の産業別構成でも農林業の産業全体に占める比重が大幅に低下して四分の一以下となり（一九五六年三七％→一九六六年二三％）、非農林業の比重が高まった（六三％→七七％）。非農林業では製造業就業者の割合がもっとも高いが（一九六六年二四・五％）、最近における卸・小売業等やサービス業の著増の結果、これらの比重が高まり、流通部門やサービス部門（卸・小売、金融・保険、不動産業、サービス業および公務）の就業者の割合は全産業の三分の一以上を占めるようになった（三七・一％）。また建設業就業者の割合も高まっているが、鉱業は前年から一％を割って低下の動きをみせ、水産業の割合は停滞状態にある。

雇用労働者の増大　雇用労働者の増加は近年きわめていちじるしく、一九六六年には前年にくらべて一一九万人増加し、また五年前（六一年）にくらべれば五二三万人、一〇年前（五六年）にくらべれば一〇七九万人もの増加となっている（巻頭第7図）。これにたいして減少のいちじるしいのは家族従業者で、一九六六年に前年より二八万人減少し、さらに五年前、一〇年前にくらべれば、それぞれ一五五万人、三六〇万人もの減少を示している。自営業主は六六年には前年よりわずかに増加したが（九万人）、五年前、一〇年前と比較すればやはりかなり減少している（それぞれ三四万人、七一万人の減少）。次に、農林業、非農林業に分けてこれらの動きをみよう。

農林業就業者の大幅減少は主としてその家族従業者の減少によるものである。一九六六年の農林業家族従業者は前年より三一万人減少し、一〇年前にくらべると減少は三三一万人にものぼっている（第14表）。減少はまず男子家族従業者から進行し、最近では減少の中心が女子家族従業者へと移っている。農林業自営業主の減少も近年いちじるしいが（一九六六年は一〇年前とくらべ一〇一万人減）、これは男子自営業主の減少によるもので女子自営業主はわずかながら増加している。

非農林業就業者の増大は雇用労働者の著増によってもたらされた。非農林業では自営業主や家族従業者も最近では女子を中心に増加しているが、増加数はわずかである（一〇年前とくらべると家族従業者は二八万人の減）。

一九六六年の雇用労働者数は対前年一二〇万人も増加した。近年雇用労働者の増加のいちじるしかったのはいわゆる高度成長期の一九六一年～六二年頃で、毎年一三〇万人前後の増加を示した。増加数はその後一時低下したが（一九六三年～六四年の増加数は対前年九〇万人前後）、一九六五年から再び著増しはじめ、六六年は対前年一二〇万人増とかなり大幅な増加となった。またこの雇用労働者の増加のほとんどは常用労働者であるが、一方臨時や日雇労働者も女子を中心に前年にひきつづき増加している（対前年九万人増）。

非農林業雇用労働者は、農林業家族従業者や自営業主の減少、あるいは非農林業におけるそれらの停滞といった動きと対照的に近年一貫して著増を示し、一九六六年の非農林業雇用労働者数は一〇年前とくらべ一〇九二万人もの増加となった。非農林業企業は、毎年

新たに労働力として供給される新規学卒就職者のほとんどを労働者として吸収し、また農業をはじめとする家族従業者層や自営業主層（男子）をも労働者として大量に吸引することによって、賃労働者層を急速に増大させてきた。そしてこの結果、非農林業雇用者数の全産業就業者総数に占める比重は近年急速に高まり、一〇年以前には全就業者の半分以下（一九五六年は四二%）だったものが、一九六六年には六〇%近く（五九%）を占めるようになった。

2　雇用状況

雇用増加率の停滞続く

労働省・毎月勤労統計調査の常用労働者雇用指数によってみると(第15表、第1図)、一九六六年の雇用増加率は産業全体で二・五%にすぎず、前年にひきつづき停滞をつづけた。一九五九年〜六一年当時、いわゆる高度成長期に毎年一〇%以上に及んだ雇用増加率は六二年以降毎年鈍化し、とくに不況の激化した一九六五年の増加率は三・二%にすぎなかったが、本年はそれをさらに下まわった（さきにみたように雇用労働者数は増大しているにもかかわらず雇用指数による雇用の増加率ではこのように停滞している。ただしこの雇用指数の調査対象には従業員三〇人未満規模の零細企業が除かれ、またサービス業が除かれていることなどから、最近の雇用増加率はいっそう低目に表わされることになっているとみられる。なお、雇用指数は一九六六年から六五年基準の新指数となった。この新指数では旧指数・六〇年基準とくらべて雇用上昇率が高めに表わされているが〈第15表〉、この理由について労働省は、「旧指数ではとらえられなかった前回の抽出替え以降の新設事業所や規模上昇事業所の動きが新指数に反映されたためである」と説明している――労働省『労働時報』一九六七年五月号)。

一九六六年に雇用停滞のいちじるしかったのは製造業で、増加率は〇・四%にすぎず（旧指数では一%の低下）、停滞のいちじるしかった前年の増加率をも下まわった。製造業でも衣服等繊維製品や家具・装備品などではかなりの増加率を示したが（対前年八%）、とくに鉄鋼や機械関係の停滞がいちじるしく、これらの部門では金属製品や輸送用機器を除いて前年より雇用の減少したものが多かった。一九六一年当時金属・機械部門の雇用増加率が一五%〜二〇%以上にも達したのと対照的である。

一九六六年に増加率のめだったのは建設業である（七・九%）。流通部門（卸・小売、金融・保険業）でも五%前後とかなりの伸びをみせたが、前年の増加率には及ばなかった。またこれを五年前とくらべてみると（一九六一年対六五年、第1図）、建設業の雇用増加率が最高で八三%、卸・小売業六八%増、製造業五七%増などとなっており、鉱業では反対に四二%もの大幅減少となった。

このような動きを反映して、雇用労働者の産業別構成でも、製造業の比重が最近――高度成長期以降の動きのなかで――やや低下する動きをみせ（一九六一年全産業雇用者の三五・八%→六六年三四・七%）これにたいして流通部門やサービス業、および建設業の割合が高まっている(第16表、巻頭第2図)。とくに卸・小売、金融・保険、不動産業、サービス業を合わせるとその雇用労働者の比率は五年前＝一九六一年の三四・九%から六六年には三七・五%へと高まり、製造業の比率を上まわるようになった。

第15表　常用労働者産業別雇用の動き（雇用増減率）

（雇用指数——30人以上規模・1965年＝100——の対前年増減率，％）

産業別	1961年	1963年	1965年	1966年
総数	11.5	5.9	3.2	2.5
（旧指数・1960年基準）			(1.6)	(1.2)
鉱業	△ 7.1	△18.2	△ 5.2	△ 2.8
建設業	19.7	15.1	3.6	7.9
製造業	12.4	4.0	2.2	0.4
（旧指数・1960年基準）			(0.5)	(△ 1.0)
食料品	14.6	11.5	8.2	5.0
たばこ	3.7	1.2	△ 0.2	△ 2.2
繊維工業	3.7	1.5	△ 0.7	△ 3.9
衣服その他の繊維製品	8.4	13.0	4.4	8.4
木材，木製品	12.0	7.3	4.5	4.7
家具，装備品	11.8	12.3	4.7	8.0
パルプ，紙，紙加工品	13.2	4.5	1.8	△ 0.1
出版，印刷，同関連産業	5.2	7.0	4.7	3.2
化学工業	9.2	3.3	1.1	△ 1.9
石油，石炭製品	11.3	△ 3.0	1.6	2.5
ゴム製品	4.1	△ 0.1	△ 0.8	0.9
皮革，同製品	12.9	18.4	7.3	2.8
窯業，土石製品	10.6	3.2	4.5	2.3
鉄鋼業	16.0	0.9	1.9	△ 2.4
非鉄金属	15.4	△ 0.1	1.6	△ 0.3
金属製品	16.8	8.2	0.9	3.0
機械	16.8	2.2	△ 0.7	△ 3.9
電気機器	20.8	0.7	0.0	△ 0.3
輸送用機器	16.7	1.2	5.7	3.1
精密機器	13.0	8.1	0.9	△ 2.6
その他	11.5	10.0	3.6	3.6
卸・小売業	17.3	15.6	6.4	5.7
金融・保険業	5.7	7.4	7.0	6.6
運輸・通信業	8.4	5.4	4.1	2.6
電気，ガス，水道業	4.8	0.8	2.2	2.1

〔備考〕 1）△は減少を示す。

2）労働省「毎月勤労統計調査」。これまでの1960年基準指数に代つて新たに発表された1965年基準指数による。

3）この調査にいう「常用労働者」は，きわめて広い意味のもので，次に該当する者が—実質的には臨時・日雇労働者なども—すべて含まれている。

イ，期間をきめず，または1カ月を超える期間をきめて雇われている者。

ロ，日々または1カ月以内の期間を限って雇われていた人のうち，前2カ月にそれぞれ18日以上雇われたか，または過去6カ月間に通算して60日以上雇われた者。

ハ，重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

ニ，事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

第1図　常用労働者産業別雇用の動き
<雇用増減率>

〔備考〕 労働者「毎月勤労統計調査」による。
対前年増減率（%）

第2図　雇用労働者の企業規模別構成

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

小規模企業雇用の増加　雇用労働者の企業規模構成によってみると（第2図）、一九六六年は前年にくらべて大企業（従業員五〇〇人以上）の割合がやや低下し、中小・零細企業の割合が高まった。これは非農林業企業全体についてみても製造業についてみても同様である。また製造業について入職・離職の面からみても、一九六六年には大企業では離職超過となり、中小企業とくに従業員三〇人未満の零細企業で前年にひきつづき入職超過がめだった（第17表）。一九六六年には入職・離職率とも各規模企業で前年にひきつづき低下したが（第17表参照）、大企業では離職率が入職率を上まわったのにたいして中小企業とくに零細企業では入職率はそれほど低下せず、一方離職率の低下によってかなりの入職超過となったのである。

第16表　雇用労働者の産業別構成　(%)

産業別	1956年	1961年	1965年	1966年
全産業	100.0	100.0	100.0	100.0
農林業	2.9	2.3	1.5	1.3
非農林業	97.1	97.6	98.5	98.6
漁業，水産養殖業	1.2	0.8	0.8	0.8
鉱業	2.2	1.8	1.2	1.1
建設業	7.4	8.4	8.8	9.0
製造業	34.1	35.8	35.5	34.7
卸・小売，金融保険，不動産業	18.3	18.9	20.3	21.0
運輸通信，電気ガス，水道業	10.8	10.3	10.6	10.7
サービス業	16.7	16.0	16.2	16.5
公務	6.5	5.6	5.2	4.9

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

第17表　製造業規模別雇用の動き（常用労働者の入職・離職超過率）　(%)

企業規模別	500人以上	499～100人	99～30人	29～5人
1961年	8.6	7.4	4.8	5.4
1964年	3.1	2.2	2.9	2.4
1965年	△1.5	△0.8	0.2	3.2
1966年	△0.8	0.2	0.9	4.5

〔備考〕 1）入職率から離職率を差引いたもの。△は離職超過を示す。
2）労働省「毎月勤労統計調査」による。

3　最近における企業の雇用対策、雇用調整

企業の雇用対策

労働省の労働経済動向調査によると、一九六五年から六六年六月ごろにかけて、労働力不足対策の何らかの措置を実施した企業は、製造業で八〇%、卸・小売業で六五%にのぼっている（第18表、調査対象は製造業従業員一〇〇人以上の企業約二五〇〇、卸・小売業従業員三〇人以上約五〇〇）。労働力不足対策を実施した企業の割合は大企業よりむしろ中小企業において高かった。不足対策の内容では、労働者の採用増加がやはり全体としてもっとも多く、この他、仕事の一部を他企業に委託し（外注など）の利用――とくに製造業のばあい）、合理化を促進し（製造業）、あるいは従業員の定着性を高める、といった措置が多くとられた。

また中小企業庁の中小企業労働問題実態調査によれば（調査時点一九六六年一一月）、労働力が不足していると答えた中小企業は次のように製造業で七五・五%、商業で六三・三%にのぼっており、労働力不足の企業の割合は前年よりいっそう高まっている（一九六五年一〇月の調査では、不足企業の割合は製造業で五〇・三%）。これにたいして労働力が過剰であると答えた企業はきわめて少ない。

	労働力不足		丁度よい		過剰
製造業	七五・五		二三・四		一・一
商業	六三・三		三五・五		一・二

(%)

労働力不足の原因として企業があげているものは、若年層従業員を中心として離職者が多いという理由（「中途退職者があったから」）がもっとも多く（製造業で四〇・七%、商業で三八%）、また経営規模の拡大による追加的労働需要（「生産販売部門が拡大したから」）もこれに次いで多くなっていた（製造業で三六・三%、卸・小売業で三八・四%）。この労働力不足対策としてこれまで実施した措置は次のようである。製造業―(1)設備の近代化・合理化による生産性の向上（二三・九%）、(2)中高年齢者の積極的採用（二〇・四%）、(3)下請、内職の利用（一四・一%）、(4)臨時工、パートタイマーなどの利用（一一・八%）。商業―(1)教育訓練などによる従業員の有効活用（一八・三%）、(2)中高年齢者の積極的採用（一四・九%）、(3)労働時間の延長（二三・七%）、臨時工、パートタイマーなどの利用（一一%）。このうち、中高年齢者の採用はもっぱら「若年労働者が雇えないので止むを得ず」というもので、また今後、労働力不足の存続によって合理化の促進とともに下請や内職、パートタイマーなどの利用もいっそう進むものとみられる。

こうした労働力不足の状況を職種別にみると第19表のようになっている。不足の大きいのは単純作業工・一般労務者、技能工、あるいは販売員（商業）などで、それもとくに若年層労働力についてである。事務関係については過剰とする企業もかなりあり、また中高年齢層は一般に充足度が大きくなっている。

なお、一九六七年に入ってからの労働力不足の状況、および六七年後半以降の雇用の見通しを、労働省の業界調査によってみると次のようであり、生産の上昇に伴う各種技能工や労務者、中卒などの新規学卒労働者の不足の増大、あるいはパートタイム雇用の普及、

第18表　企業の労働力過不足対策実施状況

産業別，規模別	何らかの過剰対策を実施した事業所の割合	何らかの不足対策を実施した事業所の割合
製造業　計	34	80
規模別 1000人以上	41	71
規模別 999～500人	42	75
規模別 499～300人	30	83
規模別 299～100人	26	90
卸・小売業	32	65

	対策内容	製造業	卸・小売業
過剰対策内容（過剰対策実施事業所計＝一〇〇）	残業規制・休日の増加	27	15
	配置転換 事業所内	36	36
	配置転換 企業内	35	34
	関係会社などへの出向	18	11
	採用抑制 新規採用	43	34
	採用抑制 中途採用	39	32
	人員整理（希望退職を含む）	7	4
	その他	4	6
不足対策内容（不足対策実施事業所計＝一〇〇）	残業の増加など	33	18
	配置転換 事業所内	23	20
	配置転換 企業内	20	26
	外注などの利用	50	18
	従業員の定着性の向上	45	42
	合理化 機械化を伴う	49	22
	合理化 伴わない	8	5
	採用の増加	56	50
	その他	4	7

〔備考〕 1）1965年～66年6月ごろまでの実施状況について調査したもの。
2）労働省「第1回労働経済動向調査結果報告」（1966年9月）による。

などが示されている（労働省職業安定局「雇用の現状と見通し」一九六七年六月、による）。またパートタイム雇用や季節的雇用の最近における増加と今後の増加の見通しは、労働省「第二回労働経済動向調査」（一九六七年五月）にも示されていた。

鉄鋼——溶解工の不足がめだっている。

電機——生産の大幅な拡大にともない、労働力不足は深刻化し、増産のあい路になっている。中卒者の不足を補うため、高卒者を現場職として大量に採用する企業が増加し、また、主婦のパートタイム雇用が一般化しつつある。

自動車——板金工、溶接工などが不足している。

造船——溶接工の不足がめだっている。

工作機械——技能工の不足は深刻で増産のあい路になっている。

化学——技術者が一般に不足している。

セメント——採石労務者、運搬用トラック運転手が不足している。

紡績——例年のことながら中卒者を対象とする求人は旺盛であるが、充足は困難で、中卒者の労働力不足は戦後最高である。このため、高卒者へのきりかえ、主婦のパートタイム雇用が普及しつつある。

建設業——建設労務者が不足しており、とくに建設機械運転者の不足がいちじるしい。また、万国博などの準備により、労働力需給の逼迫の度が強まりつつある。

第19表　労働力の過不足状況（職種別）

A　労働省・労働経済動向調査　（%）

職種別	製造業（従業員100人以上）						卸・小売業（従業員30人以上）					
	調査企業計	過剰	やや過剰	適当	やや不足	不足	調査企業計	過剰	やや過剰	適当	やや不足	不足
事務管理	100	2	19	66	13	0	100	0	13	68	16	3
技術研究	100	0	5	58	31	6	100	0	1	60	31	8
販売	100	0	4	68	25	3	100	0	4	54	30	12
技能工	100	0	4	48	33	15	100	0	5	45	40	10
一般労務者	100	1	7	38	33	21	100	0	4	59	27	10
その他	100	0	4	80	12	4	100	0	2	72	23	2

B　中小企業（従業員300人未満）――中小企業庁・中小企業労働問題実態調査　（%）

製造業			商業		
職種別	若年層	中高年齢層	職種別	若年層	中高年齢層
企業計	100.0	100.0	企業計	100.0	100.0
単純作業工	34.0	20.7	店員	26.9	13.6
技能工	26.9	17.8	配達員	21.6	11.5
販売員，その他	15.4	13.6	外交員	17.2	10.2
技術者	11.3	8.6	一般事務・管理職員	10.3	6.7
不足なし	12.4	39.3	その他	6.4	4.5
			不足なし	17.0	52.9

（注）労働省「労働生産性統計調査」によつて金属・機械産業における本工や臨時工の採用の動きをみると第20表のようになっている。これは一九六五年までの動きであるが、六五年には、常用労働者の採用が抑制されたが、それは専ら中途採用の大幅縮小によって行なわれた。これとともに、臨時工の採用あるいは臨時工の常用化も減退し、臨時工の減少が一層進められ労働者全体（常用、臨時計）に占める臨時工の割合は大幅に低下した。こうした臨時工雇用の減少の反面、請負工、社外工などといわれる企業直用以外の労働者の割合はこのところ年々高まっており（第21表）、これら社外工等の利用が近年広まっていることが示されている。

最近の雇用調整

さきにみたように労働力不足は中小企業をはじめとして依然としていちじるしく、新規学卒者を中心とする若年労働力あるいは技能労働力にたいする企業の需要はひきつづき大きいが、この反面、近年における不況の激化とその後の停滞のなかで、販売不振にもとづく生産縮小あるいはコスト引下げのための合理化措置などにより、種々の雇用調整策を実施する企業も多かった。

雇用調整の状況を労働省の労働経済動向調査（第一回）によってみると（第18表）、一九六五年から六六年六月頃にかけて何らかの労働力過剰対策を実施した企業は、調査対象全体のほぼ三分の一となっている（製造業で三四%、卸・小売業で三二%）。過剰対策の内容では、労働者の新規採用抑制や配置転換が中心となっており、人員整理を実施したばあいは少ない。新規採用抑制や配置転換によって既存労働力の有効活用、労働能率の増大をはかり、あるいは残業規制等による労働時間の減少（同時に支払い賃金の減少）

第20表　金属・機械産業における臨時工等採用の動き

産業別	常用工の採用(1965年)		臨時工の採用と増減							
	新規学卒採用率	中途採用率	採用率		常用化率		増減率		臨時工比率	
			1964年	1965年	1964年	1965年	1964年	1965年	1964年	1965年
鉄鋼	0.8	△ 2.7	92.1	66.1	51.6	35.3	△14.2	△23.4	3.2	2.6
鋳鋼	0.1	△11.5	87.8	36.0	32.7	26.5	△ 1.6	△28.3	12.8	8.8
ねずみ鋳鉄	△ 0.8	△ 7.0	90.4	44.2	41.7	29.2	△ 9.2	△35.8	6.5	4.4
可鍛鋳鉄	△ 0.4	△14.7	100.1	64.4	34.7	35.0	△ 5.1	△25.1	13.8	8.3
旋盤	△ 1.2	△ 6.1	60.0	39.2	47.6	14.1	△32.5	△40.9	4.2	2.2
ベアリング	0.5	△ 6.1	77.3	32.3	51.0	29.5	△21.5	△39.1	8.9	5.1
電動機	△ 3.1	△12.7	55.7	12.8	53.1	39.3	△44.0	△63.8	13.4	5.3
自動車	△ 0.1	△25.0	110.9	27.9	49.7	50.9	7.1	△53.3	28.5	15.3

〔備考〕 1)　採用率，常用化率は，各年初人員に対する当該人員の割合。

臨時工増減率は $\frac{\text{年初人員}-\text{年末人員}}{\text{年初人員}}$

臨時工比率は各年末における常用，臨時計に対する臨時工の割合。

2)　労働省「労働生産性統計調査報告」（昭和40年）による。

第21表　化学，金属産業における社外工等の比率の動き　(%)

産業別		1962年	1963年	1964年	1965年
ソーダ	アンモニア法	0.7	2.4	2.1	2.4
	電解法	5.2	6.4	8.6	8.9
セメント		4.7	6.1	6.5	6.0
鋳鉄		6.7	9.5	10.9	11.0

〔備考〕 1)　当該企業とは直接雇用関係のない（直用以外の）労働者――請負工，社外工などといわれるもの。

2)　比率は，直用以外の労働者数÷全労働者数。
各年12月末現在。

3)　労働省「労働生産性統計調査報告」（昭和40年）による。

に対策の重点がおかれ、企業倒産等のため従業員の全面解雇あるいは大幅削減を余儀なくされないかぎりは、労働力不足を背景とする再雇用困難の状勢のもとで、人員整理は一般にできるかぎり避けようとしたとみることができる。また、右のような労働力過剰対策――新規採用抑制や配置転換、あるいは関係会社等への出向、などを実施した企業の割合は、大企業ほど高く、中小企業では比較的低かった。中小企業の過剰対策ではとくに中途採用の抑制、および残業規制などによる労働時間減少措置の多いのがめだっている。

なお、東京商工会議所「雇用調整の実態」（一九六一年一月～四月に何らかの雇用調整を実施した企業のうち回答二八社について、製造業を中心とし、中小から大の各規模企業を含む）によれば、雇用調整の具体的方法は次のようになっていた――(1)新規学卒者の採用手控え（二六件）、(2)希望退職者の募集（一四件）、(3)減耗補充の停止（一二件）、(4)子会社・傍系会社への出向（九件）、(5)臨時工、社外工の解雇（八件）、(6)間接部門から直接部門等への配置転換（八件）、(7)一時帰休制度（四件）、(8)指名解雇（二件）、(9)自宅

待期（二件）、など。またこのうち人員整理については、労働組合の要求などもあって全従業員を対象とする希望退職募集のばあいが一般に多いが、希望退職の募集範囲を限定したばあいでは、満五〇歳以上の者、有夫の女子、病弱者、などが一般にその対象とされた。

4　失業者発生状況

企業整備の動き

労働省職業安定局の企業整備実施状況調査によってみると、一九六六年には企業整備事業所数、整理人員とも前年にくらべてかなり減少している（第22、23表）。この数字は企業整備の全容を示すものとはいえないが（調査要領は第22表の備考を参照）、一九六五年には四月～一二月計で整備事業所数二九七二、整理人員約一〇万人にのぼったのにくらべ、六六年の企業整備は二三七三件、八万九〇〇〇人とかなりの減少をみせた。産業別では（第22表）では製造業が整備企業数、整理人員とも過半数を占めているが、六六年には製造業や流通部門で減少し、建設業やサービス業で増加したのが特徴的である。また企業規模別では（第23表）、整備企業数では小・零細企業（従業員一〇〇人未満）が、整理人員では中小企業（三〇〇人未満）が大多数を占めているが、六六年には各規模ともだいたいにおいて減少ないし保合を示している。

（注）労働省職業安定局の企業整備調査ではこのように減少をみせているが、東京商工興信所の整理倒産統計によると最近の企業倒産はきわめていちじるしいものがある。倒産件数（負債金額一〇〇〇万円以上）は一九六四年が四二二件、六五年が六一四一件、そして六六年は六一八七件にのぼっている。倒産原因としては販売不振、放漫経営、他社倒産余波などが多くあげられており、倒産企業規模では資本金一〇〇万円～五〇〇万円未満、一〇〇万円未満および個人企業といった小規模企業が大多数を占めていた。一九六五年以来の不況の激化による販売不振の増大とその過程における大企業による下請整理・再編成の進行とによって、高度成長期を通じて簇生した中小企業の倒産が著増した。

こうした倒産企業のうち倒産後営業を継続するものもかなりあることなど（たとえば経済企画庁「整理倒産の現況」一九六六年一一月）、倒産企業の全従業員がそのまま解雇・離職ということにはならないが、倒産増大により解雇・離職の発生増大は不可避であるし、また継続雇用された従業員も労働条件の悪化に多かれ少なかれ見舞われることになろう。

失業保険受給者の減少

一九六六年の一般失業保険は離職票提出件数、初回受給者数、受給者実人員とも前年にくらべて減少を示し、受給率もまた低下した（第24表、第3図）。一九六六年の一般失業保険受給者数（受給者実人員一ヵ月平均）は五八万三〇〇〇人となっている。一九六一年以降著増してきた受給者数は六五年に一〇年ぶりに減少したが、ひきつづき六六年にも若干減少した（対前年九〇〇〇人減）。この失業保険受給者数の減少はとくに女子の減少によるもので（対前年一万一〇〇〇減）、女子受給者数は一九六四年の三〇万八〇〇〇人を頂点に六六年には二六万四〇〇〇人と著減しているが、男子はわずかながら増加し（三〇〇〇人増）、一九六六年の男子受給者数は三二万人とこれまでの最高を示している。失業保険受給者数の最近における減少は、まず女子を重点とする給付制限政策の強化によるものであり（第三部Ⅳ1参照）、また根強い若年層労働力不足を背景として、若年層労働者に失業保

第22表　企業整備の動き（産業別）

産業別	企業整備事業所数（件）			整理人員（千人）		
	1963年	1965年 4月～12月	1966年	1963年	1965年 4月～12月	1966年
総数	2,688	2,972	2,373	123	102	89
鉱業	464	70	79	46	2	4
建設業	518	274	276	19	9	11
製造業	1,269	1,984	1,450	44	70	56
卸・小売業	190	324	277	4	8	7
金融・保険，不動産業	12	80	31	0.5	4	2
運輸・通信業	98	115	100	2	4	5
サービス業	85	125	147	3	4	4

〔備考〕 1）労働省職業安定局調べ。
2）調査対象は常用従業者10名以上の事業所において，事業の縮小，閉鎖等により相当数（最近10名以上）の減員を生じたばあいに限定されている。全国職安所員がこうした企業整備の情報により，また職安への離職票提出などを通じて把握したものを調査した数字である。

第23表　企業整備の動き（企業規模別）

規模別		計	1000人以上	999～300人	299～100人	99～30人	29～10人
事業所数（件）	1963年	2,688	（500人以上）216		（499～100人）418	（99～15人）1,320	（14人以下）734
	1965年4月～12月	2,972	86	228	540	1,051	1,067
	1966年	2,373	65	182	312	766	1,047
整理人員（千人）	1963年	123					
	1965年4月～12月	102	8	13	28	35	17
	1966年	89	11	13	20	28	17

〔備考〕 労働省職業安定局調べ。調査要領については第22表の備考参照。

険の対象となることなく再就職して行くものの多いこと、などによるものとみられる。ちなみに失業保険受給者の年齢構成をみると従来全体の半数以上を占めていた若年層（二〇代および一〇代層）の比重が最近低下し、かわって三〇代層を中心とする中高年齢層の比重が高まっており、（注）中高年齢層離職者の再就職難（→失業保険受給者としての滞留）が反映されている。

失業保険の受給状況を産業別にみると受給者数のとくに多いのは製造業（一九六六年約二一万三〇〇〇人）と建設業（一五万四〇〇〇人）であるが、前年にくらべるとこれらの産業では若干減少し、卸・小売業、サービス業、運輸・通信業などで増加をみせた。また受給率のめだって高いのは農業（九・二%）、林業（一五・四%）、水産業（九・六%）、および建設業（八・六%）であるが（なお製造業は二・三%）、これらの産業の受給率も前年にくらべると若干低下し、製造業中のパルプ・出版関係、化学、鉄鋼などで受給率がわずかに高まったのを除いて各産業とも受給率は前年にたいして低下ないし保合を示した。

（注）一般失業保険受給者の年齢構成を一九六〇年と六五年とを比較すると次のようになっている（労働省『失業対策年鑑』昭和四〇年度版、七六ページによる。一九六〇年は三、七、一一月分の

累計、六五年は三月分のみ)。一〇代層＝一九六〇年六・三%→六五年五・一%、二〇代層＝四六・五%→三四・〇%、三〇代層＝一八・八%→二七・〇%、四〇代層＝一一・四%→一六・一%、五〇歳以上層＝一七・〇%→一七・八%。

完全失業者の増加

労働力調査の「完全失業者」数は一九六六年には四四万人、前年より五万人増加した（第12表）。この完全失業者数は近年一貫して減少してきたが一九六五年には一〇年ぶりに増加に転じ、ひきつづいて六六年にも増加した。この完全失業者とは「就業が可能でこれを希望しかつ調査期間中に求職活動をした者」であり、この増加は最近における失業者発生増加の動きを示す一つの指標ではある。ただしこの完全失業者数はさきにみた一般失業保険受給者（受給資格のある離職者で、労働の意志と能力をもちながらなおかつ就職することができないでいる者）の五八万人（これに日雇失業保険受給者の二二万を加えれば七九万人）にくらべてもいちじるしく低い数である。

第3図　失業保険受給状況

第24表　失業保険受給状況

年別		一般失業保険								日雇失業保険・受給者実人員（1カ月平均・千人）
		離職票提出件数（千件）	初回受給者数（千人）			受給者実人員（1カ月平均・千人）			受給率（%）	
			計	男	女	計	男	女		
1964年		1,810	1,623	907	716	625	318	308	3.5	224
1965年		1,898	1,662	959	703	592	317	275	3.2	211
1966年		1,862	1,607	929	678	583	320	264	3.0	207
対前年増減（△）	1962年	370	284	158	126	89	43	47	—	1
	1963年	253	244	143	101	119	68	51	—	0
	1964年	55	159	89	70	36	16	21	—	47
	1965年	89	39	52	△ 13	△ 33	△ 1	△ 33	—	△ 13
	1966年	△ 36	△ 55	△ 30	△ 25	△ 9	3	△ 11	—	△ 4

〔備考〕 1) 離職票受付件数とは，離職した被保険者が職安の窓口に離職票を提出した件数。このばあい，失業保険金受給資格の有無にはかかわらない。
2) 初回受給者数とは，同一の失業保険金受給資格期間内において，第1回目の支給を受けた者の数。
3) 受給率は，受給者実人員÷被保険者数。
4) 労働省職業安定局調べ。

2　新規学卒者の入職状況

中卒就職者の減少、高卒就職者の増加

中学卒就職者は一九六三年

第4図　新規学卒就職者数の動き
（就職進学者を含む）

第25表　中学，高校卒就職者の動き

卒業時期別	中学卒				高校卒				新規学卒就職者，就職進学者計
	総数	就職者	就職進学者	就職率	総数	就職者	就職進学者	就職率	
	千人	千人	千人	%	千人	千人	千人	%	千人
1960年3月	1,770	633	50	38.7	934	567	6	61.3	1,256
1961年3月	1,402	459	42	35.7	956	606	7	64.0	1,114
1962年3月	1,948	597	56	33.5	1,017	642	8	63.9	1,303
1963年3月	2,491	692	72	30.7	987	618	8	63.4	1,390
1964年3月	2,427	624	74	28.8	872	548	8	63.9	1,255
1965年3月	2,360	549	76	26.5	1,160	690	10	60.4	1,325
1966年3月	2,134	455	68	24.5	1,557	891	12	58.0	1,426

〔備考〕 1)　就職率は（就職者＋就職進学者）÷卒業者総数。
　　2)　文部省「卒業後の状況調査」——「文部統計速報」による。

三月卒の七六万人（就職進学者を含む、以下同じ）を頂点として減少に転じ、一九六六年には五二万人、前年より一一万人も減少した（第25表、第4図）。この中卒就職者数の減少は近年における卒業者数そのものの減少と就職率の一貫した低下（高校進学率の上昇）とによるものである。

高校卒就職者数はこれにたいして近年増加を示し、一九六六年には八九万人、前年より二〇万人の増加となった。この増加は卒業者数の増大によるもので、これが就職率の低下にもかかわらず就職者数の増加をもたらしたのである。

この結果、中卒・高卒を合わせた新規学卒就職者数は一九六六年には前年より一〇万人増加して一四三万人、近年の最高となった。ただそのなかでは中卒就職者の割合が大幅に低下して高卒中心となっている（中卒就職者の割合は一九六〇年が五四・四%→六六年には三六・七%）。

就職先の産業構成・製造業比重の低下、サービス業、建設業等の上昇

中卒就職者の就職先（自家業への就業を含む）の産業構成では製造業の比重がかなり低下し（一九六一年六五・五%→六五年六二・〇%→六六年五六・六%）、サービス業（同右八・八%→一一・六%→一五・〇%）や建設業（同右一・八%→四・三%→六・五%）の割合が高まった（第26表、第5図）。こうした動きは男女ともほぼ同様であり、とくに一九六一年当時、男子就職者全体の四

第26表　中学，高校卒業就業者の産業別構成　(%)

	卒業時期別 / 産業別	1956年3月	1961年3月	1965年3月	1966年3月 計	1966年3月 男	1966年3月 女
中学卒	総数（千人）	797	501	625	522	268	255
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	農林，漁業	26.6	9.9	7.3	7.5	10.1	4.8
	建設業	1.4	1.8	4.3	6.5	12.6	0.2
	製造業	43.3	65.5	62.0	56.6	53.6	59.7
	食料品	2.9	3.6	3.9	4.4	4.2	4.5
	繊維関係	14.9	18.4	19.6	19.4	3.4	36.2
	鉄鋼，金属，機械	12.9	31.9	25.8	21.1	31.4	10.3
	卸・小売業	12.5	8.2	8.0	8.0	7.6	8.4
	運輸・通信業	1.0	1.8	2.9	2.9	3.2	2.6
	サービス業	9.7	8.8	11.6	15.0	9.0	21.3
高校卒	総数（千人）	390	612	700	903	451	452
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	農林，漁業	15.9	5.9	3.6	4.1	6.6	1.7
	建設業	2.8	3.2	3.3	3.9	6.2	1.6
	製造業	27.9	38.8	36.5	33.4	38.6	28.2
	食料品	2.3	2.9	3.2	3.5	3.8	3.1
	繊維関係	4.1	4.1	4.7	5.0	2.8	7.2
	化学	2.6	3.5	3.6	2.8	3.4	2.2
	鉄鋼，金属，機械	11.5	20.5	17.8	14.9	20.3	9.5
	卸・小売業	23.6	23.1	24.0	27.0	19.5	34.4
	金融・保険業	5.1	8.2	9.0	7.0	2.9	11.1
	運輸・通信業	4.9	5.9	7.4	6.0	8.2	3.8
	サービス業	6.2	5.7	6.7	8.9	5.6	12.3
	公務	6.2	4.9	6.1	6.3	8.7	3.7

〔備考〕 1) 就職者とは，賃金等経常的収入を伴う仕事に就いた者をいう。家事手伝いや一時的な仕事についた者は含まれていないが，自家業についた者は含まれている。
2) 就職進学者を含む。
3) 産業は就職者数の多いものを掲げた。総数はそれ以外の産業を含む就職者総数である。
4) 文部省「卒業後の状況調査」――「文部統計速報」による。

七・四%を吸収した鉄鋼・金属・機械部門は六六年には三分の一以下に低下している。また女子ではサービス業の割合が、男子では建設業の割合がそれぞれめだって高まっている。

高卒就職者の産業構成でもやはり製造業の割合が若干低下し（一九六一年三八・八%→六五年三六・五%→六六年三三・四%）、卸・小売業（同右二三・一%→二四・〇%→二七・〇%）、サービス業（五・七%→六・七%→八・九%）の割合が高まっている。高卒就職者においては中卒就職者にくらべて製造業の比重がもともと低かったが、一九六六年には製造業の割合がさらに低下し、これにたいして卸・小売業やサービス業への集中度がいっそう高まった。こうした動きはやはり男女ともほぼ同様であるが、このほか男子では建設業や公務などの割合が、女子では製造業中の食料品や繊維関係などの割合が、それぞれ若干高まっている。

第5図　新規学卒就職者の産業別構成

〔備考〕　調査要領については第26表の備考を参照。

第6図　新規学卒就職者の企業規模別構成（全産業）（%）

〔備考〕　1）1961年は就職者数，1965・66年は就職件数による。いずれも職業安定機関扱いのみの就職者について。
2）労働省職業安定局調べ。

就職先の企業規模構成・小規模企業割合の上昇

近年ひきつづいた新規学卒労働力の大企業集中の動きが一九六六年には停止し、大企業（従業員五〇〇人以上、とくに一〇〇〇人以上）入職者の割合が低下する一方、小・零細企業（従業員一〇〇人未満）の割合がかなり高まった（第6図）。大企業入職者の割合は中卒が一九六五年三三・九%→六六年二九・六%、高卒が四一・八%→三四・四%というようにそれぞれ低下し、一方、小・零細企業入職者の割合は、中卒が三六・五%→四二・六、高卒が二八・二%→三五・五%と高まった。なかでも零細企業（従業員三〇人未満）入職者の割合の上昇がかなりめだっている。

このような動きは、近年の新規学卒労働力にたいする需要増大のなかでそれを最優先的に吸収してきた大企業の需要が最近の不況と合理化とによって低下したため、これまで大企業集中によって不足の激化していた中小企業とくに小規模企業への新規学卒労働力の流入が増加したことによるものである。これを量的にみれば、中卒者については就職者数そのものが著減したため各規模企業への入職者数は前年より減少したが、減少程度は小規模企業ほど少なかった。また高卒者のばあいには就職者の増加によって各規模企業とも入職者数が増加したが、なかでも中小企業への入職者数の増加がめだっている。

企業充足率の上昇

新規学卒労働力にたいする需要増大とともに企業の充足率は近年いちじるしく低下してきたが、一九六六年にはその低下がやみ、充足率はかなりの上昇を示した（第27表）。充足率は中卒、高卒とも、そして各規模企業とも高まっており、充足難は全般的に緩和の動きを示した。

中卒労働力については、就職者数はさきにみたように著減した

第27表　新規学卒労働力の充足率（企業規模別）　（%）

卒業時期別 ＼ 企業規模別		計	1000人以上	999～500人	499～100人	99～30人	29人以下
中学卒	1961年3月	31.1	63.6		35.2	22.5 a	18.8 b
	1962年3月	29.3	53.9		33.7	20.8	18.0
	1963年3月	32.9	57.7		38.7	26.0	21.6
	1964年3月	25.3	43.8		26.3	17.9	17.9
	1965年3月	24.7	39.2	31.3	24.8	18.1	20.5
	1966年3月	31.8	40.6	37.6	32.1	26.6	29.0
高校卒	1961年3月	42.7	52.7		45.2	36.9 a	33.8 b
	1962年3月	35.4	46.6		36.9	28.9	24.8
	1963年3月	34.1	46.9		34.9	27.4	24.9
	1964年3月	24.3	34.9		22.9	18.7	16.4
	1965年3月	29.4	44.3	32.2	26.4	23.3	24.7
	1966年3月	43.6	55.5	45.0	43.1	37.8	39.3

〔備考〕 1）充足率は $\frac{\text{就職件数（1961，62年分は就職者数）}}{\text{求人数}}\times 100$

2）1961年のaは企業規模99～15人，bは14人以下。

3）調査対象は職業安定機関扱いの就職者。

4）労働省職業安定局調べ。

第28表　新規学卒労働力の充足率（産業別）　（%）

産業別	中学卒 1961年	中学卒 1965年	中学卒 1966年	高校卒 1961年	高校卒 1965年	高校卒 1966年
計	31.1	24.7	31.8	42.7	29.4	43.6
農林水産業		33.2	33.5		29.2	44.4
鉱業		39.7	39.0		31.2	55.1
建設業	23.9	27.0	39.0	43.7	28.2	42.4
製造業	32.3	23.8	30.1	42.5	27.1	38.7
卸・小売業	22.0	23.8	32.0	37.4	27.9	44.5
金融，保険，不動産業	66.4	36.3	37.8	59.0	45.0	60.9
運輸，通信業	45.5	31.3	36.7	43.4	35.2	45.6
電気，ガス，水道業	56.0	33.7	59.7	56.8	32.5	42.9
サービス業	28.2	32.6	40.4	43.4	31.4	49.3
公務		37.3	50.6		39.8	53.5

〔備考〕 1）充足率算定方法などは第27表の備考を参照。

2）労働省職業安定局調べ。

が、求人数の減少（対前年約六四万人減）がこれを大幅に上まわったことによって充足率は上昇した（一九六五年二四・七%→六六年三一・八%）。高卒労働力のばあいには、その供給量（就職者数）の増加と需要量（求人数）の減少（対前年約一五万人減）とによって、充足率はいっそう高まった（二九・四%→四三・六）。

また求人の減少程度は中卒・高卒とも小規模企業ほど少なく、なかでも零細企業の高卒求人数は前年より増加している。このことは、小規模企業における新規学卒労働力不足が根

強いことと、とくに中卒採用難の激化によって高卒採用への切替えが進行していることを反映するものといえる。

なお新規学卒労働力の充足率を産業別にみると（第28表）、一九六六年には中卒・高卒充足率とも各産業で上昇している。中卒充足率は前年までほぼ全産業で低下してきたが、一九六六年には鉱業でやや低下したのを除いて各産業とも——とくに建設、製造、卸・小売、電気・ガス・水道、サービス、公務などの産業において——上昇を示した。高卒充足率は前年から上昇に転じ充足難は若干緩和されたが、一九六六年には充足率は各産業とも——とくに鉱、建設、卸・小売、金融・保険・不動産、サービス、公務などの産業において——いっそう上昇した。なお各産業の求人数は、中卒については一九六六年には農林水産業で増加したほか各産業とも減少しているが、高卒については建設業、金融・保険・不動産業、電気・ガス・水道業で求人数の増加が若干みられた。

就職後の離職状況

新規学卒就職者のうち中学卒就職者のその後の離職の動きをみると第29表のようになっている。就職者総数のうち一年の間に離職した者の割合は、東京都内調査では一三%程度、婦人少年局の全国調査では二〇%前後と、双方にかなりの差があるが、両調査ともこうした短期離職が最近徐々に高まってきたことを示している。離職時期では、両調査とも就職後六ヵ月～一年の時期がもっとも高くなっている。また、企業規模別では小規模企業におけるほど離職率が高いが、離職率がめだった低下を示すのは従業員五〇〇人以上の大企業で、それ以下の中小零細企業では離職率の高さにあまり差がみられないこと、これらの離職理由では（企業主を通じた調査であるが）、家事都合、仕事が自分に

第29表　中学卒就職者の離職率

A　東京都職安調査（東京都内，男女計）　（%）

調査時点	就職3ヵ月後	6ヵ月後	1年後
1964年3月卒	2.8	4.5	12.8
1965年3月卒	3.7	6.5	13.4
1966年3月卒	4.0	7.4	——

B　労働省婦人少年局調査（全国）　（%）

離職時期		入職後3ヵ月未満	3ヵ月～6ヵ月未満	6ヵ月～1年未満	1年間計
男子	1962年3月卒	5.9	6.3	10.7	22.9
	1963年3月卒	4.7	5.8	11.1	21.6
	1964年3月卒	4.9	6.1	12.7	23.7
女子	1962年3月卒	3.5	4.9	8.4	16.8
	1963年3月卒	3.7	4.7	9.8	18.2
	1964年3月卒	3.7	5.2	10.2	19.1

合わない、他に誘われて、等々総じて任意退職といわれるものが大多数を占めている、などの状況がこれらの調査に示されている。(注)

(注) 朝日新聞では農村などから県外就職した一九六三年三月の中学卒就職者四一八名について追跡調査をおこなったが、卒業・就職以来約四年後の六六年末における企業への定着率は三六・五%と低く、多くの者がひんぱんな離職・転職を繰返していた(朝日新聞一九六六年一二月二五日付)。また同様な追跡調査とその分析を行なったものとして小川利夫・高沢武司『集団就職』がある(一九六七年四月刊)。そして、新規学卒就職者あるいは年少労働者の離職・転職の激しいことは、その年少労働者の労働保護や非行化の問題とからんで最近大きな問題となっている。

3 労働移動

入職・離職率の低下

一九六六年には入職率、離職率とも前年にひきつづいて低下した(第30表)。高度成長下一九六一年以降高まりをみせてきた入職率は、不況の激化による企業の新規雇入制限の強化や停止に伴って六五年には低下し、六六年にもひきつづいていっそう低下した。同様に転職・企業移動の活発化に伴って最近高まりを示していた離職率も、労働者の転職機会が狭められるとともに六五年には低下したが、六六年にはそれがさらに低下した。こうして労働移動は六五、六六年と全般的にかなり沈静化した。これを製造業について企業規模別にみても、同様に各規模層とも入職率、離職率は低下を示している。なお大企業では入職率が離職率を下まわって離職超過を示したが、小規模企業ほど入職率の低下は少なく、他方離職率は低下をつづけたため、零細企業などではかなりの入職超過を示すこととなった。

離職、転職者の年齢別、産業別、職業別構成

離職者、転職者ともその五〇%前後は一〇代〜二〇代前半の若年層によって占められており、これに次いで二〇代後半層、三〇代層の割合が多くなっているが、最近では二〇代層の比重が低下し、一〇代層と四〇歳以上の中高年齢層の割合が若干高まっている(第31表)。こうした動きはとくに男子において顕著である。このことは、よりよい転職機会が狭められるに伴って二〇代層あるいは三〇代層の離職が低下したのにくらべて一〇代若年層の流動がなお高い状態にあること、他方ではまた企業の雇用調整の進行によって中高年齢層労働者の企業からの排出と移動が高まっていることを反映するものといえる。

これを産業別にみると、離職者の過半数は製造業から生み出されるとともに、同様に既就業(転職)入職者はその過半数がまた製造業へと吸収されている。製造業が離職者排出および転職者吸収の中心となっており、卸・小売業(それぞれ全体の約四分の一)や運輸・通信業(一〇〜一四%)がこれに次いでいるが(第31表、ただしこの調査対象には建設業が除かれている)、最近では——一九六六年上期と前年同期との対比でみると——離職においては製造業、運輸・通信業、サービス業の割合が、そして転職者の入職では製造業とサービス業の割合が若干の高まりをみせた。

第30表　入職・離職率の動き

産業・規模別		1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年
調査産業計（1カ月平均）	入職率	3.3	2.9	2.8	3.2	2.7	2.5
	離職率	2.7	2.6	2.6	2.9	2.6	2.4
製造業（1カ月平均）	入職率	3.1	2.5	2.5	2.8	2.2	2.2
	離職率	2.5	2.4	2.3	2.6	2.3	2.2
製造業規模別（年間累計） 入職率	500人以上	30.0	21.5	22.2	26.5	20.1	18.5
	499～100人	39.0	33.2	33.7	35.5	29.4	28.2
	99～ 30人	43.4	37.0	37.7	40.1	34.1	33.5
	29～ 5人	43.3	38.9	38.2	33.7	34.9	34.8
離職率	500人以上	21.4	22.2	21.2	23.4	21.6	19.3
	499～100人	31.6	30.2	31.6	33.3	30.2	28.0
	99～ 30人	38.6	34.8	33.9	37.2	33.9	32.6
	29～ 5人	37.9	32.4	32.5	31.3	31.7	30.3

〔備考〕 1）入職率（離職率）は$\frac{\text{月間増加（減少）労働者数}}{\text{前月末労働者数}}\times 100$。
2）調査産業計，製造業は30人以上規模について。
3）労働省「毎月勤労統計調査」による。

第31表　離職，転職者の年齢別，産業別，規模別構成　（%）

産業別，規模別，年齢別		既就業（転職）入職者				離職者			
		総数		うち男子		総数		うち男子	
		1965年 1～6月	1966年 1～6月	1965年 1～6月	1966年 1～6月	1965年 1～6月	1966年 1～6月	1965年 1～6月	1966年 1～6月
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業別	鉱業	2.1	1.9	3.0	2.7	1.7	1.4	2.9	2.4
	製造業	52.6	54.3	50.8	51.7	55.8	56.1	56.0	56.1
	卸・小売業	25.1	23.5	21.9	21.2	24.7	24.0	20.7	20.3
	金融・保険，不動産業	2.1	2.1	2.2	2.1	3.8	3.8	2.1	2.1
	運輸・通信業	14.0	13.7	19.1	18.9	10.3	10.6	15.2	15.7
	電気，ガス，水道業	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
	サービス業	3.9	4.3	2.9	3.3	3.6	3.8	2.9	3.1
企業規模別	500人以上	9.8	8.5	10.7	8.7	15.1	14.0	14.7	12.7
	499～100人	23.7	20.6	23.2	20.0	26.5	25.8	25.8	24.9
	99～ 30人	31.6	29.6	31.3	28.1	26.7	27.0	26.7	26.2
	30人未満	35.0	41.3	34.8	43.1	31.7	35.2	32.7	36.1
年齢別	20歳未満	17.6	20.0	14.1	17.1	18.2	19.2	17.7	19.1
	20～24歳	33.4	28.5	29.6	26.1	33.9	32.6	27.7	25.4
	25～29歳	17.3	17.4	19.9	19.5	16.4	16.0	17.1	16.6
	30～39歳	17.8	18.1	20.9	20.7	16.1	15.6	18.4	18.3
	40～49歳	8.2	9.5	8.3	9.2	7.8	8.0	8.0	8.4
	50歳以上	5.7	6.5	7.2	7.5	7.5	8.1	11.3	12.1

〔備考〕 1）調査対象は，非農林水産業の従業員5人以上規模企業（建設業を除く）。
2）労働省「雇用動向調査」による。

また職業別にみると（第32表）、技能工、生産工程作業者（これには金属加工、機器組立・修理、製糸・紡織、食品製造をはじめ多くの職種が含まれる）が入職者、離職者のそれぞれ全体の四〇％以上を占めて中心となっている。これに次いで事務、販売従事者や単純労働者の割合が比較的多い。

これを既就業の男子入職者についてみると、前職でも現職でもやはり技能工・生産工程作業者が四〇％以上を占めもっとも多くなっている。これに次いで運輸、販売従事者や単純労働者が比較的多い。技能工等をはじめこれら職業従事者の移動が移動労働者の主流となっているわけである。また移動による職業移動（転職）をみると、それぞれ同じ職業への移動が一般に多くなっているが、とくに運輸従事者や技能工・生産工程作業者では同様な職業に移動した者が大多数を占めており（運輸では八八％、技能工等では七六％）、職種維持の傾向をかなり強く示している。これにたいして販売従事者や単純労働者では職業移動をおこなう者がかなり多い。

企業規模間移動・小規模企業流入の増大

離職者の排出、転職者の入職先とも従業員一〇〇人未満の小・零細企業が全体の過半数を占めている。離職者の六〇％前後は小・零細企業から発生し、また転職者の入職先の七〇％前後が同様に小・零細企業となっている（第33表）。最近ではこうした動きがいっそう高まり、とくに転職者の入職において零細企業（従業員二〇人未満）の割合が四〇％以上にのぼっている。このことは男子転職者のばあいにとくにいちじるしくなっている。

男子労働者について転職にともなう企業規模移動をみると第33表のようであり、大企業以外の中小零細企業（従業員五〇〇人未満）の領域内での移動が大多数を占めている。これは不況の激化した一九六五年の状況であるが、前年と対比すると中小零細企業→大企業といういわゆる上向移動の割合が大幅に低下し、大→中小零細（いわゆる下向移動）の割合が高まった。大企業離職者の同様な大企業への入職（大→大）の割合は低下し、中小企業への流入がいっそう高まった。また中小企業領域内の移動でも、中→小零細の割合が高まり零細→中小の動きが低下するなど、全体としてより小規模企業への移動・流入の傾向が強まった。そしてこうしたなかで移動の大多数を占める中小企業領域内移動のなかでもとくに小零細企業内部での移動（小零細→小零細）が増大し、その割合は移動労働者全体の半数近くに達するようになった。

転職にともなう賃金変動

転職者（再就職者）の賃金変動についてみると（第34表）、最近では（一九六六年上期を前年同期と比べ）転職によって賃金の低下した者の割合が全体としてやや低下し、あまり変わらなかった者、およびより上昇した者の割合が高まっている。ただしこれには年齢による差がきわめて大きく、一〇代若年層では転職によって賃金の上昇した者の割合が半数を占め、低下した者の割合はきわめて少ない。二〇代層以上になると賃金上昇者の割合が低下してあまり変わらなかった者が多数を占めるようになり、二〇代～三〇代層の賃金変動では不変の者、上昇者、低下者の順となっている。四〇代層になると不変者の割合がいっそう高まって半分近くを占めるようになるとともに、それ以外の者では上昇者と低下者の割合がほぼ等しくなる。そして五〇歳以上の高年齢層になると賃金の低下した者の比重が増大して半

第32表　職業移動状況　（%）

職業別	1966年1～6月，男子既就業入職者				1965年，男女計		
	前職	現職	前職→現職（主要職種）		職業別	入職者数	離職者数
計	100.0	100.0			計	100.0	100.0
事務従事者	6.3	6.5	100.0	事務56.3，販売18.3，技工13.9	事務	19.2	16.8
販売従事者	11.9	11.7	100.0	販売50.4，技工18.4	販売	12.4	12.0
農林・漁業作業者	7.9	—	100.0	技工46.3，単純19.2	運輸	5.7	5.6
運輸従事者	15.0	17.8	100.0	運輸87.9，技工 5.4	技能工等	41.0	44.1
技能工・生産工程作業者	40.1	42.5	100.0	技工75.7，単純 9.2，販売 5.7	単純労働者	9.7	9.4
単純労働者	8.6	11.4	100.0	単純45.0，技工33.4	サービス	5.5	5.8
サービス職業従事者	3.6	3.8	100.0	サービス64.5，技工16.9			

〔備考〕 1）職業は従事者の多いものを掲げた。各職業の比率はこれ以外の職業従事者を含めた総数に対するもの。
2）1966年は，転職入職者で調査時在籍者を対象としている。
3）調査対象から建設業が除かれている。
4）労働省「雇用動向調査」による。

第33表　労働者の企業規模間移動構成（男子）　（%）

企業規模別	非農林漁業雇用者→同雇用者				製造業雇用者→同雇用者			
	1964年		1965年		1964年		1965年	
	前職	現職	前職	現職	前職	現職	前職	現職
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500人以上（大）	15.7	17.0	14.5	9.9	15.7	23.3	14.5	13.2
499～100人（中）	18.5	29.6	17.2	24.4	21.3	27.0	18.7	22.2
99～30人（小）	25.7	32.6	23.9	32.5	27.9	29.7	25.6	31.6
29～10人（零細）	39.8	20.9	23.9	24.4	23.2	20.0	24.2	23.9
10人未満（〃）	—	—	18.8	8.8	11.5	—	15.7	9.1

移動形態別	非農林漁業雇用者→同雇用者		製造業雇用者→同雇用者	
	1964年	1965年	1964年	1965年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
大→大	4.7	3.0	7.0	4.8
大→中小零細	11.1	11.4	8.7	9.7
中小零細→大	12.3	6.9	16.1	8.1
中→中	7.0	5.7	7.9	6.3
中→小零細	7.8	9.4	7.8	9.3
中小→中小	39.9	26.7	31.6	28.5
小零細→小零細	39.6	48.0	37.8	48.8
中小零細→中小零細	71.6	77.0	67.9	75.9
零細→中小	22.7	20.7	17.6	17.1

〔備考〕 1）企業規模区分は次の通り。　大＝従業員500人以上，中＝499～100人，小＝99～30人，零細＝30人未満。
2）1964年は10人以上規模企業の労働者を対象とし，1965年は同じく5人以上のそれを対象としているため，1964年は10人未満企業への転職者が，1965年は5人未満企業への転職者が，除かれている。
3）非農林漁業のうち現職では建設業が除かれている。
4）労働省「雇用動向調査」による。

第34表　転職者の賃金変動状況　(%)

賃金増減別		計	低くなった者	あまり変わらなかった者	高くなった者
総数（男女計）	1964年1月～6月	100.0	26.0	34.9	39.2
	1965年1月～6月	100.0	23.8	41.2	35.1
	1966年1月～6月	100.0	22.3	41.7	36.0

賃金増減別		1964年			1965年			1966年1～6月		
		低下	不変	上昇	低下	不変	上昇	低下	不変	上昇
うち男子・年齢別	計	29.5	34.0	36.5	25.4	39.9	34.7	23.9	39.9	36.2
	19歳以下	20.3	32.0	47.5	19.1	35.6	45.3	14.3	35.6	50.0
	20～24歳	27.0	33.4	39.5	22.5	37.3	40.1	21.3	40.1	38.6
	25～29歳	30.0	34.6	35.4	25.0	42.4	32.6	22.3	42.5	35.1
	30～34歳	31.2	36.9	32.0	26.6	44.0	29.2	29.0	38.4	32.6
	35～39歳	32.4	36.2	31.4	27.8	42.8	29.1	28.0	40.1	31.8
	40～49歳	33.8	36.2	30.0	27.3	45.7	27.3	26.4	46.9	26.7
	50歳以上	48.6	29.4	22.1	45.0	35.7	19.4	44.1	37.0	19.0

〔備考〕 1） 低く（高く）なった者とは，現職入職時の賃金（定期給与）が前職離職時の賃金にくらべて10%以上低く（高く）なった者。あまり変わらなかった者とは，その増減が10%未満だった者。
2） 労働省「雇用動向調査」による。

分近くを占めるようになり、他方では上昇者の割合が大幅に低下する、といった動きがみられる。最近では一〇代層および二〇代層では賃金上昇者の割合が高まるとともに低下者は減少し、全体として好転の動きをみせた。三〇代層では賃金上昇者の割合が高まる一方では低下者の割合も高まるという分極化の傾向がみられ、四〇代以上層では賃金上昇者の割合がひきつづき低下する動きを示している。

労働者の地域移動

労働者の地域移動を職安を通じた就職者についてみると（第35表）、一九六一年～六四年にかけて大都市の労働力需要の増大にともなって増加をつづけてきた県外就職件数は、一九六五年、六六年とひきつづいて減少を示した。県外就職率も同様に低下しており、労働力の大都市集中を主流とする地域移動は不況期を通じて全体として減退の動きを示し、地元への定着あるいは滞留が若干増加したといえる。県外就職件数では新規学卒者が過半数を占め、中心となっているが、このうち県外就職件数、就職率ともに低下しているのは一般常用労働者と中卒就職者である。中卒県外就職者数の減少は就職者総数そのものの減少が影響しているが、県外就職率でもかなりの低下をみせた。高卒者のばあいには反対に就職者数の全般的増加によって県外就職者数も増加しているが、県外就職率では低下を示した。これにたいして臨時・季節労働者の県外就職は就職件数、就職率とも一九六六年には前年より高まった。臨時・季節労働者の県外就職率では一九六一年当時の高さ（三九%）には及ばないが、臨時・季節労働者の地域移動は依然として大きく、最近それがふたたび増加する傾向がうかがわれる。(注)

第35表　労働力の地域移動状況

年別		総数	一般		学卒	
			常用	臨時・季節	中卒	高卒
県外就職件数（千人）	1961年	452	113	126	125	87
	1962年	477	83	134	160	99
	1963年	508	121	133	171	83
	1964年	509	134	136	167	72
	1965年	454	75	124	156	99
	1966年	442	71	135	117	118
県外就職率（%）	1961年	15.9	6.1	39.4	38.0	27.7
	1962年	17.1	5.9	21.7	39.0	29.1
	1963年	18.6	9.1	20.8	37.3	27.5
	1964年	19.3	10.2	21.6	38.5	24.4
	1965年	18.0	6.3	21.2	37.7	29.8
	1966年	17.4	6.1	22.0	35.7	27.8

三大受入地（1966年）	他地域からの受入数(A)	A／同左総数	A／各就職全数	主要送出地域（それぞれのAを100とする）
	千人	%	%	
京浜	164	41.5	32.8	東北43.4，関東27.2，北陸10.9，九州 6.8
東海	73	18.5	25.6	九州37.6，東北21.5，北陸14.6
京阪神	64	16.2	18.4	九州33.4，四国21.6，北陸13.0，山陽10.8 山陰 9.6

〔備考〕 1）調査対象は，職安が取扱った就職者。
2）県外就職率＝$\frac{\text{他県への就職件数}}{\text{就職全数}}\times 100$。
2）労働省職業安定局「労働力の地域間移動状況調査」による。

第36表　入職者の地域移動状況

時期別		地域移動者数	地域移動者／入職者総数
1964年1～6月※		42万人	18.9%
1965年1～6月		45	18.7
1966年1～6月		39	17.4
1964年計※		57	16.6
1965年計		55※	16.7※
		58	16.0
労働者種類別・一九六五年	総数	58	16.0
	男子	34	18.2
	女子	24	13.7
	学卒者	31	27.9
	未就業者	6	8.7
	既就業者	14	11.4

地域別1966年1～6月

主要地域別	入職者数（A）	うち地域移動者数（B）	B／A	地域移動者の入職前地域（Bを100とする主な地域の比率，%）
	万人	万人	%	
地域計	226	39	17.4	九州26.2，東北19.1 中国10.2，北関東9.4
南関東	65	15	23.4	東北35.5，北関東20.2，九州13.9
東海	30	7	23.5	九州47.9，東北12.4
京阪神	45	11	24.8	九州34.6，四国20.6 中国22.6

〔備考〕 1）地域移動者とは，全国を地域（および外国）にわけ，入職にさいしてそれぞれの地域から他地域へ移動（転居）した者。
2）※は企業規模従業員10人以上，他は5人以上。建設業を除く。
3）労働省「雇用動向調査」による。

これら地域移動労働者が集中する地域は京浜、東海、京阪神であり、これが三大受入地域を形成している。なかでも京浜地域は地域移動労働者全体の半数近く（一九六六年には四二％）を吸収して最大の受入地となっており、京浜地域では就職者全体の三分の一が他地域からきた者で占められている。また京浜地域では東北および関東からの受入れが、東海地域では九州および東北、京阪神地域では九州および四国からの受入れが、それぞれ多数を占めている。

また雇用動向調査によれば、入職にともなって地域移動をおこなった者は一九六六年において五八万人、入職者全体の一六％となっており、なかでも新規学卒入職者では地域移動者の割合が三〇％近くに及んでいた（第36表）。ただし最近では――一九六六年上期を前年同期とくらべると――地域移動者数は減少し、入職者全体に占めるその割合も低下し、さきの職業安定局の調査結果と同様に、労働者の地域移動は最近減退を示している。なお地域別にみると（一九六六年上期について）、地域移動者の流入先はやはり南関東、東海、京阪神の三大地域に集中し、これら地域の入職者全体に占める地域移動者の割合は二四％前後に及んでいる。このうち南関東では東北および北関東からの、東海では九州からの、京阪神では九州および中国、四国からの移動者がそれぞれ多数を占め、全国的には九州および東北からの移動者の比重が高くなっていた。

（注）労働省「雇用動向調査」によると、出稼労働者（家をはなれてから一ヵ月以上一年未満の予定で帰郷するもの）として企業に入職した者は一九六五年に二〇万人（うち男子一七万人）で、建設業への入職が過半数を占めていた。出稼労働者の主な出身地は東北、北陸、九州で、移動の主流は東北→南関東、北陸→南関東・東海、九州→東海・京阪神、などとなっていた。

職安の職業紹介

公共職業安定所の職業紹介によって再就職の動きをみると（第37表）、一九六六年には前年にくらべ求職者数は減少して求人数は増加し、この結果求職倍率は低下し、一方就職率は上昇をみせた。ただし就職率は一二％程度で依然として低位に止まっている。就職件数も前年よりやや増加したが、このうち常用就職件数は減少しており、職安を通じた常用就職件数は近年減少がいちじるしい。なお転職者（既就業者）の再就職における職安経由（職安紹介）の割合は、例えば「就業構造基本調査」で全体の九・四％（一九六五年）となっていて小部分を占めるにすぎず、しかもその比重は近年低下する傾向を示している。

職業紹介の動きを年齢別にみると第38表のようになっている。これは各年一〇月についての調査であるが、一九六六年（一〇月）は前年（一〇月）にくらべて求職者数は各年齢層とも（一〇代層および五一～五五歳層を除いて）減少し、一方求人数は各年齢層ともかなり大幅に増加した。この結果就職倍率は五〇歳以上の高年齢層を除いて各年齢層とも低下し、前年には求職超過（求職者数＞求人数）であった二〇代以上の各年齢層でも六六年には求人超過となり、あるいは求人・求職数が均衡化した。また就職率は各年齢層とも上昇を示し、就職件数も増加した。中高年齢層を中心として求職倍率が高まり就職率が低下した前年にくらべると、就職事情は六六年後期には若干好転をみせた。ただし就職率は依然としてきわめて低く、三〇・四〇代の中年層では求職者の一〇％あるいはそれ以下となっている。職安求職にさいして企業が提示する賃金・労働条件と求職者の希望とのズレが最近大きくなっていることを反映するものといえ

第37表　職安職業紹介の動き　（新規学卒を除く一般職業紹介）

年別	月間有効求職者数(A)	月間有効求人数（B）	求職倍率（A/B）	就職件数（年計） 計	就職件数（年計） うち常用就職	就職率
	万人	万人	倍	万件	万件	%
1961年	108	80	1.3	219	187	17.0
1962年	114	77	1.5	204	142	14.9
1963年	128	89	1.4	196	133	12.8
1964年	129	103	1.3	194	132	12.5
1965年	125	79	1.6	177	119	11.8
1966年	121	89	1.4	179	118	12.3

〔備考〕 1）月間有効求職者数および求人数は各年の1カ月平均。
2）就職率は就職者数（1カ月平均）÷月間有効求職者数。
3）労働省職業安定局調べ。

第38表　年齢別一般職業紹介状況（男子）

年齢別		計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35歳以上計	35～39歳	40～49歳	50歳以上	
求職倍率（倍）	1961年	1.2	1.5	1.0	1.0	0.9	2.4	1.1	2.5	8.9	
	1962年	1.4	1.4	1.2	1.3	1.0	2.8	1.4	2.6	9.0	
	1963年	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	2.2	1.1	1.9	8.5	
				(20～25歳)	(26～30歳)	(31～35歳)		(36～40歳)	(41～50歳)	(51～55歳)	(56歳以上)
	1964年	0.9	0.4	0.8	0.9	1.0	1.8	1.0	1.0	4.3	11.5
	1965年	1.5	0.7	1.3	1.4	1.5	3.1	1.6	1.8	7.6	24.5
	1966年	0.9	0.5	0.7	0.7	0.8	1.8	0.9	1.0	4.4	14.0
就職率（%）	1961年	18.5	27.9	23.1	19.1	18.2	10.7	16.4	13.2	5.8	
	1962年	15.0	23.5	19.1	15.6	14.2	9.9	14.3	12.9	5.0	
	1963年	14.6	23.1	18.2	15.3	14.0	10.4	14.5	13.4	5.9	
				(20～25歳)	(26～30歳)	(31～35歳)		(36～40歳)	(41～50歳)	(51～55歳)	(56歳以上)
	1964年	12.5	21.9	16.3	12.6	11.4	8.0	11.2	9.5	6.3	4.0
	1965年	10.3	18.2	13.7	10.8	9.4	6.2	9.4	7.8	4.8	3.0
	1966年	11.4	18.9	15.1	12.6	10.6	6.7	10.0	8.6	5.2	3.4

1966年の対前年増減率（%）

年齢別	計	19歳以下	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～30歳	41～50歳	51～55歳	56歳以上
求職者数	△ 5.2	9.3	△ 8.9	△10.2	△ 8.6	△ 8.6	△ 5.6	1.1	△ 2.3
求人数	65.6	65.1	59.1	66.6	69.3	73.4	73.1	73.5	71.5
就職件数	4.9	13.5	0.7	5.4	2.7	△ 3.3	3.7	10.3	13.4

〔備考〕 1）調査時期は各年10月。1964年以降は常用求職・就職のみについて。なお求人年齢には幅があるが表の年齢区分はそれを比例配分したもの。
2）求職倍率は月間有効求職者数÷月間有効求人数。
3）就職率は就職件数÷月間有効求職者数。
4）対前年増減率の△は減少を示す。
5）労働省職業安定局調べ。

III　賃金と労働時間

概要□賃金＝賃金水準：所定内給与の上昇の停滞とその原因／賃金上昇率産業間格差／上昇する搾取率／賃金不払と低賃金／企業間賃金格差：産業間賃金格差／規模別賃金格差の拡大とその見通し／地域間賃金格差／企業内賃金格差：常傭、臨時労働者間の格差拡大／学歴別賃金格差の動向／男女別賃金格差の動向／年齢別賃金格差の動向／賃金支払形態／**労働時間**＝労働時間の動向／労働時間短縮問題／トラック、タクシー運転労働者の時間外規制

概要

一、一九六六年は景気回復の動向を反映して名目賃金で一〇・八％の上昇があった。この率は名目賃金としては昭和三〇年代以降、一九六一年につぐ高率であるが、依然つづく消費者物価上昇のため、実質賃金上昇率は五・四％にとどまった。名目賃金上昇のかなりの部分は特別給与と超過勤務給の上昇によるもので、所定内給与による上昇分は六・六％にすぎず、六四年、六五年を下まわった。他方労働生産性上昇率は賃上げ率を上まわり、賃金コストは低下した。

一、企業規模別賃金格差は従来一貫して縮小をつづけてきたが、一九六六年度八年ぶりで格差を拡大、他方生産労働者における男女間賃金格差も若干拡大しており、年齢別賃金格差も従来の格差縮小一点ばりと異なり、縮小と拡大の混合した複雑な動きを示したが、これらの現象の底には共通した一つの要因として、いままで一貫してかなりのテンポで進行してきた新規学卒労働者の初任給上昇率が急激に低落したという事実が横たわっている。一九六六年に現われたこれらの注目すべき現象が、一時的なものか長期的なものかは、多くのファクターに関連する問題で、にわかには判断しがたい。右以外の賃金格差は従来どおり縮小の傾向をつづけた。

一、賃金支払形態では、大規模企業ほど「職務給」「職能給」の導

入が激しく、それについで「総合決定給I」の比重が高い。逆に評価基準の不明確な「総合決定給II」は小規模企業ほど多い。時間的経過とともに一般に「職務給」「職能給」が増大し、「総合決定給II」が減少してゆく傾向がある。

一、わが国の労働時間はこのところ年々減少する傾向にある。とくに残業を除いた所定内労働時間は、一九六一年をピークに着実に減りつづけ、六六年では六一年にくらべて四%減っている。ただし、六六年には生産の向上にともない、所定外労働時間がとくに下期において一九・八%という大幅な増加となったため、両者をあわせた総実労働時間がわずかではあるが六年ぶりの増加を示した。

一、一九六七年春闘のなかでも、電機労連、全国金属、全造船機械、合化労連、紙パ労連などで、労働時間の短縮を要求している。また、春闘とは切りはなして、とにかく労働時間短縮問題に積極的にとりくんでいる労使もあって、ここ数年来、労働時間と週休制問題はいっそうの進展をみせており、前述のような労働時間の短縮傾向もその反映にほかならないといえる。

1　賃金

1　賃金水準

所定内給与の上昇の停滞とその原因

労働省「毎月勤労統計」（規模三〇人以上）によると一九六六年の「現金給与総額」は調査産業総数で四万三九二五円（「きまって支払われた給与」九六九五円）、前年にたいする上昇率は一〇・八%である。この上昇率は第39表の示すように昭和三〇年代以降においては一九六一年につぐ高率で、景気上昇の動向を反映したものといってよい。第39表下段の月別対前年同期増減率に明らかなように、不況からの回復が十分でない上半期に比し、景気上昇の動向の明確化した下半期に賃金上昇がいちじるしい。とはいえ、消費者物価は依然上昇をつづけ、六六年には五・一%を示したから、実質賃金は五・四%の上昇にとどまり、不況下の六五年の一・七%を上まわるとはいえ、一九六四年のレベル（六・〇%）には達していない。

労働省資料によると右の現金給与総額の上昇率一〇・八%の内訳

第39表　調査産業計および製造業における実質賃金指数・名目賃金指数の推移（現金給与総額）

（1965年＝100）

年　月	調査産業計				製造業			
	実質賃金		名目賃金		実質賃金		名目賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1955年平均	67.8	6.3	46.5	5.2	67.1	5.0	46.0	3.8
1956 〃	72.7	7.2	50.0	7.5	73.1	8.9	50.3	9.3
1957 〃	73.8	1.5	52.3	4.6	73.3	0.3	52.0	3.4
1958 〃	76.3	3.4	53.9	3.1	75.4	2.9	53.2	2.3
1959 〃	80.1	5.0	57.2	6.1	80.1	6.2	57.2	7.5
1960 〃	82.6	3.1	61.1	6.8	83.5	4.2	61.8	8.0
1961 〃	87.3	5.7	68.0	11.3	88.4	5.9	68.9	11.5
1962 〃	90.1	3.2	75.0	10.3	90.6	2.5	75.4	9.4
1963 〃	92.7	2.9	83.0	10.7	93.0	2.6	83.2	10.3
1964 〃	98.3	6.0	91.3	10.0	99.0	6.5	92.0	10.6
1965 〃	100.0	1.7	100.0	9.5	100.0	1.0	100.0	8.7
1966 〃	105.4	5.4	110.8	10.8	106.2	6.2	111.6	11.6
1966年1月	84.5	3.0	87.1	8.3	85.1	2.2	87.7	7.5
2	80.0	1.5	83.1	7.8	81.3	1.4	84.5	7.8
3	85.5	2.8	89.2	8.9	81.2	3.0	84.7	9.3
4	82.7	3.1	87.3	8.3	83.4	4.8	88.0	10.0
5	82.8	4.5	86.8	9.7	85.0	6.1	89.1	11.4
6	128.9	6.8	135.3	12.5	121.3	8.1	127.4	13.9
7	139.4	6.3	146.8	12.8	153.5	5.5	161.6	12.0
8	95.4	5.4	99.7	10.5	96.4	4.3	100.7	9.3
9	87.1	6.2	92.1	11.1	87.7	6.4	92.7	11.3
10	86.8	6.2	92.4	10.4	87.9	8.4	93.5	12.7
11	88.8	5.8	93.8	10.2	91.4	8.4	96.5	12.9
12	221.7	8.7	236.3	13.5	218.9	10.6	233.3	15.4

〔備考〕 1）実質賃金指数＝$\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}}\times 100$

2）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第40表　特別給与の規模別支給状況（製造業）

年	500人以上		100～499人		30～99人	
	対前年比	支給率	対前年比	支給率	対前年比	支給率
	%	カ月分	%	カ月分	%	カ月分
1955年	110.5	2.11	104.3	1.68	105.6	0.97
1956	123.6	2.59	131.5	2.08	127.5	1.17
1957	112.6	2.84	111.3	2.29	114.7	1.30
1958	106.4	2.96	98.4	2.20	99.4	1.29
1959	110.0	3.14	115.5	2.42	121.3	1.48
1960	112.9	3.36	119.8	2.76	129.2	1.75
1961	114.5	3.61	124.6	3.10	125.6	1.95
1962	104.1	3.52	107.1	3.01	117.5	2.02
1963	112.0	3.64	113.8	3.11	115.1	2.09
1964	109.4	3.60	108.8	3.00	113.8	2.10
1965	106.4	3.55	110.8	3.02	109.8	2.10
1966	114.4	3.62	117.6	3.20	116.4	2.22

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

は、「定期給与による上昇分」七・九％、そのうち「所定内給与による上昇分」六・六％および「超過勤務給による上昇分」一・三％、定期給与外の「特別給与による上昇分」二・九％であって、これを一九六五年の給与総額上昇率九・五％、内訳それぞれ七・〇、七・一、マイナス〇・一、二・五％、一九六四年の給与総額上昇率一

第41表　初任給上昇率（製造業）

規模	年	男子 高校卒	男子 中学卒	女子 高校卒	女子 中学卒
計	38/37	12.9	10.7	12.3	10.0
	39/38	8.2	14.3	10.9	12.3
	40/39	16.4	15.4	16.7	20.3
	41/40	6.8	6.9	5.4	5.4
五〇〇人以上	38/37	12.3	12.1	13.9	12.0
	39/38	8.6	13.8	8.8	9.8
	40/39	16.2	14.8	14.6	21.6
	41/40	8.6	5.7	6.5	5.5
一〇〇～四九九人	38/37	14.2	10.3	11.7	8.8
	39/38	7.9	14.5	11.5	12.6
	40/39	15.9	16.0	16.7	18.8
	41/40	7.3	6.4	7.5	6.0
三〇～九九人	38/37	14.9	10.1	13.6	10.5
	39/38	2.8	16.1	6.0	13.1
	40/39	18.1	15.1	20.2	17.8
	41/40	8.1	7.3	6.7	5.1

〔備考〕 労働省職業安定局「新規学卒者初任給調査」による（38,40,41年）。雇用動向調査（39年）

〇・〇%、内訳それぞれ八・八、七・七、一・一、一・一・二%と比較すると、一九六六年度の名目賃金の上昇が、特別給与（いわゆる一時金）と超過勤務給に負うものであり、所定内給与（いわゆる基準内賃金）の上昇率は六四年、六五年に比してむしろ悪かったことがわかる。この点は第40表の特別給与規模別支給状況からも裏付けられるので、六六年の特別給与支給率は五〇〇人以上規模（三・六二ヵ月分）では昭和三〇年代以降で一九六三年につぎ二位、一〇〇～四九九人規模（三・二〇ヵ月分）と三〇～九九人規模（二・二二ヵ月分）では第一位の額である。

このような事態、つまり特別給与や超過勤務給に比し所定内給与が停滞するという事態が生じた一つの理由は、第41表の示すように、従来所定内給与をおし上げるのに強力に作用していた初任給上昇率が急激に鈍化したことである。たとえば中学卒男子は一九六五年の対前年初任給上昇率一五・四%にたいし六・九%に、高校卒男子は一六・四%から六・八%に低落している。これは、これらの新規学卒労働者が労働市場に現われた六六年初頭期にはいまだ不況からの回復過程が進まず求人が抑制されたという事情、その背景としてすさまじい資本蓄積の強行、企業競争激化に伴う合理化＝労働力節約が企業に強制されていたという事情、従来の中学卒労働者の求人難激化から中学卒の代りに高校卒を採用するという現象、つまり高校卒労働者と中学卒労働者の労働市場の同一化が次第に進行してきており、しかも戦後のベビーブームの影響で高校卒労働者数が増大したという事情、さらに新規学卒労働者が不熟練労働に従事するかぎり、パートタイマーはじめ動員された種々の中途採用的、臨時労働者的な中高年不熟練労働の求職者と労働市場で競合せしめられるようになったという事情などの理由によるものと考えられる。所定内給与上昇率の低いもう一つの理由は、中小企業における賃金上昇率が低く、それが全体に影響したことである。たとえば、六六年一〇～一二月の間における製造業五〇〇人以上規模の所定内給与の対前年同期上昇率一〇・二%にたいし、三〇～九九人規模は八・九%にすぎない。この点は第42表の「主要労組の春季賃上げ額および賃上率」にも示されているところで、六六年春闘の民間平均三二七三円、一〇・四%は、六五年春闘の三〇一四円を上まわり、賃上げ率一〇・三%にほぼ等しい。つまり大企業中心の主要労組においては所定内給与を基軸とする賃上げは六五年に劣らないが、組合闘争力の相対的に弱いないし組合組織率の低い中小企業にあっては不況

第42表　主要労組の春季賃上げ額および賃上率

単産名	1965年 賃上額	1965年 賃上率	1966年 賃上額	1966年 賃上率
総労連	3,035円	10.7%	3,536円	11.5%
鉄鋼労連	2,440	6.5	2,480	6.2
機械労連	2,741	12.4	3,132	13.1
船舶関係	2,817	8.9	3,198	9.6
国鉄労連	3,228	11.7	3,472	11.6
全電線	2,739	10.5	2,952	10.7
電車労連	2,913	10.0	3,300	10.8
合化労連	3,526	11.3	3,772	11.1
ゴム労同盟	2,767	12.5	3,250	13.0
石油労連	3,489	14.6	3,351	13.3
全国セメント労連	3,675	9.2	4,000	9.4
紙パ労連	2,690	7.9	2,840	8.0
新聞労連	2,878	9.0	2,711	8.0
印刷関係	2,868	8.6	3,634	10.2
炭労	2,794	11.4	3,098	11.8
全鉱連	1,719	6.3	1,533	5.5
電労	3,080	11.1	3,440	11.0
公労協	3,824	10.9	4,284	11.1
民間平均	3,038	9.6	3,425	9.8
総平均	3,014	10.3	3,273	10.4
	3,015	10.2	3,280	10.3

〔備考〕 労働省労政局
1) 実額はすべて企業数による算術平均値である。
2) 妥結額には定期昇給分を含む。

下六五年の賃上げ率を下まわることになったのであって、この点は後述の八年ぶりに生じた企業規模間賃金格差の拡大現象と対応するものである。いずれにせよ、六六年の賃金上昇が超過勤務給と特別給与を主軸として生じていることは特徴的といってよい。

賃金上昇率産業間格差

いまふれた第42表によると、六六年春季賃上げ闘争の結果が産業別にかなり格差をもつことが認められる。電機労連、化学同盟、ゴム労連などが賃上げ率が比較的高く、鉄鋼労連、炭労、全国セメントなどが相対的に低いという現象が六五年にひきつづいて生じている。ちなみに同表の六六年の民間平均賃上げ率一〇・四%は六五年の一〇・三%とほぼ等しく、六四年の一二・四%よりかなり低い（なお六七年春闘の賃上げ額は四〇〇〇円台、賃上げ率は一二%台になるであろうと一般にいわれている）。第42表は「主要労組」の春季賃上げ状況を示すもの、つまり春闘に参加したかなり有力な組合の賃上げ状況を示すものであって、全体の賃金上昇状況とは異なる。たとえば第42表では労働組合の力が強く作用するため前記のように一九六六年と六五年の単産別賃上げ率は傾向的に類似しているが、毎月勤労統計によると産業別の賃金上昇状況はかなり六六年と六五年では異なっている。後掲第47表の示すように定期給与では一九六六年の上昇率調査産業計一〇・一%のうち、製造業一〇・八%、鉱業一〇・七%が高い方で、建設業七・九%、金融保険業八・六%、卸売小売業八・八%などが低率産業である。六五年にはこれらの産業はそれぞれ八・七、一〇・〇、一〇・七、八・一、八・九%であったからかなり変動が激しいことがわかる。六五年の不況期から六六年の景気回復・上昇過程にかけて賃金上昇率が大きく好転したのは金属機械産業を中心とする製造業（八・七%から一〇・八%へ）で、運輸通信業（八・七%より九・九%へ）がこれについでいる。逆に賃金上昇率が大きく低下したのは建設業で、卸売小売業も停滞気味である。製造業（平均一〇・八%）内部での定期給与上昇率をみると、六六年高率であったのは、機械、電気機器、ゴム、鉄鋼など重化学工業系統に属するもので、軽工業関係では木材ぐらいしかない。六五年の定期給与上昇率に比して六六年のそれが大きく上昇しているのも輸送用機器（五・三%から一〇・八%へ）、機械（七・〇%から一三・一%へ）、電気機器（七・八%から一二・七%へ）、鉄鋼（七・五%から一二・〇%へ）、窯業（七・二%から九・二%へ）などの重化学工業系統で、上昇率の低落している

第43表　付加価値構成比の推移（製造業）

	1957年 上期	1957年 下期	1958年 上期	1958年 下期	1959年 上期	1959年 下期	1960年 上期	1960年 下期	1961年 上期	1961年 下期	1962年 上期	1962年 下期	1963年 上期	1963年 下期	1964年 上期	1964年 下期	1965年 上期	1965年 下期	1966年 上期	1966年 下期
付加価値生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
人件費	45.3	46.6	47.2	45.8	44.2	40.8	39.8	39.3	39.4	39.5	40.8	40.5	39.8	38.7	39.2	40.1	42.0	41.7	41.5	
減価償却費	14.3	14.8	16.0	17.2	16.8	16.8	16.1	16.3	18.3	18.2	19.0	19.5	19.0	16.8	18.7	18.5	18.6	18.3	17.3	
金融費用	10.9	13.6	15.3	15.2	13.7	12.9	13.3	13.6	13.8	14.9	16.3	17.5	17.0	16.4	16.8	17.8	18.4	18.9	17.7	
純利益	25.5	21.3	18.2	18.5	21.9	26.1	27.3	27.1	24.9	23.8	20.1	18.9	20.6	22.8	20.1	18.1	15.5	15.9	18.1	
賃借料租税公課	4.0	3.7	3.4	3.3	3.4	3.5	3.5	3.7	3.7	3.6	3.8	3.6	3.6	5.3	5.3	5.4	5.5	5.2	5.5	

〔備考〕日本銀行「主要企業経営分析」による。

のは皮革（九・三%から五・一%へ）、衣服（一一・一%から八・八%へ）、繊維（一一・四%から九・七%へ）、食料品（一一・七%から八・三%へ）などの軽工業系統である。

上昇する搾取率

日本生産性本部の生産性指数によると、六六年の労働生産性上昇率は六五年の五・三%を大幅に上まわり、一二・四%を示している。この変化の最大の要因は前記重化学工業、とくに、機械、金属関連産業を中心とする製造業の生産性上昇である。近年の合理化・技術進歩のもとでは、もともとこれら重化学工業の生産性上昇はいちじるしく、賃金コストが低下する傾向が強かったし、それを反映して重化学工業の比重の高い製造業五〇〇人以上大企業では、一九六〇年から六六年にかけて、年間生産性上昇率一三・二%、年間賃金上昇率九・〇%という状態で、その結果賃金コストは年率三・七%の割合で低下をつづけている。このような重化学工業が主導した景気上昇下六六年の製造業生産性上昇率は賃金上昇率（製造業現金給与総額上昇率一一・六%）を当然上まわったが、その結果六六年の製造業賃金コスト指数はかなり低下した。とくに景気上昇の激しくなった六六年後半期にはその傾向がいちじるしく、六六年一〇～一二月の賃金コスト指数は前年同期を四%程度下まわり、六七年一～二月には対前年同期六・二%減にまでなっている。以上の点は、日本銀行「主要企業経営分析」（第43表）にも反映している。景気回復、販売量・販売価格の上昇、操業度と設備効率の向上、それらに関連しての生産性の上昇などの事情のなかで、同資料によると製造業主要企業における従業員一人当り附加価値生産額上昇率は六五年上期〇・三%、下期一・六%にたいし、六六年上期一〇・二%と激増、しかも第43表の示すように、金融費用、減価償却費の減少、人件費（労働分配率）の低下によって純利益が六六年上期急上昇に転じていることが明らかである。要するに賃金に関連していえば、分配率の低下、あるいは搾取率の上昇が生じているといってよい。なお第43表は好・不況の影響をうけながらも、それを通して長期的に金融費用と減価償却費の増大、人件費

第44表　賃金不払事件件数および金額　（単位：千円）

年　　月	当年(月)把握した件数	総取扱件数	当年(月)未解決件数	当年(月)新たに増加した不払金額	総不払金額	差引不払金額
1961年	9,692	12,215	1,993	1,499,150	1,759,514	421,194
1962年	11,739	13,732	2,272	2,990,980	3,412,182	1,403,339
1963年	11,455	13,727	2,121	2,326,241	3,729,580	1,257,723
1964年	12,468	14,589	2,532	3,426,627	4,684,351	2,886,951
1965年	16,604	19,136	3,122	3,191,984	6,078,935	1,593,226
1966年	17,470	20,592	2,974	2,127,899	3,721,126	1,020,485
1966年1～3月	4,115	7,237	3,211	838,181	2,431,408	1,882,339
4～6月	4,495	7,706	3,168	493,547	2,375,885	1,835,678
7～9月	4,597	7,765	3,188	354,420	2,190,098	1,444,363
10～12月	4,263	7,451	2,974	441,751	1,886,114	1,020,485

〔備考〕 1)　1963年未解決件数は内訳の計より6件少なくなっているが，これは1～3月の差引未解決件数が再調査の結果6件少ないことが判明したので，4～6月の繰越件数は6件少ないものとして計上した結果である。
2)　労働省「賃金不払の概況」による。

（賃金コスト、労働分配率）低下の傾向が存在していることを示している。

賃金不払と低賃金

重化学工業、大企業の右のような好調とは異なり、賃金不払状況はかならずしも好転しているとはいえない。第44表によると、一九六六年の新規賃金不払件数一万七四七〇件、六五年に比し五・二％増であって、六五年の対六四年不払件数増加率三三・二％にくらべれば増加率は大幅に減少しているものの、件数自体は増大をつづけている。もっとも同表の示すように不払金額は総額、一件当りとも減少傾向をみせているし、六六年度のなかでは後期になるに応じて未解決件数、不払金額

第45表　規模別・男女別・賃金階級別労働者構成
（調査産業計）　（単位：％）

	規模計	1000人以上	10～99人	男子	女子
6千円未満	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
6～8	0.3	0.2	0.5	0.0	0.5
8～10	1.0	0.4	1.9	0.1	3.1
10～12	3.0	1.1	5.5	0.7	10.3
12～14	6.8	2.7	11.2	2.2	22.3
14～16	12.6	6.3	18.6	4.8	40.6
16～18	19.9	12.0	26.8	8.2	59.0
18～20	27.0	18.0	34.3	12.3	73.0
20～30	52.7	42.1	61.2	38.1	95.8
30～40	71.2	60.5	80.1	62.9	98.9
40～50	84.7	77.3	91.0	79.9	99.6
50～60	92.2	87.6	95.9	89.7	99.8
60～70	96.0	93.3	98.0	94.7	99.9
7万円以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

労働省「賃金構造基本統計調査」1966年4月

が減少してきていることも事実である。ここには景気回復の波及過程におけるタイム・ラグの問題と、弱小な中小零細企業への合理化のしわよせの問題とが混在していると考えられる。

労働省「賃金構造基本統計調査」によって一九六六年四月の賃金階級別労働者数をみると第45表の通りである。全労働者の二七・〇%、一〇〇人未満企業の三四・三%、女子労働者の七三・〇%が二万円に達せず、全労働者の過半数、男子労働者の四割弱、女子労働者のほとんどが三万円に達しないという事実は、わが国の賃金問題を考えるもっとも重要な前提条件として忘れられてなるまい。

2　企業間賃金格差

産業間賃金格差

産業間の賃金動向については既に一部説明したが、表示すると第46表、および第47表のようになる。第46表によると、産業大分類別の賃金水準は、一九六六年度電気・ガス・水道業、金融保険業、運輸通信業、鉱業、建設業、卸売小売業、製造業の順になっており、六五年に比し格差は若干縮小気味であるが、順位はまったく変わっていない。一九五五年時点と比較してもゆるやかな格差縮小がみられるものの、産業間序列の上では建設業がとびぬけて最下位から製造業、卸売小売業をとびこえた変化がみられるくらいのものである。製造業平均を基準に製造業内部を産業中分類別にみると、六六年度高位にあるのは、鉄鋼、たばこ、出版印刷、化学、輸送用機器、非鉄金属などであり、低位に

第46表　産業別平均月間現金給与総額
（規模30人以上）

産業別＼年別	1955年平均	1960年平均	1965年平均	1966年平均
調査産業計	18,343	24,375	39,360	43,925
鉱業	18,488	26,250	41,650	46,506
建設業	14,609	21,213	39,439	43,401
製造業	16,717	22,630	36,106	40,510
食料品	15,683	19,237	32,345	35,122
たばこ	20,016	28,097	49,340	53,751
繊維	10,497	14,343	25,068	27,639
衣服	8,798	11,775	22,003	24,274
木材・木製品	10,996	15,370	27,102	30,424
パルプ・紙	22,089	25,196	37,795	42,346
出版・印刷	19,179	28,055	47,639	52,544
化学	20,326	28,342	44,092	49,138
窯業・土石	17,444	22,012	36,703	40,702
鉄鋼	22,945	34,282	49,281	55,345
非鉄金属		28,238	42,883	47,909
金属製品	16,357	20,666	35,134	39,704
機械	16,412	24,663	38,564	44,486
電気機械器具	18,026	21,520	32,082	37,004
輸送用機械器具	21,334	30,219	43,781	48,954
精密機器	17,293	21,576	34,835	39,817
卸売業・小売業	17,963	23,139	36,464	40,544
金融・保険業	25,132	32,191	50,486	56,204
運輸通信業	21,881	28,336	47,164	52,255
電気・ガス・水道業	27,277	36,178	59,627	65,735

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第47表　産業別定期給与上昇率（単位%）

	1965年	1966年
調査産業計	8.9	10.1
鉱業	10.0	10.7
建設業	10.7	7.9
製造業	8.7	10.8
食料品	11.7	8.3
繊維	11.4	9.7
衣服	11.1	8.8
木材家具	11.0	12.0
パルプ・紙	9.8	10.2
出版・印刷	10.1	10.7
化学	10.0	9.2
石油・石炭	9.2	10.4
ゴム	11.7	11.5
皮革	11.0	12.4
窯業	9.3	5.1
鉄鋼	7.2	9.2
非鉄金属	7.5	12.0
金属製品	7.9	10.6
機械	9.1	11.1
電気機器	7.0	13.1
輸送用機器	7.8	12.7
精密機器	5.3	10.8
卸売小売業	8.3	10.5
金融保険業	8.9	8.8
運輸通信業	8.1	8.6
電気・ガス・水道業	8.7	9.9
	10.0	10.0

労働省「毎月勤労統計」

あるのは、衣服、繊維、木材・木製品、食料品、電気機器などである。これら相互間の位置は小規模にはかなり変化するが、高位グループと低位グループとがいりまじるような大きな変化は長期的にも少なく、一九五五年と六六年を比較しても、紙・パルプが高位グループから製造業平均に近い中位グループへ変化したのと、電気機器が中の上の地位からむしろ低位グループに変化したのが注目されるくらいである。

規模別賃金格差の拡大とその見通し

第48表は製造業規模別賃金格差（現金給与総額）を示したもの、第49表は同じく規模別賃金上昇率を示したものである。一九六六年には第49表のように従来の傾向と異なって大企業の賃金上昇率が中小零細企業のそれを上まわり、その結果、第48表のように一九五九年以来八年ぶりで規模間賃金格差が拡大した。この点は単なる一時的現象にすぎないのかそれとも長期的動向の端緒であるのか、一般に注目されたところである。労働省資料の指摘に従うと、六六年における規模別賃金上昇率の差異は、第一に景気回復期の大企業における超過労働時間の増大にともなう超過勤務給の増加によるものであって、たとえば六六年一〇～一二月の五〇〇人以上企業の定期給与の対前年同期比は一四・一%増、所定内給与は一〇・二%増であるのに、三〇～九九人規模ではそれぞれ一〇・二%増、八・九%増にすぎず、定期給与の上昇率の差三・九%から所定内給与上昇率の差一・三%をさしひいた二・六%分は超過勤務給の増加によるもの、としている。第二は、右の所定内給与上昇率の差一・三%も実質上の賃率上昇ではない。つまり六六年三月期に大企業が一般に採用を手控えたのにたいし、中小企業では新規学卒労働者の入職をすすめた結果、若年者層増大という年齢別労働者構成上の変化による平均賃金の上昇が生じたが、それが右の規模別所定内給与上昇率の差にちょうど見合うというのである。第三に、常識化している事実であるが、巨大企業は若干高いものの、それ以外では初任給はきわめて平準化しているし、さらに平準化作用が次第に高年齢にまで波及し、第50表のように一九六四年頃からは三〇歳未満では規模別賃金差はないか、あるいはむしろ中小企業の方が高い状況になっている。しかも、三〇歳以上層は一般に企業内経験＝勤続が長く、多くの場合その勤続にある程度応じた熟練をもち、それに応じた労働に従事していると考えられる。つまりある意味では大企業の中高年齢

第48表　製造業規模別賃金格差（現金給与総額）

年　月	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1955年平均	100.0	74.3	58.8	—
1960	100.0	70.7	58.9	46.3
1961	100.0	74.5	61.7	49.3
1962	100.0	77.6	66.7	57.0
1963	100.0	79.2	68.8	58.1
1964	100.0	79.0	69.5	60.4
1965	100.0	80.9	71.0	63.2
1966年平均	100.0	80.9	69.8	61.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」

第49表　製造業規模別賃金上昇率（現金給与総額）　（%）

	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1960	6.0	8.2	11.3	9.7
1961	8.6	12.7	14.1	14.1
1962	6.0	10.0	15.2	22.9
1963	9.2	10.9	13.0	11.6
1964	10.2	11.1	10.0	14.1
1965	7.5	9.6	9.3	12.5
1966	12.4	11.9	10.4	9.7

労働省「毎月勤労統計調査」

第50表　年齢別・規模別賃金格差（定期給与）
（製造業，男子労務者，1000人以上＝100 に対する10～29人規模の比率）

	1954年	1958年	1961年	1964年	1965年	1966年
18歳未満	79.1	90.9	110.4	115.7	112.1	105.8
18～19	75.5	79.1	86.2	106.9	106.9	102.8
20～24	70.8	84.8	92.6	107.1	108.9	105.1
25～29	64.2	72.0	82.7	100.7	102.2	100.9
30～34	62.1	62.6	67.1	83.9	86.7	88.3
35～39	56.9	60.3	61.7	72.2	73.6	74.5
40～49	51.0	53.4	54.6	65.6	66.5	66.8

労働省「賃金構造基本統計」

に第四として、第41表に示されるような一九六六年における初任給上昇率の急落現象がある。前記のように初任給は極端に平準化しているから従来のようなその大幅な上昇は当然ながら平均賃金の低い中小企業の方により強力に影響せざるをえない。これが従来の規模別賃金格差縮小の大きな理由であったことはいうまでもない。逆に層と中小企業の中高年齢層は異なった質の労働に従事し、異なった熟練を有する異種の労働力である。したがってその賃金が平準化しなければならぬという理由はない。逆にいえば、外面上賃金格差があるようにみえるだけで、実質は右のような意味で賃金は労働に応じて平準化したものになっているのではないか。他方三〇歳未満の企業をこえて平準化すべき層の賃金は既に平準化している。とすれば規模別賃金格差の縮小はこのへんで一段落するのではないか、というのである。しかし、以上の労働省資料の指摘のほかに、さらいえば初任給上昇率の急落が規模別格差の拡大に作用したわけである。右の四点のうち、第一と第二は、短期的・一時的要因で、第三と第四が長期的要因と一応いえよう。しかし、第三の理由が成立したとしても、そのばあい初任給がなお上昇しつづけるならば、結果的に規模別賃金格差は縮小せざるをえない。したがって第四の初任給上昇の動向が重視されることになるが、この点に関しては、既にふれたように多くのファクターが関係している。高校卒労働市場と中学卒労働市場の混合・同一化、新規学卒労働力漸減の長期的傾向、労働力流動化政策はじめ種々の政策による不熟練・低賃金労働力ないし過剰労働力の供給増加、技術進歩による不熟練化の拡大・展開のテンポ、合理化・生産性向上による労働力節約機能の展開速度、合理化のしわよせを受けやすい中小企業における初任給上昇受容の可能性などがそれである。規模別賃金格差の動向はそれらの組合せによって左右されるといってよい。なお、副次的な問題であるが、第48表の規模別現金給与総額格差拡大の一つの理由として、特別給与による格差拡大があることはいうまでもない。この点は既に第40表においてもふれたとおりである。

地域間賃金格差

製造業で東京を一〇〇とした府県別平均賃金指数をみると、第51表の通りで東京についで高いのが、長崎（九七・一）、神奈川（九五・二）、山口（九五・一）、大阪（九二・二）、兵庫（九一・九）で最低が鳥取（五二・六）、ついで鹿児島（五八・二）、山形（五九・一）、香川（五九・七）などである。六四年には最低の鳥取が五一・六、六五年には同じく鳥取五一・七であったから、地域差はゆるやかに縮小傾向をたどっているといってよい。平均賃金ではなく、「賃金構造基本統計調査」によって一八歳未満の

第51表　製造業における府県別平均賃金指数
（1966年，東京＝100）

府県別	製造業
国道	84.0
森	82.5
手	62.9
城	80.2
田	68.4
形	65.1
島	59.1
城	66.9
木	70.4
馬	69.2
玉	66.8
葉	72.2
京	85 6
川	100.0
海	95.2
潟	69.5
山	72.4
川	67.9
井	61.6
梨	60.4
野	64.9
阜	64.5
岡	76.0
知	78.2
重	73.1
賀	70.7
都	81.2
阪	92.2
庫	91.9
良	70.0
奈	
山	88.7
取	52.6
根	61.6
山	73.0
島	86.6
口	95.1
島	60.7
川	59.7
媛	78.9
知	71.9
岡	90.0
賀	63.8
崎	97.1
本	76.8
分	75.8
崎	71.8
島	58.2
秋	
山	
福	
茨	
栃	
群	
埼	
千	
東	
神	
新	
富	
石	
福	
山	
長	
岐	
静	
愛	
三	
滋	
京	
大	
兵	
奈	
和	
歌	
鳥	
島	
岡	
広	
山	
徳	
香	
愛	
高	
福	
佐	
長	
熊	
大	
宮	
鹿	
児	

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による。

賃金をみると、相当事態は変わってくる。最高は東京と大阪（とも に一万七三〇〇円）、ついで和歌山（一万六八〇〇円）、神奈川（一万六三〇〇円）、京都（一万六二〇〇円）、福井、愛知（ともに一万六一〇〇円）、埼玉（一万六〇〇〇円）、低い方は最低が山形（一万一三〇〇円）、ついで岩手（一万一四〇〇円）、鳥取（一万二〇〇〇円）、鹿児島（一万二二〇〇円）、長崎（一万二二〇〇円）、大分、佐賀、秋田、青森（ともに一万二四〇〇円）、熊本（一万二六〇〇円）などで、最高にたいする最低の比率は六五・三％である。

3　企業内賃金格差

第52表によると、管理・事務および技術労働者にたいする生産労働者の賃金比率は、男子の場合一九六一年以降上昇をつづけ、六六年七三・一％に達しているがこの数値は昭和三〇年代以降最高のものである。また女子の場合は一九五八年以降上昇をつづけ、六六年には七七・〇％を示している。この労職間賃金格差縮小の傾向は若年層ほど激しく、第53表によって製造業男子高校卒職員に対する高校卒労務者の賃金比率をみると、二〇～二四歳層では一〇〇〇人以上規模で一九六一年頃から、三〇～九九人規模で五八年頃から差がなく、二五～二九歳層では大企業で六四年頃から、中小企業でも六四年頃からほぼ等しくなっている。つまり学歴が等しいかぎり、若

第52表　製造業，労職，男女別賃金格差の推移
（定期給与）

	男に対する女の割合		管理，事務及び技術労働者に対する生産労働者の割合	
	B/A	D/C	C/A	D/B
1955年平均	41.1%	42.3%	69.9%	71.4%
1956　〃	40.5	41.0	70.3	71.2
1957　〃	39.7	40.4	68.1	69.4
1958　〃	39.5	41.2	66.3	69.1
1959　〃	39.3	40.8	67.3	70.0
1960　〃	39.4	41.8	67.6	71.7
1961　〃	40.0	43.5	66.8	72.6
1962　〃	41.8	46.5	67.1	74.5
1963　〃	43.1	46.8	68.9	74.8
1964　〃	43.6	46.5	70.3	74.9
1965　〃	44.9	48.1	71.6	76.8
1966　〃	45.1	47.5	73.1	77.0

〔備考〕　A　管理，事務及び技術労働者男子
B　同　女子　　C　生産労働者男子
D　生産労働者女子
労働省「毎月勤労統計調査」

第53表　若年層における労職別・学歴別賃金格差（製造業，男子，定期給与）

		規模計		1000人以上		30～99人	
		20～24才	25～29才	20～24才	25～29才	20～24才	25～29才
中学卒労務者／高校卒職員	1958	98.4	89.2	93.6	93.1	107.8	87.4
	1961	100.6	90.9	98.2	93.0	104.4	91.5
	1964	105.4	93.5	102.8	96.3	105.6	90.4
	1966	104.4	96.4	99.6	99.1	103.5	93.1
高校卒労務者／高校卒職員	1958	96.8	93.0	93.6	95.1	100.9	89.1
	1961	100.6	93.0	100.6	93.0	99.4	93.3
	1964	104.5	95.8	108.9	98.3	103.0	96.0
	1966	104.4	98.6	108.6	102.6	98.9	94.9

労働省「賃金構造基本統計」

年層では従来の労職間格差が解消の傾向にあるわけで、実際には超過勤務給の多い労務者層の方が賃金が高いといってよいくらいである。もっとも労職間賃金格差の実質的解消は三〇歳未満までで、たとえば右の高校卒職員にたいする高校卒労務者の比は、六六年規模計で二〇～二四歳は一〇四・四、二五～二九歳で九八・六であるが、三〇～三四歳では九〇・三、三五～三九歳八三・五、四〇～四九歳七五・四といずれも過去にくらべると相当程度上昇してきているものの、やはり労職間格差が存在することは否定できない。もっとも労職間の賃金格差が右のような年齢別の傾向を示すのは、職員と労務者の熟練修得曲線の差異に一部もとづいており、したがってある程度の格差が生じるのはやむをえぬことといってよい。

常用、臨時労働者間の格差拡大

製造業常用労働者に対する臨時日雇労働者の現金給与総額（月額）の比率をみると、第54表のように六四年以降一貫して低落しており、六六年には規模計で常用労働者（一日一七三九円）にたいし四五・〇％（七八一円）にすぎない。もっとも、臨時日雇労働者の大部分はいわゆる不熟練労働者で、常用工平均との比較ではなく不熟練労働者たる常用工と比較し、さらに性別を考慮するならば、この差は大幅に緩和されるが、それにしても右のような傾向まで否定することはできない。その一つの大きな理

第54表　製造業の規模別常用労働者の賃金に対する臨時日雇労働者の賃金格差の推移

（それぞれの規模の常用労働者1日当り現金給与総額＝100）

年	規模計	500人以上	100～499人	30～99人
1955年平均	49.7	42.9	53.3	62.6
1956年平均	47.2	40.7	51.8	58.9
1957年平均	47.1	41.6	51.4	60.4
1958年平均	47.1	38.7	51.2	62.5
1959年平均	44.4	35.3	49.7	58.9
1960年平均	45.0	37.0	50.5	57.1
1961年平均	48.2	39.6	54.3	58.0
1962年平均	48.5	41.8	54.1	56.5
1963年平均	46.9	40.8	53.2	53.4
1964年平均	50.5	40.5	54.1	64.1
1965年平均	47.5	40.8	52.2	56.1
1966年平均	45.0	39.5	49.2	52.1
1966年実額 常傭	1,739	2,048	1,642	1,418
1966年実額 日雇	782	808	808	739

労働省「毎月勤労統計調査」

由は、パートタイマー、転職者、離職者など中高年不熟練労働力の供給圧が高められているからである。たとえば六六年一〇月の労働省「年齢別常用職業紹介状況調査」によると、男子では求職者の三九・九%、女子では二三・六%が三五歳以上であり、しかも三五歳以上への求人は男子一九・三%、女子一二・九%にすぎず、その結果、男子を例にとると、三五～五〇歳で求人にたいする求職倍率は一・二倍、五一～五五歳で四・四倍、五六歳以上では一四・〇倍に達している。もっとも最近次第に中高年層労働者への求人が高まる傾向があるが、それにしても不熟練労働力を中心とする中高年労働市場の基調が右のようなものであるかぎり、その影響をもっとも強力にうける臨時日雇労働者の賃金上昇率が、六五年には不況の影響を常用労働者より激しくうけ、六六年には好況下の常用労働者の賃金上昇におくれたのは当然といってよい。

学歴別賃金格差の動向

高校卒職員にたいする中学卒労務者の賃金比率を第53表でみると、先にのべた同表の高校卒職員にたいする高校卒労務者の賃金の場合ときわめて類似の傾向がみられる。すなわち、一〇〇〇人以上規模では二〇～二四歳で六一年頃から、二五～二九歳で六四年頃から賃金がほぼ等しくなり、三〇～九九人規模では二〇～二四歳層は五八年頃からすでに差がなく、一方、二五～二九歳層はいまだ若干の格差を認めざるをえないとはいえ、格差縮小の傾向は否定しがたい。つまり、労職間格差のみならず、学歴間格差も三〇歳未満層においては縮小・消滅に向かう傾向がいちじるしいわけである。

この傾向は若年層に限定されないと考えられるのであって、「賃金構造基本統計」からすると、一〇〇〇人以上規模における男子職員定期給与の上昇率は、高校卒三〇～三四歳七・五%、三五～三九歳六・五%、四〇～四九歳五・九%にたいし、大学卒はそれぞれ六・一、四・三、五・二%といずれも高校卒より低い。三〇～九九人規模でも、高校卒七・八、八・三、七・四%にたいし、大学卒は七・一、四・九、五・三%と同様の関係にある。つまり、学歴間格差は若年層に限らず全体として縮小の傾向にあるといってよい。

男女間賃金格差の動向

男女間賃金格差は「毎月勤労統計」によると前掲第52表の通りで、生産労働者の場合、男性に比し六五年の四八・一%にたいし、四七・五%と格差拡大、管理・事務・技術労働者の場合逆に四四・九%より四五・一%と格差が縮小している。しかし「賃金構造基本統計」による第55表の通り、労職一本で六四年の四六・八%から六六年の四七・三%に格差が縮小しているのみならず、年齢別にみても若年層を中心に、程度の差はあれ格差縮小の傾向が認められる。第55表では六五年と六六年の関係が分明でないが、右のような格差縮小傾向のもとで第52表のような格差拡大の動きが生じたことは注目すべき現象といってよい。おそらくこの点は、次にのべる年齢別賃金格差の動向、とくに初任給上昇鈍化と密接な関係があると考えられる。

第55表　男女別賃金格差の変化
（製造業・定期給与，男子＝100）

	年齢計	18歳未満	20～24	30～34	40～49
1958	41.1	87.5	66.7	43.7	31.0
1961	42.4	86.4	63.8	43.0	30.2
1964	46.8	87.2	66.4	44.8	33.9
1966	47.3	93.1	68.1	44.7	35.7

労働省「賃金構造基本統計」

第56表　労職別，企業規模別にみた年齢別賃金格差　（製造業，定期給与，20～24歳＝100）

年齢		1000人以上					30～99人				
		1954年	1958年	1961年	1965年	1966年	1954年	1958年	1961年	1965年	1966年
労務者（男）	～17歳	49.8	53.0	50.6	57.1	56.3	50.4	52.1	56.9	57.7	56.0
	18～19	71.5	78.9	78.3	76.5	76.2	73.9	73.6	76.8	74.9	73.9
	20～24	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～29	136.7	146.0	136.1	126.7	124.5	126.4	126.1	126.5	121.3	120.6
	30～34	164.2	186.3	181.3	157.9	151.6	146.5	146.7	140.9	131.8	132.3
	35～39	184.4	211.2	209.6	185.4	179.8	152.9	160.0	153.5	133.3	133.7
	40～49	203.1	238.2	236.7	208.1	199.3	155.2	158.6	153.0	136.3	136.1
	50～59	202.9	244.2	240.5	216.6	211.6	141.7	145.7	139.6	126.2	125.8
	60～	104.7	129.7	126.0	113.0	106.9	116.3	121.1	118.0	102.2	104.1
	計	150.4	171.9	159.0	144.9	143.3	116.9	114.5	114.6	111.2	111.7
職員（男）	～17歳	56.1	50.6	50.3	58.2	52.7	50.1	52.4	54.1	61.0	58.4
	18～19	67.9	71.8	72.0	76.6	77.1	65.0	68.0	68.8	70.5	68.2
	20～24	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～29	142.4	145.6	143.4	137.3	131.6	145.9	148.7	141.0	136.0	133.9
	30～34	190.9	203.0	201.7	185.7	176.0	180.2	192.2	183.7	166.3	166.4
	35～39	236.0	255.9	253.7	230.7	217.8	204.5	221.3	212.4	190.5	187.4
	40～49	267.4	311.1	317.7	293.0	270.9	220.6	237.4	226.9	198.9	200.7
	50～59	274.0	324.6	336.5	323.8	300.7	206.2	220.9	209.7	194.3	188.8
	60～	211.5	241.6	247.2	219.3	208.0	170.9	192.2	176.3	158.7	152.8
	計	197.5	218.3	207.8	188.5	180.7	172.0	175.8	169.1	157.6	157.0

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査」1954年4月，「賃金構造基本調査」1958年4月，「賃金実態総合調査」1961年4月，「賃金構造基本統計調査」1965年4月，1966年4月
による。

年齢別賃金格差の動向

労職別・企業規模別に男子労働者の年齢別賃金をみると第56表の通りであって、一〇〇〇人以上企業の職員のみややおくれるものの、全体として一九六一年頃から年齢別賃金格差縮小傾向が生じていたものが、前掲第41表に示した新規学卒労働者の初任給上昇率の急激な低落の結果、変化を来たしている。最低と最高の倍率をとると、一〇〇〇人以上規模の労務者では六一年四・八倍、六五年三・八倍、六六年三・八倍、同じく職員ではそれぞれ六・七倍、五・六倍、五・七倍、三〇～九九人規模では、労働者が二・七倍、二・四倍、二・四倍、職員が四・二倍、三・三倍、三・四倍であって、大企業においても中小企業においても労働者における格差は保ち合い、職員におけるそれは微増という現象が認められる。これが従来からの相当急激な格差縮小傾向に対比すると注目すべき現象であることは、右の六一、六五、六六年の簡単な比較からも明らかであろう。

最低最高の単純な倍率比較は右の通りであるが、第56表のように二〇～二四歳を基準として年齢別格差をみると、労務者・職員とも、一〇〇〇人以上規模、三〇～九九人規模を通じて、二〇～二四歳層と若年層、とくに一七歳以下層との賃金格差が拡大する一方、中高年齢との賃金格差はむしろ縮小していることがわかる。つまり、六五年から六六年にかけての変化は、全体としては従来通り年齢別賃金格差縮小の傾向が作用しながら、他方に若年層初任給上昇の急激な低落があり、この二つの現象が組み合わされたものとして見ることができる。いずれの動向が基礎的であるかはともかく最低最高倍率比較だけから単純に格差縮小傾向を否定するわけにはゆかない。さらにつけ加えると、右の二〇～二四歳を基準とする中高年

第57表　年齢および勤続年数別賃金上昇率
(1966年/1961年)
(製造業中卒男子労務者)

	0年	3～4年	5～9年	10～14年
年齢計	80.4	61.3	53.4	40.3
～17歳	86.1			
18～19	75.6	62.1		
20～24	80.3	70.1	63.7	
25～29	82.7	62.3	60.8	55.6
30～34	78.7	59.6	54.1	44.1
35～39	61.4	52.0	45.3	40.2
40～49	62.9	46.6	48.9	38.6
50～59	69.7	55.4	52.5	44.5
60～	76.0	54.8	58.0	62.5

〔備考〕 労働省「賃金実態総合調査」36年
「賃金構造基本統計調査」41年

なお、年齢別賃金格差縮小の原因となった初任給上昇の急激な鈍化は、六六年度賃金構造におけるきわめて特徴的な現象であるが、それについてはすでに説明したのでくり返さない。

一九六一年から六六年にかけての中学卒男子労務者の年齢別・勤続別賃金上昇率をみると第57表の通りで、この間の労働市場のひきしまり、初任給の上昇と年齢別および勤続別賃金格差縮小の傾向を反映して、勤続が同じならば若年層の、年齢が同じ場合には概して低勤続層の、とくに初任給の上昇率が高いことが明らかである。勤続ゼロ年の年齢別賃金上昇率で若年層に劣るとはいえ中高年層のそれがかなり高いのは、中途採用者の賃金が相対的に改善されていることを示している。

層との年齢別格差縮小傾向にしても、一〇〇〇人以上規模ではかなりのテンポであるが、三〇～九九人規模ではきわめて停滞しており、職員の場合にはことにその傾向が強いことも注意すべきであろう。

4　賃金支払形態

一九六六年一〇月の労働省「賃金労働時間制度総合調査」(速報)によって規模別賃金構成比率をみると第58表の通りで、各種賃金支払事業所数の総事業所数にたいする割合をみたのが第59表である。賃金の圧倒的部分をしめるのは規模のいかんにかかわらず「基本給」であって、五〇〇〇人以上巨大企業の八三・二%から、三〇～九九人規模の八九・六%をしめている。「基本給」は大別して第59表表示のように三部分に分かれるが、そのうち「年齢・勤続・経験・学歴給」はもっとも比重が軽く、採用事業所率は大企業ほど多く、五〇〇〇人以上巨大企業の一四・二%から三〇～九九人企業の九・一%へと分布しているが、賃金構成比率面ではせいぜい基本給の一・二～三・三%程度にすぎない。これにたいし、近年重視され、急速に増大しつつあるのが、「職務・職能・職種給」、とりわけそのなかの「職務給」「職能給」であって、一九六五年の「給与構成調査」附帯調査「賃金体系の変更状況に関する調査」によると、六三年一〇月から六五年九月の間に製造業五〇〇人以上規模において新設された給与項目のうち、「職務給」「職能給」がそれぞれ三七・六%、三五・九%をしめている。第59表によると「職務給」は五〇〇〇人以上巨大企業の三〇・二%、「職能給」は五〇〇〇人以上規模と一〇〇～四九九九人規模のそれぞれ四〇・五%、一八・八%導入されているのが高率であって、他はせいぜい六～七%以下にすぎな

第58表　規模別賃金構成比率（製造業）

規模	合計	小計	基本給 計	基本給 年齢・学歴・経験給	基本給 職務給	基本給 職能給	基本給 職種給	総合決定Ⅰ	総合決定Ⅱ	業績給	勤務手当	生活手当	奨励手当	その他の手当	超過勤務手当	その他の
5000人以上	100.0	83.2	82.8	1.2	9.4	12.7	0.2	48.2	11.1	8.5	2.2	6.1	0.3	0.1	15.2	1.6
1000～4999人	100.0	85.9	87.2	3.3	2.7	8.2	0.4	56.6	16.0	2.6	2.6	6.8	0.7	0.1	13.3	0.8
500～999人	100.0	87.0	85.1	2.4	2.7	4.5	0.3	53.1	22.1	3.7	3.1	6.3	1.5	0.3	12.1	0.9
100～499人	100.0	87.9	85.9	2.7	1.1	2.6	0.2	45.6	33.7	3.0	3.2	5.2	2.3	0.4	11.2	0.9
30～99人	100.0	89.6	84.9	3.0	0.3	1.4	0.3	24.5	55.4	4.1	3.0	4.8	2.8	0.4	9.7	0.7

〔備考〕(1)「小計」「超過勤務手当」「その他」の数値は「合計」を100とした場合の比率である。
(2)「基本給」「業績給」「勤務手当」「生活手当」「奨励手当」および「その他の諸手当」の数値は「小計」を100とした場合の数値である。
(3)総合決定給は，年齢，勤続，学歴，職務，職能などの諸要素を総合評価してきめる賃金であるが，どの要素を主とするかによって，年齢，勤続，経験，学歴給的性格の強いもの，職務，職能，職種給的性格の強いものも含まれている。
労働省「昭和41年度賃金労働時間制度総合調査」（速報）

い。第58表の賃金構成比率では「職務給」「職能給」両者合わせて、五〇〇〇人以上規模で二二・一％、一〇〇〇～四九九九人規模で一〇・九％をしめるが、他はすべて数％以下と比重が低い。現在の「職務給」「職能給」導入水準を高低いかに判断するかは立場によって異なるが、大企業を先頭に急速に拡大する状況にある点を注意すべきであろう。

基本給中圧倒的比重をしめているのは「総合決定給Ⅰ」（「年齢、学歴、勤続および経験年数、能力、職務、技能、勤務成績、勤怠度などを評定要素として総合評価し決定するが、能力や勤務成績の査定については、組織的な一定の査定基準に基づく人事考課によって総合的に評定し、評定の結果に従い、あらかじめ具体的に規定した賃金表にもとづき支給する給与」）および「総合決定給Ⅱ」（「総合決定給Ⅰのうち賃金表がかけている給与」）である。第59表の示すように、評価基準がもっとも明確化している「総合決定給Ⅰ」は「職務給」「職能給」同様六五年「給与構成調査」の示すところでは、かなり急速に増加しており、かつ大企業ほど多く、小企業ほど少ない（五〇〇〇人以上規模での導入事業所率七二・一％、三〇～九九人規模二五・四）。賃金構成比率の場合には、五〇〇人以上規模四八・二％、一〇〇～四九九人規模五六・六

ら、第59表および第58表に示すごとく小規模企業ほど比重が高く（賃金構成比率で、三〇～九九人規模五五・四％、五〇〇〇人以上規模一一・一％）、かつ減少傾向にある。

業績給は小企業では個人能率給の比重が高く、大企業は団体能率給が多いが、いずれにせよコンベアーや自動機などの速度によって労働者の作業速度（労働強度）が規制される結果、能率給の機能である作業速度統制機能を失い、次第に減少しつつある。

2　労働時間

労働時間の動向

労働省の「毎月勤労統計調査報告―全国調査」によると（第60表）、一九六六年における平均月間出勤日数は二三・五日で前年にくらべて〇・一％の減少、また平均総実労働時間数は一九三・二時間で前年にくらべて〇・一％の増加であった。総実労働時間を所定内、所定外にわけてみると、所定内労働時間は一七五・八時間で前年にくらべて〇・三％減、所定外労働時間は一七・四時間で四・九％増であった。所定内労働時間は一九六一年以降毎年減少がつづいており、時間短縮の傾向はかわらないが、所定外労働時間が生産の活発化にともないとくに下半期になって大幅に増加したため、両者をあわせた総実労働時間がわずかではあるが六年ぶりに増加がみられた。産業別に総実労働時間の動

第59表　各種賃金支給事業所数の総事業所数に対する割合（製造業）

給与の種類			5000人以上	1000～4999人	500～999人	100～499人	30～99人
基本給	年齢・勤続・経験・学歴給		14.2%	12.1%	13.3%	10.7%	9.1%
	職務・職能・職種給	職務給	30.2	6.2	3.5	2.3	0.6
		職能給	40.5	18.8	7.5	4.5	1.2
		職種給	2.8	2.1	1.1	1.6	1.9
	総合決定給	総合決定給Ⅰ	72.1	68.8	61.9	50.8	25.4
		総合決定給Ⅱ	22.3	28.7	33.2	46.3	70.9
業績給	個人能率給		4.1	6.9	6.1	8.0	10.1
	団体能率給		15.4	11.2	13.0	10.7	7.4
勤務手当	役付手当		71.6	88.1	93.1	91.1	79.5
	特殊作業手当		81.3	66.5	61.7	57.8	38.4
	技能手当		14.7	17.3	37.8	34.0	28.7
生活手当	家族手当		95.9	94.0	86.9	73.7	63.4
	地域手当		23.1	27.2	23.4	13.4	4.8
	通勤手当		85.3	89.7	85.5	85.2	78.5
	住宅手当		44.1	57.1	37.8	27.1	20.7
	その他の生活補助手当		20.7	21.5	34.2	23.0	18.2
奨励手当	精皆勤手当		18.2	31.4	54.1	72.8	79.3
その他の諸手当			18.3	9.7	17.9	14.4	14.5

労働省「昭和41年賃金労働時間制度総合調査」速報

％、以下小規模化につれて減少、三〇～九九人規模で二四・五％である。五〇〇〇人以上規模が若干少ないのは、「職務給」「職能給」に二二・一％をさいているからである。ここから、「基本給」内部では、大規模企業を先頭に「職務給」「職能給」の導入が進み、いわばその予備隊として「総合決定給Ⅰ」が拡大していることがわかる。「総合決定給Ⅱ」は評価基準の不明確な形のもので、当然なが

第60表　労働時間の推移（規模従業者30人以上）　（単位：月間時間）

区分		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内	所定外	総実労働時間	所定内	所定外
実数	1961年	201.0	179.3	21.7	203.4	179.4	24.0
	1962年	197.8	179.0	18.8	198.4	178.8	19.6
	1963年	196.6	178.2	18.4	196.9	177.6	19.3
	1964年	195.7	177.1	18.6	195.7	176.1	19.6
	1965年	192.9	176.4	16.5	191.8	175.1	16.7
	1966年	193.2	175.8	17.4	193.0	174.7	18.3
	1966年上期	190.9	174.3	16.6	190.5	173.3	17.2
	下期	195.4	177.3	18.1	195.5	176.1	19.4
対前年同期増減率（%）	1961年	△ 1.4	△ 1.1	△ 3.1	△ 1.9	△ 1.5	△ 4.1
	1962年	△ 1.7	△ 0.3	△13.4	△ 2.7	△ 0.4	△18.5
	1963年	△ 0.6	△ 0.5	△ 2.1	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.8
	1964年	△ 0.3	△ 0.4	1.2	△ 0.4	△ 0.7	2.2
	1965年	△ 1.4	△ 0.4	△11.1	△ 2.0	△ 0.5	△15.1
	1966年	0.1	△ 0.3	4.9	0.6	△ 0.2	9.6
	1966年上期	△ 0.1	0.1	△ 1.2	0.2	0.2	0.1
	下期	0.2	△ 0.7	11.0	1.0	△ 0.6	19.8

〔備考〕 1）対前年同期増減率は調査事業所の抽出替えによるギャップを調整して算出してある。
2）△印は減少。
3）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

きをみると、鉱業と製造業で増加し、その他の産業では減少している。また所定外労働時間は製造業で一割近く増加していることがめだっている。なお、中央労働委員会調べによると、資本金五億円、従業者一〇〇〇人以上の企業における、交替制にかかわりない勤務者の所定週労働時間および始終業時刻の組合せは第61・62表のごとくであった。

労働時間短縮問題

「労働時間を短縮せよ」「週休二日制獲得」という要求が、一九六七年春闘でもめだっている。春闘とは切りはなして、時間短縮問題に積極的にとりくんでいる労使もあって、労働時間、週休制問題もいっそうの進展をみせているといえる。

春闘共闘委員会がまとめたところによると、一九六七年春闘で労働時間の短縮を要求しているところは、電機労連、全国金属、全造船機械、合化労連、紙パ労連など数多い。これらの組合で時間短縮を要求するのはもちろん初めてのことではなく、全体として時短が促進される傾向のなかで、いっそう大きな要求の柱としてとりあげられているところが多い。たとえば、合化労連は一九六七年三月末の春闘統一行動にあわせて時間短縮を中心とした集会などをもち、また「残業なしデー」を足並みそろえて実施することなどで、組合員の意識を高めようとした。化学工業は大半の会社が三班三交代制のため、労働時間短縮の余地がきわめて少ないともされているが、東京セロファン紙が、組合の要求から東京、浜松の両工場の一部でテスト的に四班三交代を実施、六七年四月一日から全面的に実現する段取りになった。

電機労連翼下の組合は「この春闘で週休二日、週四〇時間労働の

第61表　交替なき勤務者の所定週労働時間（主たる事業所）　（1966年6月現在）

区分	集計社数	時間 分 ～40.00	40.01 ～41.59	42.00	42.01 ～44.00	44.01 ～46.00	46.01 ～47.59	48.00	記入なし	平均
										時間 分
鉱業	15	2	—	11	1	—	—	1	—	42.00
製造業	238	(4)9	8	—	(4)25	(7)9	23	4	7	42.38
食品	26	(1)1	2	153	2	(2)2	—	1	2	42.29
綿紡	12	—	—	16	—	—	11	—	1	46.30
製糸	4	—	—	—	—	—	1	3	—	47.38
羊毛	7	—	—	—	—	—	7	—	—	46.30
麻	3	—	—	—	—	—	2	—	1	46.30
化繊	6	—	—	2	—	(4)4	—	—	—	44.00
パルプ・製紙	9	—	—	9	—	—	—	—	—	42.00
肥料	18	—	—	15	3	—	—	—	—	42.13
薬品	7	—	—	7	—	—	—	—	—	42.00
その他の化学	26	—	—	26	—	—	—	—	—	42.00
石油	10	1	1	8	—	—	—	—	—	41.29
ゴム	5	—	—	1	2	(1)1	—	—	1	43.00
窯業	11	1	1	9	—	—	—	—	—	41.41
製鉄・製鋼	17	—	—	14	1	—	1	—	1	42.23
非鉄金属	3	—	—	3	—	—	—	—	—	42.00
機械	28	3	3	14	7	1	1	—	—	42.00
電機器具	20	(3)3	—	8	(3)7	1	—	—	—	42.42
車輌自動車	18	—	1	13	(1)3	—	—	—	1	42.36
造船	8	—	—	8	—	—	—	—	—	42.00
建設	3	—	—	—	—	—	—	1	2	48.00
銀行	10	1	4	1	1	—	—	—	3	40.38
陸運(A)	27	—	—	22	—	—	2	1	2	42.37
陸運(B)	3	—	—	2	—	—	—	—	1	42.00
海運・倉庫	4	1	—	—	—	—	—	—	3	39.00
電力	9	—	5	1	—	—	—	—	3	41.06
ガス	3	(1)1	—	2	—	—	—	—	—	41.20
百貨店	5	1	—	4	—	—	—	—	—	41.12
商事	5	3	—	1	1	—	—	—	—	40.36
新聞・放送	5	2	1	1	—	—	—	—	1	39.45
映画	3	(1)1	—	2	—	—	—	—	—	41.20
特殊	13	(1)4	1	—	1	1	—	—	6	40.38

〔備考〕 1）本表にいう所定週労働時間は，毎週の所定労働時間が一定のときはその時間を，半休日および週休2日制の設置によって，週の所定時間が異なる場合は年間平均の所定週労働時間をいう。

2）カッコ内は40時間，44時間，45時間の会社数を示す。いずれも内数。

3）中央労働委員会「賃金事情調査」結果による。

第62表　交替なき勤務者の通常日における始終業時刻組合せ

（主たる事業所・鉱工業，1966年6月現在）

始業時刻＼終業時刻	計	時 分 ～15.59	16.00	16.01 ～16.29	16.30	16.31 ～16.59	17.00	17.01 ～17.29
計	247	10	113	24	47	25	26	2
～7時59分	6	3	2	—	—	—	1	—
8.00	153	5	107	8	14	12	7	—
8.01～8.29	24	2	4	10	1	7	—	—
8.30	43	—	—	4	32	4	3	—
8.31～8.59	6	—	—	2	—	1	3	—
9.00	15	—	—	—	—	1	12	2

〔備考〕 同一事業所に就業時刻を異にする労働者が2組以上ある場合は，適用労働者のもっとも多いものについて集計した。

要求にケリをつける」として、時間短縮要求に例年以上に力を入れている。すでに松下電器、三洋電機、早川電機などでは週休二日、週四〇時間労働を実施したが、日立製作所、東芝をはじめ多くの会社では、まだ隔週週休二日（第一、第三土曜休日）制にとどまっている。それに、この一、二年やや要求のしっぱなしに終わる傾向もあるので、この際もう一押しというのが電機労連としての態度である。今後、普及しそうなのは、三菱電機のような段階的なやり方であろう。同社は一九六三年四月から第一、第三土曜休日制にはいったが、さらに六六年秋六～八月と、六六年一二～六七年二月の合計六ヵ月間だけ、週休二日制をとることにした。つまり、作業能率の悪い夏と冬だけ、休みを多くするというわけである。

鉄鋼労連加盟の各組合は、いま週四二時間の実働時間を三八時間にするよう六六年春から要求し、六七年秋の労働協約改定に盛込むことをめざしている。しかし、鉄鋼工場のばあい、高炉のように年中ぶっとおしで操業する職場が多い。このため、労働時間を短くするには、いまの三班三交代制を四班三交代制にくみなおす必要があり、それが最大の争点になっている。富士製鉄のばあい、四班三交代制にすると、いま一万五七〇〇人の連続操業職場で、約三〇〇〇人をふやさなくてはならないという。会社側は「人件費がかさむので、四班三交代制はむずかしい。時間短縮はあくまで生産性向上の範囲内でおこなうべきだ」という。これにたいし組合側は「合理化がすすみ、労働の密度が高くなっている以上、時間短縮は当然だ」と主張し、ゆずらない構えである。

一方、同盟系の全繊同盟でも六七年から四年間の労働時間短縮長期計画をたて、一九七〇年に週休二日制、週四〇時間労働の実現をめざして運動をはじめた。この計画だと、六七年は第一段階で、週休以外の祝日などの休日を有給として、年間一五日以上（現在一二日前後）にすることを目標にしており、すでに日本紡績協会、日本化学繊維協会など繊維関係二二団体に中央統一交渉を申し入れている。第二段階は労働時間を週四六時間台から四二時間台に短縮することをめざし、そのうえで七〇年に最終段階にすすむ計画である。全繊同盟はちょうど繊維業界が紡績、織布業を中心に六七年度から根本的な構造改革にとりくもうとしている点をあげ、これにこうした時間短縮を織り込ませようとねらっている。しかし、日本紡績協会東京事務局では「これから三交代制を取り入れようとしているときだし、企業の体質の弱さからいっても、週休二日制などとても無理」といっており、今後かなりの曲折が予想される。

すでにみたように、わが国の労働時間は、傾向として年々減る方向にあるといえる。とくに残業、時間外労働を除いた所定内労働時間は一九六〇年をピークに着実に減りつづけ、一九六六年では六〇年より四%も減っていることになる。この傾向について労働省労働基準局監督課は「大企業では組合運動を通じ、中小企業では人手不足から、低賃金長時間労働という悪習慣の改善を迫られたためだ」（一九六七年三月一八日付朝日新聞）とみている。

こうした動きのなかで、経営者側の提案によるものもめだっている。伊勢丹の週休二日制、富士、住友、三菱、三井、三和などの各銀行の四週一回週休二日制や電機業界などの例にみられるように、人手不足を背景にした人集めのキャッチフレーズが動機であったという場合もみうけられる。一方、森永製菓では、とくに人手不足が問題になっていないのに、会社は組合の要求を入れて、一九七一年

まで週四〇時間制確立の協定を結んだ。会社側はその代わり、労働時間の管理を徹底させ、密度の高い労働をしてもらうという方針をだして、組合の同意を求めている。すでに週休二日制が確立した会社で、始業、終業などの時間管理がきびしくなった例が多く、総評でも「あくまでも労働時間短縮要求貫徹をめざすが、それが逆に人間性を無視した労働密度を実現させる口実にならないよう注意する」（右同）といっている。ところで、経営者、被用者の意識面からみると、わが国ではまだまだ欧米先進諸国の〝少ない労働時間で高賃金〟の水準に及ぶべくもないとする一調査結果（部分的な面接調査）が出されている。すなわち、内閣広報室は労働時間短縮問題について経営者、被用者の意見を調査していたが、一九六六年一一月に発表されたその結果によると、①経営者の半数以上が時間短縮を考えていない。②それにたいして被用者側では時間短縮よりも賃金上昇を希望するものが多く、七〇％近くもあり、労働時間は長くも短くもないと感じているもので過半数を占めていたことなどが示されている。この調査は農林漁業従事者を除く全国三〇〇〇人の経営者、被用者を対象に面接調査したものをまとめたもので、回収数二三五三人、回収率七八・四％、調査結果の要旨は次のとおり。

一、経営者の意見　①現在の労働時間は「長くも短くもない」とするもの六五％、従業者を一〇時間以上使っていても「長くも短くもない」と判断している経営者が多い。②今後五年間に労働時間の短縮を考えている経営者は二七％で、「大勢がそうなればやむをえない」とするもの八％、これに対し「そのつもりはない」経営者が五二％に達していた。③時間短縮の方法としては設備の合理化をあげたものが最も多く、また総労働時間の短縮については休日の増加という形で実施しようというもの約三〇％、週日の労働時間短縮によるもの約五〇％であった。

二、被用者の意見　①現在の労働時間は「長くも短かくもない」と思うものが六七％で過半数を占めており、「長い」とするものが二五％あった。従業者一〇〇〇人以上の大企業被用者では「長い」とするもの二四％だが、従業員一～三人の零細企業被用者では「長い」と感じているものが四〇％に達している。②労働時間短縮よりも賃金の上昇を望む被用者が六八％もあるが、従業者一～三人の零細企業被用者では「賃金より時間短縮」を希望するものが比較的に多い。③時間短縮の方法としては休日増加がよいとするもの四四％、週日の労働時間短縮がよいというもの四六％である。大企業被用者では休日増加を望むものが比較的に多く、零細企業被用者では週日の労働時間短縮を望むものが比較的に多くなっている。

トラック、タクシー運転労働者の時間外規制

全国自動車運輸労組がおこなった残業時間の実態調査結果によると、だいたい次のような傾向がみられる。長距離関係は、路線運転手は月間平均が一三〇時間前後の残業時間、小型運転手は六〇～七〇時間前後が平均である。地場輸送関係では六〇～七〇時間である。生コンクリート輸送になると、長距離なみに一〇〇時間前後が平均になっている。もちろんこれらの数字は平均であるから、多いものでは二〇〇時間をこえる人もいる。全自運の労働者も労働時間短縮のたたかいにとりくんできていた。しかし、それは主として基本労働時間の短縮であって、右のごとき長時間にわたる残業時間をもふくめた総労働時間の短縮にはみるべきほどの成果をあげることができなかった。その間の事情については、次のようにのべられている（石沢賢二「残業に追われる労働者―肉体的疲労と生活の破壊―」労働経済旬報、一九六七年七月中旬号掲載）。

基本労働時間の短縮は超過勤務手当の単価をたかめ、結果として賃金収入を増すことになり、全組合員ともこのたたかいには参加することができ

る。だが、残業時間を短縮しようということになると、反対者があらわれる。「残業を多くやれるのは俺たちの権利なのに、どうして短かくするのだ」と、組合幹部にかみつく人もみられる。トラック運輸ではおなじ運転手でも、集配運転手、路線運転手のちがい、また路線運転手のなかでも運行する路線キロの長・短によって労働時間がことなっている。企業によっては、残業を多くやるためにはある程度の勤続を経過しなければならないという年功序列がある。そのために「残業を多くやれるのは俺の権利だ」という、転倒した権利意識がうまれてくるのである。この転倒した権利意識が多く支配しているあいだは、残業時間の短縮に効果をあげえないことは当然である。……いまこれらの長い残業時間にたいし、組合員のなかから短縮しようとの運動がおこりはじめている。全自運の支部でとりはじめているその方法は、極端に長い残業時間を規制し、残業時間の平準化をはかっていくことである。組合員全体で、制限すべき上限の時間をきめ、それをこえたものにたいしては仲間の連帯をもって反省をもとめ、また、それをみとめ作業につかせた管理職にたいし、その責任を追求している。こうした、組合員みずからの手による残業時間の規制のうごきは、トラック運転労働者に新らしい思想建設のたい動をみせている。交通事故をなくしていくための具体的なたたかいがとりくまれ、一般市民と組織労働者との対話のかけはしがトラック運輸労働者によってはじめられようとしている。この運動を推進しているのが若い労働者たちである。……

一方、激増する交通事故を労働条件の面から防ぐため、労働省は一九六六年一〇月トラック、タクシー業界にたいして、労働条件全般にわたる監督指導を強化することになった。そのなかで、同省は特に、①無理な時間外労働を規制するほか、時間外労働にたいする割増し賃金を確実に支払わせる、②歩合給の部分を賃金総額の四〇％以内に押えさせるなどを重点的に指導する方針で、警視庁や各府県警と密切な連絡をとりながら、重大な事故をおこした業者については特に徹底的な立ち入り検査をし、悪質な業者は労働基準法違反で告発する考えである。対策のあらましは次のとおり。

一、運転者の時間外労働時間は　①道路事情が悪くて時間外に食い込んでしまった場合、②就業中に車が故障した場合、③トラックなど二人以上の運転手が交代で運転している場合――に限るよう労使協定を結ばせる。また、一勤務の労働時間は十六時間以内とし、八時間につき一時間の休憩時間を確実にとらせ、終業から次の始業までの時間は八時間以上確保させる。

一、時間外や深夜労働に対しては必ず割り増し賃金を支払わなければならないが、昨年の調査でも違反率が三〇％近くにのぼっているので、割り増し賃金の計算が運転手にもすぐできるような早見表を作らせることなどによって、確実に支払わせる。

一、現在、多くのタクシー、ハイヤー業者は走行キロ数によって歩合率が高くなるような、いわば運転者にとって刺激的な歩合給制度をとっているところが多いが、これが無理な運転をさせるもとになるので、全面的に廃止させる。また、歩合給部分が賃金の五〇％以上になるところがかなり多いので、これを四〇％以下になるような賃金を保障させる。

一、定期的な健康診断の励行、仮眠施設の整備と衛生管理の強化など、運転者の健康管理を充実させる。

また、労働省はダンプカーの居眠り運転による大事故の実態にメスを入れるため、六六年一二月四三都道府県の労働基準監督官を動員して、ダンプトラックをつかっている業者のいっせい査察をおこなった。その結果、査察した業者の半数以上もが悪質な労働基準法違反によって運転手を酷使している事実が明るみに出た。このいっせい査察は、愛知県下で幼稚園児の列に居眠りダンプが突っこんだ惨事がおきたのをはじめ、ダンプの無謀運転による事故が相次いだためとくに年末の忙しい時期をねらって実施された。都道府県ごとにジャリの採取が集団的におこなわれている地域をえらび、運転手

の労働時間と休日を重点に調べたものである。その結果、全国で査察の対象になった六三九九業者のうち、運転手と労働協約も結ばずに労働時間を延長していたもの三三七八業者、休日をとらせていなかったもの三一七九業者が摘発された。しかもこれら二種類の違反は大半の業者についてダブっていた。

違反業者の中には労働協約を結んでいないばあい、一カ月に最低四日与えなければならない休日を一日もとらせなかったり、また一日一〇時間以上の連続運行勤務を一〇日間以上もつづけさせていた悪質者も多く、三三一業者が書類送検されることになった。なお幼稚園児の事故のおきた愛知県では、調べた約八〇〇業者のうち約二〇〇業者が労働基準法の対象にならない〝一人一車〟の業者で、違反があっても取締りの網の目をのがれていた。

Ⅳ 合理化の現状とその特質

概要□合理化の現状とその特徴――第二次大戦後のわが国「合理化」の特質：現局面における「合理化」の背景：「好況」局面への転換と経済的危機／資本の「自由化」／一九六六年における「合理化」の特徴：産業再編成下の「合理化」／雇用停滞下の人べらし「合理化」／労務管理の技術と機構の強化／下請・系列企業の再編と支配の強化／**産業別「合理化」の実態**――鉄鋼業／化学工業／セメント産業／紙パルプ／電機工業／造船業／出版・印刷業／繊維工業／石炭鉱業／国鉄／郵便・電信電話／地方公営企業／公立小中学・高校教育／**労働災害と職業病**――概況：労働災害：産業別／企業規模別／災害原因別／職業病：発生件数／産業別発生の状況／疾病の種類

概要

一、六六年にわが国経済は不況から脱出したものの、経済的困難はかえって深化し、資本の「自由化」に直面する状況のもとで「合理化」は、産業構造の高度化、企業の集中・合併による「産業再編成」をてこにして進行した。

一、その基調は人べらしであったが、また労働時間の延長、労働強度の増大が追求され、「科学的管理法」のもとで一作業単位にたいする要員が生理的限界点にまで切りつめられた。このため景気上昇にもかかわらず雇用の停滞がつづいた。独占資本が、系列会社や下請企業を金融面・技術面から支配するだけでなく、親企業にあわせてその「合理化」を直接的に指導する形態を発展させていることも注目される。

一、化学工業の一部をのぞき、鉄鋼業、セメント、石油、紙パルプなど装置産業の諸部門では、前期にひきつづきスクラップ・アンド・ビルドによる大量配転、減員不補充、新規採用抑制の基本線がつらぬかれ、三交代制採用、ＩＥ手法による要員削減、ＱＣ、ＺＤ運動などによる労働強度の増大、これに応ずる新しい職制機構の確立などがめだった。

一、機械工業では電機、自動車、造船など独占的大企業の支配する

基幹的業種部門の「合理化」が下請の中小企業に深刻な影響を与えた。軽工業のうち食品、出版・印刷など中小企業の多い分野では、独占資本の進出、中小企業の再編・淘汰がすすみ、「斜陽産業」といわれる繊維工業では、スクラップ・アンド・ビルド政策による工場閉鎖や女子労働者を中心とした〝なしくずし解雇〟などもっとも苛酷な形態の「合理化」がつづいた。

一、石炭鉱業では、六六年七月石炭鉱業審議会が、エネルギー源として石油の占める比重のいっそうの増大、炭鉱の閉山と炭鉱労働者の大量解雇、石炭独占の救済を主内容とする答申をつくり、政府はこれにもとづいて「石炭鉱業長期安定政策」を決め、そのもとで「合理化」が強行されている。

一、公益産業では、資本の「自由化」をまえにして日本資本主義の帝国主義復活が加速化するなかで、輸送、港湾、郵便、電信電話などの設備増強、スピード・アップが独占資本にとって重要課題となり、国家資金投下を予想した長期計画が提起され、それによって当該部門の労働者への合理化攻撃がすすめられると同時に、その資金調達のための料金値上げが計画・実施されている。

1 「合理化」の現状とその特徴

1 第二次大戦後のわが国「合理化」の特質

われわれは、資本主義的合理化の本質を、独占的高利潤の獲得を目的とした独占資本の超過搾取の諸方法であると規定することができる。しかもそれは、資本主義の全般的危機の時代の産物であるがゆえに、国家独占資本主義の諸政策により支持され、体系づけられたものとしてあらわれる。

第二次大戦後のわが国「合理化」も、この一般的な規定のうち外ではない。しかし、とうぜんのことだが、わが国の戦後「合理化」は、日本資本主義の戦後における構造的変化を土台として展開されており、したがって、そこにはおのずから若干の特質がきざみこまれている。

第一の特質は、わが国の戦後「合理化」がアメリカ帝国主義への国家的従属、とくに経済的従属のもとですすんでいることからして、「合理化」をすすめる主体が戦前とは異なっているということ

である。第二次大戦の結果、日本帝国主義は解体し、戦後の日本は高度に発達した資本主義国でありながら、軍事・経済・外交の諸側面において、アメリカ帝国主義の支配をうけるようになった。「合理化」と直接に関連する経済面での対米従属は、資本・技術・原料・市場など主要な全分野におよぶ。アメリカ帝国主義は、アジアにおける社会主義革命と民族解放革命に直面し、従属的同盟者として日本独占資本の復活・強化を「援助」するとともに、日本経済にたいする支配をも系統的に強めてきた。他方、日本独占資本主義は、対米従属の経済関係が発展するなかで急速に復活し強化された。工業生産が資本主義国のなかで最高の年成長率をしめし、軽工業に偏った戦前の産業構成にたいして産業の重化学工業化が飛躍的に発展する過程で、独占体は、主要生産部門と金融機関を支配し、金融寡頭制を復活していった。戦後の「合理化」は、かかる対米従属下の急速な資本蓄積過程と照応したのであって、それは、アメリカ帝国主義への従属と結びついた日本独占資本の超過搾取をめざす攻撃という性格をもっている。

戦後「合理化」の第二の特質は、戦前に比し、国家独占資本主義の機能に依存する度合がはるかにつよまり、とくに日本独占資本の従属的性格とあいまち、国庫への寄生と掠奪がはげしいことである。第二次大戦を経過するなかで、わが国でも国家独占資本主義は全面的に発展をとげ、戦後「合理化」は、その機能をぬきにして考えることはできない。戦後「合理化」にあって、国家独占資本主義の諸政策は、一方では、国家財政機構、地方財政機構、通貨管理制度の駆使を中軸とした国民所得の再分配によって、独占の強化を系統的にすすめるとともに、他方では、低賃金体制の補強、「合理化」への権力的介入、民主教育の反動化を追求し、独占資本による「合理化」の展開を積極的に援助してきたのは周知の事実である。

戦後「合理化」の第三の特質は、他の諸国とおなじように資本主義的技術革新に照応して、I・E、H・Rに代表される新しい「近代的」搾取形態が展開したが、これと臨時工・社外工・下請制度に代表されるような、おくれた「非近代的」な搾取形態とが結合し、全体として独占資本の超過搾取が二重に強められていることである。ここでは、「技術革新」が「合理化」の前提として重要な意味をもち、その基礎のうえに最新の搾取形態が取り入れられてきたという点で、戦前のわが国「合理化」と区別され、おくれた「非近代的」搾取形態が根強く残存し、むしろ拡大する現象をとっている点で、諸外国の戦後「合理化」と区別される日本的特質がみられる。

戦後「合理化」の第四の特質は、「合理化」が、日本の軍国主義・帝国主義復活の経済的土台を固めるものとして、軍国主義・帝国主義復活の反動的な政策と事実上一体となってすすめられてきたことである。戦後の現代「合理化」は、全般的危機の新しい段階にたいする独占資本主義の経済的側面での対応である。おなじく政治的側面での対応が、反共軍事同盟の形成、新植民地主義の追求であり、前者と表裏の関係にある。事実、戦後日本の「合理化」にあっても、一九五〇年の朝鮮戦争による特需、一九五三年のMSA協定、一九六〇年の新安保条約による日米経済協力、第三次防衛力増強計画と、経済の軍事化が「合理化」の重要な契機となってきたことは否定できない。また、「合理化」とくみあわせですすんできた労働者の権利や自由の抑圧、労働運動・民主運動にたいする圧迫が、憲法改悪を軸とした軍国主義・帝国主義復活政策の、不可欠な

構成部分になっていることもあきらかである。

戦後の「合理化」は、戦前と区別される右のような諸特質をもつ。ここでは、かかる一般的な規定のうえにたちながら、一九六六年における「合理化」の背景と特徴が指摘されねばならない。

2　現局面における「合理化」の背景

「好況」局面への転換と経済的危機

本年鑑三七集は、一九六五年における合理化の背景について、つぎのように特徴づけている。「六五年における合理化は、決定的に深刻化した不況を背景にして、設備投資の明瞭な停滞のもとで、減産、スクラップ・アンド・ビルド、企業の倒産・合併という形態をとり、かなり広範な産業分野にわたって展開された」。これにたいして、一九六六年における「合理化」の主要な背景の一つは、産業循環の局面が不況から好況に転じたことである。

戦後日本資本主義は、アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配のもとで急速な生産の拡大をつづけてきたが、一九六四年後半ごろから過剰生産の傾向を露呈し、生産の停滞がめだつにいたった。過剰生産の原因は、もちろん、労働者階級や勤労人民の窮乏を土台にして、生産と蓄積の急激な拡大がおこなわれ、その過程で資本主義の基本的な矛盾が成熟し顕在化したことにある。もっとも、過剰生産をひきだした直接の契機は、アメリカのドル危機があたえた否定的影響と国家独占資本主義の内的諸矛盾の激化、インフレーションの高進と物価騰貴、外貨不足、国家財政の窮迫等々であった。

一九六四年後半にはじまる「不況」局面は、爆発的な恐慌局面を導きだすことなしに、一九六五年秋を底辺として一九六六年にはいると回復にむかった。すなわち、工業の生産指数は同年一〇月には前年同月にくらべ一八・八％の増をしめし、大企業の六六年九月期決算は三月期にくらべ売上高で一〇・三％増、「営業利益」で一六・四％増となり（『日本経済新聞』「一〇〇社経営分析」）、製造業の設備投資も、六六年度上期には前期比で六・九％減であったものが、六六年度下期には二七・七％増となった（開発銀行「設備投資計画調査」）。

一九六四年から六五年にかけての「不況」局面を、爆発的な恐慌局面にまで発展させず、そのまま「好況」の局面に転じさせた要因としては、まず不換紙幣インフレーション、公債政策などによる政府の「不況対策」の作用をあげることができる。また、独占企業による「不況カルテル」その他の対抗手段も、循環過程の進行にある程度の影響をあたえたであろう。

このような条件とともに、「不況」局面からの脱出をたすけたいまひとつの要因はベトナム「特需」である。米軍調達の「直接特需」、保税加工で米軍用機・軍用船により搬出される「まぼろしの特需」、アメリカ太平洋岸の軍需産業拡大にむけられる鉄鋼・工作機械の輸出、韓国、台湾、タイ、フィリピンなどでの「特需」にむけられる輸出など、一九六六年の「ベトナム特需」は一四～一五億ドルと推定される。これらが、不況からの回復・上昇の重要な条件になったことはあきらかであるが、ここから、日本独占資本のアメリカ独占資本にたいする従属的な結合関係は、いっそうつよまる方向をとることになった。

このように独占資本とその政府は、「不況対策」の持続的な拡大と、輸出ダンピングと結びあったベトナム特需の受入れ等々によって、「不況」局面からの脱出に成功した。しかし、このことは、日本資本主義の経済的困難が何ら根本的に解決されたことを意味しはしない。それはいわば、過剰生産要因をかかえたままの、人為的な手段による不安定な景気の上昇にすぎず、したがって、実質上、資本主義生産の基本的矛盾は、いっそう拡大せずにはおかなかったからである。このような経済的困難の増大にたいして、政府と独占体としてとりうるのは、つぎの二つの方向しかない。そのひとつは、資本主義世界市場における競争戦で優位を占めることであり、いまひとつは、国民経済の軍事化と海外・後進国への資本輸出、すなわち、軍国主義と帝国主義復活への志向をいっそうつよめることである。

一九六六年の「合理化」は、なによりもかかる政府と独占資本の二つの方向にむけての政策と関連する。世界市場戦で優位を占めるには、伝統的な低賃金制を補強し、「合理化」をさらにすすめ、コスト・ダウンを実現し競争力の増大をはかることが至上命令となる。また、国民経済の軍事化とアジアを中心とする諸地域への資本輸出にしろ、そのための蓄積源は結局のところ生産過程における搾取強化と国家的収奪に依存するほかはない。

資本の「自由化」

一九六六年の「合理化」の背景としては、循環の局面が、「不況」から「好況」に転じたことにともに、さらにいわゆる資本の「自由化」が最終段階をむかえたことがあげられる。一九六〇年の日米安保条約は日米経済協力の推進をきめたが、そのなかの重要な課題の一つが「自由化」であった。貿易と為替の「自由化」は、一九六三年のＩＭＦ（国際通貨基金）八条国移行をやま場として急ピッチですすんだ。つづいて一九六四年ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）に加盟、資本の「自由化」が当面の日程にのぼるにいたった。

貿易・為替の「自由化」にしろ、また資本の「自由化」にしろ、その推進にもっとも強い圧力をかけ、日米経済協力の重要な内容の一つとしてこれをおしだしてきたのは、アメリカ帝国主義である。その意図は、発達した資本主義国日本にたいし、直接投資の「自由化」をおこなわせ、金融資本として最大の浸透力を発揮し独占的超過利潤を吸収しようとするにある。

かかる本質をもつ資本の「自由化」にたいし、日本の独占資本と政府は、いわゆる「前向き」の姿勢で対処しようとしている。それは、「ベトナム特需」による深刻な不況からの回復、アメリカの「アジア開発援助」への協力を出発点とした資本輸出の本格化など、ベトナム戦争のなかで、「日米経済協力」がさらに強まり、新たな段階にはいったことを反映する。つまり、日本の独占資本としては、戦後の生産と蓄積の拡大からうみだされた経済的困難を打開するためには、アメリカとの従属的同盟のもとで海外進出を本格化する方向しかのこされておらず、したがって、資本の「自由化」の強要にたいしても「前向き」の態度をとらざるをえない条件にたたされている。

だが、資本の「自由化」、直接投資の「自由化」がもたらす影響は、これを業種別に、あるいは経済の各分野ごとに検討したばあい、日本の独占資本にとってもけっしてなまやさしいものではない。今日では、発達した資本主義国にたいしては直接投資の形態こ

そが、帝国主義による資本輸出、経済浸透の主要な形態となっている。したがって、電子工業、電子計算機、機械、化学、石油、原子力、自動車など、最新の基幹産業を中心に全産業にわたって、アメリカの「世界企業」の進出は不可避であり、彼らが、最大の金融資本としての総合的な力をバックに、あらゆる金融的術策をろうして日本の独占的大企業の支配をおびやかすことも、とうぜん予想されるからである。かくして、日本の独占資本としては、資本の「自由化」に「前向き」に対処するといいながら、「世界企業」の強大な力におびえざるをえない。

しかしながら、資本の「自由化」、米日独占の結合関係の強化は、すでに動かすべからざる方向であり、日本独占資本の意図は、それをてこに、労働者・人民にたいする搾取と抑圧の体制を固めつつ新たな「飛躍」の契機をつかもうという点に、むしろ力点がかけられているといわねばならない。そのために、「自由化」対策、「開放経済」体制に対処すると称して、一九六六年には、産業「再編成」、「国際競争力」強化のための「合理化」、労働力「流動化」、農業・中小企業・流通の「近代化」など、労働者・勤労人民を犠牲にする諸政策がさらに強化されることになった。

3　一九六六年における「合理化」の特徴

一九六六年の「合理化」は、循環の局面が「不況」から回復するにあたって経済的危機が本質的にはいっそう深まったこと、資本の「自由化」が、既定の事実として日程にのぼるにいたったことを背景としている。そして、このような「合理化」の背景が、とうぜんのことだが、一九六六年における「合理化」の諸特徴を規定づける。

「産業再編成」下の「合理化」

一九六六年の「合理化」の第一の特徴、は一九六〇年の「国民所得倍増計画」を出発点とする「産業再編成」が、資本の「自由化」にたいする「開放経済体制」の確立、「国際競争力」の強化という名目のもとに、労働者にたいする「合理化」攻撃の武器として、大きく前面にうかびあがったことである。「産業再編成」は、「産業構造」高度化政策、企業の合併による資本集中、下請企業の再編成として展開され、それが「合理化」と不可分に結びつき、労働組合運動の側からは、「産業再編成」下の「合理化」にたいしどう対峙するかという形で、問題が提起されるにいたった。

「産業構造高度化」政策は、「国際競争力」をつよめるには、個々の企業や産業の「生産性」をあげると同時に、「産業構造」の比重を生産性の低い部門から高い部門に移すことが必要だという理念のもとに、大きくはつぎの三つの点に重点をおいて展開されてきた。第一の重点は、経済的・軍事的に、また対外進出のうえでも重要な鉄鋼、特殊鋼、機械、自動車、電機、電子、造船、兵器、石油、石油化学、合成繊維、原子力など、いわゆる重化学工業を急速に発展させ、この部門の独占体の支配的地位をいっそう強める方向である。それは、アメリカ独占資本との資本・技術・原料の諸側面における従属的結合を強め、国家独占資本主義の機能を動員した国庫からの掠奪によってすすめられているが、それにともなう独占体

の強化それじたいが、労働者にたいする「合理化」と専制的支配の経済的基礎となっている。重点の第二は、石炭、金属鉱山、繊維など、いわゆる「斜陽産業」部門では、「低生産性、コスト高」という理由で、非独占企業をとりつぶし、独占企業には多額の財政資金を投入し再建をはかるスクラップ・アンド・ビルド方式による整理淘汰が進行していることである。これらの部門では、「合理化」は大量解雇・大量失業というもっともドラスチックな形態をとっている。「産業構造高度化」の第三の重点は、「近代化」や「構造改善」の名のもとに、中小企業、農業、流通機構の分野で、多数の零細・中小企業、農民、零細商店の切捨てが進行していることである。それは、一方では、独占資本による系列・下請企業の再編、富農的・資本家的農業経営の育成、流通部門にたいする支配強化を意味すると同時に、他方では政策的に過剰人口を創出し、いわゆる若手労働者の「不足」といわれる状況のもとで、低賃金体制の補強をはかることを意図したものである。

一九六六年には、このような「産業構造高度化」政策の加速化された展開と呼応し、資本の「自由化」に対処して企業の合併による資本の集中、企業間の提携など、資本的結合が一段とすすんだ。公正取引委員会の調査によれば、合併、譲受件数は六四年一〇五九件、六五年一〇九六件、六六年一一三五件と増加し、しかも六六年には、資本金五〇～一〇〇億円規模六件、資本金一〇〇億円以上一一件と、独占的な大企業の集中・合併が一段とめだってきている。独占資本と政府は、企業の合併集中をすすめるために、これまでも独占禁止法の適用除外をつくるなど合併禁止条項（第二五条）をたびたび骨ぬきにしてきたが、六六年一一月には、公正取引委員会と通産省が〝覚書〟をとりかわし、独禁法はさらに骨抜きにされた。すなわち、同〝覚書〟によれば、合併可否の判断には、たんに国内の市場占拠率、企業数、企業規模の順位からだけでなく、外国企業、外国商品の進出状況も考慮するとある。つまり、これで独占企業間の合併も公然と可能となる道すじがひらかれたわけで、企業間提携とともに資本的結合は、一九六六年には、つぎにみるように一段とつよまった。

自動車産業では、日産自動車（富士銀行・日本興業銀行系）がプリンスを合併したのにともない（六六年八月）、トヨタ（三井系）は日野自動車を「業務提携」の形態で傘下におさめ、またいすゞ自動車（第一銀行系）と富士重工（日本興業銀行系）は研究・部品購入・生産・販売などの面で業務提携をむすんだ（六六年一二月）。電機産業では、早川電機がシャープ電機を吸収、明電舎は住友系列に入り、富士電機は、八欧電気、早川電機との間で機種調整という名分のもとに提携関係に入った。造船業では、三井造船が藤永田造船を合併したのにつづき、六六年一〇月、川崎重工（第一銀行系）が横山工業を合併した。また、その他の金属機械部門の提携関係として、八幡系の愛知製鋼を含めた東海特殊鋼の着工（六七年一月）、非鉄大手六社の八戸精練所（六七年二月）、八幡・昭電・カイザーのスカイアルミ（六七年四月）とそれに対抗する三井グループのアルミ進出計画があげられる。化学部門、石油化学では、三菱油化が大協和石油化学（興銀系）を傘下におさめる傾向をつよめ、三井系では、三井化学、東洋高圧、三井石油化学の三社が、石油化学センターの調整を中心に合併への動きをみせはじめている。また、化学部門での新しい特徴は、石油化学独占と合成繊維独占の結合の新しい発展である。従

来からの三井石油化学と東洋レーヨン（三井系）の関係にくわえて、三菱化成と日本レイヨン（三和系）、鐘紡、ニチボー（三和系）との提携、三菱油化と倉敷レーヨンの提携、三菱レーヨンによる日東化学の子会社化、旭化成（住友系）による旧日本窒素系企業（窒素、積水化学、旭ダウ）の統合、帝人（三和系）による日本曹達の系列化、宇部興産と日東紡との提携などが、この分野ではあいついだ。

企業集中、企業提携を中心とした「再編成」は、このほかにも繊維、工作機械、セメント、紙パルプ、精糖、食品、商社、銀行、証券など、全産業分野におよぶ。こうした企業集中による「再編成」のゆきつく到達点は独占体の支配強化であるが、その対極では、人員整理、出向、強制配転、労務管理の強化、労働組合の分裂と右翼化など、企業集中、業務提携が、大規模な「合理化」を系統的にすすめる武器とされてきた。

雇用停滞下の人べらし「合理化」

このように一九六六年の「合理化」の基本的な特徴は、不況から脱出したものの日本経済の危機は深化し、資本の「自由化」に直面する状況のもとで、産業構造の高度化、企業の集中・合併による「産業再編成」をてことして進行したことにある。そして、この基本的な特徴と関連し、六六年「合理化」の第二の特徴として、日本経済の「不況」からの回復、景気の上向がみられたにもかかわらず、いぜん雇用の停滞状況がつづいていること、すなわち、人べらし「合理化」が当面の基調をなしていることがあげられる。それは、一九六七年三月の鉱工業生産指数が対前年同月比で二〇・二％増であるにたいし、一九六六年の全産業雇用指数は、対前年比でわずか一・二％増にすぎず、「不況」局面にあった六五年の対前年比雇用増一・六％さえも下まわっていることに、端的に指標される（労働省「毎月勤労統計」、規模三〇人以上）。とくに、六六年製造業の雇用は前年比で一％の減でさえあった。

かかる雇用の停滞は、「産業構造高度化」政策、企業の集中・合併による独占資本の「産業再編成」過程で、若干の分野で大量解雇がおこなわれたことを何よりも反映する。たとえば、労働省の調査では、一九六二年の石炭調査団第一次答申いらい六六年度末までに炭鉱離職者数は一三万三八八〇人、六七年度の三二七万トン規模の閉山にともなう推定離職者数は一万三九〇人にのぼる。紡績でも、東洋紡・旧呉羽紡・ニチボー等大手七社だけで六六年三月から八月の間に約五〇〇〇人の人員整理がおこなわれ、今後進行するスフ綿設備の廃棄計画、中小紡の整理をあわせると数万人の解雇が予想される。これらは、「産業構造」の高度化にともなうスクラップによるものだが、企業の集中合併に関連して、三菱三重工では二六五〇人にのぼる関連会社への定年までの出向、東洋紡・呉羽紡の合併では八三七人の「希望退職」などが実施され、小野田セメント、帝国石油、三井化学では資本間競争の激化、業績不振を理由とする人員整理がおこなわれた。

だが、雇用の停滞は、産業構造の「高度化」政策によって産業として「停滞」させられた石炭鉱業、金属鉱業、繊維工業の人員整理、企業の集中合併を契機とする希望退職・出向という名の人員整理を反映するだけではない。鉄鋼をはじめとする装置産業の全部門において、新規採用の制限、減員不補充、要員削減の方針がとられ、また国鉄、郵政、電通など「公益産業部門」において、設備増強のための大々的な長期計画がくまれるなかで、たとえば、国鉄に

代表されるように五万人の余剰人員をはじきだし、解雇につうずる大量配転を計画するといった事態が進行していることの反映でもある。

労務管理の技術と機構の強化

このような雇用の停滞、要員の削減は、たんに資本主義的「技術革新」をしているだけではない。「技術革新」をあらゆる「合理化」の諸形態が追求され、「科学的」管理法のもとで一作業単位にたいする要員が労働者の生理的限界にせまる点まで切りつめられてきた結果でもある。それは、たとえば、タイムレコーダー、更衣室、スイッチオン、準備時間、業務開始終了時刻、休憩時間前後の明確化、私用の来客、電話・用便・人事上の諸届出など、遊休時間の徹底的な切捨てをめざす時間管理の強化を前提として、機械のスピード・アップ・IEによる標準動作研究、QC・ZD運動、職制機構の強化など、労働強度増大の諸方法が追求され、その結果として余剰人員が搾り出され、要員の削減による機械の監視範囲の拡大がさらに必然的に労働強化を結果するといった、労働者にとっては、いわば悪循環ともいうべき事態が現出している。現局面における「合理化」の特徴として、これらの点が指摘されねばならない。

下請・系列企業の再編と支配の強化

現局面の「合理化」の第四の特徴は、独占資本として系列会社や下請企業を金融面や技術面から支配するだけでなく、親企業にあわせて「合理化」をすすめることを直接的に指導する形態が発展していることである。たとえば、鉄鋼の一貫企業のばあい、その構内に多くの下請企業と膨大な数の下請労働者を擁しているのは周知の事実であるが、「①八幡製鉄所では、……下請企業の体質改善策として、所内荷役作業、修理、工場内各種下請作業など半年から一年で自動的に更改していた請負契約を二～三年の長期契約とし、安定的な下請発注の体制を固める。②これと引換えに二割程度の単価引下げを実行し、コストダウンをはかる。そのために、下請企業における予備工員の削減、余剰人員の転換をはかり、他方、企業組織化や合併吸収などを進めるよう指導する。③具体的な方策として、現在約一二〇社に及ぶ下請の協同組合化をすすめ、下請大手の「あいろん会」（八幡製鉄への協力組織）メンバー一〇社を中心に同業種を統一し、一工場の作業請負を数社にしぼって単一化をはかり、一ヵ所に集中した請負業者専用センターを設け、さらに元請制を採用し、予備工を技能工として育成、指導するなどの計画を立てている」（鉄鋼新聞一九六六年一月一一日）。このような下請の再編と直接的な支配体制の確立は、基幹生産部門における一般的な特徴として指摘することができる。

また、かかる傾向と呼応し、協調的な親企業の大労組を利用し、系列会社や下請企業の労働組合ないし労働者を支配し、「合理化」に駆りたてる方式として、系列下にある下請会社の労働者をふくむ、資本系列別の労働組合連合会の組織化が、自動車産業や電機産業ではめだってきている。

2　産業別「合理化」の実態

前節において一九六六年における「合理化」の背景・特徴について概説したが、超過搾取の体系としての「合理化」の諸形態は、その国の資本主義の構造、産業循環の局面、当該産業の労働過程の技術的条件、労資関係等々によって規定され、産業によって異なったあらわれ方をするのはとうぜんである。したがって、ここではさらに主要産業別に「合理化」の実態を概観しておこう（以下、労働省労政局労働組合課「昭和四一年労働運動の回顧」、日本労働組合総評議会調査部編「日本の政治、経済、労働分析」一九六七年七月、日本労働組合総評議会編「各単産合理化の実態と闘い」『労働経済旬報』一九六七年三月中旬号～五月中旬号所載、各単産報告書などを資料として参照）。

〔装置産業〕　化学工業の一部をのぞき、鉄鋼業、セメント、石油、紙パルプなど、装置産業の諸部門は、「不況」の影響を強く受け、一九六五年には、減産やスクラップ・アンド・ビルドによる配転・雇用縮小がめだった。六六年に入り「好況」への転換はみられたが、スクラップ・アンド・ビルドによる大量配転、減員不補充、新規採用の抑制という基本線はいぜんつらぬかれている。これら装置産業部門では、全面的な三交代制の採用＝連続操業によって全工場が流れ作業のベルトにかけられ、基幹工程における装置の稼動率の向上＝スピード・アップを基軸に、ＩＥ手法による要員の徹底的な削減、ＱＣ・ＺＤ運動などがこれに結合され、労働強度がいちじるしく増大させられてきている点にその特徴がある。しかも、大幅な労務統轄の権限をもった新しい職制機構（たとえば鉄鋼の作業長制度）が確立され、職務給体系のもとで相対的に高い賃率をうけとるこれら職制群が、労働運動の右翼的潮流を生みだす基盤を形成してきていることが注目される。

鉄鋼業　戦後日本の鉄鋼業は、一九五一年いらい三次にわたる設備「合理化」「近代化」をつうじて、今日では米ソにつぎ世界第三位の地位を確保するにいたった。この急速な資本蓄積と生産の拡大は、鉄鋼労働者にたいする搾取と収奪を基礎とし、国家独占資本主義の機能によって援助されたものだが、この過程で、鉄鋼独占の支配体制はいちじるしく強化された。だが、それゆえにこそ鉄鋼独占間の競争は激化し、無政府的な設備投資競争とシェア競争が拡大され、その必然的な帰結としての過剰生産は、一九六五年には「不況」対策として粗鋼一割減産をよぎなくさせた。六六年に入りアメリカ向鉄鋼輸出の増大は、鉄鋼市況好転の方向にむかわせたが、西ヨーロッパにおける鉄鋼独占の「大統合」、アメリカにおける設備投資の高揚とアンチ・ダンピング規制、資本の「自由化」など、鉄鋼業をとりまく内外の情勢は、市場をめぐる独占間の競争をいっそう激化させた。こうした情勢のもとで、鉄鋼独占は、新製鉄所建設競争に拍車をかけ、旧式設備・工場の廃棄をすすめ、カルテル・トラスト化や系列下請の再編成をはかるとともに、鉄鋼労働者にたいする「合理化」はさらに強められた。

(1) 鉄鋼における「合理化」は、まず徹底的な人べらし「合理化」と

下請化拡大の形態をとっている。人べらしの最初の手段は新規採用の削減と「減耗不補充」である。鉄鋼独占は、こうして雇用の伸びをおさえながら、同時に、職務分析、時間・動作研究、標準時間の設定など、I・Eにより徹底的な要員の削減をはかり、「余剰人員」を搾り出してきた。そして一方、新製鉄所の建設、稼動にあたっては、現地採用は最少限におさえ、既設工場からの「余剰人員」の大量配転でまかなう方針をとってきた。また、この人べらし「合理化」、要員削減は、低賃金・無権利労働の利用、下請化とむすびついている点で特徴的である。運搬、荷役、原材料処理、梱包、修理、清掃など間接、補助部門は従来からも社外工の導入が顕著であったが、さらに造塊、精整、工務、運輸など、直接、生産部門にまで下請化は拡大してきた。そこでういた本工労働者は、所内配転、応援、新製鉄所への配転——。一九六六年一二月、鉄鋼労連の社外工調査によれば、八幡二万人（本工三万五八四四人）、富士製鉄広畑三九六〇人（本工二万一八七〇人）、同釜石一八五〇人（本工六二二八人）、住友金属和歌山一万人（本工九九七三人）など、独占各社の製鉄所内における下請労働者の数はきわめて多い。

(2)かかる人べらし「合理化」、要員削減は、巨額の資金を投じた新設備の連続操業、スピード・アップによる労働強化の結果であるとともに、要員の削減じたいがさらに労働強化を要求する関係にある。新鋭設備の資本主義的充用は必然的に労働のスピード・アップを要求するが、製銑・製鋼から圧延にまで拡大してきた三交代制、連続操業によって鉄鋼労働者は昼夜をわかたず間断ないスピード・アップを強要されるにいたった。

こうして、夜間労働・深夜労働が一般的な勤務形態となり、また要員削減のために一斉休憩が不可能となって、交代でメシをかきこむ状態が現出してきた。しかも、かかる三交代制、連続操業、機械のスピード・アップによる労働強化にくわえて、一九六四年にはじまった富士製鉄、八幡製鉄など鉄鋼独占各社の「新勤務体制」によって「時間管理」がますます強化され、実働時間はぎりぎりまで延長されるにいたった。さらに一九六六年にいたり顕著となったのはZD（無欠点）、QC（品質管理）、VU（価値向上）、VA（価格分析）PI（利益増進）運動など、最新のアメリカ式「資本支出をともなわぬ合理化」が大々的に普及されてきたことである。これらの運動は、いわゆるH・Rの理念と結合され、職場単位の外見上「自主的」な運動として展開されている点で、従来の資材節約運動や品質管理運動と区別される。しかし、これらの運動が、結局のところ労働者の精神的緊張を強要し、生産能率の向上とコストの切下げをはかるものである以上、単位時間当りの労働強度をいちじるしく増大させていることはもちろんである。鉄鋼独占は、このような労働強化による能率向上を基礎に、職務給につづいて能率給（あるいは業績手当、生産給）の改訂に乗り出してきた。すなわち、能率の基準を生産量の歩留りからIE手法をつかった「標準労働時間」にきりかえたり（八幡製鉄）、個人配分にあたっては基本給比による配分から職務給比による配分に切り替え（八幡製鉄・富士製鉄）、労働強化と労務統轄をさらに強化した。

(3)以上のような「合理化」の展開にあたり、労働者に対する専制的な職場支配を確立するうえで、決定的な役割を果たしているのは作業長制度である。一九五八年八幡製鉄戸畑製造所を皮切りに採用された作業長制度は、五九年鋼管水江、六一年住友和歌山、六四年八

幡、富士製鉄の全工場と波及し、一九六六年には鋼管の全工場でも採用された。作業長はかつての職長（作業長より一段上の職制）と同じ権限、すなわち職場規律の維持をはじめ、時間外労働、休日出勤の命令、欠勤・休暇の許可、一時金・昇給の査定、要員、異動などの権限をもち、三交代で二四時間労働者を統轄する。独占の各工場とも、作業長は生産労働者二五～四〇人に一人だが、工長を配下にもち、四～五人に一人の職制という徹底した監督体制がとられている。このような作業長制度に呼応し、鉄鋼各社の労働組合活動にたいする思想工作、組織工作が強まってきていることは、周知の事実である。たとえば、一九六七年春闘の鉄鋼労連のスト権批准投票にあたり、八幡製鉄所では、作業長、工長を動員して、職場毎に予想投票の推定までおこなわれた。

化学工業　六六年後半から化学工業においても「不況」からの脱出がみられたが、「合理化」はむしろきびしくなった。

(1)その第一の特徴は、「不況」時には人員整理・配転、「好況」時には労働強化という従来の常識が破られ、六六年後半からの景気の上向にもかかわらず、スクラップ・アンド・ビルドが常態化したことである。三井化学では、六六年春闘時に、六〇〇名の解雇提案に（主として年配者、女子を対象とした基準退職、ひいては指名解雇）結局三三六名退職。そのほか、六六年夏以来、日東化学・日本硫曹・三徳化学・東海電極・日本ゼオン・日本カーバイト・科研薬化工・ダイセル等々で、工場閉鎖・縮小・停止・移転・配転など。大企業でも、東洋高圧・日東化学・新日本窒素等で会社の減員・下請化が現われ始めている。

(2)第二の特徴は、極度な労働強化が進行したことである。それは、化学の中枢をなす装置職場の場合、まず現場の人員削減と作業範囲の拡大となってあらわれている。たとえば、日本ガス化学の場合、新潟メチルアミン・パイロット三名は、増設で生産量を四倍化したのに定員二名とされ、第一肥料課第一生産係は各直一七名を六六年に二名減員、さらにもう二名の減員が提起されている。また、ベルト・コンベアーのもとでの手作業部門では、スピード・アップがめだつ（藤沢薬品）。

かかる労働強化は、「ラインによる労務管理」、職制の権限・責任を労務まで拡大する措置（人事権・査定権）と結合する（三菱化成・住友化学）。また、IE・QC・CD・NEとともに、手作業を中心とする職場では、ZDが広範に拡大されてきた（小西六、日本合成、積水化学、日本化薬、医療品関係）。

(3)この一年間、以上のような「合理化」の結果として、化学産業でも他産業とおなじく、重大災害が激増した。重大災害は、六六年四月以降、三井化学（大牟田SO_2中毒）、宇部窒素（爆発二名死亡）、日本乳化剤(爆発)、信越化学（直江津爆発二名死亡）、東洋高圧（千葉青酸中毒二名死亡）、日東硫曹(新潟一名死亡)、日本曹達(二本木一名死亡)、三井化学(大牟田爆発)、日本合成（大垣窒息）、昭和電工(秩父ワイヤ事故一名)、日本ポリウレタン(ホスゲン中毒)、小島合成(爆発)、住友化学(大阪反応槽内墜落一名死亡)。また、東北肥料では重大災害こそ起こらなかったが、六六年は五四年以降減少傾向をたどった災害件数が激増、一一月末で前年（六五年）の二倍以上、三一件に達した。

セメント産業　一九六四年後半からの「不況」では、過剰投資・過剰生産がもっとも鋭く浮かびあがった部門であ

る。六六年に入りいわゆる「不況」対策としての公共投資の増大により小康をえたものの、販売シェアを維持するための独占各社の競争ははげしく、スクラップ・アンド・ビルド政策を軸に、企業の集中・合併、事業所の一部下請化、人べらし「合理化」、職務・職能給の導入などがすんだ。

(1)まず企業の合併・集中だが、住友資本による野沢社セメント部門の吸収合併が行なわれ、それを機に職工員の身分格差、差別待遇が導入された。また製造部門では、各社ともシェア維持、操業割当確保のため、老朽設備・工場をまだ抱えこんでいるが、今後の方向として新鋭設備・工場への生産集中、老朽工場の一時閉鎖、スクラップ化は不可避であり、その端緒として間接部門の下請化がめだってきた。住友セメントでは、生コン部門を別会社にする提案が行なわれ、生コン部門の労働者はセメント工場に配転する建前をとりながらも、他方では、退職金割増で新たな下請会社へ残留させる方策も出され、家庭の事情で転勤できぬ者は残留、労働条件の切下げをみた。小野田レミコンでは親会社の小野田セメントが直接に営業部門を管理し、完全下請化をはかる提案とともに、事実上の希望退職募集による人員削減が提案されてきた。このほか製造部門では住友のポール、パイル、ヒューム管の事業所分離＝別会社化、日本セメント香春工場出荷部門の外注化、野沢の「ノザワセンタパイプ」工場の閉鎖などが行なわれた。

(2)日本経済の全体的な循環局面は「好況」に転じたとはいえ、セメント産業では、人べらし「合理化」がいぜん基調をなした。前年よりつづいた日本セメントの六〇二名の指名解雇をめぐる問題はいぜん係争中であり、日本セメントでは退職不補充、新規採用の事実上の停止、再採用制度の廃止など、要員削減提案をめぐり労資ははげしく対立した。徳山曹達では新規採用を半減させており、各社とも新規設備・機械の導入、製造方式の改定を契機として、「科学的」管理法における要員の点検・削減が問題にされている。かかる作業の標準化、要員点検は、賃金面における職務・職能給の導入と結合する。職務・職能給の導入は、セメント資本の全体的な動向であるが、現状は、資格制度の導入、賃上げ時の成績査定分の拡大など、導入の素地が固められている段階にある。なお、かかる人べらし「合理化」、要員削減がきびしくなるとともに、衛生対策、危険箇所対策がなおざりになり、じん肺、腰痛、白ろう病など職業病が増大し、労働者の生命と健康が脅かされてきている。

紙パルプ

紙パ業界は、六六年九月期決算で三期減益決算に終止符を打ったものの、過剰設備圧力と償却、金利負担がのしかかっている一方、激化する資本間の競争のもとで効率的な設備投資による企業の体質改善にせまられて、板紙をはじめとする業務提携、工場統合、人員削減等の合理化が全般的に進められている。その中で今日の紙パルプ資本の「合理化」にたいする意志を集中的に表現しているのは、三菱製紙の場合である。三菱製紙は、日向パルプの合併、八戸工場の建設が進行するなかで浪速工場の閉鎖、従業員の配転、職務給の導入、下請化、労働協約と労資協議制の復活といった内容をふくむ「全社的体質改善計画」を発表した。このほか、日本加工、高崎日本紙業、中越、中央板紙、本州では人員削減の長期計画が発表され、また企業の分割、系列支配強化も各社ですすみ（大津、兵パ——大王、東京紙工——日本マタイ、第一プラスチック——日本加工、北海道林業——国策パルプ）、北日本製紙では第二

会社の設立（北日本工営、石狩紙業）と、これによる下請の整理が行なわれた。

以上をつうじて、本州製紙では「生産協力協定」が賃上げと引きかえに結ばれ、国策パルプでも生産性向上への協力が要請されている。また、中越パルプではいちおう撤回はしたが職務給化が提案され、三菱製紙、大昭和製紙、日本製紙、中央板紙、神崎製紙など大手・中堅企業で、職務給導入の準備ともいうべき「能率調査」、「作業実績報告」などが行なわれ、日本パルプ・山陽パルプではZD運動が導入された。かかる生産性向上運動、新しい労務管理法の導入とともに、「職場規律の確立」の名のもとでの解雇（三興、米子作業丸彦江別、角谷）や紀州製紙労組の紙パルプ労連脱退、労働協約の改悪（十条製紙、三菱製紙、日本紙業、本州製紙、国策パルプ）もめだってきた。

〔機械工業〕　多面的な業種をかかえる機械工業の「合理化」を一言で特徴づけることは困難であるが、電機・自動車・造船など、独占的な大企業の支配する基幹的な業種部門の「合理化」がこれらの部門に蝟集する下請の中小企業にたいし深刻な影響をあたえていることが、まず指摘される。ここでは直接にはあつかってはいないが、後述の第二部VI「合理化反対闘争」の項でもみるように、中小の金属機械企業の倒産、工場閉鎖は、「不況」局面にあった六五年につづき、六六年にはいってもいぜん続いている。また、電機工業の独占企業は、軽電機・重電機をつうじて全体として停滞状況をつづけているが、その打開策として自動制御装置をふくむ産業機械部門への展開がめだちはじめ、そのため資本の「自由化」とあいまち外資との提携が一段と活発化し、この面での企業間競争の熾烈化も必至であり、下請をもふくめて労働者にたいする「合理化」の強要はさらにきびしくなりつつある。造船工業では、巨大ドックを中心とした独占体間の設備投資競争は前年につづきいぜん決着はつかず、業界における主導権を確保するための企業の合併集中、中小企業にたいする系列支配を軸として、「合理化」がすすんでいる。

電機工業

わが国の電気機械工業は、テレビ、ラジオ、電気洗たく機、冷蔵庫、扇風機などの家庭電器の生産上昇を支柱にして一九六一年前後からはじまった再度の「高度経済成長」に重要な役割をはたした。だが、六四年下半期からの相対的な過剰生産におちいることによって家庭電器生産は停滞し、一方、重電機もアメリカからの大容量火力発電機の輸入がつづいたため、ここでも国内の受注は停滞し、電機工業は全体としてもっとも深刻な「不況」におちいった産業部門であった。一九六六年の「不況」からの回復にもかかわらず、家庭電器、重電機両部門の停滞は基本的にはいぜん持続しており、資本間の競争は激烈である。このようななかで電機工業資本は、産業用機器の分野に生産拡大の重点をおき、新しい市場を開拓する方向をとっている。すなわち、生産から事務、輸送と広範な部門にわたる電子的技術をもつ自動制御機器を中心とした産業機械・装置がこの分野であるが、この分野では、IC（集積回路）や電子計測器、電子計算器を応用する各種自動制御器の技術をもった外国の電機資本との「提携」が不可避であり、しかも、資本「自由化」にともない外国資本の浸透がますます積極化する状況下にある。したがって、いずれにせよ、電機資本相互の市場競争はますます激化せずにはおかず、「合理化」も一段ときびしさをくわえた。

電機工業部門での「合理化」は、外部にたいしては、系列会社と膨大な下請企業、販売店網の支配統轄、内部にたいしては、「週五日制」による労働時間短縮の反面、時間管理の強化、新鋭機械の能力やコンベアーの持続的なスピード・アップに照応し、労働密度の濃化が、「標準作業時間制」、「仕事別賃金」、ZD運動など「科学的」管理法と固く結びあってすすんできたことである。「合理化」のかかる一般的な状況のなかで、とくに六六年にめだってきた問題は、つぎの諸点である。

(1)関係会社、系列会社の体質改善や販売部門の強化にともない、とくに販売会社への出向がふえてきたといわれるが、出向にさいして組合との事前協議制を確立していない会社がかなりあること、出向期間が明示されず、明示された期間が途中で延長されるケースがあること、出向からもどってからの地位が不安定であること、本人が出向に反対した場合の処置が不明確であることなどが、問題点として指摘されている（一九六六年一二月、電機労連調査）。

(2)出向の増加と対照的に、臨時工、パート・タイマーの増大がみられる。一九六六年一〇月、電機労連の調査によれば、調査票の回収された六二組合で臨時工数は一万二二八四名、うち男子四一〇〇名、女子六〇七一名で男子四にたいし女子六の割合になっている。雇用契約期間は二ヵ月が一番多く、つづいて三ヵ月、六ヵ月、特に契約期間を定めないものもあった。労働条件では、勤続期間に従って年次有給休暇のあるところが大部分をしめたが、女子の生理休暇の有無はほぼ半々、生休のある場合でも、うち半数以上は賃金保障がない。おなじく同年同月の電機労連の調査によれば、パート・タイマーは六五社のうち四三社が採用、総数六二五九名のうち女子六一二八名でそのほとんど全部が主婦である。作業内容は単純作業や補助作業が多く、部品整理、線切、組立、巻線、伝票整理、食堂、炊事婦などが大部分を占めている。雇用契約期間は特にないかもしくは一ヵ月、二ヵ月または三ヵ月で更新し、実働時間も六～七時間が大多数、賃金は時給で八五～一〇〇円が相場だが、地方では五五円（東仲津）、五五～七五円（安藤鶴津）という低額もある。③最近ここ一年の特徴は、六五年春ZD運動が日本電気に導入されていらい、六六年一〇月東芝の東京蒲田工場につづいて、日立、三菱、富士電機、ソニーなど続々と導入されたことである。

造船業

わが国の造船進水量は、六四年には世界全体の四〇％に達し、その後さらにそれを拡大させつつある。こうした日本造船業の進出を推進したのは、本年鑑三六集で指摘したように、直接的には、短納期・低船価であり、それを可能にしたのは、溶接ブロック建造方式を中心とした「技術革新」による流れ作業と、それにもとづく生産・労務管理の「合理化」（とくに設備・投資・工程・作業管理の合理化、スピード・アップ、賃金抑制など）の結果であった。またその過程では、独占企業間の巨大ドックを中心とした設備投資競争が激化し、企業の集中合併、独占企業による中小企業の造船企業の系列化、倒産がすすんだ。一九六六年には、以上の過程はさらに発展した。

(1)独占強化の方向ですすむ造船業の再編成は、六〇年石川島重工と播磨造船の合併、六三年日立造船による舞鶴造船の吸収、浦賀重工と玉島デイゼルの合併、六四年三菱三重工の合併につづき、六六年には、浦賀玉島と住友機械の合併を日程にのぼらせるとともに、かかる合併および新工場の設立、「技術革新」にともなう大量の配置

転換をよびおこした。三菱長崎造船では、職制の簡素化、直間比の是正、非採算部門の下請化などで一三〇七名の配転計画があり、浦賀玉島では住友機械との合併を想定し約六〇〇名の配転を強行、石川島播磨では横浜の巨大ドック建設により東京第二工場（一八〇〇名）を横浜に配転、川崎重工では建設中の坂出工場へ一〇〇〇名を配転の予定である。他方、鋳造、鍛造、運輸、木工、小型機械などの職場は、非採算部門として全般的に下請化外注依存の傾向がみられ、これにともなう配転、中小企業の事業縮小、倒産をよぎなくされている。一九六三年、九州造船の工場閉鎖（二五〇名）、六四年、小柳造船の倒産、同年四国ドックにおける従業員五三〇名中一五〇名の人員削減、六五年横浜造船の倒産につづき、六六年一〇月には博多船渠が倒産、会社更生法が適用された。

(2) 企業の集中・合併、工場間の大量配転は、要員削減による多能工化、労働時間管理の厳密化、既存労働慣行の一方的変更とともに、職務給導入の方向を強めている。職務給は「業務給」として鋼管のみが現在は実施しているが、石川島播磨、舞鶴、川崎造船、三菱造船、佐野安などでも新従業員制度、または新人事制度を設置して、職務給導入の基礎をつくりはじめた。資本は、「合理化」を遂行するために、組合活動や労働者の権利にたいして抑圧を強める一方、思想攻撃も強まった。たとえば、三菱重工長崎造船所では、六六年一〇月からZD運動が一方的に実施された。「一つ一つの製品に全従業員一人一人の行動がおりこまれることを自覚し、一人一人が誤まりの原因を取除き、まちがいや仕損じをしないように注意して、最初から正しい仕事をすることによって、製品の欠陥をなくす」というZD運動は、H・R、社内報、人事相談、提案制度、苦情処理などとあわせて、労働者に思想的な武装解除をせまるもっとも重要な武器となっている。権利攻撃としては、各社とも労働組合の基本的な権利にたいする侵害として、職場新聞にたいする弾圧、昼休み時間の職場集会にたいするいやがらせなど数多く例があり、六六年九月、三菱重工横浜では組合の分裂となって現われた。また、三菱重工長崎造船では、技術学校の新入生を大村陸上自衛隊に二泊三日の予定で入隊させ、卒業生も見学させている。

〔軽工業〕 ここでは、軽工業として出版印刷と繊維工業をとりあげたが、両者における「合理化」の背景と力点は、かなり相互に異なった特徴をもっている。すなわち出版印刷、あるいはここでは取り上げなかったが食料品工業の分野では、日本経済の「高度成長」にともなう新しい生活様式の社会的な強制、マスコミや広告産業の発展とともに、中小企業の多いこれらの分野に、独占資本が大々的に進出し、激烈な競争を契機として大企業による中小企業の再編・淘汰がすすみ、「合理化」が進行している。これにたいし、石炭産業、金属鉱業などとともにいわゆる「斜陽産業」として位置づけられ、「構造改善」が国の政策として提起されている繊維工業では、日本経済の不況からの脱出がみられたにもかかわらず、スクラップ・アンド・ビルド政策による工場閉鎖、女子労働者を中心とした〝なしくずし〟の解雇、大量配転など、もっとも苛酷な形態での「合理化」が、六四年後半から六五年までの「不況」時に接続して、いぜんとして展開されている。

出版・印刷業

大手出版社の婦人誌、児童誌（月刊、週刊誌）のワイド化を中心とする企業間競争が激化するとともに、ワイド化をてことする広告と販売市場の独占、広告料の値上げが、大手出版の共通の要求となっている。他方、印刷関係では一〇年前の週刊誌ブーム、B5版化のなかで定期刊行物出版は大手企業に集中し、現在ほとんどの雑誌がB5版となったが、さらに大印刷資本の新しい考案による「AB版」の雑誌に転換しつつある。そのため、A版機械の利用、あるいは新たなAB版用P印刷機の新設が、大日本印刷、凸版印刷でおき、共同印刷もこれにつづこうとしている。そのための設備投資は大日本六億円、凸版四億円に達し、かかる印刷資本の動きは、大手印刷の独占強化とともに、相互の競争をさらに激化させる条件となっている。出版・印刷における六六年「合理化」は、以上のような大手出版、大手印刷の動向を起動点として展開した。

(1)印刷、出版、取次、広告、小売部門のそれぞれの「合理化」は、いうまでもなく、それぞれの部門の「合理化」の原因でもあり、結果ともなっている。すなわち、大手出版における大量生産の発展は印刷資本の三六五日中三五八日、二四時間運転、機械設備の更新という事態をまねいている（たとえば、中央公論→三晃印刷）。婦人誌のワイド化競争も、印刷、製本設備の更新を必然化し、印刷資本の「合理化」・設備更新は、出版資本にたいする大量生産、大量販売の要求となってあらわれている。東販、日販という独占取次資本は、取次業界の再編成をしつつ、小売店にたいしては、資金融資、卸値操作報、償金制度、配本操作、月賦販売制度などで系列化し、思想教育し、出版資本にたいしては、正味あつかい、受託制度などの影響をつよめ、出版経営ゼミナールに組織したりしている。

(2)大手出版では、雑誌のワイド化にともなう企業間競争の激化にたいして、労働者は「創刊号を出版する意気ごみでやれ」と命令され、職場では泊り込み、早出、休み返上という労働強化が常態化した。しかも、他方では、高能率、高賃金、労資協調の思想が強調され、職制抜擢、職制登用試験などが前面におしだされている（小学館、暁教育図書、教育出版、清水書院、南山堂、日本書籍）。出版資本の組合にたいする最近の態度は、安易な妥協を排した対決の構えだといわれるが、その具体的な対応では、角川書店、日本書籍、光村印刷、明治図書、南山堂、新興出版、東洋経済などの例によると、労働組合員の団結の状態、意識の程度、攻撃にたいする反応の仕方などによって方法をかえるという綿密さをみせている。また、新興出版、有斐閣、小学館などで、政治活動・組合活動の制限、職場における民主的権利の抑制、遅刻・欠勤にたいする賃金カット、平和協定などが、労働協約の改定にあたりだされてきている。

(2)印刷大手資本は、相互の競争激化に対処し、全国に工場、支店、営業所を設け、あるいは地方の主要印刷会社に資本を投下し、全国的に支配網を強化してきた。また企業内では、品質管理強化、事故撲滅運動、完全就労、ミス・ロス排除、職場規律強化などの運動がすすめられ、労働協約・就業規則の改悪、組合活動への干渉、職務給化がめだった。印刷事業所は全国で一万一六〇〇、労働者数は一九万五五〇〇名で、このうち三〇〇人以上は二七、労働者数は一万九〇〇〇（約一〇％）であるが、三〇〇人以下の事業所が全体の九九・八％、三〇人以下だけでも八七％にたっする。通産省は、一九六五年一一月「印刷業近代化五ヵ年計画」を発表、「経営管理の合理

化」の名のもとに小零細企業を切り捨てようとしている。

繊維工業

繊維工業は、従来比較的容易な技術と少額の資本とをもって参入することができたため、多くの企業が乱立し、過大な設備をかかえることとなった。また近年は、後進国における繊維工業の発達、先進諸国における構造改善の進展などの外的条件にくわえて、若手労働力の「不足」、それにともなう初任給の上昇など内的条件によって、経営の悪化が問題にされるにいたった。このため、六四年一〇月の「繊維新法」の制定によるスクラップ・アンド・ビルドの促進、操短率の二ヵ年間据置き等が実施され、また「不況」対策とし「不況カルテル」の結成等が実施・延長される等の手段が講ぜられてきたが、さらに繊維産業の「構造改善」と称して、六五年一一月、通産大臣は、繊維工業審議会および産業構造審議会にたいし「繊維工業の構造改善はいかにあるべきか」を諮問した。両審議会は合同の体制小委員会を設けて検討審議を重ね、六六年九月二〇日、次のごとく答申した。「紡績業が、構造的脆弱性を克服し、国際競争力を強化し、安定した成長を遂げるためには、労働節約的投資を中心とする設備の近代化、生産の集中化、専門化、新製品の開発力および各種製品の市場開拓力の強化が必要であり、あわせて合併、グルーピング等の促進による企業規模の適正化、製品開発又は販売の共同化等を図る必要がある。そのための一中核的施策として、現在三〇〇万錘といわれる過剰紡機を、受益者負担の原則により残存企業がその保有錘数に応じて負担する納付金により買い上げ廃棄することとし、企業の所要資金に対し政府がつなぎ融資を行なう必要がある」。

政府は、右「答申」を尊重してその内容を実施に移すべく検討中であるが、審議会の検討に併行して通産省が持っていた「構造改善」対策の構想（価格安定、新鋭設備の導入、企業間の連絡）にもとづき、一九六六年には、企業の合併、業務提携、人べらし「合理化」が活発化した。

すなわち、呉羽紡との合併をかかえた東洋紡では、六六年二月、①希望退職募集、②目標人員を下まわる場合の特別休職（一年後退職）③六六年定期昇給一年延期を提案。また呉羽紡も六六年四月、①希望退職募集、②六六年定期昇給一年延期を提案した。これにたいしては全繊同盟は指名解雇には反対するが、希望退職募集はやむをえないという態度でのぞみ、東洋紡一三四六人、呉羽紡は四九一人と予定人員を上まわる希望退職者が出て、東洋紡については待機を発令することなく解決した（後述第二部Ⅵ「合理化反対闘争」の項参照）。

その他、ニチボーが六六年三月希望退職募集、特別休暇（六ヵ月以内、賃金は基本賃金プラス家族手当の八〇％）を提案、五月には敷島紡が希望退職募集、特別休職（一年、必要に応じて延期、のち復職）。五月、大和紡が希望退職募集、目標に達しない場合は指名解雇。おなじく富士紡も希望退職募集、目標数に達しない場合は指名解雇。また、七月倉敷紡が希望退職募集、特別休暇を提案、これらはいずれも希望退職募集は認めるが特別休暇、休職は認めないということで労資は了解点に達した。また東邦レーヨンは六六年八月に予定された鐘紡との合併にあたり、人員過剰を指摘され、人員整理の提案を余儀なくされたが、労組の反対にあい合併は流れ、七月、希望退職募集による自主再建に方向を転換した。いずれにせよ、繊維工業は、産業構造高度化政策をてことする産業再編成の焦点にあり、企業の集中・合併、企業縮小が「合理化」の出発点にすえられている。

〔鉱業〕　石炭鉱業

石炭鉱業では、一九六二年一〇月、第一次石炭調査団「答申」によって、六七年度を目標として約一二〇〇万トンのスクラップ化、八万人の人員整理が提案された。このスクラップ化と人員整理計画は、一九六四年にはすでに超過達成され、炭鉱労働者は大量失業と三池・山野の大災害に代表されるような過酷な「合理化」攻撃に見舞われたが、アメリカを中心とする国際石油独占体のエネルギー産業支配と従属的エネルギー政策のもとで、石炭産業の構造的危機が克服されうるはずはなかった。六四年一二月、自民党政府は、第二次石炭「答申」にもとづき、さらにスクラップ化を加速化し、石炭独占にたいしては利子補給、石炭価格の引上げなど国庫掠奪を許す助成策をとったが、事態はいっそう深刻化するばかりであった。六六年七月、独占資本と政府は、国家機構の一部である石炭鉱業審議会をして、エネルギー源として石油の占める比重をさらに増大させ、さらに炭鉱の閉山と炭鉱労働者の大量解雇、石炭独占の救済をその主たる内容とする審議会答申をつくらせ、これを基礎に政府の「石炭鉱業長期安定政策」を策定した。

独占資本と自民党政府のこの「安定政策」は何よりもまず六七年度予算で石炭「合理化」のため、一般会計として五二一億円、財政投融資として一八三億円をくみ、「赤字」肩代りや廃山にした鉱区の買上げ代という名目で石炭独占にあたえ、電力・鉄鋼独占にたいしても、国内炭消費という名目で莫大な補給金をあたえ、銀行資本には、高利貸付けの元金から利子まで政府で保障しようとするものである。そして他方、労働者と産炭地住民にたいしては、国の政策の名のもとに、あらたな閉山、人員整理、労働強化、産炭地住民の生活破壊を強要せんとするものであった。すなわち、①一九五八年に全国で八二四もあった炭鉱は、六五年には二二二に激減し、同じ期間に炭鉱労働者数は二八万七〇〇〇人から一一万一〇〇〇人に減ったのだが、「安定政策」は、政府の大規模な国家資金の支出によって、さらに一〇〇〇万トン相当の炭鉱を閉山し、三万五〇〇〇人を解雇しようとするものである。②「企業再建整備」法をつくり、政府による「累積赤字」の肩代りを契機として残存炭鉱にたいして国の指導と監督体制をつよめ、現在の「管理炭鉱」方式をひろめ、労資協調を権力的に強制し、出炭能率を一九六五年現在の四〇・七トンを七〇年には五五トンに引き上げることめざし、非人間的な搾取強化をおしつける。③さらに、産炭地住民の生活と営業の権利を破壊せずにはおかない。通産省の試算によっても、今後一〇年間に炭鉱失業者三万人、関連企業の失業者二万五〇〇〇人、産炭地人口の減少三五万人、関係市町村の税収減少七〇億円、生活保護受給者の増加五万七五〇〇人、各商品等の売上減三七〇〇億円という状態がおこる。

「安定政策」により予想される以上の事態、とくに炭鉱労働者にたいする「合理化」の過酷な結果は、以下にしめすような労働災害の状況をさらに非人間的なものとするのは確実である。一九六六年七月、炭労の「実態調査報告書」はつぎのように書いている。「『近代的』として自他ともに許しているC炭鉱においても、六九〇名の採炭夫のうち四七八名が、昨年一年間で死傷（休業二日以下のいわゆる『微傷』も含む）しており、その死傷率は六九%にもたっしている（坑内直接夫平均でみても死傷率は六〇%を示している）。同じく『ビルド山』（注、「合理化」計画で閉山指定をまぬがれ、出炭増強を認定された炭

鉱）といわれるJ炭鉱においても、六〇八名（六五年九月）の採炭夫のうち三九〇名が死傷（休業三日以上）し、死傷率は六四％になっているのをはじめ、掘進では五七％、支柱夫では四七％、充塡夫では五九％と、いずれも高い死傷率を示している。またL炭鉱では、とくに災害が頻発しており、いわゆる『微傷』までふくめると、採炭夫四六五名のうち六〇〇名が昨年一年間で死傷（死傷率一三七％）している。掘進夫の場合とくにひどく、一三四名の在籍にたいし、死傷者は三〇〇名（死傷率二二四％）にもたっしている。いいかえれば、ここでは採炭夫が一年間に一・三回、掘進夫は二・一四回の割で災害をうけているのである」。

なお、一九六六年から六七年にかけても、石炭鉱業史上、長い歴史をもつ著名な炭鉱があいついで閉山した。その主なものは、貝島炭鉱（六六年一一月閉山、第二会社）、三菱茶志内（六七年四月閉山）、明治鉱業の第二会社豊里炭鉱（六七年三月閉山）、宇部興産（六六年一〇月に六七年一二月末閉山を提案）などである。

〔公益産業〕

資本「自由化」が具体的な日程にのぼるとともに、日本独占資本主義の軍国主義・帝国主義的復活が加速化するなかで、輸送、港湾、郵便、電信電話などの設備増強、スピード・アップが、独占資本の重大な課題になってきている。これらの部門においては膨大な国家資金の投下を想定した長期計画が提起され、一方で、設備の「近代化」をてことした大々的な「合理化」が当該労働者の労働と生活をますます不安定にすると同時に、他方で長期計画達成に必要な資金調達のため、国民にたいしては料金の値上げ攻勢となって犠牲が転嫁されてきている。輸送、港湾、郵便、電信電話などが独占資本の搾取基盤を固めるうえできわめて重要な意義をもつことから、大々的な拡充計画の展開といった方向をとっているのにたいし、国民の日常生活に密接に関連する地方公営企業（交通、水道、病院など）、学校教育などに関しては、その充実というよりは、むしろ「赤字」経営をどう利用者と当該部門の労働者に負担転嫁しつつ整備するかという点に力点がかけられている。これは地方財政を、独占資本のための「地域開発」政策などにより積極的に動員していくための措置ともちろん不可分の関係にあるが、「地方公営企業法」の一部改正によって、地方公営企業の財政再建にたいし国家の干渉が一段と強化され、地方自治にたいする中央統制がさらに強まってきた点を見おとすことはできない。

国鉄

一九六七年四月一日、国鉄は、国鉄第三次長期計画＝「合理化」計画の一環として、六八年までに五万人の要員削減をおこなう旨の資料を提出した。その主な内容は、

輸送方式の近代化	六、〇〇〇名
乗組人員の適正化と自動車のワンマン化	六、一〇〇名
軌道、電気、機械保守、検修方式の改善	二〇、六〇〇名
踏切道の改良	一、一〇〇名
継電連動化、電話の自動化、操車場の自動化	二、五〇〇名
事務の近代化	一、二〇〇名
部外能力の活用	一〇、三〇〇名
その他	二、二〇〇名
合計	五〇、〇〇〇名

となっている。国鉄は、この五万人のうち三万人を業務量増加にふりむけ、のこり二万人を時間短縮要員にふりむけるというのであり、とうぜんこれによって解雇に通ずる配置転換という重要な問題

が出てくるものと予想される。この「合理化」計画の基本的性格と特徴は、大要つぎの諸点にある。

第一に、日本の国家独占資本主義が、その経済的困難をアメリカ独占資本との結合を深めつつ、世界市場戦への進出、資本輸出、および軍国主義化の方向で解決しようとしている状勢のもとで、それらの土台を固めるための輸送力増強計画と不可分である。第二に、国鉄の第三次輸送力増強計画は、一九六五年から七一年まで所要資金七兆円に達する膨大なものであるが、国鉄としてはその所要資金の調達に苦慮しており、そのために、一方では、収入増加をはかるセールス活動、貨物の物資別適合輸送の強化を柱として、東海道新幹線保線作業の別会社委託、車両補修の外注、ローカル駅の無人化・集中管理、出改札の機械化・委託販売などで経費節減をはかるとともに、他方で、これらの措置によってまず人員削減をはかるとともに、新規採用のストップ、定年退職者の不補充、大幅な配置転換、関連企業への出向など、いわゆる「経営的危機」にたいして、国鉄労働者への犠牲転嫁によって対応せんとするものである。

このような要員削減計画は、各職場においては、すでに多面的な「合理化」形態をとって浸透しつつある。たとえば、日本における〝自動化ヤード〟新設のモデル・ケースといわれる郡山操車場（資金四四億円六八年完成）は、従来の同規模操車場に比し二〇〇名の要員が削減される予定であり、四〇億円を投じて設備の拡充、改良工事を計画する大井工場（六〇〇〇名）では、工場の日勤勤務形態を変則勤務にして投入した機械設備をフルに使用し、大幅な「生産性」向上を企図している。また、全職場にわたり職制機構の整備強化のため非組合員化がすすめられ、「管理者根性の確立」すなわち管理者教育が強化されている。そのほか、教育制度や研修会を利用した思想教育、組合活動への介入と規制もめだってきた。

主要な生産部門における急速な資本蓄積の進行、資本主義的技術革新の展開は、生産の規模を急激に拡大したのみならず、生産過程のめざましいスピード・アップを結果した。資本は、この生産過程のスピードに照応するような流通過程のスピード・アップを要求する。すなわち、輸送の増強とともに、郵便、電信電話の増強・「近代化」が緊急な課題として提起される。

郵便・電信電話

(1)郵政当局は、一九六七年度予算概計要求のなかで、約七〇億円にのぼる機械化予算を要求した（六六年度予算では約一四億円）。郵便部内においては、航空塔載にひきつづき、局内作業の機械化が促進され（六七年度予算要求は約三〇億円）、集中処理局が近く開設（晴海—六七年六月、石浜—同七月、木挽町—一一月の予定）される。来年度は郵便番号制度への移行のための〝番号簿〟作成のための予算も組まれる。保険部門では、行政管理庁からの勧告にもとづき、機械化の促進（京都簡保局では六八年四月よりEDPS実施）と地方局の統廃合、外勤部門の勤務時間の延長、給与体系の改悪が日程にのぼっている（募集実績をあげるため、給与と年功序列的なものから職務給へ移行させる募集手当は標準以下の成績をあげたものに支給する。農村などのように外務に時間的な特殊性が要求される場合は勤務形態を弾力的にする。等々）。貯金部門では、〝窓口専用機〟の配備に着手し、三ヵ年で全局に配備する。これは地方局のEDPS化に踏みきる前段作業であるといわれる。

このように郵政の「合理化」は、郵便物の航空塔載、集中処理局

の設置、職場の機械化＝スピード・アップを基軸として大幅な定員削減と大量配転、勤務形態の変更という諸形態をとり、その遂行のために、労務管理体制の強化、労働組合にたいする組織攻撃、思想攻撃がめだつ。六六年八月頃に出された「労務管理体制の点検」なる下部管理者への通達は、労務管理の点検項目約百項目を設定し、点検を行なわせ、下部管理者から職場改善レポートとして提出させるという、労務管理の監規体制の強化指令であった。また、郵政省当局の全逓にたいする組織的攻撃はとみに強まったといわれ、団体交渉権の無視、各種協約の不履行、指揮権、監督権、業務命令の乱用、不当労働行為等々が指摘されている。いわゆる思想攻撃としては、中等部試験や郵政局登用試験、教養講習会、親睦会、サークルなどの機関が利用され、また六六年六月の「青年職員訓練の実施について」の依命通達により、六七年度一年間に全国で六七〇〇名の青年職員を訓練し、六八年度以降は二五歳以下の全員を対象に長期的な訓練を実施する計画である。

(2)電々公社では、「長期拡充計画」(第四次五ヵ年計画)が六七年八～九月に提案される予定である。その基調は、一九七二年までに申込みに応じ電話架設を可能にし、全国即時通話におかれている。加入電話の増設は、設備料現行一万円を三万円に引き上げることを前提に七二年度未加入数約一九二〇万個、二世帯に一個の電話架設を見込む。市外電話では自動ダイヤル方式が九七%となる。その他、番号簿類の改善、案内方式の能率化、料金計算事務の機械化、電子計算機を利用するデータ通信サービス、画像通信サービス、ビル用電話のダイヤル・サービス、料金受信人払い電話サービスを行なうとしている。これらを実施するための建設資金は六年間で約四兆六〇〇億円だが、一加入当り収入減、資本費用の増大、人件費の増向、債務償還の急激な増加など、前記建設資金と合わせると所要資金は五兆三七九〇億円となる。このうち内部外部資金として調達しうるのは三兆五二八〇億円程度で、不足資金確保のため料金値上げとともに、全電通労働者にたいしては、業務運営の能率化をはかるために、体制的な「合理化」がいっそう強力に推進される見通しである。

地方公営企業

現在、地方公営企業(水道、ガス、交通、病院など)の最大の問題は、自治省によれば「赤字」の解消、経営の抜本的な改革にあるとされている。一九六四年七月、自治省は「地方公営企業制度調査会」にたいし、「①地方公営企業の健全な発展を図るためのあり方、②地方公営企業の経営悪化の再建について当面とるべき方策」について諮問した。その「答申」をうけて政府は、一九六六年三月四日、「地方公営企業法の一部を改正する法律案」を国会に提出したが、その主な内容は、「①料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない　②賃金は当該地方公営企業の経営の状況に応じ、技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、且つ職員の発揮した能率が充分に反映されるものとする」という点にあった。最終的には、自民・社会・民社三党間で、「企業職員の給与は、職員の能率が十分に考慮されるものでなければならない。給与決定は経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない」、その他、企業債、財政再建債とその利子補給等に関する事項について了解に達し、六月二五日三党修正案どおり改正法案は

成立した。

以後、改正法にもとづく再建計画をめぐる公営企業の合理化問題が、各都市の労働者、地域住民の大きな社会的関心事として表面に浮かび上がってきた。改正法によれば、「赤字の公営企業を経営する地方自治体で自らの努力のみによって企業の再建をはかることが困難なものについて、国の援助・助力のもとに財政再建（七年間で健全財政に建て直す）を行なおうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の決議を経て、昭和四一年一二月末までに自治大臣に申し出で、自治大臣の指定する日現在より、当該企業の財政の再建に関する計画を定めなければならない」ことにされたからである。自治大臣に再建団体の申入れをした公共企業は全国的に水道七三、交通一四、ガス一〇、病院九九にのぼるものと推定されるが、一九六七年に入るや、公共企業の再建計画問題は、俄然、いたるところではげしい紛糾をよびおこすにいたった。

公立小中学・高校教育

六四年度から児童生徒数は急激に減少しはじめ、六八年までには三六六万人の減少になるという実態のなかで、六六年度には前年度に比し、小学校では二〇・八万人、中学校では三九・一万人の減少をみた。文部省としては、このように児童生徒数が減少するのを機に、一学級の生徒数をへらし（六六年度は一学級四七名）、効率ある教育条件を整備する任務があるにもかかわらず、従来の実員実額方式（都道府県が教職員の給料、その他の給与として支払った実額の五〇％を国がもつ）から、定員実額方式（定数標準法に定められた標準による定員に対して支払われた給与支出額に限定し、その五〇％を国がもつ）に変え、教育の地方自治をおびやかしてきている。定数標準法・限度政令のなかで、各県の教育委員会は定員整理に躍起になり、高齢教師にたいする退職勧奨が男女差別を公然と組みこみながら、公然とおこなわれるにいたった。一九六六年には、かかる教師の強制退職勧告にくわえて、ベトナム反戦〃一〇・二一〃闘争にからんで、不当人事、配置転換が三月末に集中したことである。すなわち、報復的な僻地への強制配転と大量の行政処分がめだった。

また、教員宿日直をおこなっているところは諸外国には例をみないところであるが、わが国においては教員の定数が少ないため、週四四時間労働が小学校で五六時間、中学校で五九時間の労働を余儀なくされている。しかも事務職員が小学校一六学級、中学一二学級以下にはおかれないことになっているため、これらのしわよせは教師の上にかけられ過重労働となっている。そのため年間有給休暇二〇日にたいする消化率は二・七七日と約一割にすぎず、しかも超過労働にたいしては手当も払われていない。さらに、学校保健における養護教員の定員が少ないため、いくつかの学校をかけもちする結果になっており、健康管理さえ充分でない。なお、さきにふれた大量の行政処分、不当人事にくわえて、勤務時間中の組合活動、交渉制限、賃金カットなどの組合組織破壊の攻撃も次第に強化されてきている。

3　労働災害と職業病

1　概　況

日本の労働災害の実態を統一的に示す労働災害統計を政府（労働省）は作っていない。労働基準法は、労働災害の届出を事業主に義務づけており、それによる労働災害統計は作られているが、このなかには国家公務員や地方公務員および船員法の適用労働者の労働災害は含まれていない。また労働災害補償保険法による業務統計では、国家公務員や地方公務員ばかりでなく、公共企業体の労働者その他本法の適用をうけない労働者の労働災害は現わされない。また、労働災害について詳しい第一次統計として労働省「毎月労働災害統計調査」があるが、これの調査対象は従業員規模一〇〇名以上の事業所であり、しかも労働災害多発の現状をまったく不十分にしか示さないという重大な欠陥をもっている。

このようにわが国の現行労働災害統計は欠点をもつが、さしあたり国家公務員、地方公務員および船員法の適用労働者を除外した、労働基準法施行規則第五七条によって届出られた休業災害の統計によってその動向をみると、次のごとくである（第63表）。この統計、すなわち労働省「労働者死傷月報」年計によれば、一九六六年における労働災害による休業一日以上の死傷者は六八万六〇〇〇人で、前年に比して九〇〇〇人（一・〇％）減少した。死傷者数は一九六二年以降、毎年減少傾向をつづけてきているのであるが、六五年には

第63表　労働災害死傷者・度数率・強度率の推移

年次	死傷者合計	死亡者	負傷者	度数率	強度率
57	709,000 (100.0)	5,612 (100.0)	703,388 (100.0)	22.36	2.38
58	701,600 (99.0)	5,368 (95.6)	696,139 (99.0)	20.29	2.05
59	743,500 (104.9)	5,893 (105.0)	737,605 (105.0)	18.71	1.91
60	788,000 (111.1)	6,095 (108.6)	781,905 (111.1)	17.43	1.83
61	814,000 (114.8)	6,712 (119.6)	807,288 (114.8)	17.40	1.73
62	794,200 (112.0)	6,093 (108.6)	788,107 (112.1)	15.46	1.51
63	753,300 (106.3)	6,506 (115.9)	746,794 (106.2)	13.76	1.54
64	730,700 (103.1)	6,216 (109.2)	724,574 (103.0)	13.45	1.25
65	695,000 (98.0)	6,046 (108.7)	688,954 (98.0)	12.38	1.30
66	686,000 (97.0)	6,303 (112.2)	679,697 (96.6)	12.46	1.13

〔備考〕 死傷者は，労働省「労働者死傷月報」年計による。ほかは，労働者100人以上の事業所を調査対象とする労働省「毎月労働災害統計調査」年平均による。災害率の算出方法は次の通りである
度数率＝労働延時間100万時間当りの労働災害件数
強度率＝実労働延時間1,000時間当りの労働損失日数

第64表　産業・事故種類別重大災害発生状況

| 死傷者 事故種類 / 年次 産業 | A 死傷者数 | B 死亡者数 | C 合計 | 事故の種類別件数 | | |

ると、規模一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の災害の度数率（全労者の延労働時間一〇〇万時間当りの労働災害による死傷者数）は六五年の一二・三八から六六年は一二・四六とやや増加、強度率（全労働者数の延労働時間一〇〇〇時間当りの労働損失日数）は前年の一・三〇から一・一三に低下している（前出第63表）。ともあれ、もっとも包括的な労災統計「労働者死傷月報」の示すところでは、六六年には六二年以降つづいてきた災害による死傷者数の減少傾向が停滞し、また質的な面で死亡災害や重大災害の増大傾向がみられるのであって、状況はむしろ悪化しはじめているといわねばなるまい。なお、かかる状況にある労働災害の原因別であるが、後述するようにいぜん物理的原因にもとづく作業行動災害が七割を占めるが、最近の機械化の進展を反映して動力運転災害の割合が急速に高まってきていることが注目される。

「業務上疾病」の発生状況をみると、六六年は二万五六三件で、前年にくらべて七・六%も増加している。業務上疾病の発生件数はここ数年二万件前後で推移し、発生件数を労働者一〇〇〇人あたりに換算した罹病率は年々低下傾向を示してきたのであるが、その傾向は年を追って鈍化し、六六年は〇・七五と前年の〇・七三から逆に増加に転ずるにいたった。

産業別

産業別の災害状況を第65表によって示しておこう。これによると、全体として長期的にみて度数率・強度率ともに低下傾向にあるが、注目すべきことが一、二指摘される。

第65表　産業別災害率の推移

産業・災害率	度数率				強度率			
	1958	1962	1965	1966	1958	1962	1965	1966
調査産業・計	20.29	15.46	12.38	12.46	2.05	1.51	1.30	1.13
林業	25.80	21.49	15.92	15.50	3.42	2.49	2.04	1.91
鉱業	80.98	99.71	104.14	109.52	7.17	7.42	11.92	7.73
建設業	37.69	22.71	16.24	15.53	5.92	4.22	3.63	3.45
製造業	11.11	8.69	7.34	6.96	0.92	0.72	0.68	0.64
食料品	13.02	10.56	10.70	10.20	0.95	0.58	0.68	0.70
木材・木製品	29.54	25.75	21.44	20.64	1.97	1.56	1.81	1.59
出版・印刷同関連事業	5.93	5.34	6.10	6.20	0.38	0.38	0.52	0.30
化学	8.27	6.41	5.31	4.82	0.85	0.69	0.61	0.65
ゴム製品	9.30	7.39	6.16	5.64	0.57	0.57	0.56	0.42
鉄鋼	15.09	10.39	8.25	7.60	1.86	1.43	1.29	1.18
金属製品	26.12	20.78	14.85	13.52	1.68	1.42	1.16	1.12
機械	18.05	13.70	10.70	9.73	1.01	0.77	0.60	0.62
輸送用機械器具	16.81	10.77	8.17	7.77	1.22	0.83	0.88	0.86
運輸・通信業	14.56	13.13	12.14	12.51	1.49	1.41	1.10	1.21
電気・ガス・水道業	4.58	3.65	3.27	3.34	1.65	0.92	0.87	0.44
サービス業	16.77	16.01	14.53	14.75	1.61	1.86	1.11	0.99

〔備考〕 労働省「毎月労働災害統計調査」による。

第一は、いぜん鉱業がぬきんでて度数率・強度率ともに異常な高さにあり、他産業との格差は拡大傾向をつづけているばかりか、六六年には、度数率が前年の一〇四・一四から一〇九・五二へと、一段と大幅な増大をみせていることである。これは、地質条件の悪化、採掘深度の深まりなど自然的な条件も作用はしているが、基本的には産業再編成下の炭鉱「合理化」が文字どおり人命無視の過酷なものになってきた結果である。もっとも、鉱業の強度率についていえば、六五年の一一・九二にたいし七・七三とかなりの低下をみせている。しかしこれは、六五年の強度率に二三七名の死者をだした山野鉱業のガス爆発事故が反映されていることを考慮せざるをえず、したがって六五年の強度の低下をもってこれを今後の傾向であると判断することは許されない。むしろ六六年について問題なのは、前年に山野災害があったにもかかわらず、度数率がさらに急増してきていることである。しかも、炭労の「実態調査報告書」（一九六六年七月）によれば、現場は、かかる公式統計の災害率をはるかにこえる、つぎのような状況にある。「『近代的』として自他ともに許しているC炭鉱においても、六九〇名の採炭夫のうち四七八名が、昨年一年間で死傷（休業二日以上のいわゆる『微傷』もふくむ）しており、その死傷率は六九にもたっしている（坑内直接夫平均でみても死傷率は六〇%を示している）。同じく『ビルド山』といわれるJ炭鉱においても、六〇八名（六五年九月）の採炭夫のうち三九〇名が死傷（休業三日以上）し、死傷率は六四%になっているのをはじめ、掘進では五七%、支柱夫では四七%、充塡夫では五九%と、いずれも高い死傷率を示している。またL炭鉱ではとくに災害が頻発しており、いわゆる『微傷』までふくめると、採炭夫四六五名のうち六〇〇名が昨年一年間で死傷（死傷率一三一%）している。掘進夫の場合とくにひどく、一三四名の在籍にたいし、死傷者は三〇〇（死傷率二二四%）名にもたっしている。いいかえれば、ここでは採炭夫が一年間に一・三回、掘進夫は二・一四回の割で災害をうけているのである」。

第二は、「全産業」として長期的に災害度数率、強度率ともに低下傾向にあることはたしかだが、鉱業以外の産業部門の一部でも、度数率では六六年以降、強度率では昨年六五年以降、災害増大の傾向が見えはじめてきていることである。すなわち、六六年の度数率は、鉱業だけでなく、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業で増加に転じ、強度率は鉱業、食品、化学の各部門で六五年以降ひきつづ上昇、運輸通信業でも六五年一・一〇の強度率にたいし六六年は一・二一と上昇している。以上の事実は、六五年以降、「合理化」が新しい段階をむかえ、それに対応しふたたび災害の増大が徐々に全体に拡大するけはいのあることを示すものといえよう。

石炭産業をふくむ鉱業に次いで災害率の高いのは、木材・木製品業（度数率二〇・六四、強度率一・五九）、建設業（度数率一五・五三、強度率三・四五）、サービス業（度数率一四・七五、強度率〇・九九）、運輸通信業（度数率一二・五一、強度率一・二二）、金属製品工業（度数率一三・五二、強度率一・一二）などである。これらは産業別の大分類ないし中分類でみた災害率であるが、これを小分類までおろすと、石炭産業を筆頭に木材伐出業、ずい道建設事業、鉄道軌道建設事業、港湾運送業などが、とくにきわだった災害率の高さを示している。

以上のように災害の度数率、強度率及びそれらの変化は、産業によって差異がみられるが、調査産業計でみるかぎり度数率、強度率

は低下傾向にある。ただしこれには、全体として資本主義的技術革新がすすむなかで、災害にともなう固定資本の被害額の増大や、生産停滞による損失額の増大を資本としても配慮せざるをえず、その限りにおいて安全施設にたいして一定の資本投下がみられるにいたったこと、「産業構造」の「高度化」にともない、一方で、災害度数率の高い鉱業や林業などの労働時間数ないし労働者数が減少し、他方、相対的に度数率の低い製造業の延労働時間の増加傾向があることなどを、反映するにすぎない面が多分にある。

企業規模別

労働災害の発生率を「毎災」によって規模別にみると第66表のごとくである。企業規模が小規模になるにしたがって度数率は高い。六六年には、規模一〇〇〇人以上の三・二七にたいし一〇〇～一九九人規模では一三・五五であった。度数率は、各規模とも低下傾向にあるが、一〇〇〇人以上の規模で五九年の六・三〇から六六年の三・二七へと半減しているのにたいし、一〇〇～一九九人規模では五九年の一六・一三から六六年の一三・五五と一六%の低下にとどまっている。そのため度数率の規模別格差はむしろ拡大する傾向にある。つぎに、労働災害の強さを製造業について規模別にみると、強度率も度数率と同様に規模格別差を生じている。だが、その差は、度数率では一〇〇～一九九人の規模は一〇〇〇人以上の規模の四倍であったのにたいし、強度率は一・六倍と度数率に比較して小さい。これは、大規模企業の労働災害にあっては死亡や永久労働不能の割合が小規模企業にくらべて高いためであって、前出したような六六年における重大災害の増大傾向もまた、大規模企業にむしろ傾斜しているとみることができる。さらに、かかる大規模企業の労働災害を問題にするばあい、いわゆるよるもので、ついで動力機械の機械的エネルギーにもとづく動力運転災害二六・三%（同二五・五%）、電気などの危険性にもとづく特殊危険災害三・〇%（同三・一%）などとなっている。労働災害の原因別構成比を長期的にみると、作業行動災害の割合の低下傾向にたいして、機械化の進展を反映した動力運搬災害の割合が高まる傾向がみられる。すなわち、死亡および休業八日以上の災害原因の構成比は、動力運転災害による死亡が五九年の三五・三%から六六年四四・四%へ、負傷が同じく二一・三%から二六・三%へと構成比が

第66表　企業規模別労働災害度数率・強度率　（製造業）

災害率	度数率			強度率		
	1959	1965	1966	1959	1965	1966
規模計	10.16	7.34	6.96	0.87	0.68	0.64
1,000人以上	6.30	3.61	3.27	0.81	0.55	0.52
500～999人	9.30	6.65	5.87	0.79	0.66	0.64
300～499人	12.82	9.33	8.67	0.95	0.73	0.68
200～299人	13.86	11.24	10.91	0.93	0.76	0.80
100～199人	16.13	13.91	13.55	1.00	0.88	0.86

〔備考〕 労働省「毎月労働災害統計調査」による。

大企業工場の構内で働く社外工・下請工の労働災害率がいちじるしく高いにもかかわらず、これが企業規模別の災害率では中小企業の労働災害として分類され、巨大企業の災害がそれだけ蔭蔽される結果になっていることも、注意しておく必要があろう。

災害原因別

労働災害の発生状況を「労働者死傷年報」によって原因別にみると、鉱業を除いた全産業の休業八日以上の災害（死亡を除く）のうち六八・八%は動力によらない物理的原因にもとづく作業行動災害（六五年六九・三%）に

第67表　死亡および負傷の原因別構成比の推移

原因	死亡 1959	死亡 1965	死亡 1966	負傷(休業8日以上) 1959	負傷(休業8日以上) 1965	負傷(休業8日以上) 1966
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
動力運輸災害	35.3	41.9	44.4	21.3	25.5	26.3
動力伝導装置災害	1.0	0.7	0.5	1.8	1.8	1.7
動力揚重機災害	4.0	5.2	5.0	1.7	2.3	2.3
動力運搬機災害	27.9	33.1	35.6	5.8	7.5	8.3
一般動力機災害	2.4	2.9	3.3	12.0	13.9	14.0
作業行動災害	44.3	41.6	39.6	72.9	69.3	68.8
手動揚重運搬機災害	3.8	1.2	1.1	3.4	1.8	1.8
手動機工具災害	0.2	0.2	0.2	5.5	4.4	4.4
取扱運搬災害	4.4	4.0	4.0	34.3	32.4	31.8
飛来崩壊災害	17.9	15.6	14.9	14.9	12.7	12.5
激突踏抜災害	1.4	1.3	1.4	6.8	8.7	8.9
墜落災害	16.6	19.3	18.0	8.0	9.3	9.4
特殊危険災害	13.5	12.2	10.9	3.4	3.1	3.0
電気災害	7.4	7.0	6.9	0.4	0.3	0.4
毒劇災害	1.2	1.9	1.4	0.5	0.4	0.3
爆発破裂災害	3.6	2.1	1.8	0.5	0.5	0.5
高熱災害	1.3	1.2	0.8	1.9	1.9	1.8
雑原因災害	6.9	4.3	5.1	2.5	2.1	1.9
火事災害	0.2	0.7	1.3	0.0	0.1	0.0
倒壊災害	0.5	1.0	0.5	0.1	0.1	0.1
雑災害	6.3	2.7	3.3	2.5	1.9	1.7

〔備考〕 労働省「労働者死傷年報」による。

高まっているのにたいし、作業行動災害による死亡および負傷はともに低下している（第67表）。これは、前出した重大災害の統計で交通事故（自動車、軌道車）によるものが一五一件（三九・〇%）を占めることとあわせ考えると、大型労働災害の増大が、資本主義的技術革新にともなう作業の動力機械化、それに照応して不可避的に要求される輸送のスピード・アップにともなっていることを知ることができる。

3　職業病

発生件数

一九六六年における職業病――労働基準法施行規則第三五条による「業務上の疾病」――の発生件数は第68表のとおり二万五六三件で前年に比し七・六%とかなり増加した。いわゆる職業病の罹病（労働基準法が適用される労働者一〇〇〇人あたりの発生件数）はこのところ低下傾向をたどっていたのだが、六六年には前年の〇・七三にたいして〇・七五と上昇に転じた。これは、ここに示した発生件数が一週間以上の治療、一〇〇〇円以上の治療費を要したもののうち、報告された件数だけを示すにすぎず、しかも、本来的な職業病分野において、新たな産業技術の採用とともに新しい有害物質が増加し、その面での医学の未発達、それへの社会的関心の稀薄さから「潜在的な職業病」の増大が想定される現状にあって、職業病対策の強化が、ますます重要になってきていることを示すものといわねばならない。

産業別発生の状況

第68表のとおり、産業別発生件数の構成比は、建設業の二一%をはじめ、金属工業、運輸通信業が各一四%、鉱業、機械器具工業が各一〇%、これらの産

第68表　業務上疾病（職業病）の発生件数

年次及び疾病 ＼ 産業	合計	農林・水産業	鉱業	建設業	製造業	商業・金融業	運輸・通信業	その他の産業
1964 年 合 計	20,030 (100)	1,092 (5)	2,337 (12)	4,396 (22)	8,983 (45)	161 (1)	1,996 (10)	1,061 (6)
1965 年 合 計	19,108 (100)	848 (4)	2,653 (13)	4,048 (21)	8,339 (44)	338 (2)	2,188 (11)	695 (4)
1966 年 合 計	20,563 (100)	1,065 (5)	2,255 (11)	4,249 (21)	9,105 (44)	480 (2)	2,788 (14)	621 (3)
1. 負傷に起因する疾病	6,048 (29.5)	399	169	1,677	2,014	238	1,325	226
2. 重激業務による運動器の疾患	3,242 (15.8)	107	462	716	1,035	84	780	58
3. 高熱・ガス・光線などによる眼の疾患	3,162 (15.7)	169	613	680	1,426	28	188	58
4. 有害放射線による疾患	20 (0.1)	—	—	2	18	—	—	—
5. 日射病，熱射病	198 (1.0)	1	183	7	4	—	2	1
6. 熱湯，凍傷（第2度以上）	5,229 (25.5)	45	99	847	3,586	109	342	191
7. じん肺症	607 (3.0)	—	335	41	228	—	3	—
9. 異常気圧下における疾病	28 (0.1)	110	—	17	—	—	—	1
10. 製糸等の業務による手指の蜂窩織炎・皮膚炎	42 (0.2)	3	1	4	34	—	—	—
12. 騒音による耳の疾病	20 (0.4)	—	11	3	5	—	3	1
14. 鉛中毒など	21 (0.1)	—	1	—	20	—	—	—
15. 水銀中毒など	60 (0.3)	1	59	—	—	—	—	—
17. クローム，ニッケルなどによる潰傷	9 (0)	—	—	—	9	—	—	—
24. 一酸化炭素中毒など	141 (0.7)	—	29	49	32	3	6	22
26. 酸アルカリなどによる腐蝕	384 (1.9)	2	80	23	217	7	41	14
27. ベンゼンなどによる中毒など	41 (0.2)	—	—	11	25	—	5	—
28. アセトンなどによる中毒など	32 (0.1)	—	—	3	28	1	—	—
29. 上記，27，28以外の中毒など	30 (0.1)	—	—	1	13	—	8	8
30. 油・タールなどによる皮膚疾患	234 (1.1)	149	14	29	34	—	5	3
32. 上記14～31以外の中毒の皮膚炎など	263 (1.2)	16	110	16	86	2	23	10
33. 病源体による伝染病	6 (0)	—	—	—	—	—	—	6
38. その他業務によることの明らかな疾病	614 (3.0)	29	57	107	344	1	54	16
上記以外の疾病計	132 (0.7)	34	22	16	47	7	3	6

〔備考〕 (1) 労働省「業務上疾病」報告　(2) 製造業のうち，66年では，金属工業2,811件(13.7%)，機械器具工業2,200件(10.8%)，化学工業906件(4.4%)，窯業土石業565件(2.7%)，紡織業367件（1.8%）が大きく，これだけで，全産業「業務上疾病」の33.4%を占める。

業部門だけで全件数の約七〇%にたっする。このなかで鉱業の占める比率はわずかながら低下してきているが、罹患率（一〇〇〇人当り発病件数）は六・五%といぜん他産業の数倍にたっしており（金属工業一・八%、建設業一・四%、化学工業一・〇%、運輸通信業〇・八%）、「負傷に起因する疾病」「高熱、ガス、光線などによる眼の疾患」「酸アルカリなどによる腐蝕」は減少したが、「重激業務による運動上の疾患」「じん肺症」がかなり増大している。「業務上疾病」のなかで最大の比重をしめる建設業の構成比は一一%と前年とかわらないが、件数は約二〇〇件の増加となっている。「高熱、ガス、光線などによる眼の疾患」は減少したが、「負傷に起因する疾病」重激業務による運動器の疾患」が増大したためである。このほか、疾病件数の増大がとくにめだつ産業部門は運輸通信業と金属工業である。運輸通信業は前年に比し構成比で三%増、件数で六〇〇件の大幅な増加をみたが、これは「負傷に起因する疾病」が昨年の七三〇件から一三二五件へと二倍弱の激増をみた結果である。金属工業も前年に比し構成比で〇・七%増、件数で三四七件の増加をみた。かかる産業部門における「業務上疾病」の増大は、戦後日本資本主義の基幹をなす金属工業部門におけるはげしい「合理化」の進行と、輸送量の激増とスピード・アップの反映である。

疾病の種類

業務上の疾病の種類・原因別にみると、負傷や粉じんなどの物理的原因によるものが一万八六四六件で前年を一〇・六%上まわり、また各種中毒などの化学的原因によるものは一九一七件で前年を一四・九%下まわった。物理的原因による疾病のうちもっとも多いのは「負傷に起因する疾病」六〇四八件（対前年三七・六%増）で、以下、「熱傷・凍傷」五二二九件（前年と保合）、「重激業務による手足の疾患」三二四二件（対前年一一・八%増）などがつづいている。一方、化学的原因による疾病のうちでは、「酸・アルカリ等による腐蝕」三八四件（対前年比一二・三%増）、ついで「油タール等による皮膚疾患」二三四件（前年と保合）などが多い。前年、化学的原因のうち発生件数のもっとも多かった「一酸化炭素中毒」が減少したのは、前年には山野鉱業の大ガス爆発事故がふくまれていたことによる。なお、六七年版「労働白書」は、業務上疾病そのものではないが、資本主義的技術革新にともなう「労働の単純化、単調化、監視労働化、労働の孤立分散などによる労働の人間疎外という問題」の発生を、新たに提起している。

V　労働者の生活

概要□消費者物価の動向＝「消費者物価指数」の改訂／消費者物価と所得階層別勤労者家計／卸売物価と消費者物価／労働者家計の収入と支出＝地域別にみた家計収支＝主要部門労働者の家計収支＝人事院・総評の標準もしくは理論生計費＝労働者家計と家庭内職

概　要

一、政府部内では、一昨年来、総理府統計局の消費者物価指数について、「総じて食料殊に生鮮食料品の値上がりが実勢以上に総合指数の上昇幅を大きくしている傾向がある」という声がでていて、そのため、同指数の基準年次を一九六〇年から六五年に改め、また食料費の比重が大きすぎる点を是正するなどの改訂作業がすすめられていたが、一九六六年一一月その改訂結果を公表した。その内容では、たとえば主食のうちの米の比重が、全体の一一％から七％へと大幅に低下しているのが目立っていて、ここのところ毎年の配給米の値上げが、今までほど物価指数に反映されないものになっている。したがつて、同指数による一九六六年の消費者物価の上昇は五・一％と、前年の同じ年平均上昇率六・六％を下回ったことになっているが、この改訂の結果、従来にもまして公式統計の数字と日常的な庶民の生活実感の上での物価上昇とのズレが一層大きくなり、全費目に及ぶ消費者物価の上昇が、勤労者の生活に及ぼした影響も、一九六五年に劣らないものがあったと推定できる。六七年三月国民生活研究所が、東京都民を対象としておこなった〝消費者の生活意識調査〟の結果でみても、暮し向きが「一年前と比較して悪くなった」と答えたものが三二・八％、それは前回の一三・九％に比

べて急増しており、悪くなった理由として「物価上昇」をあげていたものが七三・九%、また「子供に金がかかるようになったから」というものが二九・三%を占めていた。

一九六六年一一月二七日、総評、中立労連の春闘共闘委員会主催の「物価値上げ反対、腐敗政治追放国民大会」いわゆる「物価メーデー」が、全国二九八カ所の会場で二七五万人（主催者発表）をあつめておこなわれたのも、物価値上げにたいする庶民のいかりを訴えようとしたものであった。わが国の勤労者の生活は、世帯主の勤労収入のみでは、そのバランスを維持することがますますむずかしくなってきている。世帯主の定期収入に残業収入や夏期と年末の一時金など臨時収入を加えても、なお世帯の必要とする生活費をまかなえない。いいかえると、主婦のパートタイムや家庭内職収入が、世帯主の残業収入と同様に勤労者世帯の家計維持のためにかくことのできない部分となっており、殊に低所得層世帯においては、そのことが一層顕著であるといえる。今日まで女子の職業分野、なかでも中年をこえた女子のそれは確立していない。幼児や学齢期の子弟をかかえた主婦にとっては、その労働のための社会的施設も整えられていない。さしあたり選ぶことのできる労働分野は、家庭内職やパートタイマーなど極めて限られたものである。労働省婦人少年局の資料によってみても、その求人、求職が年間においてさえ不整合であり、家計の補充として、そのかせぎに依存せざるをえない労働者の生活をいちじるしく動揺させ、不安定にしている。

1　消費者物価の動向
——所得階層別勤労者家計に及ぼすその影響——

一九六五年平均を一〇〇とした、総理府統計局の人口五万以上都市を対象とした消費者物価指数（第69～71表）でみると、一九六六年平均では総合指数で一〇五・一となり、前年平均に比べて五・一%の上昇となった。それは六五年の年平均上昇率六・六%よりも一・五%だけ低かったわけで、この上昇率の低下について、報告書のなかでは「野菜や鮮魚などのいわゆる季節的な商品の値下がりがあったためである」と説明されているが、単にそれだけでなく、六六年に実施された消費者物価指数そのものの改訂とも関連するところがあると思われる。消費者物価指数の改訂内容とその意味については、のちにあらためてのべるが、それはとにかくとして、一九六六年年間における消費者物価の動向についてみると、まず年初に消費者米価、ついで二月に私鉄運賃、三月に国鉄運賃、四月には授業料や家賃・地代の値上げと物価の上昇がつづき、五月には野菜や果物が、その出回り増で反落したものの、七月の郵便料金値上げ、九、一〇月には衣料品や食料品の値上げで、再び上昇がみられ、一二月に入ってからの食料品の値上がりが一層目立っていた。つまり、米価や運賃、授業料、家賃・地代、また食料品のうちでも、肉類などは六五年とほぼ同じ傾向、また部分的にはより大幅な値上げがつづ

第69表　物　価　指　数　表

年　月	卸売物価指数(1960年＝100) 総合	非工業製品	工業製品	消費者物価指数(1960年＝100)	人口5万以上都市消費者物価指数(1965年＝100) 総合	食料 計	食料 うち主食	被服	光熱	住居	雑費
1961年平均	101.0	100.0	104.8	105.3	77.9	74.8	76.3	83.5	95.9	82.4	76.4
1962年平均	99.3	98.0	104.5	112.5	83.2	80.9	77.9	88.4	97.8	86.3	81.8
1963年平均	101.1	99.1	109.0	121.0	89.5	88.5	85.9	93.1	98.7	90.1	88.0
1964年平均	101.3	99.1	110.0	125.6	92.9	90.8	88.4	96.2	99.2	94.8	93.4
1965年平均	102.1	99.1	113.6	135.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1966年平均	106.0	101.8	122.1	142.1	105.1	103.8	105.8	103.7	100.8	105.2	108.0
1966年1月	104.3	100.0	120.9	139.4	103.1	103.0	105.5	102.3	101.1	102.9	103.8
2月	105.3	100.9	122.3	140.6	104.0	105.1	105.7	101.5	101.1	103.2	104.2
3月	105.0	101.0	120.7	141.0	104.3	104.6	105.8	101.6	101.1	103.7	105.6
4月	105.3	101.2	120.9	142.8	105.6	105.6	105.9	101.5	101.0	104.1	108.7
5月	105.4	101.5	120.5	141.6	104.7	102.8	105.9	103.0	100.8	104.7	108.8
6月	106.0	102.0	121.4	142.0	105.0	102.9	105.9	103.9	100.6	105.2	109.0
7月	106.3	102.3	121.6	142.4	105.3	103.6	105.8	103.1	100.6	105.7	109.3
8月	106.5	102.5	121.7	141.1	104.4	101.7	105.7	102.3	100.5	106.0	109.2
9月	106.4	102.3	122.3	142.9	105.7	103.7	105.7	105.3	100.6	106.4	109.2
10月	107.0	102.6	123.9	144.0	106.5	105.2	105.7	106.2	100.7	106.7	109.2
11月	107.3	102.8	124.5	142.8	105.6	102.9	105.7	106.5	100.7	106.9	109.4
12月	107.5	103.0	124.7	144.1	106.6	104.7	105.8	106.6	100.8	107.2	110.0

〔備考〕 1)　日本銀行「卸売物価指数（1960年＝100)」および総理府統計局「消費者物価指数（1965年＝100)」による。消費者物価指数の1960年基準指数は，1965年基準指数を換算したもの。2)　非工業製品とは農林水産業生産物，鉱業生産物その他。

き、ことに雑費で八・一％と前年を上回る騰貴率を示していたことが特徴的だった。

「消費者物価指数」の改訂　総理府統計局では、一九六六年一一月、五年ぶりに消費者物価指数の改訂を発表した。その主要内容は、

一、最近における消費構造の変化を反映させるために、基準年次を一九六〇年から六五年にくり下げた。

二、新指数の品目数は、旧指数からうずら豆、ゴマなど一〇品目をおとし、かわって即席ラーメン、チーズ、外食費、電気掃除機、台所用洗剤など最近になって消費のふえている四二品目を加え、差し引き三二品目増の三六四品目とした。また各品目のウェイトつまり比重を、一九六五年の家計調査結果における消費内容にあわせることとしたため、旧指数に比べると、米、調味料、魚貝で大幅に低下し、一方、家賃など住居費、保健医療、交通通信、教育、教養娯楽など雑費の比重が上昇している。

三、調査の対象地域を旧指数の二八都市から、全国の一七〇市町村にまで広げ、一応全国的な規模をもつ統計としての体裁をととのえた。

この改訂による消費者物価指数の動きを中分類指数でみると、次のような傾向、特徴を見出すことができる（総理府統計局「昭和四〇年基準、消費者物価指数の改正について—解説編」一九六七年二月)。

塩干魚介、乾物、酒類、衣料、教養娯楽などでは、新指数が旧指数よりやや高くなっているが、この内容をみると、四〇年以降値上がりが大きく、また購入量もふえている品目（たとえば塩さけ、たらこ、干のり、ビ

第70表 消費者物価指数（全国） 1965年＝100

費目	1966年平均	対前年上昇率(%)		(参考)寄与率(%)	
		1965/64	1966/65	1965/64	1966/65
総合	105.1	6.6	5.1	100.0	100.0
食料	103.9	8.6	3.9	54.9	32.7
主食	105.9	12.5	5.9	17.3	10.8
その他の食料	103.4	7.4	3.4	37.6	21.9
生鮮魚介	101.1	20.2	1.1	8.6	0.6
塩干魚介	103.4	14.2	3.4	2.4	0.6
肉類	109.4	5.5	9.4	3.2	5.9
乳卵	104.3	2.6	4.3	1.4	2.5
野菜	95.7	24.8	−4.3	10.7	—
乾物	107.6	4.1	7.6	0.5	1.1
加工食品	104.1	7.3	4.1	4.1	2.5
調味料	101.4	−1.6	1.4	—	0.6
菓子	102.3	1.6	2.3	0.8	1.1
果物	107.8	1.0	7.8	0.4	3.3
酒類	101.7	2.5	1.7	0.9	0.7
飲料	104.4	4.0	4.4	0.9	1.0
外食	103.7	7.5	3.7	3.7	2.0
住居	105.0	3.8	5.0	6.5	10.6
家賃地代	110.4	11.5	10.4	4.7	5.3
設備修繕	107.1	2.6	7.1	0.9	2.8
水道料	104.7	5.7	4.7	0.4	0.4
家具什器	101.8	0.5	1.8	0.5	2.1
光熱	101.1	0.8	1.1	0.6	1.1
電気ガス代	100.1	−0.2	0.1	—	0.1
その他の光熱	102.5	2.1	2.5	0.6	1.0
被服	103.6	4.0	3.6	8.0	9.1
衣料	103.5	4.0	3.5	5.7	6.3
身の回り品	104.1	4.1	4.1	2.3	2.8
雑費	108.1	6.7	8.1	30.0	46.5
保健医療	100.0	5.8	0	4.0	0
理容衛生	105.3	6.2	5.3	4.3	4.8
交通通信	116.5	2.7	16.5	1.6	12.4
教育	109.3	10.3	9.3	8.0	9.7
文房具	102.9	1.4	2.9	0.1	0.3
教養娯楽	110.0	8.2	10.0	12.0	19.3
たばこ	100.0	0	0	0	0

第71表　消費者物価特殊分類指数（全国）　　1965年＝100

費目	1966年平均	対前年上昇率(%) 1965/64	対前年上昇率(%) 1966/65	寄与率(%) 1965/64	寄与率(%) 1966/65
総合	105.1	6.6	5.1	100.0	100.0
商品	104.0	6.2	4.0	66.4	54.5
農水畜産物	105.3	13.4	5.3	42.2	22.2
米麦	107.3	14.4	7.3	17.5	10.8
生鮮食品	104.2	12.7	4.2	24.7	11.4
工業製品	103.4	3.0	3.4	24.2	32.3
食料	102.5	3.4	2.5	9.7	9.1
大企業	101.1	−0.7	1.1	—	1.4
中小企業	103.3	5.4	3.3	9.7	7.7
繊維	103.5	4.0	3.5	6.2	6.8
耐久消費財	100.8	−2.0	0.8	—	0.5
その他の工業製品	104.9	3.2	4.9	8.3	15.9
大企業	105.1	3.2	5.1	4.8	10.0
中小企業	104.6	3.1	4.6	3.5	5.9
サービス	107.6	7.9	7.6	33.6	45.5
民営家賃間代	111.2	12.2	11.2	4.0	5.1
公共料金	106.3	4.0	6.3	7.7	16.0
対個人サービス	108.1	10.3	8.1	21.9	24.4
外食	103.7	7.5	3.7	3.6	2.3
その他の対個人サービス	109.2	11.0	9.2	18.3	22.1

〔備考〕 1）大企業製品—原則として調査銘柄の商品が従業員300人以上の企業（38年事業所統計）で製造されるもの。
2）耐久消費財—電気器具(電球を除く)，時計，ミシン，カメラなど。
3）公共料金—公営家賃，水道料，電気ガス代，汽車・電車・バスの運賃，郵便料，国公立学校授業料など。
4）その他の対個人サービス—仕立代，洗たく代，大工手間代，理髪代，私立学校授業料，映画観覧料など。

ール、既製服、新聞代、月謝など）および値上がりは小さいか下落しており、その購入量も減少している品目（煮干、丸干いわし、するめ、小豆、干しいたけ、清酒、焼ちゅう、布地、毛糸、ぬい糸、雑誌、週刊紙、切花、レコードなど）がみられ、このような要因が新指数を旧指数より高くする傾向をみせている。一方、主食、肉類、飲料、光熱、理容衛生、教育、文房具、交通通信などでは、新指数が旧指数よりやや低くなる傾向をみせているが、これは、四〇年以降値上がりは小さいか下落しているが、購入量はふえている品目（食パン、あんパン、豚肉、ハム、インスタントコーヒー、タクシー代など）および値上がりが大きいが、購入量の減少している品目（米、牛肉、緑茶、まき、木炭、石炭、入浴料＜大人＞、私立学校授業料、クレヨン、絵具、運賃、郵便料など）があり、このような要因が新指数を旧指数より低くする傾向をもたらしている。

つまり、これまで値上がりが大きく、今度の改訂によって比重も高くなった干のり、既製服、各種月謝などの品目では、旧指数に比べて新指数を高くするように働く。その反面、値上がりが大きいが比重の低下した米、牛肉、緑茶、木炭などの品目では、新指数を旧指数より低くする傾向がみられるものとなり、特に主食のうちの米

の比重が、全体の約一一%から七%へと大幅に低下しているのが目立っていて、ここのところ毎年の配給米の値上げが従来ほど物価指数に反映されないものとなっていることが注目される。そして、総理府統計局では、一九六五年一月から六六年九月までの期間における新旧両指数の動きについて比較（旧指数も基準時を一九六五年＝一〇〇に換算　右図参照）して、「全体としての傾向はほぼ一致している」とのべているが、六六年四月以降の消費者物価は新指数で、旧指数を下回る動きを示しており、人口五万以上都市において同年九月には旧指数で一〇六・四であるのにたいし、新指数では一〇五・七と低く示される結果になっている。

消費者物価新旧指数の対照

（人口５万以上都市＝旧指数の全都市、40年＝100）

もともと、この消費者物価指数というのは、わが国の平均的な勤労者の家計を前提として設計されている。

ウェイトについてもそうだし、価格を調査すべき商品、サービスの品質についても同様である。しかし、個々の世帯における家計費のウェイトは、所得、階層、地域などによってそれぞれちがうはずだし、また、生活水準が異なれば、それに応じて購入する商品、サービスの質もちがってくる。ところが、この消費者物価指数は、それを一つのウェイトと一定の品質のもの、平均的なものに統一して、総合的な指数を算出している。したがって、かりに米価の値上げ一つをとりあげてみても、食料費に支出する部分の大きい下層労働者の家計にとっては、その値上げの影響は平均的な家計におけるよりもはるかに深刻である。

第72表　勤労者世帯５分位階層別家計支出ウエイト（1966年）

区分＼５分位階級	平均	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
実収入	75,372円	32,058円	53,012円	68,104円	86,740円	141,139円
世帯主務め先収入	62,961	27,956	47,101	59,822	74,783	109,899
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	35.1	43.0	39.8	36.7	34.5	28.8
住居費	10.7	12.0	11.8	11.1	10.3	9.4
光熱費	4.4	5.2	4.7	4.4	4.3	3.9
被服費	11.0	9.3	10.1	10.8	11.2	12.0
雑費	38.8	30.6	33.6	36.9	39.7	45.9

（注）総理府統計局「昭和41年平均，家計調査速報」による。

消費者物価と所得階層別勤労者家計

そこで所得階層別つまり総理府統計局の家計調査の対象になった勤労者世帯を、その実収入の低いものから高いものへと五等分し、第Ⅰ階層から第Ⅴ階層までの五階層に区分した五分位階層別消費支出状況（一九六六年年平

均、第72表）をみると、食料費と住居費の家計費中における支出割合は低所得層ほど高く、高所得層になるにしたがってその比重が減少し、逆に被服費、雑費では高所得層においてその支出割合が高く、低所得層に近づくにつれて逓減している。

特に階層間のちがいで注目される食料費には、第Ⅰ階層で消費支出の半分に近い四三％をさいているのにたいして、第Ⅴ階層では三分の一以下の二八・八％が支出されているにすぎない。一方、消費者物価の上昇が目立った一九六〇年以降の推移を、同年基準の指数でみると、食料費指数が一四一・八と、総合指数の一三五・二をはるかに上回り、他の費目の上昇率をこえた最高の騰貴を示しているので、低所得層の支出割合の高いものほど、物価上昇の割合が高く、その影響の大きかったことが示されている。消費者米価の値上げが、各所得階層におよぼす影響についてつけ加えると、消費者米価は今年もまた一〇月から一四・四％引き上げる方針を、政府は一九六七年度の予算編成のなかで決定している。そして、この米価値上げの「消費者物価へのはねかえりも、〇・五％を割る程度であって、家計に及ぼす影響は大したものではない」といっているが、米価それ自体の値上げのほかにも、それに伴って、外食費あるいは米を原料とする菓子類その他の値上げを誘発することは明らかである。直接的な米価だけに限定して、それが家計費にどのような影響を与えるかを、一九六五年の家計調査結果によって各所得階層毎（一九六六年の結果はまだ利用できない）に試算してみると、第Ⅰ階層では毎月四〇〇円の値上がり、ほかに支出増がないものと仮定した場合の家計への影響は一・三％であり、第Ⅴ階層では五二〇円の値上げ、家計費への影響は〇・六五％で第Ⅰ階層への影響の約二分の一となつている。

（注）総理府統計局の家計調査結果（一九六五年平均）により、米価値上げの影響を勤労者五分位階層別にみると、つぎのようになる。

第Ⅰ五分位階層では，

2,770円（米類購入費）×0.144（値上げ率）＝約400円

400円÷31,738円（消費支出金額を動かないものとして）＝0.01256

第Ⅴ五分位階層では，

3610円（米類購入費）×0.144（値上げ率）＝約520円

520円÷79,858円（同様に考えて）＝0.0065

一九六四年の勤労者世帯の米類消費量は、年平均三五五・三kg（価格三万五九三円）、六五年で三三六・〇四kg（価格三万九一四一円）となっており、米の消費量は減っている。

一般市民が買物のつど、現金支出のたび毎に生活実感としてうけとる物価上昇は、従来においても、消費者物価指数など公式統計の数字をかなりにこえるものがあったが、年々の値上げが、主食、野菜・魚などの生鮮食料品をはじめ、各種サービス料金、教育費、それに家賃・地代などいずれも日常生活にかかすことのできない費目、品目の全体に及んでいることでもあり、すでにみたような消費者物価指数の改訂内容からすると、今後、その改訂結果によって示される数字は、一般市民の生活実感の上での物価上昇とのズレをいっそう大きくするであろう。

卸売物価と消費者物価

日本銀行調べによると、卸売物価指数（一九六〇年＝一〇〇）は一九六六年平均で三・七％の上昇を示した。それは〝神武景気〟にスエズ動乱の重なった一九五六年につぎ、六五年の上昇率〇・七％を大幅に上まわるものである。これまでわが国の物価の動きについては、「消費者物

価の上昇、卸売物価の安定」といわれていた。数字で示すと、一九六〇年を一〇〇とした六五年平均の卸売物価指数一〇二・一に対して、消費者物価指数は同じ期間中に一三五・二とじつに四割弱もの上昇を示していた。

卸売物価は景気の波動のなかで、不況時に落ちこんだ分を、回復時に取りもどしたあと、強ぶくみ横ばいという経過をとってきていたが、一九六五年九月には、もう不況前のピークだった六三年一一月の水準を上回り、その後もずっと上げつづけているわけである。このような卸売物価の上昇要因としては、まず第一に、ベトナム戦争による直接、間接の需要増大で銅など非鉄金属およびその製品の価格が大幅に上昇していること、第二に公共事業投資の拡大で建設資材の値上がりがみられること、第三には各種のカルテル行為や通産省の行政指導による勧告操短で卸売物価がつり上げられていることなどをあげることができる。現在、公正取引委員会が認可している不況カルテルが七種、そのほかに粗鋼減産のように通産省ベースのカルテル類似行為があり、それらが不況で落ちこんだ卸売物価を下支えし、いまでは景気後退による失地回復分以上の上昇をもたらしているものもある。特に注目すべきことは、これまでの有力上昇要因であった非鉄金属に代って、繊維、鉄鋼、金属製品など一般大企業工業製品の軒並み上昇が目立ち、それが一時的、特殊的要因にのみよっているものでないということである。これまで政府は「卸売物価が上がらないから、インフレではない」と主張していたが、その主張の論拠はくずれ、いまはまた、「生産調整をやめれば、卸売物価の騰勢はおさえられる」と弁護しているが、今後、この卸売物価の上昇が、消費者物価をいっそう押しあげる要因として無視しえないものとなることが考えられる。

2　労働者家計の収入と支出

次に、以上のような消費者物価の動きのもとにおける勤労者世帯の生活について、総理府統計局の家計調査報告によってみてみよう。

同報告（第73・74表）によって、まず一九六六年の収入についていうと、勤労者世帯の一ヵ月当り平均実収入は七万五三七二円となり、前年に比べて一〇・二％を増加した。その内訳では、世帯主の定期収入が九・三％増で、前年の伸び八・四％をやや上回ったのにたいして、夏期および年末の手当や時間外労働収入をふくむ臨時収入で一三・九％と大幅な増加を示している。したがって、この間の消費者物価の上昇を調整した実質実収入も四・九％増と、前年の伸び〇・二％増を上回ったものとなっている。

右の一世帯当り実収入のうちでは、世帯主の務め先収入が六万三〇一一円、実収入中の八三・六％を占めている。もっとも、これには賞与や残業収入がふくまれているので、それらを除いた定期収入のみでは四万九三九六円となる。

一方、支出についてみると、同じ勤労者世帯の一ヵ月当り平均消費支出は五万六五一五円であり、世帯主の定期収入のみでは、その

第73表　1966年平均1ヵ月間の家計収入（人口5万以上都市）

項目	勤労者世帯			全世帯		
	実数	対前年増加率	構成比	実数	対前年増加率	構成比
世帯数	5,202	※ 5,155	—	8,076	※ 8,033	—
世帯人員数	4.05	※ 4.11	—	4.17	※ 4.24	—
有業人員数	1.54	※ 1.53	—	1.66	※ 1.66	—
収入総額	110,353円	9.6%	—%	—円	—%	—%
実収入	75,372	10.2	100.0	—	—	—
勤め先収入	70,256	10.1	93.2	—	—	—
世帯主	63,011	10.2	83.6	—	—	—
定期	49,396	9.3	65.5	—	—	—
臨時	13,565	13.9	18.0	—	—	—
副業	50	−43.8	0.1	—	—	—
その他の世帯員	7,245	9.1	9.6	—	—	—
事業・内職収入	1,884	21.6	2.5	—	—	—
その他の実収入	3,232	5.7	4.3	—	—	—
実収入以外の収入	12,309	5.9	—	—	—	—
前月からの繰入金	22,672	9.9	—	—	—	—

〔備考〕 ※印は前年の実数を示す。

消費生活をまかないきれなかったことになる。それに賞与や残業収入をふくめても、税金や社会保険などの支払いなどいわゆる非消費支出として月々六九〇四円を差し引かれていることを考慮すると、結局のところ世帯主の勤労収入のみではその消費生活のバランスを維持することが不可能である。そこで、主婦やその他世帯員子弟の勤労収入七二四五円が、世帯の消費生活にとってかくことのできない部分となってくるわけで、それらを加えた勤労収入の合計七万円余、これによって、月々の生活費と税金などの合計六万三四一九円をまかなうことになる。つまり、わが国勤労者の生活は平均数字の上からみても、その家計を維持するために、家族ぐるみの収入に依存せざるをえないという実情が示されている。

消費支出は前年に比べて九・〇%増で、一九六二〜六四年の一〇%をこえる伸びにはおよばなかったが、六五年の増加率七・三%を上回った。消費者物価の上昇分を調整した消費支出の実質増加率でも前年の〇・三%減から三・七%の増加に転じていたことになる。その内訳についてみると、食料費は前年に比べ五・五%の増加となり、一九六四年、六五年それぞれ八・〇%、八・九%の増加をかなり下回った。その実質増加率では一・六%増と前年の一・一%減から増加に転じている。食料費のうち、前年実質で減少を示した野菜、酒類、生鮮魚介は、この間の物価が微騰にとどまったこともあって、実質で九・五%、七・五%、五・四%の増加を示している。前年かなりの実質増加を示した果物、乳卵も名目でそれぞれ一〇・七%、七・六%の伸びを示したが、実質では三・二%、三・四%増にとどまった。また、年々実質増をつづけてきた肉類は前年実質一・二%と小さな伸びとなり、六六年では名目で一〇・〇%と大きく

第74表 1966年1ヵ月間の家計支出（人口5万以上都市）

項目	勤労者世帯			全世帯		
	実数	対前年増加率	構成比	実数	対前年増加率	実数
支出総額	110,353円	9.6%	—%	—円	—%	—%
実支出	63,419	9.5	—	61,195	8.6	—
消費支出	56,515	9.0	100.0	56,097	8.2	100.0
食料費	19,837	5.5	35.1	20,836	5.6	37.1
穀類	4,129	−0.6	7.3	4,337	−0.3	7.7
米類	3,152	−1.6	5.6	3,341	−1.2	6.0
麦その他	977	2.8	1.7	996	2.7	1.7
その他の食料費	15,708	7.2	27.8	16,499	7.2	29.4
魚介類	1,849	6.5	3.3	2,051	7.0	3.7
〃 肉類	1,908	10.0	3.4	2,059	10.9	3.7
乳卵類	1,800	7.6	3.2	1,805	7.6	3.2
野菜・乾物類	1,906	4.4	3.3	2,049	4.4	3.7
その他の副食品	2,716	2.9	4.8	2,856	2.8	5.0
菓子類	1,198	6.8	2.1	1,216	6.9	2.2
果物類	1,141	10.7	2.0	1,205	10.4	2.1
酒類	900	9.4	1.6	947	7.9	1.7
飲料	694	15.1	1.3	726	14.5	1.3
外食費	1,596	5.2	2.8	1,585	8.9	2.8
住居費	6,054	11.0	10.7	5,686	10.3	10.1
家賃地代	1,841	7.9	3.3	1,633	11.9	2.9
家具什器	2,916	12.4	5.1	2,771	8.5	4.9
その他	1,297	12.5	2.3	1,282	12.2	2.3
光熱費	2,494	7.2	4.4	2,554	6.9	4.6
電気ガス代	1,651	6.3	2.9	1,737	8.2	3.1
その他	843	8.9	1.5	817	4.2	1.5
被服費	6,198	5.5	11.0	6,206	4.9	11.1
衣料費	4,345	5.6	7.7	4,338	5.2	7.7
その他	1,853	5.4	3.3	1,868	4.3	3.4
雑費	21,932	13.0	38.8	20,815	11.7	37.1
保健医療費	1,317	3.2	2.3	1,358	4.5	2.4
理容衛生費	1,716	8.3	3.1	1,721	8.4	3.1
交通通信費	1,610	21.7	2.8	1,569	20.1	2.8
教育・文房具費	2,179	3.7	3.8	2,215	5.7	3.9
教養娯楽費	3,994	18.9	7.1	4,055	15.6	7.2
交際費	3,354	9.6	5.9	3,437	7.6	6.1
たばこ	404	3.6	0.7	449	1.8	0.8
その他	7,358	16.7	13.1	6,011	15.6	10.8
非消費支出	6,904	13.6	—	5,098	13.2	—
勤労所得税	2,984	8.4	—	1,675	8.3	—
その他の税	1,638	11.1	—	1,423	11.6	—
社会保障費	2,685	21.6	—	1,923	20.9	—
その他	97	−8.5	—	77	−14.4	—
実支出以外の支出	23,093	9.4	—	17,964	9.1	—
翌月への繰越金	23,841	10.2	—	—	—	—
現物総額	3,232	—	—	3,066	—	—
可処分所得	68,468	9.8	—	—	—	—
黒字	11,953	14.0	100.0	—	—	—
貯金純増	5,259	11.5	44.0	—	—	—
保険純増	2,696	20.9	22.6	—	—	—
有価証券純購入	432	1.9	3.6	—	—	—
その他	3,566	14.6	29.8	—	—	—
平均消費性向（%）	82.5	※83.2	—	—	—	—

第75表　5分位階層勤労者世帯1ヵ月間の収入と支出　（1966年，人口5万以上の都市）

5分位階級	平均	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
実数（円）						
実収入	75,372	32,058	53,012	68,104	86,740	141,139
（世帯主の定期収入）	49,396	25,941	40,627	48,006	57,137	77,810
（〃 臨時収入）	13,565	2,015	6,474	11,816	17,646	32,089
消費支出	56,515	34,632	44,853	53,915	63,464	88,259
食料費	19,837	14,915	17,846	19,761	21,890	25,376
（穀類）	4,129	3,486	3,929	4,124	4,458	4,537
住居費	6,054	4,147	5,301	6,022	6,541	8,328
（家具什器）	2,916	1,557	2,242	2,894	3,216	4,581
光熱費	2,494	1,810	2,118	2,383	2,747	3,460
（電気ガス代）	1,651	1,159	1,396	1,580	1,832	2,395
被服費	6,198	3,212	4,539	5,836	7,109	10,590
雑費	21,932	10,598	15,049	19,913	25,177	40,505
（教養娯楽）	3,994	1,875	2,802	3,818	4,596	7,230
可処分所得	68,468	30,575	49,903	63,074	79,126	123,099
黒字	11,953	− 4,107	5,050	9,159	15,662	34,840
対前年増加率（%）						
実収入	10.2	11.8	10.7	10.6	10.1	11.9
（世帯主の定期収入）	9.3	11.9	11.9	11.2	10.1	8.6
（〃 臨時収入）	13.9	19.4	12.8	14.0	17.8	18.4
消費支出	9.0	9.3	9.9	10.1	8.8	10.5
食料費	5.5	6.2	8.0	6.1	5.7	4.9
（穀類）	− 0.6	0	1.7	− 1.0	0.2	− 3.2
住居費	11.0	13.2	7.9	13.8	13.8	6.6
（家具什器）	12.4	1.2	4.0	15.7	12.4	14.8
光熱費	7.2	10.0	7.1	6.2	5.6	9.6
（電気ガス代）	6.3	8.4	9.1	6.8	4.8	9.2
被服費	5.5	6.0	7.6	8.0	4.0	7.3
雑費	13.0	13.2	14.1	14.6	12.1	16.3
（教養娯楽）	18.9	13.8	22.6	22.5	16.9	23.7
可処分所得	9.8	12.0	10.7	10.2	9.8	11.0
黒字	14.0	—	18.6	10.5	14.0	12.4
平均消費性向（%） 1965年	83.2	116.2	90.6	85.5	80.9	72.0
平均消費性向（%） 1966年	82.5	113.4	89.9	85.5	80.2	71.7
エンゲル係数（%） 1965年	36.3	44.2	40.5	38.1	35.5	30.3
エンゲル係数（%） 1966年	35.1	43.0	39.8	36.7	34.5	28.8

増加したものの、値上がりがいちじるしかったため、実質は〇・八%増にすぎなかった。一方、穀類、乾物および加工食品は実質で六・〇%、一・五%、〇・四%の各減少で前年を下まわっている。

住居費は一九六三年九・二%、六四年八・二%、六五年六・七%と伸び率が低下してきていたが、六四年は一一・〇%増と六三年以降を上回る増加となった。また、被服費も六三年以降伸び率が小幅になっていたが、六六年には名目で五・五%増と六五年の二・七%増を上回り、実質でも前年の一・二%減から一・七%の増へと転じている。

雑費は名目で前年は七・二%の伸びで、六二～六四年の一五%前後の伸び率をかなり下回っていたが、六六年には一三・〇%と大幅な増加を示し、実質でも前年の〇・一%から四・六%の増加となった。そのうちでも教養娯楽費が実質で八・〇%増と前年の八・四%

減から大幅な増加に転じ、交通通信費も実質で五・一%とかなりの増加を示している。

さらに、所得階層別に家計収支の状況をみてみると（第75表）、消費支出の伸びは、第Ⅲ、第Ⅴ階層部分でやや大きく、実収入の伸びでは各階層間にめだった差異がみられなかった。しかし、消費支出をまかないうる世帯主務め先収入の割合は、第Ⅰ階層つまり低所得層では八〇%を占めるにすぎず、それだけ主婦やその他の世帯員収入に依存する度合が大きかったわけで、それらの収入を加えても、第Ⅰ階層では月々四一〇七円の赤字をだしている。なお、第76表における平均実収入が第Ⅲ階層と第Ⅳ階層実収入の中間に位置づけられていることは、本調査の結果が高所得層へのかたよりをもつものであることを示しているといえる。

ところで、経済企画庁編「昭和四一年度国民生活白書」は、国民の消費生活向上の意欲がますます高まっていること、社会資本など生活環境がそれにふさわしいだけ充実していないためその不足分を家計で埋めあわせるという形の家計支出をしいられていることを明らかにしているが、特に国民生活を地域別に分析している点が特色で、都市を、㈠大規模都市（人口一〇〇万人以上）、㈡周辺都市（人口増加率二〇%以上）、㈢中規模都市（人口一五万人以上、増加率五～二〇%）、㈣小規模都市（人口二五万人以下、増加率五～二〇%）、㈤人口流出都市（増加率五%以下）に五区分し、それぞれの地域での都市化問題とそれにともなうさまざまの問題、たとえば交通事故、公害、住宅難と通勤難、犯罪、こどもの施設、老人問題などをとりあげている。そのうち、勤労者世帯の家計収支について地域別にみれば、次のような特徴がみられる。

地域別にみた家計収支

勤労者世帯の実収入のうち、その務め先収入を世帯主、妻、その他の世帯員に分けてみると（第76表）、世帯主収入のウェイトは先進地域で相対的に高く、後進地域の都市ではいずれも八一～二%程度で類似していた。妻の収入は二～五%で、概して大規模都市と周辺都市で低く、後進地域で相対的に高く、その他の世帯員収入については、大阪周

第76表　地域別にみた所得構造

（実収入＝100，1959年）

区分	勤め先収入				事業・内職収入	その他の収入
	計	世帯主収入	妻の収入	その他の世帯員収入		
大規模都市	92.7	83.2	2.0	7.5	2.5	4.8
周辺都市	93.5	82.2	2.1	9.1	2.1	4.4
〃 (A)	93.7	84.3	1.6	7.8	1.8	4.5
〃 (B)	93.3	79.6	2.8	10.9	2.4	4.3
中規模都市	92.0	80.7	4.0	7.3	2.1	5.9
〃 (A)	92.4	81.8	3.3	7.3	1.5	6.1
〃 (B)	91.9	80.3	4.2	7.4	2.2	5.9
小規模都市	91.7	80.6	3.5	7.6	2.6	5.7
人口流出都市	92.7	80.4	4.7	7.6	2.0	5.3

〔備考〕 1）総理府統計局「全国消費実態調査」による。
2）周辺都市(A)，(B)はそれぞれ東京，大阪の周辺都市である。以下同じ。
3）中規模都市(A)はそのなかでもブロックの中心的性格をもつ札幌，仙台，広島，福岡の諸都市をさし，(B)はそれ以外の中規模都市である。以下同じ。

辺都市でそのウェイトが際立って高いほかに、都市別の差がほとんどみられなかった。そして、このような各都市グループ毎の所得構成は一九五九年から六四年にかけて次のような変化を示している。すなわち、大規模都市、ブロック中心都市では、一様に勤め先収入のウェイトが減少し、後進地域では逆にそのウェイトが高まった。務め先収入のうちでも、世帯主収入のウェイトは大阪周辺都市とブロック中心都市を除きほぼ一様に低下し、妻の収入のウェイトが高まっているが、それは後進地域ほどいちじるしかった。いま、一九五九年当時における勤労者世帯の家計費を地方別にみると（第77表）、世帯主収入の水準が家計費をこえるかもしくは家計費とほぼ見あっていたのは関東、東海、中国、九州地方で、その他の地方はいずれも家計費を下回っていた。ところが六四年になると世帯主収入が家計費をこえる地方は全然なくなり、最近時点では、世帯主の主たる稼ぎ手の所得だけでは家計費をまかないきれない状態が全国的な傾向として現われてきている。また、各地域の所得水準をみると（第78表）、五九年当時には大規模都市、周辺都市、ブロック中心都市、その他の中規模都市、人口流出都市の順に並んでおり、大規模都市に対する所得水準の格差は人口流出都

第77表　世帯主収入の家計充足率

区　分	1959年	1964年	区　分	1959年	1964年
北海道	97.9%	95.9%	近　畿	97.7%	96.4%
東　北	94.7	94.2	中　国	100.1	96.7
関　東	100.3	99.4	四　国	95.9	94.5
北　陸	95.3	88.0	九　州	105.7	98.8
東　海	100.7	96.5			

〔備考〕 総理府統計局「全国消費実態調査」による。

第78表　地域別にみた世帯の所得　（単位：円）

区　分	実収入 1959年	実収入 1964年	伸び率 1964/59	実収入のうち世帯主収入 1959年	実収入のうち世帯主収入 1964年	伸び率 1964/59
大規模都市	36,406 (100.0)	60,700 (100.0)	66.7	30,290 (100.0)	50,147 (100.0)	65.6
周辺都市	34,991 (96.1)	59,388 (97.8)	69.7	28,774 (95.0)	48,925 (97.6)	70.0
〃 (A)	34,640 (95.2)	58,970 (97.2)	70.2	29,196 (96.4)	48,271 (96.3)	65.3
〃 (B)	35,464 (97.4)	59,929 (98.8)	69.0	28,206 (93.1)	49,772 (99.3)	76.5
中規模都市	30,303 (83.2)	50,689 (83.5)	67.2	24,449 (80.7)	40,660 (81.1)	66.3
〃 (A)	33,747 (92.7)	54,210 (89.3)	60.6	27,592 (91.1)	45,032 (89.8)	63.2
〃 (B)	29,692 (81.6)	50,214 (82.8)	69.1	23,856 (78.8)	40,130 (80.0)	68.2
小規模都市	28,737 (78.9)	49,510 (81.6)	72.3	23,163 (76.5)	39,670 (79.1)	71.3
人口流出都市	26,628 (73.1)	47,117 (77.6)	76.9	21,416 (70.7)	37,922 (75.6)	77.1

〔備考〕 1） 総理府統計局「全国消費実態調査」による。
2） カッコ内は大規模都市に対する格差。

第79表 地域別消費支出（勤労者世帯1カ月当り） （単位：円，%）

都市区分	年次	消費支出	食費	住居費	光熱費	被服費	雑費
大規模都市	1959年	30,015	12,393	3,047	1,289	3,522	9,765
	1964年	51,346	19,278	5,296	2,134	5,851	18,787
	59/64	71.1	55.6	73.8	65.6	66.1	92.4
周辺都市	1959年	28,449	11,828	2,736	1,301	3,253	9,331
	1964年	49,780	18,633	5,193	2,112	5,970	17,871
	59/64	75.0	57.5	89.8	62.3	83.5	91.5
〃 (A)	1959年	27,704	11,453	2,732	1,240	3,239	9,040
	1964年	48,644	17,957	5,070	2,140	5,884	17,593
	59/64	75.6	56.9	85.6	72.6	81,7	94.6
〃 (B)	1959年	29,452	12,333	2,739	1,383	3,271	9,724
	1964年	51,254	19,510	5,353	2,076	6,083	18,232
	59/64	74.0	58.2	95.4	50.1	86.0	87.5
中規模都市	1959年	24,621	10,356	2,351	1,099	2,864	7,952
	1964年	42,006	15,607	4,473	1,893	5,060	14,982
	59/64	70.6	50.7	90.3	72.2	76.3	88.4
小規模都市	1959年	23,882	9,911	2,054	1,099	2,711	7,406
	1964年	41,688	15,401	4,385	1,996	4,878	15,027
	59/64	74.6	55.4	59.2	81.6	79.9	102.9
人口流出都市	1959年	21,487	9,454	1,768	1,002	2,465	6,798
	1964年	38,706	14,580	4,041	1,745	4,684	13,657
	59/64	80.1	54.2	128.6	74.2	90.0	100.9

〔備考〕 1)総理府統計局「全国消費実態調査」による。2)59/64は1959～64年の間における伸び率（%）。

第80表 1人当り消費支出格差指数と消費支出の増加率

区分	消費支出額格差指数 1959年	消費支出額格差指数 1964年	消費支出増加率
大規模都市	100.0	100.0	77.4
周辺都市	92.2	96.7	86.2
{ 〃 (A)	91.0	95.7	86.5
{ 〃 (B)	93.9	98.1	85.4
中規模都市	79.9	82.2	82.5
小規模都市	78.3	81.0	83.6
人口流出都市	67.9	73.0	90.9

いっそういちじるしい。すなわち、東京と人口流出都市との比は、一九五九年には一〇〇対七四・一だったが、六四年には一〇〇対八三・四となった。消費面でも後進地域での伸びが大きく、格差が縮小し、消費構成の高度化、平準化がみられていれる（第79・80表）。

3 主要部門労働者の家計収支

――合化労連・全逓・全電通・私鉄総連調査の結果――

前年度版では合化労連で調査した化学労働者の生活実態についてとりあげた。物価上昇の労働者家計に及ぼす影響について考え、あるいはまた、生活そのものの構造と特徴を明らかにするためにも、労働者自身の手によって家計簿方式による家計調査もしくは生計費調査を実施することの必要性はますます大きくなっているといえる。全逓、全電通では毎月約一〇〇世帯を対象として、すでに二カ年にわたって生計費調査をおこなっており、合化労連や私鉄総連でも、前者は一一月、後者は一〇月という時点をえらんで家計調査を実施している。そこで、ここではそれらの調査結果によって、対象労働者の生活実態や若干の分析視点について指摘してみたいと思う。

第 81 表　全逓の一般世帯生計費調査結果（1965年11月分）

区分	実数	構成比	前年同月比
	円	%	%
勤務先収入	39,664	86.4	8.5
定期収入	39,116	85.2	7.6
（基準内）	34,585	75.3	—
（基準外）	4,531	9.9	—
臨時収入	548	1.2	179.6
内職収入	1,516	3.3	60.1
雑収入	4,737	10.3	149.9
合計	45,917	100.0	21.2
消費支出	39,573	88.7	20.1
飲食費	15,298	34.3	15.2
主食	3,719	8.3	7.4
魚介類	1,362	3.1	13.6
肉卵乳類	2,473	5.5	13.4
嗜好食品	2,915	6.5	25.5
外食費	1,278	2.9	33.7
住居費	3,243	7.3	29.3
家賃地代	1,269	2.8	3.8
家具什器	1,551	3.5	27.7
水道光熱費	2,287	5.1	25.3
被服費	4,804	10.9	20.8
雑費	13,901	31.2	22.9
理容衛生費	1,523	3.4	15.7
交通信	2,108	4.7	37.7
教育費	1,136	2.5	73.4
教養娯楽費	2,478	5.6	21.0
交際費	2,671	6.0	33.3
負担金	1,163	2.6	11.4
非消費支出	5,040	11.3	14.3
勤労所得税	310	0.7	29.7
社会保障費	3,615	8.1	15.3
合計	44,613	100.1	19.4

〔備考〕 11月分集計世帯数は一般世帯90，単身世帯８，合計98世帯である。世帯主平均年齢は一般世帯35.0歳，単身世帯 22.0 歳。一般世帯平均世帯人員は3.70人。

（注） 家計簿方式による家計調査もくしは生計費調査を、労働組合の手によって実施することの必要性について、「労働組合の行なっている生計費調査」（労働調査協議会編「労働調査」、一九六六年八月発行掲載）中では、次のようにのべられている。「公務員関係の労働組合や公労協などにおいては、賃金決定が人事院勧告によって決定されるか、強く規制されている。この人事院勧告は、俸給改定の基礎として、民間の賃金水準の調査と人事院が調査する生計費を用いている。この生計費が、いわゆる『人事院の標準生計費』といわれるものであるが、こういった調査が俸給改定の算定基礎におかれているために、公務員や公労協の組合では、とくに組合独自の生計費調査をおこなって、人事院のそれと比較し問題点を明らかにすることが必要となってきている。この点については、単に官公労のみが人事院勧告の影響をうけているのではなく、同勧告の賃上げ率が翌年の春闘において、中労委や公労委の仲裁裁定額に反映し、それがいわゆる春闘相場の決定にかなりの規制力を発揮することは周知の事実である。……だとすれば、人事院勧告の算定基礎となっている『生計費』についてもその問題点を指摘し、それを賃金改訂に反映させるべく労働組合が努力を傾けることも当然必要なことといわねばならない」と。

第 82 表　賃金収入と生活費の関係（1965年10～11月）

区　　分	賃金収入 (a)	実支出 (b)	a－b	$\frac{a-b}{a}\times100$
総理府統計局	47,643円	53,547円	△5,904円	12.4%
全　　逓	39,664	44,613	△4,949	12.5
全　電　通	42,073	51,360	△9,287	22.1
合化労連	46,478	53,244	△6,766	14.6
私鉄総連	43,962	44,432	△　470	1.1

〔備考〕 1）調査時点は私鉄総連のみ1965年10月，他はすべて同年11月。
2）平均世帯人員は，総理府4.06人，全逓3.70人，全電通4.08人，合化労連4.00人，私鉄総連は4人世帯のみを調査対象にしている。

勤労者世帯の消費生活を、世帯主の務め先収入だけで維持することがむつかしくなってきていることについては、すでにたびたび指摘したが、まず、全逓の調査結果でみても（第81表）実収支の黒字額はわずかに一三〇四円にしかならず、世帯主の勤務先収入だけだと逆に五〇〇〇円近い赤字額になっている。第82表は、賃金収入と実支出（消費支出と非消費支出をあわせたもの）の関係を総理府統計局の家計調査結果と各組合の調査結果とで比較したものだが、これによると、月々の賃金収入を一〇～二〇%も上回る支出をよぎなくされていることが注目される。たとえば全電通の調査結果では、実に九二八七円もの不足をだしている。しかもこの場合調査の対象をいわゆる核家族に限定し、世帯主の公社からの収入が九〇%以上になるものをえらんでいるのだから、その差額の大部分は一時金でうめられているわけである。つまり一時金がまったく生活費の必要欠くべからざる一部分となっていることがわかる。実支出と世帯主の賃金収入との差額をうめるもう一つの方法は内職収入である。

第 83 表　物価値上がりの家計に及ぼす影響（合化労連）

区　　分	4人世帯調整消費支出 1964年11月 A）	4人世帯調整消費支出 1965年11月 B）	1965年の64年価格消費支出 C）	1964～65年の名目支出増分 D）B－A	1964～65年の実質支出増分 E）C－A	1964～65年の物価上昇による支出増分 F）D－E	F の構成比
消費支出	45,972円	46,583円	44,052円	611円	△1,920円	2,531円	100.0%
食料費	18,174	19,099	18,190	925	16	909	35.9
（穀類）	3,475	3,900	3,448	425	△　27	452	17.9
（その他食料）	14,699	15,199	14,775	500	43	457	18.0
住居費	5,556	4,971	4,775	△　585	△　781	196	7.7
光熱費	2,158	2,008	2,004	△　150	△　154	4	0.1
被服費	4,685	3,393	3,297	△1,292	△1,388	96	3.8
雑費	15,399	17,112	15,786	1,713	387	1,326	52.4

合化労連では、一九六四年一一月および六五年一一月の二回の家計調査結果によって、二九世帯における、物価上昇の家計におよぼす影響について算定している。その結果では、六四年に比べて六五年の消費支出の伸びが六一一円という極めてわずかな額だったことが注目される。別の調査で消費支出の伸び率が前年比二〇%程度になっていることからみて、この合化の例は特殊的であるかのごとくにも思える。だが、第83表によってもかわるように、最も物価上昇のいちじるしかった雑費、食料費の支出増が最大で、被服、光熱、住居費など比較的に物価上昇の少ない費目では名目上の支出においてさえ減少している。こうした傾向は低所得になるほど顕著な

事実で、この合化の事例では、実質支出で二〇〇〇円近い減少となっており、物価上昇によってくわれた部分が二五三一円にのぼっている。

各組合調査結果の消費支出を人事院の標準生計費と比較したのが第84表である。この表のうち、人事院の標準生計費と同じく東京都居住者を調査対象としている合化の調査結果は、支出合計では大体標準生計費の水準になっているが、消費構造にかなりのちがいがある。合化の方は食料費が低く、住居、光熱費で高い。全体的にみて、マーケット・バスケット方式で算出された人事院の食料費よりも、実際の労働者世帯の食料費の方がかなり下まわっていることが特徴的である。このことは、住居、光熱費や雑費などが社会的な強制力によって削減しがたいものとなっており、食費できりつめられていることを示しているように思われる。次に、世帯人員の増加につれて生計費がどのように増加しているかについて、私鉄総連の調査結果を引用してみよう。第85表のとおり、人事院標準生計費の二人世帯よりも、私鉄大手の二人世帯の方が一〇〇〇円強高くなっている。ところが、世帯人員が増加するにつれて、私鉄の方は生計費の増化率が鈍化している。私鉄労働者の二人世帯で一ヵ月三万〇八五一円の生活費に対して、七人世

第 84 表　消費支出の比較（4人世帯）

区分	人事院	全逓	全電通	合化	私鉄
消費支出計	49,370円 (100.0)	42,825円 (100.0)	46,000円 (100.0)	48,610円 (100.0)	40,181円 (100.0)
食料費	21,470 (43.5)	15,589 (36.4)	17,385 (37.8)	19,671 (40.5)	17,665 (44.0)
住居光熱費	6,510 (13.2)	6,442 (15.0)	7,503 (16.3)	7,950 (16.4)	5,494 (13.7)
被服費	4,460 (9.0)	4,820 (11.3)	5,462 (11.9)	3,732 (7.7)	3,216 (8.0)
雑費	16,930 (34.3)	15,974 (37.3)	15,650 (34.0)	17,257 (35.5)	13,809 (34.3)
(非消費支出)		(5,584)	(5,040)	(4,634)	(5,974)

〔備考〕 1) 人事院は，東京における世帯人員別標準生計費（1965年4月）のうち4人世帯を採用。2) 全逓は同労組の生計調査結果のうち4人世帯の1964年10月～65年9月の年間平均を採用，調査世帯25世帯。3) 全電通は，同労組生計調査結果のうち，4人世帯の1964年10月～65年9月の年間平均を採用，調査世帯34世帯。4) 合化は同労連が1965年11月におこなった調査結果，対象は東京都居住の40世帯。5) 私鉄は同労連が1965年10月におこなった生活実態調査のうち，大手組合の4人世帯を採用，調査世帯93世帯。

第 85 表　世帯人員別生計費

世帯人員	人事院標準生計費	同比率	私鉄大手平均生計費	同比率
2人	29,820円	100%	30,851円	100%
3人	40,880	137	37,563	122
4人	49,370	165	40,183	130
5人	55,640	186	46,579	151
6人	—	—	52,628	170
7人	—	—	64,554	209

〔備考〕 私鉄総連「調査月報」No.13による。

帯になつても六万四五五四円と約二倍程度の生活費しか支出していない。このことは、現在の中高年齢層、とくに高齢者世帯における生活の苦しさを端的に示すものといえる。

4　人事院・総評の標準もしくは理論生計費

最低生活費の算出方法には、通常、ローントリー方式（マーケット・バスケット方式というのもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生活費の各費目毎に、最低生活維持に必要とされる物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣計算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量・栄養量を基礎にした物量の確定を、食料費についてだけおこない、そうしてだされたいわば理論食料費と同額の食料費支出をおこなつている世帯の実態生計費から生活費を算出するという方式である。現在発表されている最低生活費のうち、人事院の標準生計費と総評の理論生計費は前者の、大蔵省の標準生計費と厚生省の生活保護基準は後者の代表例である（第86～89表）。

一、人事院の標準生計費――これは争議権をうばわれている国家公務員の給与改訂の参考資料として算出されている。しかし、すでに指摘したことでもあるが、単に国家公務員の給与改訂資料にのみ止まるものではなく、公共企業体労働組合に組織されている労働者をはじめとする多くの組織労働者の賃金引上げにも大きな影響を与える性格をもっている。一九六六年の世帯人員別生計費では、五人世帯で五万九一三〇円となっている。

二、大蔵省の標準生計費――いわゆる〝大蔵省メニュー〟ともよばれるもので、大蔵省が勤労所得税の課税最低限をきめるために算出する生計費である。一九六五年度に、成人男子一人一日あたりの食費を一六七円四八銭と発表して物議をかもし、同じ食費が六六年度一八六円八七銭、六七年度は二〇五円と発表されている。

三、厚生省の生活保護基準――生活保護法の適用をうける場合、基準となる生計費をいい、この最低生活水準を下まわる者にたいして所得補充がおこなわれる建前になっている。一九六六年度の場合、たとえば一級地の五人家族では、夫四二歳、妻三八歳、子供一三歳、一一歳、四歳として、各個人別費用が四七〇五円、四一九〇円、一三歳の子供五一一五円、一一歳四二六〇円、四歳三一

第 86 表　総評の理論生計費
（東京，1964年10月）

区分	単身者	3人世帯
食料費	11,288円	33,429円
住居費	5,300	9,600
光熱水道費	1,111	3,101
家具什器費	1,498	4,563
被服身回品費	4,928	14,019
保健衛生費	2,276	4,580
教養娯楽費	5,454	8,562
交通通信費	445	910
交際費	2,620	6,723
消費支出費	34,920	85,489
貯金	1,990	7,233
合計	36,110	92,722

〔備考〕 単身者は男子18～20歳。3人世帯は世帯主30～34歳，妻，3～4歳の子供。

第 87 表　人事院の標準生計費（東京，1966年４月）

世帯人員	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
食料費	7,220円	12,980円	18,020円	22,090円	25,200円
住居・光熱費	2,850	4,730	5,990	6,510	6,620
被服費	1,480	2,700	3,690	4,680	5,550
雑費	5,100	10,730	15,080	18,760	21,760
合計	16,650	31,140	42,780	52,040	59,130

〔備考〕 １人世帯は独身男子（18歳程度）の金額，他は夫婦と子供で，夫のみ就業の標準世帯。

第 88 表　東京都人事委員会の標準生計費

1.　東京都における独身男子の標準生計費

項目		1966年５月	備考
独身男子１人１日当り基準カロリー		カロリー 2,820	「昭和40年度国民栄養調査」（厚生省）における東京都の結果を独身男子（18歳程度）に換算すると，2,757カロリー（注１）となるが，基準カロリーは前年どおり2,820カロリーにすえ置いた。
独身男子１人１日当り食料費		円 244.89	家計調査，国民栄養調査における食品の摂取状態を参考として作成したマーケット・バスケットに，家計調査における東京都の５月の実効価格を用いて算定した。
月額	食料費	7,450円	1.　食料費は，上欄の金額に365/12月を乗じて算定した。 2.　食料費以外は，家計調査（総理府統計局）の東京都における勤労者世帯の５月の費目別・平均支出金額（日数調整後のもの）を５人世帯の支出金額に換算し，これに費目別，世帯人員数別換算乗数を乗じて算定した。
	住居・光熱費	3,060	
	被服費	1,940	
	雑費	5,570	
	合計	18,020	

〔備考〕 1）「昭和40年度国民栄養調査」（厚生省）における東京都の１人１日当りの熱量は，2,138カロリーである。これを同調査の成人換算率0.853で除して得られる成人熱量2,506カロリーの10％増しの18歳程度男子熱量は，2,757カロリーとなる。

2）栄養審議会の1963年１月25日付答申「昭和45年を目途とした栄養基準量および食糧構成基準について」の「日本人の栄養所要量（昭和45年）」によれば，18～19歳男子の熱量所要量は，2,820カロリーと決められている。

2.　東京都における世帯人員数別標準生計費（1966年５月）

区分	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
食料費	7,450円	13,830円	19,320円	23,930円	27,650円
住居・光熱費	3,060	4,820	6,050	6,730	6,870
被服費	1,940	3,170	4,210	5,050	5,690
雑費	5,570	11,310	15,220	18,520	21,210
計	18,020	33,130	44,800	54,230	61,420

〔備考〕 世帯人員「１人」欄の額は，独身男子（18歳程度）の額である。

第 89 表　生活保護基準（一級地，1966年度）

個人別費用			共通経費		
年齢	生活費	うち飲食物費	世帯人員	基準額	冬季加算
0歳	1,355円	1,755円	1人	2,590円	265円
1～2歳	2,130	2,670	2人	2,935	355
3～5歳	2,560	3,145	3人	3,156	430
6～8歳	3,120	3,730	4人	3,505	505
9～11歳	3,595	4,260	5人	3,795	555
12～18歳	4,285	5,115	6人以上1人加算額	295	70
男 15～17歳	4,810	5,830			
男 18～19歳	4,115	5,135	住宅扶助	1,200～6,500円	
男 20～40歳	3,855	4,965	教育扶助（小学1年～中3女子）	265～615	
男 41～59歳	3,595	4,705			
男 60歳～	3,505	4,500	電燈料	246	
女 15～17歳	4,115	5,135	同6人以上	872	
女 18～19歳	3,505	4,525	水道料	120	
女 20～40歳	3,195	4,190			
女 41～59歳	3,030	4,025	勤労加算（軽重別）	2,270～4,130	
女 60歳～	2,900	3,790			

四五円、それに共通経費として三七九五円が加わる。さらに住宅扶助で六五〇〇円まで認められているので、かりに五〇〇〇円を足し、教育扶助として一〇〇〇円位が計上でき、電燈料、水道料としてはそれぞれ二四六円、一二〇円、また、労働についている場合には重労働で四一三〇円、事務労働並の軽労働に二二七〇円を加算できることになっているので、軽労働として以上を合計すると三万三八五〇円となる。だから、この三万三八五〇円に収入が足りない場合は当然に生活保護を申請すれば、財産などをもっている人は別として、その適用をうけられるはずのものである。ところが、実際上公務員のなかにさえこの保護基準以下の人がいるらしいというので問題になっている。一九六五年四月現在における生活保護の適用者は六四万世帯、一六二万人となっており、保護率は一〇〇〇人に対し一六・六人の割合であるが、その周辺には約一〇〇〇万人にのぼる低所得層が存在すると推定されている。

四、総評の理論生計費――総評が一九六三年に発表した理論生計費は、東京での独身成年男子一カ月の生活費を三万四五八七円（うち消費支出三万三三九七円）としており、翌六四年一〇月、若干ゆとりのある生活を営むには独身成年男子（一八～二〇歳）三万六一一〇円（消費支出三万四九二〇円）、三人世帯（夫三〇～三四歳、妻、子三～四歳）では九万二七二二円（消費支出八万五四八九円）が必要としている。総評調査部編「単身・三人世帯の理論生計費」（一九六五年七月、労働経済社刊参照）。

5　労働者家計と家庭内職

「昭和四〇年国勢調査結果」によると、いわゆる核家族（夫婦のみまたは親と独立以前の子供からなる家族）のうち、夫婦のみの世帯二二六万世帯、夫婦とその子供からなる世帯一〇四九万世帯、片親つまり男親または女親とその子供からなる世帯一六七万世帯あわせて核家族の総数は一四四二万世帯で、わが国世帯総数の六一・六％におよんでおり、これを前回一九六〇年の調査結果と比較すると、この五年間に二四三万世帯、率にして二〇・六％を増加している。こうした核家族化に伴なって、特に主婦のパートタイマーや家庭内職収入が、世帯主の残業収入と同様に、勤労者世帯の家計維持のために不可欠の部分となっていること、ことに低所得層世帯において、それへの依存度を一層高めている最近の傾向については、すでにたびたび指摘した。物価の上昇を一応別にしても、これら核家族の必要生活費は、年々増加する。たとえば、子供を二人もつ四人世帯を考えてみても、子供の成長につれて、世帯の消費単位が増大し、同じ生活水準を維持するためにさえ、食料費はいうまでもなく、被服費、上級学校へ子弟を進学させるための教育費など必要生活費が年々増加する。それに物価の上昇が加われば、生活費の膨張はますますさけがたい。そこで、世帯主の収入の増加が、その生活費の増加、膨張にともなわないかぎりは、何らかの方法によって、その不足分を補う必要を生じてくる。このことは、世帯主年齢三五～三九歳台以後の中小企業労働者にとっては一層切実であることが考えられる。わが国の現状では、大企業労働者と中小企業労働者の間で、賃金実額上にいちじるしい格差があるばかりでなく、大企業本工の場合には、通常年功序列的につまり勤続手数と年齢に応じて四五～四九歳台までほとんど直線に近い賃金額の上昇がみられるが、一方小企業労働者ではほぼ三五～三九歳台で賃金額が頭うちとなり、その後は横ばいで五〇歳台には下降する。つまり年齢三五～三九歳台の中小企業労働者は、労働能力上その最適年齢の上限に達したものとされ、その生活上の〝まがり角〟に立たされるが、その頃、子弟の教育費をふくむ生活上の負担が一層大きくなる。そこで、中小企業労働者が、わが国の勤労者の平均的な生活と同じだけのものを維持したいと考えれば、残業収入によってもなお補いえない家計上の不足部分を主婦およびその他世帯員の勤労収入で補充しなければならない。しかも、さきにみた主要部門労働者の家計調査結果の上でもうかがえるように、程度の差こそあれ大企業労働者の場合も事情は同じである。ところが、女子の職業分野、ことに中年をこえた女子のそれは自立的なものとして確立していない。幼児や学齢期の子弟をかかえた主婦にとっては、その労働のための社会的施設も整えられていない。さしあたり選ぶことのできる労働分野は、家庭内職やパートタイマーなど極めて限られたものでしかない。それに、労働省婦人少年局の資料によってみると、そうした家庭内職やパートタイマーなどの求人、求職が年間においてさえ不整合であり、家計の補充として、そのかせぎに依存せざるをえない労働者の生活をい

ちじるしく動揺させ、不安定にしている。したがって、中小企業労働者や臨時労働者、大企業周辺の下請労働者、あるいは家内労働者にとっては、過度労働と生活上の不安が常に併存し、その度合がもっともいちじるしい。

一九五九年夏、東京都内のヘップサンダル加工に従事する家庭内職者の間でベンゾール中毒事件が続発し、家内労働にたいする、あるいは広い意味での家庭内職にたいする世間の関心をいちじるしく高めた。また、それを契機として臨時家内労働調査会が設置され、労働大臣から、家内労働の実態把握とその対策樹立のための検討をおこなうよう依頼された。六五年一二月、同調査会は七年間にわたるその調査、審議の結果を、「わが国家内労働の現状に関する報告」と「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」にまとめて発表した。その報告によると、労働省が一九六五年六月におこなった調査で、京都の西陣織物や新潟の金属洋食器のような専業的家内労働者が一二万人、大分の竹細工や滋賀の扇骨のような主として農家による副業的家内労働者が五万人、それに内職的家内労働者が六七万人、あわせてわが国の家内労働者数は約八四万人という数字が一応だされているが、家内労働者の実数はそれよりもはるかに多く、二〇〇～二五〇万人に上るという推定もおこなわれている。

家庭内職工賃は、生計費のかさむ東京、神奈川など大都市で他の県より一般に高いが、それでも公営の内職補導所あたりで指導している標準額が一時間当り五〇円程度、同種作業に従事している雇用労働者のほぼ半額であって、実際にはそれに達していない場合がほとんどである。四〇年五月に労働省婦人少年局でおこなった内職工賃事情調査の結果でも、一時間あたり平均内職工賃は二五・八円に

第 90 表　1時間当り賃金の比較（1965年）

区分				一時間当り賃金（円）
製造業雇用労働者（昭和40年11月毎勤統計）	30人以上規模事業所	雇用労働者平均賃金	毎月きまって支給される賃金 30,087円(196.7時間) うち男 36,659円(201.3時間) 女 16,928円(187.4時間)	154 183 90.3
		業種最高平均賃金	男（金属） 48,566円(171.0時間) 女（電気・ガス） 26,607円(167.5時間)	284 159
	全規模	婦人労働者		最低 65　平均 80　最高 100
農民の農業所得（全国平均 40年農業白書）		全労働時間 1,600時間 就労者1人当り年農業所得 165万円		約 100
失業対策事業賃金		鹿児島・熊本	4級地 1級地	59 62
		東京・神奈川・大阪		79
業者間協定による最低賃金				最低 45　平均 55　最高 65
内職工賃		（1日5～6時間労働 月間20～21日）	地方 東京・大阪	15～25 25～35
パートタイマー		（1日4～9時間労働）	東京	70～100

〔備考〕 総評主婦の会「内職大会資料」（1966年2月）による。

しかすぎなかった（第90表）。ところが、需給の関係その他で、工賃、作業量、納期などについて、委託者の要求が充たされないと、突如として工賃の安い地方へ委託先がうつされてしまったりする。一時はテレビやラジオの部品加工が、新しい農家副業として登場したが、家庭電器製品の売れゆき不振でたちまち下火になったことがあるし、工賃の低い後進国との競争にまけて、従事者二万人に近い家庭内職業種が消え去ってしまったこともある。また、最近の労力不足、若年者の採用難のために、東京のメリヤス、紙器などのごとく、家内労働への委託が増加しつつあるという事例もみられる。臨時家内労働調査会は、労働時間の適正化、安全対策などとともに最低工賃あるいは標準工賃の設定について、主として作業の委託者側にたいする措置を提案している。工賃の決定を主として委託者側にゆだねることについては、わが国の最低賃金制におけるいわゆる業者間協定と同様、家内労働者側の意思を無視したものと批判されている。社会党では、家内労働法制定へのとりくみを国会内ですすめており、総評でも、最低賃金制への一環として、同法の制定を考え、総評主婦の会による内職大会の開催など、社会党と共同して法案の作成をすすめようとしている。

（注）京都府では、中央の労働省と関係なく、独自の立場から、府の婦人労働課で内職行政がとりあげられており、府下二四ヵ所にある「内職友の会」（会員数約四〇〇〇人）の運営が自主的におこなわれている。また、東京草履工組合は、一九五九年のヘップサンダル事件後うまれた家内労働総連合を背景に発足、浅草を中心に密集した草履工二五〇世帯で組織された。一人一ヵ月五〇〇円の会費制（一家の支柱である世帯主五〇〇円、娘や息子、主婦は一六〇円）で運営され、ここでは草履づくりに必要なクギや糸など副材料その他の生活必要品の共同購入がおこなわれている。六五年七月には、この組合から正式に主婦会が独立部門として結成され、一〇名前後で構成された班が六班でき、各班から各一名の代表者が三役に加わって月一回開かれる幹事会を構成し、会費からの還元金によってつぎのような活動をおこなっている。

第一期の活動として、会員の中で病気で倒れた人をたすけるカンパ活動の推進、きのこ狩やデンスケ観劇などレクリエーション、物価値上がりなどについての懇談会、大阪の草履工主婦との交流のための文通運動、会服やバッジの作成があげられる。

第二期の活動としては、ハキモノ産業に従事している主婦との交流、日常生活の体験の交流や勉強、たすけあい運動、ハイキングや趣味（民謡、踊り、俳句）などのレクリエーション、機関紙〝雑草〟の発行などが計画されている。

VI 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農業従事者——農家・農家人口および農業従事者：農家人口と農家数の推移／経営規模別農家数の推移／専兼業別農家数／兼業種類別従事者数／農業従事者と兼業従事者／農家人口の移動：農家人口の減少／農家人口の年齢別性別形態別移動／農家世帯員の就職状況：減少した就職者数／農家世帯員の就職した産業／出かせぎ先の産業種類／農家子弟学卒者数／出かせぎ移動：出かせぎ者の動向：農家子弟の卒業者数／農家子弟の進学・就業状況／農家子弟学卒者の農業就業者／農家子弟学卒者の就職状況／**農家経済と農民生活**——農家の生計費：農家経済と所得／農家生計費の推移／農家と都市勤労者の生計費／所得階層別農家生計費／農民の栄養状態：農民栄養摂取量の推移／食品群別栄養構成の変化／所得階層別栄養状態

概要

一、農家・農家人口・農業従事者はひきつづき減少した。日本経済の「高度成長」いらい、農家人口・農家数の急速な減少がおこり、それにともなう農家数の減少傾向は今年も顕著であった。階層別にみると一・五ヘクタール以下層は全般的に減少し、それ以上の階層が増加した。前者の動向は、広範な賃労働兼業化の進むなかで中下層農家の全般的落層がおこり、ことに零細下層農家の離農・プロレタリア化の進行を示すものである。しかし後者、すなわち一・五ヘクタール以上層の増加といっても、資本家的富農の顕著な増加を示すものとはいえない。

農家人口は六五年一ヵ年で七七万人の純減少を記録したが、主たる内容は就職による転出などの社会的移動によるものである。農家世帯員の就職先は、製造業や商業、サービス業など、いわゆる「第二次、第三次」産業で、農林漁業や自家農業へ就業したものは少ない。また六五年は経済不況の影響をうけて製造業への就職者数の減少がみられた。しかし不況下にかかわらず産業既就業者の離職は若干の減少を示した。

一、出かせぎ者は減少傾向にある。一九六三年に三〇万人を記録した出かせぎ者はその後減少傾向をたどり六五年には二三万人とな

った。

一、農家子弟学卒者のうち高卒者が増加しつつある。一九六六年新規学卒者一三五万人のうち、一般に進学率は高まり就業率は低下しているが、就業率の高い高校生が増えたため、総体として就業率は高まった。農業就業者は学卒者のわずか五%であるが、高卒者と「あとつぎ」の比率が高まったのが最近の特徴である。

一、農家経済収支は経済不況の下で労賃等農外所得の伸びなやみを示し、生計費は名目的に増加したが実質的には若干の向上に止まった。生計費のうち教養文化費・保健衛生費の伸び率は高まり、農家生活の向上をうかがえるが、階層別にみると、下層農家の状態はいぜんとして改善されていない。

一、農民の栄養状態は前年にひきつづき改善されたが、熱量の増加率は年々低下している。また栄養基準量からみても、国際的水準からしても、決して満足すべき状態には達していない。

1　農家と農業従事者

1　農家・農家人口および農業従事者

資料　本項で記述する農家・農家人口・農業従事者に関する統計は農林省の昭和四〇年度「農業調査結果報告書」―総括編によるのであるが、本年鑑第三七集（一五九頁以下）で記述した一九四九年度以前の統計数字と以下に記述する統計数字には若干の差異がある。その理由は次のとおりである。「農業調査」は五年毎におこなわれる農業センサスの中間に実施される年次調査（二月一日現在）であるが、農業センサスが悉皆調査であるのにたいし、「農業調査」は標本調査であり、したがって、農家数・農家人口等は推計数であり、センサスの統計とは若干の差異が生ずる。一九六四年までの調査は六〇年二月一日におこなわれたセンサスの結果を基準として調査・推計をおこなってきたのにたいし、六五年農業調査はすでに同年二月一日に実施された六五年センサスの結果を基準として調査・推計がおこなわれた。したがって六五年農業調査における農

家数・農家人口などの統計が六四年以前のそれと必ずしも連続しなくなるので、農林省はこの連続をはかるため、六四年以前の統計をも六五年センサスを基準として再計算し、これを「参考値」として発表している（前掲昭和四〇年度「農業調査結果報告書」—総括編、一一一二頁参照）。以下の統計は右の参考値によるものであり、これは前述のとおり本年鑑第三七集に記述した統計数字と若干の差異があることを承知されたい。

農家人口と農家数の推移　農家人口、総人口にたいするその割合および農家一戸当り人口数は毎年減少しつづけ、六五年一二月現在で農家人口は総人口の三割になった。農家数も同じく減少傾向をたどっており、六五年一ヵ年で九万一〇〇〇戸の減少をみたが、その減少の割合は農家人口の減少率にくらべるとそれほど高くはない（第92表）。

つぎに農家数の変動を地域別に観察すると（第92表）、一九六五年において、減少率のもっとも高いところは北海道で五%弱、九州・四国・近畿などの諸地方が比較的に減少率が高い。農家減少率のもっとも低い地方は東北で、東山がこれについでいる。農家数の減少は、その年の離農農家数が新設農家数を上まわった結果であるが、過去五ヵ年における新設・離農農家数をみると、新設農家が毎年一〜二万戸となっているのにたいし、離農農家は（六〇年を例外として）毎年九万戸以上となっている。新設農家の数が次第に減少したのにたいし離農農家は漸増した結果、前記のような農家総数の減少傾向となったのである。なお新設農家の多くは比較的経営規模の零細な兼業農家である。離農農家の経営規模も一般に小さく、都府県では〇・五ヘクタール未満の零細農家が離農農家全体の八五%に達し、

第91表　農家人口と農家数の推移（全国）

	農家人口	指数	総人口に対する割合	男女別農家人口 男	男女別農家人口 女	農家数	農家1戸当り
	千人		%	千人	千人	千戸	人
1960年12月	33.732	100.0	36.1	16,466	17,266	5,985	5.63
61. 12	32,916	97.6	34.9	16,005	16,911	5,906	5.57
62. 12	32,195	95.4	33.8	15,665	16,530	5,829	5.52
63. 12	31,321	92.6	32.6	15,222	16,099	5,750	5.45
64. 12	30,484	90.4	31.4	14,824	15,660	5,667	5.38
65. 12	29,559	87.6	30.1	14,366	15,194	5,576	5.30

〔備考〕 1）1965年世界農林業センサスの結果を基準とした数である。
2）例外規定農家は含まれない。以下同じ。
3）住込みの雇人，季節出稼者は含まれる。
4）農林省統計調査部昭和40年度「農業調査結果報告書」—総括編および「ポケット農林水産統計」（1967年）より作成。

第92表　農業地域別農家数

	農家数 千戸 1964年12月	農家数 千戸 1965年12月	減少農家 千戸	減少率 %
北海道	199	190	9.3	4.66
東北	770	767	3.7	0.48
関東	885	873	12.1	1.37
北陸	428	422	6.3	1.47
東山	294	291	3.1	1.06
東海	614	605	9.0	1.47
近畿	564	554	10.1	1.79
中国	592	583	10.0	1.69
四国	357	350	7.1	1.99
九州	963	943	20.5	2.13

〔備考〕 資料は前表に同じ。

北海道でも一ヘクタール未満層が四三%である。いうまでもなくこれら離農農家は兼業農家が多く、特に世帯主が他産業に就業している兼業農家が全体の半数近くに及んでいる（離農農家の性格については前掲「農業調査結果報告書」二〇頁以下に詳しい報告が記されている）。

経営規模別農家数の推移

第93表に見られるように、――㈠一九六〇年いらい一・五ヘクタール未満層は減少しつづけ、なかでも一ヘクタール未満、特に〇・五ヘクタール以下の零細農家の減少がいちぢるしい。㈡これと対照的に一・五ヘクタール以上層は増加傾向をたどり、特に二ヘクタール以上層は着実に増加しつづけた。㈢全体としてみると、一・五ヘクタールを基軸として、これ以下の階層は全般的に減少し、これ以上の階層が増加する傾向を示している。前者の傾向は中下層農の全般的落層、ことに零細兼業農家の挙家離農を内容としている。後者の傾向は若干の富裕農の増加をふくんではいるが、上層農家一般の資本家的経営への発展を示すものとはいえない。

専兼業別農家数

一九六〇年いらいの統計（第94表）は一貫して農家兼業化のはげしい進行を物語っている。資本主義的労働市場の拡大にともなう農家労働力の商品化がその基調をなしたことはいうまでもない。六五年において兼業農家は全体の八割、そのなかで第二種兼業農家が過半を占めるにいたった。

兼業種類別従事者数

右の兼業従事者を全国の一種農家（都府県で〇・五ヘクタール、北海道で一ヘクタール以上耕作農家）についてみると第95表のとおりである。すなわち一九六五年で「雇われ兼業」に従事する者が兼業従事者総数四七〇万人中八割近くに達し、そのうち恒常的勤務者が半数以上を占めている。

第93表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

		総　数	0.5 ha未満	0.5～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2 ha以上
農家数（千戸）	1960年12月	5,756	2,211	1,887	1,010	410	238
	61. 12	5,683	2,172	1,856	999	409	246
	62. 12	5,613	2,106	1,846	986	421	254
	63. 12	5,542	2,058	1,816	982	424	261
	64. 12	5,468	2,020	1,789	968	423	268
	65. 12	5,386	1,995	1,735	954	426	276
構成比（%）	1960年12月	100.0	38.4	32.8	17.5	7.1	4.1
	61. 12	100.0	38.2	32.7	17.6	7.2	4.3
	62. 12	100.0	37.7	32.9	17.6	7.5	4.5
	63. 12	100.0	37.1	32.8	17.7	7.7	4.7
	64. 12	100.0	36.9	32.7	17.7	7.7	4.9
	65. 12	100.0	37.0	32.2	17.7	7.9	5.1
対前年増減（千戸）	1961年12月	−73	−39	−31	−11	− 1	+ 8
	62. 12	−70	−66	−10	−13	+12	+ 8
	63. 12	−71	−48	−30	− 4	+ 3	+ 7
	64. 12	−74	−38	−27	−14	− 1	+ 7
	65. 12	−82	−25	−54	−14	+ 3	+ 8

〔備考〕 1） 農家数，100単位四捨五入のため，総数は必ずしも一致しない。以下同じ。
2） 1964年度以降の農家分類は1種農家，2種農家とされ，2種農家は経営耕地規模別農家数から除外されているが，本表では0.5 ha未満層に含めた。
3） 資料は農林省統計調査部，昭和40年度「農業調査結果報告書」―総括編による。

第94表 専兼業別農家数の推移（全国） 単位：1,000戸

	総数	専業	兼業		
			総数	第1種兼業	第2種兼業
1960年12月	5,985	1,853	4,132	1,890	2,242
	(100.0)	(30.9)	(69.1)	(31.6)	(37.5)
61. 12	5,906	1,613	4,292	1,899	2,394
	(100.0)	(27.3)	(72.7)	(32.2)	(40.5)
62. 12	5,829	1,503	4,326	1,945	2,381
	(100.0)	(25.8)	(74.2)	(33.4)	(40.8)
63. 12	5,750	1,379	4,371	1,951	2.420
	(100.0)	(24.0)	(76.0)	(33.9)	(42.1)
64. 12	5,667	1,212	4,455	1,965	2,490
	(100.0)	(21.4)	(78.6)	(34.7)	(43.9)
65. 12	5,576	1,149	4,428	1,934	2,494
	(100.0)	(20.6)	(79.4)	(34.7)	(44.7)

〔備考〕 1） カッコ内は構成比。
2） 資料は前掲に同じ。

第95表 兼業種類別農家数とその従事者数（一種農家，全国）

		総数	雇われ兼業				自営兼業
			総数	恒常的勤務者	季節出稼	人夫・日雇	
農家数（千戸）	1964年12月	2,221	1,771	993	173	605	450
		(100.0)	(79.7)	(44.7)	(7.8)	(27.2)	(20.3)
	65年12月	2,357	1,862	1,022	171	670	495
		(100.0)	(79.0)	(43.4)	(7.2)	(28.4)	(21.0)
	対前年増減	136	91	29	−2	65	—
従事者数（千人）	1964年12月	4,572	3,545	1,980	254	1,312	1,028
		(100.0)	(77.5)	(43.3)	(5.6)	(28.7)	(22.5)
	65年12月	4,671	3,559	2,016	235	1,309	1,113
		(100.0)	(76.2)	(43.2)	(5.0)	(28.0)	(23.8)
	対前年増減	99	14	36	−19	−8	—

〔備考〕 1） 1965年自営兼業は調査範囲一部変更のため1964年に連続しない。
2） カッコ内は構成比。
3） 鹿児島県奄美群島を除く。
4） 資料は前掲に同じ。

兼業農家一戸につき約二人の賃労働者その他の勤労者がいることになる。なお、二種農家（一種以外の農家）の総戸数は六五年で一七三万戸であるが、このうち「他産業への雇われ兼業」が一二〇万戸、そのなかで恒常的勤務者のいる農家が七割を超えている。

農業従事者と兼業従事者　第96表によれば、一六歳以上の就業年齢に達した人口は年々減少し、六五年にはさらに四五万人も減って二〇四五万人となった。このうち農業従事者は一五二四万人、農業と兼業の両方に従事する者をふくむ兼業従事者は七七二万となった。最近の顕著な傾向は、農業従事者特に農業専従者が減少し、兼業従事者特に兼業専従者が増加しつつあることである。

最後に基幹的農業従事者を男女別年齢別にみると（第97表）次の諸点が指摘される。㈠一九六一年からの四年間に農業従事者数は九七万人減少して一〇〇四万人となった。㈡一九～二九歳の青少年層はますます減少してその比重を低め、その対極にある五〇歳以上の高年齢層の比重はいっそう大きくなった。㈢男子は各年齢層とも減少したが女子は高年齢層において増加し、女子の相対的比重は大きくなった。以上により全体として農業従事者の老齢化・女性化という数年来の傾向はますます顕著になっている。

第96表　農家の就業状態別人口（全国）　　単位：1,000人

		総数	農業従事者				兼業専従	無就業
			総数	農業専従	農業が主	兼業が主		
実数	1961年12月	21,515	16,529	11,204	1,794	3,530	1,994	2,992
	62. 12	21,270	16,398	11,014	1,823	3,561	1,890	2,983
	63. 12	21,026	16,199	10,619	1,867	3,713	1,802	3,025
	64. 12	20,884	15,888	10,039	2,000	3,849	1,777	3,219
	65. 12	20,446	15,239	9,359	2,066	3,808	1,847	3,362
構成比（%）	1961年12月	100.0	76.8	52.1	8.3	16.4	9.3	13.9
	62. 12	100.0	77.1	51.8	8.6	16.7	8.9	14.0
	63. 12	100.0	77.0	50.5	8.9	17.7	8.6	14.4
	64. 12	100.0	76.1	48.1	9.6	18.4	8.5	16.4
	65. 12	100.0	74.5	45.8	10.1	18.7	9.0	16.4
対前年増減	1962年12月	−245	−131	−190	+ 29	+ 31	−104	− 9
	63. 12	−244	−199	−395	+ 44	+152	− 88	+ 42
	64. 12	−142	−311	−580	+133	+136	− 25	+194
	65. 12	−438	−649	−680	+ 66	− 41	+ 70	+143

〔備考〕 1） 16歳以上の世帯員を示す。
2） 資料は前掲に同じ。

第97表 年齢別男女別基幹的農業従事者数（全国） 単位：1,000人

			総数	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
実数	総数	1961年12月	11,014	343	2,014	2,739	2,181	1,938	1,800
			(100.0)	(3.1)	(18.3)	(24.9)	(19.8)	(17.6)	(16.3)
		62. 12	11,158	305	1,876	2,822	2,296	2,019	1,841
			(100.0)	(2.7)	(16.8)	(25.3)	(20.6)	(18.1)	(16.5)
		63. 12	10,883	256	1,674	2,743	2,296	2,022	1,892
			(100.0)	(2.4)	(15.4)	(25.2)	(21.1)	(18.6)	(17.3)
		64. 12	10,255	213	1,450	2,589	2,242	1,954	1,808
			(100.0)	(2.1)	(14.1)	(25.2)	(21.9)	(19.1)	(17.6)
		65. 12	10,042	202	1,294	2,457	2,252	1,956	1,884
			(100.0)	(2.0)	(12.9)	(24.5)	(22.4)	(19.5)	(18.7)
	男	1961年12月	4,967	158	791	1,064	822	941	1,190
			(100.0)	(3.2)	(15.9)	(21.4)	(16.6)	(18.9)	(24.0)
		62. 12	4,859	150	713	1,086	841	927	1,143
			(100.0)	(3.1)	(14.7)	(22.3)	(17.3)	(19.1)	(23.5)
		63. 12	4,630	133	620	1,027	827	883	1,140
			(100.0)	(2.9)	(13.4)	(22.2)	(17.9)	(19.0)	(24.6)
		64. 12	4,359	115	530	951	804	850	1,109
			(100.0)	(2.6)	(12.2)	(21.8)	(18.4)	(19.5)	(25.5)
		65. 12	4,215	115	462	894	806	815	1,123
			(100.0)	(2.7)	(11.0)	(21.2)	(19.1)	(19.3)	(26.7)
	女	1961年12月	6,047	185	1,223	1,675	1,359	997	610
			(100.0)	(3.1)	(20.2)	(23.7)	(22.5)	(16.5)	(10.0)
		62. 12	6,300	155	1,163	1,736	1,455	1,092	699
			(100.0)	(2.5)	(18.5)	(27.6)	(23.1)	(17.3)	(11.0)
		63. 12	6,253	123	1,054	1,716	1,469	1,139	752
			(100.0)	(2.0)	(16.9)	(27.4)	(23.5)	(18.2)	(12.0)
		64. 12	5,896	98	920	1,638	1,438	1,104	699
			(100.0)	(1.7)	(15.6)	(27.8)	(24.4)	(18.7)	(11.8)
		65. 12	5,829	87	832	1,563	1,446	1,141	761
			(100.0)	(1.5)	(14.3)	(26.8)	(24.8)	(19.6)	(13.0)
対前年増減	総数	1962年12月	145	−38	−138	83	115	81	42
		63. 12	−276	−49	−202	− 79	0	3	50
		64. 12	−628	−43	−224	−154	−54	−68	−84
		65. 12	−212	−11	−156	−132	10	2	76
	男	1962年12月	−108	− 8	− 78	22	19	−14	−47
		63. 12	−229	−17	− 93	− 59	−24	−44	− 3
		64. 12	−271	−18	− 90	− 76	−13	−33	−31
		65. 12	−144	0	− 68	− 57	2	−35	14
	女	1962年12月	253	−30	− 60	61	96	95	89
		63. 12	− 47	−32	−109	− 20	14	47	53
		64. 12	−357	−25	−134	− 78	−31	−35	−53
		65. 12	− 67	−11	− 88	− 75	8	37	62

〔備考〕 資料は前掲に同じ。

2　農家人口の移動

農家人口の減少

一九六四年の年度始め農家人口は三〇八〇万人で、六五年のそれは三〇〇三万人であったから、六四年一ヵ年で七七万人（二・五〇％）の純減少であった（本年鑑第三七集一六四頁）。右は農林省の農家就業動向調査の結果であるが、同じ調査によれば、六五年一ヵ年で七四万人（二・四五％）の純減少を来たした。すなわち、この一ヵ年で、転入・出生などによって増加した人口は八〇万人、転出・死亡などによって減少した人口が一五四万人で、差引き七四万人の純減少となったわけである。純減少の実数および減少率は六四年を若干下まわっている。これを男女別にみれば、純減少数では男子が女子をわずかながら上まわっている。

農家人口の年齢別性別形態別移動

七四万人の純減少数を移動形態別に観察すると、社会的移動では七八万人の純減少、これにたいし自然的移動では四万人の純増加となっている。この社会的移動をさらに詳細にみると（第98表）、「離職転入—就職転出」による純減少がもっとも大きく、社会的移動による純減少人口の四〇％を占めている。これについで農家の増加—減少にともなうものが二六％を占め、以上両者で全体の三分の二に達している。したがって六五年における農家人口純減少の主因をなすものは、第一に農家世帯員の就職に

（単位：1,000人，％）

	女						就職前の就業状態別			男の世帯上の地位別		
うち新卒	総数	19歳以下	20～24歳	25～34歳	35歳以上	うち新卒	農業が主	自営業が主	家事・その他・通学	世帯主	あとつぎ	その他
273.3	425.4	312.9	48.3	29.4	34.8	266.1	247.3	34.5	652.0	78.6	186.0	243.8
256.9	412.4	294.9	52.7	31.5	33.3	256.0	237.2	22.9	629.7	75.9	175.1	226.8
273.0	411.5	315.8	41.0	24.6	30.3	289.2	172.9	26.5	650.9	59.6	157.8	221.5
29.3	45.6	33.5	5.2	3.1	3.7	28.5	26.5	3.7	69.8	(15.5)	(36.6)	(48.0)
28.9	46.3	33.1	5.9	3.5	3.7	28.8	26.6	2.6	70.7	(15.9)	(36.6)	(47.5)
32.1	48.4	37.1	4.8	2.9	3.6	34.0	20.3	3.1	76.6	(13.6)	(36.0)	(50.5)
△16.4	△13.0	△18.0	4.4	2.1	△ 1.5	△10.1	△10.1	△11.6	△22.3	△ 2.7	△10.9	△17.0
16.1	△ 0.9	20.9	△11.7	△ 6.9	△ 3.0	33.2	△64.3	3.6	21.2	△16.3	△17.3	△ 5.3
△ 6.0	△ 3.1	△ 5.8	9.1	7.1	△ 4.3	△ 3.8	△ 4.1	△33.6	△ 3.4	△ 3.4	△ 5.9	△ 7.0
6.3	△ 0.2	7.1	△22.2	△21.9	△ 9.0	13.0	△27.1	15.7	3.4	△21.5	△ 9.9	△ 2.3
—	4.04	25.07	7.46	1.46	0.45	—	1.70	2.15	10.63	1.49	8.55	14.64

とも同じ）。
る（それぞれ各区分ごとに算出）。（以下，各表とも同じ）。
口」を用いたが，分子には「14歳＋15～19歳の就職者数」を用いているから注意されたい。

第98表 農家人口の男女年齢別移動形態別純増減数（1965年・全国） 単位：1,000人

		総数	社会的移動							自然的移動
			離職転入 就職転出	勤務者の 転入転出	家族の 転入転出	縁故による 転入転出	その他の 転入転出	農家の増減にともなうもの	計	出生 死亡
男	総数	△ 369.4	△ 167.2	△ 30.7	△ 4.1	△ 11.1	△ 77.5	△ 94.3	△ 384.9	15.5
	14歳以下	95.4	△ 19.2	0.0	△ 2.2	0.8	△ 11.2	△ 25.3	△ 57.1	152.6
	15～19歳	△ 196.2	△ 138.8	△ 1.2	△ 0.5	△ 0.7	△ 42.8	△ 10.7	△ 194.7	△ 1.5
	20～24歳	△ 30.9	△ 5.4	△ 11.8	△ 0.1	△ 2.4	△ 3.5	△ 6.4	△ 29.4	△ 1.5
	25～29歳	△ 37.6	△ 1.5	△ 12.2	△ 0.6	△ 7.3	△ 10.6	△ 3.7	△ 35.9	△ 1.7
	30～34歳	△ 17.9	△ 0.5	△ 3.6	△ 0.3	△ 1.4	△ 5.5	△ 4.8	△ 16.1	△ 1.8
	35～59歳	△ 59.0	△ 2.3	△ 2.1	△ 0.6	△ 0.1	△ 2.9	△ 26.6	△ 34.6	△ 24.4
	60歳以上	△ 123.4	0.3	0.1	0.0	—	△ 0.9	△ 16.6	△ 17.1	△ 106.3
女	総数	△ 367.1	△ 142.8	△ 2.8	△ 6.2	△ 88.5	△ 42.3	△ 110.2	△ 392.8	25.7
	14歳以下	90.7	△ 24.6	△ 0.4	△ 2.0	1.2	△ 4.2	△ 26.2	△ 56.2	146.9
	15～19歳	△ 165.7	△ 123.1	1.4	△ 0.1	△ 5.8	△ 26.8	△ 10.5	△ 164.9	△ 0.8
	20～24歳	△ 67.4	7.8	△ 1.6	△ 1.6	△ 62.8	△ 2.3	△ 6.0	△ 66.5	△ 0.9
	25～29歳	△ 30.0	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.3	△ 17.9	△ 4.0	△ 3.6	△ 28.8	△ 1.2
	30～34歳	△ 11.7	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 2.8	△ 0.6	△ 6.3	△ 10.9	△ 0.8
	35～59歳	△ 63.2	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.1	△ 0.5	△ 4.3	△ 37.8	△ 46.2	△ 17.0
	60歳以上	△ 120.1	0.2	△ 0.1	0.2	0.0	△ 0.3	△ 19.6	△ 19.6	△ 100.5

〔備考〕 1） △印は減少を示す。
2） 資料は農林省統計調査部，昭和40年「農家就業動向調査報告書」（1966年10月）による。

第99表 農家世帯員の他産業への就職状況（全国）

		男女年齢別										
		総数						男				
		総数	19歳以下	20～24歳	25～34歳	35歳以上	うち新卒	総数	19歳以下	20～24歳	25～34歳	35歳以上
実数（○○人）	1963年 ①	933.8	620.1	109.3	98.5	106.0	539.4	508.4	307.2	61.0	69.0	71.3
	1964年 ②	890.1	586.5	105.9	91.4	106.2	512.9	477.8	291.8	53.2	60.0	72.8
	1965年 ③	850.2	608.0	84.1	70.5	87.8	562.2	438.8	292.2	43.2	45.9	57.5
構成比（%）	1963年	100.0	66.4	11.7	10.6	11.3	57.8	54.4	32.9	6.5	7.3	7.7
	1964年	100.0	65.9	11.9	10.3	11.9	57.6	53.7	32.8	6.0	6.7	8.2
	1965年	100.0	71.5	9.9	8.3	10.3	66.1	51.6	34.4	5.1	5.4	6.8
対前年増減	実数（1,000人） ②-①	△43.7	△33.6	△ 3.4	△ 7.1	0.2	△26.5	△30.6	△15.4	△ 7.8	△ 9.0	1.5
	③-②	△39.9	21.5	△21.8	△20.9	△18.4	49.3	△39.0	0.4	△10.0	△14.1	△15.3
	比率（%） ②-①/①	△ 4.7	△ 5.4	△ 3.1	△ 7.2	0.2	△ 4.9	△ 6.0	△ 5.0	△12.8	△13.0	2.1
	③-②/②	△ 4.5	3.7	△20.6	△22.9	△17.3	9.6	△ 8.2	0.1	△18.8	△23.5	△21.0
1965年就職率		4.85	23.96	9.30	2.57	0.77	—	5.96	22.87	12.17	4.40	1.23

〔備考〕 1） 構成比のうち「男の世帯上の地位別」は男の総数に対する比率である（以下，各表
2） 「就職率」とは，勤務者を除く15歳以上の年度始め人口に対する就職者数の比率であ
なお，「19歳以下」の就職率算出の際の分母には「勤務者を除く15～19歳の年度始め人
3） 資料は前掲に同じ。

よる転出、第二に農家の減少にもとづく世帯員の減少、ということができる。

つぎに同じ表によって性別年齢別移動形態別に農家人口の移動をみると、一四歳以下層では出生による増加がふくまれているので男女ともに自然的移動による純増加数が社会的移動による純減少数を大きく上まわっている。これにたいし一五歳以上になると各層各形態ともほとんど純減少を示している。そのなかでもっとも多いものは一五～一九歳層の男女とも「離職転入―就職転出」によるもの、二〇～二九歳の男子では「勤務者の転入―転出」、同じ層の女子では「縁事による転入―転出」によるものなどである。また同じくこれ以上の年齢層では、三〇～三四歳の男子では「その他の転入―転出」によるもの、同じ層の女子では「農家の増加―減少にともなうもの」、三五～五九歳層では男女とも「農家の増加―減少にともなうもの」、そして六〇歳以上層では「死亡」によるものがもっとも多い。

3　農家世帯員の就職状況

減少した就職者数

農家世帯員で農業以外の産業に就職した者の数は一九六五年八五万人（就職率五％）で、前年にくらべ若干減少した（第99表）。他産業就職者数は農村労働力の涸渇を反映して一九六三年いらい減少傾向をたどっているが、とくに六四、六五年は経済不況の影響をうけて基幹的農業労働力の農外流出は鈍化し、農業以外の勤務を主としている世帯員の職業移動も鈍化したものと見られる。

つぎに就職者数を年齢別にみると、一九歳以下層がもっとも多く（七二％）、ついで二〇～二四歳層（一〇％）と若年層が圧倒的に多い。また就職者中における学校新卒者は五六万人（六六％）で、一九歳以下の就職者数の大部分（九〇％以上）を占めている。つぎにこれを就職前の就業状態別にみると、当然のことながら「家事・通学その他」の非就業者が圧倒的に多く、「農業が主」たる従業者がこれについでいる。年次別にみると、後者の農業従事者の就職数が減り、非就業者のそれが増加している。

つぎに農家世帯員の就職状況を就職形態別にみると第100表のとおりである。まず、就職のために家を離れた「就職転出」と家から通勤を始めた「在宅就職」に分けてみると、一九六五年においては後者がやや多い。しかし前年にたいする増減をみると、両者とも減少しているが、「在宅就職」の減少率が「就職転出」の減少率より大きいことが注目をひく。なお「就職転出」のうちでは当然のことながら新卒者が圧倒的部分を占めており、「在宅就職」でも新卒者が過半を占めている。また男子就職者を世帯上の地位別にみると、「世帯主」が全体の一四％、「あとつぎ」が三六％で、「その他」の者が五一％と最多数をしめている。このなかで、前年にくらべると「世帯主」の減少がいちじるしい。

農家世帯員の就職した産業

最後に農家世帯員がどのような産業部門に就職したかをみよう（第101表）。

㈠一九六五年においては、前年と同様に、「第一次」産業に就職した者はごくわずかで、これと対照的に「第二次」産業への就職者がもっとも多く全体の過半を占め、「第三次」産業がこれについでい

第100表　農家世帯員の就職形態別就職者数（全国）

（単位：1,000人，％）

		総数		男女別				就職前の就業状態別			男の世帯上の地位別		
		総数	うち新卒	男		女		農業が主	自営業が主	家事・通学・その他	世帯主	あとつぎ	その他
				総数	うち新卒	総数	うち新卒						
実数（一，〇〇〇人）	就職転出 1963年①	439.2	323.1	236.6	167.2	202.6	156.0	56.8	16.5	366.0	10.6	69.4	156.5
	就職転出 1964年②	414.7	304.6	220.5	156.3	194.2	148.2	53.9	8.5	352.3	10.1	67.1	143.3
	就職転出 1965年③	410.5	322.4	216.2	164.5	194.3	157.9	41.7	12.2	356.7	8.8	64.2	143.3
	在宅就職 1963年④	494.6	216.2	271.8	106.1	222.8	110.1	190.5	18.1	286.0	68.0	116.6	87.3
	在宅就職 1964年⑤	475.6	208.4	257.3	100.5	218.3	107.8	183.6	14.4	277.5	65.8	108.1	83.4
	在宅就職 1965年⑥	439.7	239.8	222.5	108.5	217.2	131.3	131.3	14.3	294.2	50.8	93.5	78.2
構成比（％）	就職転出 1963年	100.0	73.6	53.9	38.1	46.1	35.5	12.9	3.8	83.3	(4.5)	(29.3)	(66.1)
	就職転出 1964年	100.0	73.5	53.2	37.7	46.8	35.7	13.0	2.0	85.0	(4.6)	(30.4)	(65.0)
	就職転出 1965年	100.0	78.5	52.7	40.1	47.3	38.5	10.2	3.0	86.9	(4.1)	(29.7)	(66.3)
	在宅就職 1963年	100.0	43.8	55.0	21.5	45.1	22.3	38.5	3.7	57.8	(25.0)	(42.9)	(32.1)
	在宅就職 1964年	100.0	43.8	54.1	21.1	45.9	22.7	38.6	3.0	58.3	(25.6)	(42.0)	(32.4)
	在宅就職 1965年	100.0	54.5	50.6	24.7	49.4	29.9	29.9	3.3	66.9	(22.8)	(42.0)	(35.1)
対前年増減	転出 実数③－②	△ 4.2	17.8	△ 4.3	8.2	0.1	9.7	△12.2	3.7	4.4	△ 1.3	△ 2.9	—
	転出 比率（③－②）／②	△ 1.0	5.8	△ 2.0	5.2	0.1	6.5	△22.6	43.5	1.2	△12.9	△ 4.3	—
	在宅 実数⑥－⑤	△35.9	31.4	△34.8	8.0	△ 1.1	23.5	△52.3	△ 0.1	16.7	△15.0	△14.6	△ 5.2
	在宅 比率（⑥－⑤）／⑤	△ 7.5	15.1	△13.5	8.0	△ 0.5	21.8	△28.5	△ 0.7	6.0	△22.8	△13.5	△ 6.2
1965年・在宅就職率		51.7	42.7	50.7	39.7	52.8	45.4	75.9	54.0	45.2	85.2	59.3	35.3

〔備考〕 1）「在宅就職率」とは就職者数のうち「在宅就職」の占める比率である。
2）構成比のうち，男女別の「うち新卒」の比率は，「就職転出」「在宅就職」それぞれの「総数」に対する比率であるから注意されたい。
3）資料は前掲に同じ。

（単位：1,000人・%）

業 金属	業 機械	業 その他	業 小計	卸売小売業	金融不動産業	運輸通信業	電気ガス水道業	サービス業 農協など	サービス業 その他	公務	不詳	第1次産業	第2次産業	第3次産業
36.8	104.9	31.0	400.0	142.5	16.7	53.6	8.5	18.5	121.9	35.7	9.2	26.2	501.0	397.4
35.6	110.5	32.7	385.3	131.5	20.1	53.6	5.8	18.4	116.4	36.1	6.1	20.2	482.0	381.9
30.9	91.8	32.8	349.1	136.1	22.8	49.1	7.5	20.2	119.1	38.3	5.3	17.2	434.8	393.1
3.9	11.2	3.3	42.8	15.3	1.8	5.7	0.9	2.0	13.1	3.8	1.0	2.8	54.2	43.0
4.0	12.4	3.7	43.3	14.8	2.3	6.0	0.7	2.1	13.1	4.1	0.7	2.3	54.5	43.2
3.6	10.8	3.9	41.1	16.0	2.7	5.8	0.9	2.4	14.0	4.5	0.6	2.0	51.5	46.5
△ 1.2	5.6	1.7	△14.7	△11.0	3.4	—	△ 2.7	△ 0.1	△ 5.5	0.4	△ 3.1	△ 6.0	△19.0	△15.5
△ 4.7	△18.7	0.1	△36.2	4.6	2.7	△ 4.5	1.7	1.8	2.7	2.2	△ 0.8	△ 3.0	△47.2	11.2
△ 3.3	5.3	5.5	△ 3.7	△ 7.7	20.4	—	△31.8	△ 0.5	△ 4.5	1.1	△33.7	△22.9	△ 3.8	△ 3.9
△13.2	△16.9	0.3	△ 9.4	3.5	13.4	△ 8.4	29.3	9.8	2.3	6.1	△13.1	△14.9	△ 9.8	2.9
25.1	62.4	19.2	174.1	49.9	9.3	35.4	5.9	7.6	37.7	24.4	3.6	13.0	251.9	170.2
5.7	29.4	13.6	175.0	86.2	13.5	13.7	1.6	12.5	81.4	13.9	1.6	4.2	182.9	222.8
5.7	14.2	4.4	39.7	11.4	2.1	8.1	1.3	1.7	8.6	5.6	0.8	3.0	57.9	39.1
1.4	7.1	3.3	42.5	20.9	3.3	3.3	0.4	3.0	19.8	3.4	0.4	1.0	44.6	54.4
23.2	74.8	22.4	255.8	93.2	18.5	31.6	5.8	10.9	79.8	26.3	2.8	3.9	289.7	266.1
7.7	17.0	10.4	93.3	42.9	4.3	17.5	1.7	9.3	39.3	12.0	2.5	13.3	145.1	127.0
4.1	13.3	4.0	45.5	16.6	3.3	5.6	1.0	1.9	14.2	4.7	0.5	0.7	51.8	47.6
2.7	5.9	3.6	32.4	14.9	1.5	6.1	0.6	3.2	13.6	4.2	0.9	4.7	50.8	44.5

100としたものである。なお，第3次産業には「公務」を含む。

る。㈢六五年を前年と比較すると、「第二次」産業への就職の減少がめだっているのにたいし、「第三次」産業への就職はむしろ増加した。六五年の経済不況のなかにあって、労働市場の構成が工業部門から流通・サービス部門へ若干重心を移動させたことの反映であろう。㈢産業別にみると、製造業がもっとも多く（四一%）、ついで卸小売業、サービス業、建設業の順となっており、以上の四者で全体の八割を占めている。製造業のなかでは繊維・機械が多い。㈣六五年は前年にくらべ製造業の減少がめだち、特に機械、金属、建設、繊維の減少が大きい。

なお、他産業から離職した農家世帯員についてみると、一九六五年における離職者総数は二三万人で、就職者総数八五万人の二七%に相当する。六四年の総離職者数が前年にくらべ九%増加し経済不況の深刻な影響を示したのにたいし、六五年は不況下にかかわらず離職者は増えず、逆に七%の減少となっている点が注目をひく。

4　出かせぎ移動

出かせぎ関係の資料

農林省の規定によれば、「出かせぎ」とは農家世帯員が「一～六ヵ月の予定で家を離れてよそで働くこと」を言い、六ヵ月以上の予定期間の場合は「就職転出者」として取扱われる。前掲昭和四〇年「農家就業動向調査報告書」は、特に昭和三八～四〇年の出かせぎ移動について詳細な調査結果を発表し、また他の調査による参考資料をも併録している

第101表　農家世帯員の就職先の就業産業種類別就職者数（全国）

			総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造 食料品	製造 繊維	製造 木材	製造 化学
総数	実数（一〇〇〇人）	総数1963年 ①	933.8	7.4	14.0	4.8	6.6	94.4	36.3	121.9	27.8	41.4
		1964年 ②	890.1	5.9	9.1	5.2	6.4	90.3	31.9	112.4	25.2	37.2
		1965年 ③	850.2	4.2	7.9	5.1	4.3	81.4	31.6	102.6	22.3	37.1
	構成比（%）	1963年	100.0	0.8	1.5	0.5	0.7	10.1	3.9	13.1	3.0	4.4
		1964年	100.0	0.7	1.0	0.6	0.7	10.1	3.6	12.6	2.8	4.2
		1965年	100.0	0.5	0.9	0.6	0.5	9.6	3.7	12.1	2.6	4.4
	対前年増減 実数（1,000人）	②-①	△43.7	△ 1.5	△ 4.9	0.4	△ 0.2	△ 4.1	△ 4.4	△ 9.5	△ 2.6	△ 4.2
		③-②	△39.9	△ 1.7	△ 1.2	△ 0.1	△ 2.1	△ 8.9	△ 0.3	△ 9.8	△ 2.9	△ 0.1
	比率（%）	②-①/①	△ 4.7	△20.3	△35.0	8.3	△ 3.0	△ 4.3	△12.1	△ 7.8	△ 9.4	△10.1
		③-②/②	△ 4.5	△28.8	△13.2	△ 1.9	△32.8	△ 9.9	△ 0.9	△ 8.7	△11.5	△ 0.3
男女別（一九六五年）	実数	男	438.8	2.2	6.7	4.1	3.3	74.5	15.7	14.0	15.3	22.4
		女	411.5	2.0	1.2	1.0	1.0	6.9	16.0	88.6	7.0	14.7
	構成比	男	100.0	0.5	1.5	0.9	0.8	17.0	3.6	3.2	3.5	5.1
		女	100.0	0.5	0.3	0.2	0.2	1.7	3.9	21.5	1.7	3.6
新卒・新卒以外別（一九六五年）	実数	新卒	562.2	1.2	0.7	2.0	0.9	33.0	19.2	80.5	10.0	25.7
		新卒以外	288.0	3.0	7.2	3.1	3.4	48.4	12.4	22.1	12.3	11.4
	構成比	新卒	100.0	0.2	0.1	0.4	0.2	5.9	3.4	14.3	1.8	4.6
		新卒以外	100.0	1.0	2.5	1.1	1.2	16.8	4.3	7.7	4.3	4.0

〔備考〕 1) 第1次～第3次産業には「不詳」を除いてあり，構成比は「不詳」を除いた総数を
2) 資料は前掲に同じ。

ので、近年問題になっている出かせぎについてのもっともまとまった官庁資料ということができる。

「出かせぎ」が一個の社会問題として論議され出したのは一九六一年以降で、日本経済の急速な発展にともないそれが急増してからである。右の農林省の統計もようやく六三年ころより整備されたのであるが、「出かせぎ」を一～六ヵ月の労働予定期間に限定して三〇万前後という統計を公表しているが、民間では実際の出かせぎ者の数は一〇〇万に達するという主張もある。官庁資料以外のものとしては次の諸文献を参照されたい。日本社会党農漁民局編「出稼ぎ・いびり出される農民」、美土路達雄「出稼ぎ」（日本経済新聞社）、長沢憲正「出稼増加の意味するもの」（御茶の水書房、「日本農業年報」第一四集所収）。以下、右の官庁統計によって要点を記述しよう。

出かせぎ者数

一九六五年中に農家を離れた出かせぎ者総数は二三万人で、これは勤務者を除く年度始め農家人口の一・三%に当たっている（第102表）。六三年の三〇万人にたいし、六四年は若干は減少を示し、六五年はさらに大幅に減少した。出かせぎ者の九三%は男子であり、年齢的には三五歳以上の壮年層が全体の約半数を占め、若年層は少ない。出かせぎ前の就業状態をみると、農業を主とする者が圧倒的に多く、勤務を主とする者は全体の約一割にすぎない。男子出かせぎ者の世帯上の地位をみると、「世帯主」がもっとも多く全体の半ばを占め、「あとつぎ」がこれについで全体の四三%前後を占めている。以上を要約すると、出かせぎ者は主として男子の壮年以上の高年齢者で、その大部分は農業を主として働いている農家の主人かその後継者である。六三年いらい、出かせぎ者総数は減少し、出かせぎ率は低下する傾向にある。

第102表　出かせぎ者数（全国）　　（単位：1,000人・%）

		総数	出かせぎ前の就業状態別				男の世帯上の地位別		
			農業が主	自営業が主	勤務が主	家事・その他	世帯主	あとつぎ	その他
実数（○○人）	1963年 ①	298.1	222.1	30.2	30.0	15.8	130.8	117.1	28.4
	1964年 ②	286.6	226.1	18.1	28.6	13.9	132.1	112.3	21.0
	1965年 ③	230.2	185.8	13.4	23.6	7.4	105.6	92.2	15.2
構成比（%）	1963年	100.0	74.5	10.1	10.1	5.3	(47.3)	(42.4)	(10.3)
	1964年	100.0	78.9	6.3	10.0	4.8	(49.8)	(42.3)	(7.9)
	1965年	100.0	80.7	5.8	10.3	3.2	(49.6)	(43.3)	(7.1)
対前年増減	実数（1,000人）②-① ④	△11.5	4.0	△12.1	△ 1.4	△ 1.9	1.3	△ 4.8	△ 7.4
	実数（1,000人）③-② ⑤	△56.4	△40.3	△ 4.7	△ 5.0	△ 6.5	△26.5	△20.1	△ 5.8
	比率（%）④/①	△ 3.9	1.8	△40.1	△ 4.7	△12.0	1.0	△ 4.1	△26.1
	比率（%）⑤/②	△19.7	△17.8	△26.0	△17.5	△46.8	△20.1	△17.9	△27.6
出かせぎ率（%）	1963年	1.65	2.05	2.48	0.83	0.26	3.11	6.15	1.85
	1964年	1.61	2.14	1.48	0.75	0.23	3.21	5.95	1.40
	1965年	1.31	1.82	1.09	0.59	0.12	2.64	5.00	1.00

〔備考〕 1)　「出かせぎ率」とは，勤務者を除く15歳以上の年度始め人口に対する出かせぎ者数の比率である（それぞれ各区分ごとに算出）。なお，勤務者の中には，ふだん日雇などに出るものも含まれており，そのようなものが出かせぎに出ることがあるが，その数が少ないので（年度始めの勤務者数に対して0.6%），便宜上，出かせぎ率算出の分母には勤務者全部を除いたものを用いた（以下，各表とも同じ）。

2)　「19歳以下」の年齢層の出かせぎ率算出の際の分母には「勤務者を除く15～19歳の年度始め人口」を用いたが，分子には「14歳＋15～19歳の出かせぎ者数」を用いた（以下各表とも同じ）。

3)　「勤務が主」の出かせぎ率だけは15歳以上の年度始め勤務者数に対する出かせぎ者数の比率である（以下，各表とも同じ）。

4)　構成比のうち（　）内の数値は男子出かせぎ者総数に対する比率である（以下，各表とも同じ）。

5)　資料は前掲農林省，昭和40年「農家就業動向調査報告書」による。

第103表　出かせぎ先の産業種類（全国）　　（単位：1,000人・%）

		総数	農林漁業	建設業	食料品製造業	その他の製造業	卸売小売業	サービス業	その他
実数（○○人）	1963年 ①	298.1	40.4	173.0	37.7	19.5	10.7	8.5	8.3
	1964年 ②	286.6	29.9	161.0	38.5	28.8	9.5	7.9	11.2
	1965年 ③	230.2	25.6	123.3	37.0	21.4	8.0	6.7	8.3
構成比（%）	1963年	100.0	13.6	58.0	12.6	6.5	3.6	2.9	2.8
	1964年	100.0	10.4	56.2	13.4	10.0	3.3	2.8	3.9
	1965年	100.0	11.1	53.6	16.1	9.3	3.5	2.9	3.6
対前年増減	実数（1,000人）②-① ④	△11.5	△10.5	△12.0	0.8	9.3	△ 1.2	△ 0.6	2.9
	実数（1,000人）③-② ⑤	△56.4	△ 4.3	△37.7	△ 1.5	△ 7.4	△ 1.5	△ 1.2	△ 2.9
	比率（%）④/①	△ 3.9	△26.0	△ 6.9	2.1	47.7	△11.2	△ 7.1	34.9
	比率（%）⑤/②	△19.7	△14.4	△23.4	△ 3.9	△25.7	△15.8	△15.2	△25.9

〔備考〕 資料は前掲に同じ。

出かせぎ先の産業種類　第103表によると、出かせぎ者の過半数は土木建築などの建設業に働き、このほかは食品製造業その他の製造業や農林漁業となっている。出かせぎ者は社外工または臨時工としてこれらの産業、ことにその中小企業に働くのが普通であり、低賃金・劣悪労働条件を押しつけられている。

なお統計表はここにかかげないが、前記の農林省の報告によれば、出かせぎ先の地域は大都市（京浜・中京・京阪神など）に集中しており、また出かせぎ者の出身地は東北が過半を占め、北陸がこれについでいる。

5　農家子弟学卒者の動向

資料　「農家就業動向調査」の一環として、農林省は「農家子弟の新規学卒者の動向」を調査公表している。農家人口、ことに新規学卒者のはげしい農外流出が農業生産そのものに直接の大きな影響をあたえていると同時に、わが国産業の要求する労働力の供給源としての農家人口の重要性からしても、農家子弟の動向は注目に値いするものである。以下の記述は一九六七年三月に刊行された農林省統計調査部「農家子弟の新規学卒者の動向」（昭和四一年三月卒業者の八月末調査結果）によるものである。なお一九六二年までは「農林漁家就業動向調査」として、農家のほかに林漁家の人口移動もふくまれており、六三年以降の農家就業動向の統計とかならずしも接続しないので、累年統計の場合は六三年以降をとった。

農家子弟の卒業者数　第104表によれば、一九六六年三月に中学以上の学校を卒業した農家子弟の総数は一三五万人で前年とほぼ同数である。このうち「中卒」は八一万人（六〇％）、「高卒」は四九万人（三六％）、「その他」は五万人（三％）である。これを前年にくらべると「中卒」は九万人（一〇％）の減少を来たし、「高卒」は一〇万人（二〇％）の増加を示し、「その他」は変わらない。「中卒」の激減は戦後のいわゆるベビー・ブームの終熄によって一九五〇年度の出生数が大幅に減少したことによるが、この傾向はすでに六四年いらい進行していたものである。他方「高卒」の増加は、ベビー・ブームの頂点にあった一九四七年度出生者が六六年に卒業したからである（なお全国の中高卒総数中に占める農家子弟の割合をみると、一九六六年で「中卒」は三八％、「高卒」は三四％である）。

農家子弟の進学・就業状況　卒業後八月末現在における状況を、「進学」・「就業」・「家事その他」に分けて表示したものが第105表である。これによると——

(一)　「中卒」のうち「進学」は七〇％を占めて五七万人。「就業」は二八％で二三万人、「家事その他」はわずか一％にすぎない。前年にくらべ、「進学」が若干増加し、「就業」は逆に若干減少した。進学卒の上昇は一九六三年この調査によって把握されて以来の一貫した傾向である。

(二)　「高卒」の七一％は就業し、三五万の高卒労働力が労働市場に送りこまれた。「進学」は二五％で一二万人、「家事・その他」は二万人である。前年にくらべると、「進学」は四四％（四万人）、

第104表　農家子弟の卒業者総数

		総数	中学卒	高校卒 総数	高校卒 うち農高卒	その他卒
実数 (1,000人)	1963年3月卒①	1,281	940	308	47	33
	1964年 〃 ②	1,242	919	279	30	44
	1965年 〃 ③	1,338	898	394	42	47
	1966年 〃 ④	1,345	809	490	51	46
構成比 (%)	1963年 〃	100.0	73.4	24.0	(15.3)3.7	2.6
	1964年 〃	100.0	74.0	22.5	(10.8)2.4	3.5
	1965年 〃	100.0	67.1	29.4	(10.7)3.1	3.5
	1966年 〃	100.0	60.1	36.4	(10.4)3.8	3.4
対前年増減数 (1,000人)	②−① ④	△39	△21	△29	△17	11
	③−② ⑤	96	△21	115	12	3
	④−③ ⑥	7	△89	96	9	△ 1
対前年増減率 (%)	④／①	△3.0	△2.2	△9.4	△36.1	33.3
	⑤／②	7.7	△2.3	41.2	40.0	6.8
	⑥／③	0.5	△9.9	19.6	21.4	△2.2

〔備考〕 1)　「その他卒」とは大学，短大，各種学校の卒業者である。
2)　（　）内の数値は「高校卒」のうち「農高卒」の占める比率である。
3)　資料は農林省統計調査部「農家子弟の新規学卒者の動向」（1967年3月刊）による。

第105表　農家子弟学卒者の卒業後の状況

		総数 総数	総数 進学	総数 就業	総数 家事・その他	うち中卒 総数	うち中卒 進学	うち中卒 就業	うち中卒 家事・その他	うち高卒 総数	うち高卒 進学	うち高卒 就業	うち高卒 家事・その他
実数 (1,000人)	1963年3月①	1,281	639	608	35	940	576	347	17	308	59	234	15
	1964年3月②	1,242	661	553	28	919	601	304	14	279	55	214	11
	1964年3月③	1,338	696	608	34	898	608	276	14	394	84	293	17
	1965年3月④	1,345	695	614	36	809	569	229	11	490	121	347	22
構成比 (%)	1963年3月	100.0	49.8	47.5	2.7	100.0	61.3	36.8	1.9	100.0	19.3	76.0	4.9
	1964年3月	100.0	53.2	44.5	2.2	100.0	65.4	33.2	1.5	100.0	19.7	76.6	3.8
	1965年3月	100.0	52.0	45.4	2.6	100.0	67.7	30.8	1.5	100.0	21.3	74.3	4.4
	1966年3月	100.0	51.7	45.6	2.7	100.0	70.3	28.4	1.4	100.0	24.6	70.8	4.6
対前年増減数 (1,000人)	②-① ⑤	△39	22	△55	△ 7	△21	25	△43	△ 3	△29	△ 4	20	△ 4
	③-② ⑥	96	35	55	6	△21	7	△28	—	115	29	79	6
	④-③ ⑦	7	△ 1	6	2	△89	△39	△47	△ 3	96	37	54	5
対前年増減率 (%)	⑤／①	△ 3.0	3.4	△ 9.0	△20.0	△ 2.2	4.3	△12.4	△17.6	△ 9.4	△ 6.8	8.5	△26.7
	⑥／②	7.0	5.3	9.9	21.4	△ 2.3	1.2	△ 9.2	—	41.2	52.7	36.9	54.5
	⑦／③	0.5	△ 0.1	1.0	5.9	△ 9.9	△ 6.4	△17.0	△21.4	24.4	44.0	18.4	29.4

〔備考〕 1)　「就業」は就職したものと自家自営業（農業を含む）に従事しているものである。
2)　資料は前掲に同じ。

「就業」は四万人（一八％）と相当な増加を示した。このように「高卒」の大半は就業したのであるが、その就業率は年々低下し、逆に進学率は高まる一方である。

㈢　以上、中・高卒業者全体を通じてみると、いずれも進学者の卒業者中に占める比率は前年を上まわり、逆に就業者は下まわっている。にもかかわらず、卒業者総数の構成比で「進学」が前年を下まわっているのは、進学率の低い「高卒」の総数が増加し、進学率の高い「中卒」の総数が減少したため、総数としての進学率は低くなったからである。この同じ理由によって、「就業」が総体として前年を上まわるにいたった。

農家子弟学卒者の農業就業者　一九六六年八月末現在で、農家子弟学卒者中農業に就業したものは六万人（全体の五％）で、前年より五％ほど増えた。中・高卒別にみると、「中卒」の実数は二・七万人、その農業就業者総数中に占める比率は四四％で過半数を割っている。「高卒」の農業就業者は三・一万人、前年にくらべ三割近く増加した。農家に残る者の教育程度が上昇しつつある傾向を示しているが、六六年において始めて高卒者数が中卒者数を上まわったことは注目に値いする。また「あとつぎ」の農業就業者が増加しつつある傾向も注目される。

農家子弟学卒者の就職状況　第106表によれば、学卒者の就職形態およびその就職先はつぎのようである。㈠卒業者総数のうち、自家農業その他自営業等への就業を除き、他産業へ就職した者は五四万人（全体の四割）で、前年とほぼ同じである。通勤・転出の別にみると、家を離れて転出した者が通勤者より多い。特に中卒者に転出が多いのが特徴的である（中卒者

第106表　農家子弟学卒者の就職形態別・就業産業種類別就職者（1966年）

（単位：％）

	総数 実数	総数	就職形態 通勤	就職形態 転出	建設業	製造業 総数	製造業 うち繊維	製造業 うち化学	製造業 うち機械	卸売小売業	運輸通信業	サービス業	※その他
※総数	1,000人 538	100.0	44.1	55.9	7.4	39.3	13.0	3.4	10.7	19.9	6.4	17.9	9.1
男	263	100.0	42.4	57.8	14.0	38.9	3.4	4.3	14.9	15.8	8.8	11.3	11.4
女	275	100.0	45.9	54.1	1.2	39.6	22.3	2.6	6.7	23.9	4.1	24.2	7.0
中卒	196	100.0	26.7	73.3	13.0	53.0	24.9	2.8	11.4	10.7	3.1	17.8	2.4
男	96	100.0	32.9	67.1	26.3	44.5	3.9	3.3	16.0	12.1	2.5	10.8	3.7
女	99	100.0	20.7	79.4	0.1	61.2	45.2	2.2	6.9	9.4	3.5	24.7	1.1
高卒	310	100.0	53.5	46.5	3.9	31.8	6.2	4.0	10.4	26.0	8.8	16.2	13.3
男	147	100.0	46.3	53.7	6.1	35.9	3.1	5.2	14.2	18.5	13.2	10.4	16.1
女	162	100.0	60.1	39.9	1.9	28.0	9.0	3.0	6.9	32.9	4.9	21.5	10.8

〔備考〕1）総数には，「その他卒」を含む。
2）「その他」には農林漁業，鉱業，金融保険，不動産業，電気ガス水道業，公務，不詳を含む。
3）資料は前掲に同じ。

の七三%は「転出」)。高卒者は逆に「通勤」就職が多い(五四%)。(ニ)就職先きの産業では製造業がもっとも多く(三九%)、ついで卸・小売業(二〇%)、サービス業(一八%)となっている。製造業では繊維・機械への就職が多い。繊維や商業・サービス業への就職者の主力は女子であり、これにたいし男子は機械製造・建設・運輸通信業等に多く就職している。

2 農家経済と農民生活

1 農家の生計費

資料 農林省統計調査部の毎年実施している農家生計費調査の一九六五年度分が「農家生計費統計」として六七年三月公表された。これは農家生計費を、所得階層別地域別に調査し、また農家の生活物資の消費状況を各費目別に調査し統計表として発表している。調査農家は「農家経済調査」の対象農家一万五〇〇〇戸から再抽出された約三〇〇〇戸の農家で、その抽出方法については右の統計書の一七六〜一七七頁に詳述されている。調査方法は日計簿による農家の記帳と農林省職員による面接調査が併用されている。

農家経済と所得 一九六五年度の一戸当り農家所得は前年にくらべ一四%ほど伸びて七五万円余となった(第107表)。増加は農業所得・農外所得ともほぼ同率の伸びによるものであるが、農業所得三五万円にたいし農外所得は四〇万円と後者が前者より大きい。農業所得の増加した原因は、主として生産者米価の上昇をはじめその他の農産物価格の上昇である。農外所得の大部分は労賃・俸給等であるが、経済不況の影響で対前年比伸び率は鈍化した。この結果、可処分所得(農家所得+被贈扶助収入−租税公課諸負担)は七七万円で、前年より一三%の増を記録している。なお経済余剰の絶対額は一一万六〇〇〇円と前年より増えたものの、その伸び率は鈍化した。その他、家計費に占める購入部分の割合等については同じ第107表を参照されたい。

農家生計費の推移 年次別に農家生計費の内訳とその推移を見ると(第108表)、六五年度は各費目とも一様に増加している。しかしその増加の割合は費目によって異なり、教養文化費・保健衛生費・雑費などの伸びが大きいのにたいし、住居費(特に家具家財費)や穀類食料費の伸びは小さい。飲食費は全体として一〇%増加しているが、これは同年度中の消費者物価の上昇がはげしかった点を考慮すれば実質的には前年とそれほど変わらないものとみられる。

このように教養文化・保健衛生・雑費等が相対的に大きく伸びた結果、費目別構成は変化し、エンゲル係数は六四年(三六・五)にひきつづき低下し、六五年は三五・九となった。次に費目別に生計

第107表　年次別にみた農家経済の概要（全国1世帯当り平均）　　単位：1,000円

年次＼項目		世帯員数（月平均）	農家所得	農業所得	農外所得	租税公課諸負担	税引き農家所得	被贈扶助等の収入	可処分所得
実数	1960年	5.70 人	409.5	225.2	184.3	29.9	379.6	39.5	419.1
	1961年	5.64	459.5	236.6	222.9	35.0	424.5	41.4	465.9
	1962年	5.52	524.4	270.7	253.7	46.8	477.5	43.6	521.2
	1963年	5.42	582.2	287.0	295.2	44.5	537.7	56.7	594.4
	1964年	5.31	663.7	312.9	350.8	51.2	612.3	64.8	677.1
	1965年	(5.19)	754.1	354.4	399.7	58.8	695.3	71.0	766.3
対前年増減率（%）	1960年	△ 1.7	9.2	7.8	11.0	10.3	9.1	38.1	11.3
	1961年	△ 1.1	12.2	5.1	20.9	17.1	11.8	4.8	11.2
	1962年	△ 2.1	14.1	14.4	13.9	33.8	12.5	5.5	11.9
	1963年	△ 1.8	11.0	6.0	16.4	△ 4.9	12.6	30.0	14.0
	1964年	△ 2.1	14.0	9.0	18.8	15.1	13.9	14.3	13.9
	1965年	△ 2.3	13.6	13.3	13.9	14.8	13.6	9.6	13.2

年次＼項目		家族家計費	農家経済余剰	指標：1人当り生計費	農業所得による家計費充足率	可処分所得による家計費充足率	平均消費性向	家計費に占める購入割合	農家所得に占める農業所得の割合
実数	1960年	368.4	50.7	64.6	61.1%	113.8%	87.9%	71.0%	55.0%
	1961年	415.6	50.3	73.9	56.9	112.1	89.1	72.8	51.5
	1962年	458.8	62.4	83.4	59.0	113.6	88.0	74.7	51.6
	1963年	513.3	81.1	95.1	55.9	115.8	86.4	76.1	49.3
	1964年	579.6	97.5	109.3	54.0	116.8	85.6	77.1	47.1
	1965年	650.7	115.6	125.7	54.5	117.8	84.9	78.5	47.0
対前年増減率（%）	1960年	7.7	47.0	9.1					
	1961年	12.8	△ 0.8	14.4					
	1962年	10.4	24.0	12.9					
	1963年	11.9	30.0	14.0					
	1964年	12.9	20.2	14.9					
	1965年	12.3	18.6	13.1					

〔備考〕 1）△印は減を示す。
2）資料は農林省昭和40年度「農家生計費統計」（1967年3月刊）による。

第108表　年次別にみた農家生計費（全国1世帯当り平均）　　単位：実数（1,000円）

年次＼費目		生計費総額	飲食費	穀類（米麦）	その他食料：植物性食品	その他食料：動物性食品	その他食料：嗜好品	たばこ	被服費	光熱費計	住居費	家具費（うち家財）	保健衛生費	教養文化費	雑費	臨時費
実数	1960年	369.7	154.0	72.0	37.4	23.4	21.2	6.8	41.6	17.2	51.1	28.4	15.8	33.2	34.6	15.5
	1961年	416.8	164.4	71.6	41.4	27.1	24.3	7.2	46.9	19.2	65.3	37.4	18.2	38.2	38.5	19.0
	1962年	460.2	175.3	73.8	43.9	31.4	26.2	7.5	51.9	22.1	70.7	41.4	20.6	46.0	45.8	20.3
	1963年	515.4	192.2	78.6	47.1	35.8	30.7	8.2	56.9	24.1	79.3	45.2	23.5	53.3	54.9	23.0
	1964年	580.2	211.9	84.7	51.5	39.5	36.2	8.5	61.4	26.4	93.1	52.3	26.9	62.4	65.0	24.6
	1965年	652.5	234.0	91.8	56.0	45.3	40.9	9.1	69.2	29.7	102.6	56.7	30.4	74.7	77.0	25.8
対前年増減率（%）	1960年	7.7	2.5	△ 2.3	5.1	9.3	8.7	0.0	11.2	11.7	14.8	38.5	10.5	6.8	18.4	6.2
	1961年	12.7	6.8	△ 0.6	10.7	15.8	14.6	5.9	12.7	11.6	27.8	31.7	15.2	15.1	11.3	22.6
	1962年	10.4	6.6	3.1	6.0	15.9	7.8	4.7	10.6	15.0	8.1	10.7	13.2	20.4	19.0	6.8
	1963年	12.0	9.6	6.5	7.3	14.0	17.2	9.3	9.6	9.0	11.9	9.2	14.1	15.9	19.9	13.3
	1964年	12.1	10.2	7.8	9.3	10.3	17.9	3.7	7.9	9.5	17.4	15.7	14.5	17.1	18.4	7.0
	1965年	12.5	10.4	8.4	8.7	14.7	13.0	7.1	12.7	12.5	10.2	8.4	13.0	19.7	18.5	4.9

〔備考〕 資料は前掲に同じ。

費をみると、――

〔飲食費〕　一九六〇年以降その絶対額は年々増加し六五年には一世帯当り二三万円となったが、前記のとおり消費者物価の上昇を考えればその実質的増加は顕著とはいえない。農民一人一日当りでみれば一二四円弱にすぎない。

〔被服費〕　六五年は一世帯平均六万九〇〇〇円となり、前年にくらべ約一三％の増加となった。

〔住居費〕　六五年は一〇％増の一〇万円余となったが、家財家具の購入になると八％増でその伸び率は小さい。

〔教養文化費〕　この費目は一九六一年以降相対的に大きく伸びて来た。これは農家生活のある程度のゆとりを示すものであろうが、生計費総額に占めるこの費目の割合はまだ一一％余にすぎない。

農家と都市勤労者の生計費

総理府統計局の「家計調査」によれば、六五年度の都市勤労者一世帯当り平均生計費は六三万六三〇〇円（六五年四月～六六年三月までの数値を一カ年に換算したもの）で農家のそれは六二万六六〇〇円（住居費のうち償却費を差引いたもの）、両者の格差は前年にくらべ若干縮小したが、現状においてはまだ相当の開きがある。費目的にみると、農家の方が都市勤労者を上まわっているのは飲食費だけで、他はいずれも後者を下まわっている。

これを世帯員一人当りで比較すると格差はさらに大きい（農家の一戸当り世帯員は都市勤労者のそれよりも多いので）。一人当り生計費では農家のそれ（一二万〇七〇〇円）は勤労者（一五万五一〇〇円）の七八％にすぎない。

所得階層別農家生計費

次に所得階層別に生計費をみよう。その前に農家経済を所得階層別に概観すると㈠農業所得、農外所得および家族家計費は当然のことながら所得の低いほど小さく、高いほど大きくなっている。㈡農家経済収支をみると、所得四〇万円以下層はすべて赤字であり、五〇万円以上層で四万円以上の経済余剰を出しているにすぎない。

第109表によって農家生計費をみると、第一に、家族家計費は前述のとおり所得階層に比例しているが、各費目別にみると所得間の格差は必ずしも一様ではない。（二〇～三〇万円）の最低所得層と（一〇〇万円以上）の最高所得層の間の格差がいちじるしい費目は臨時費・被服費・雑費・教養文化費および住居費であり、飲食費・たばこ・家計光熱費などはそれほどの格差はない。第二に、エンゲル係数は最低所得層の三九・九にたいし最高所得層のそれは三一・七で、所得のちがいによる係数の開きは相当に大きい。第三に、飲食費と同様に所得の大きくなるにしたがって構成比の小さくなるのは家計光熱費である。これにたいし、所得の大きくなるにつれて構成比も大きくなるものは教養文化費・被服費・雑費など、いわゆる文化費的性格をもつ費目である。なお一人当り生計費をみると、最低所得層の一〇万一一〇〇円にたいし最高所得層のそれは一五万七六〇〇円である。このように同じ農家といっても、所得階層のちがいによってその生計費には相当の格差がある。この点は前年度と変わらない。

第109表 所得階層別にみた農家生計費（全国1世帯当り平均）

単位：実数（1,000円）

農家所得階層 ＼ 費目		生計費総額	飲食費	穀類（米，麦）	その他食料 植物性食品	その他食料 動物性食品	その他食料 嗜好品	たばこ	被服費	家計光熱費	住居費	うち，家財家具費	保健衛生費	教養文化費	雑費	臨時費
実数	20～30万円	407.6	162.6	67.0	39.0	28.9	27.7	6.6	35.8	23.0	59.6	28.3	22.7	43.5	45.1	8.7
	30～40	413.4	171.0	75.8	40.4	28.8	26.0	6.1	36.9	22.3	59.1	28.8	20.9	42.5	46.8	7.8
	40～50	483.8	193.1	81.0	46.0	34.5	31.6	7.6	47.8	25.6	73.0	37.0	23.4	51.0	48.9	13.4
	50～60	530.3	209.7	86.8	49.5	38.7	34.7	7.8	53.7	26.8	78.6	42.5	26.4	56.7	53.5	17.1
	60～70	587.0	221.2	91.6	52.5	40.6	36.5	8.8	58.5	29.1	87.9	48.5	28.8	70.2	62.0	20.5
	70～80	648.2	238.7	95.2	56.7	45.9	40.9	8.9	72.0	31.0	104.7	61.5	29.2	75.0	66.6	22.1
	80～90	707.4	257.7	101.4	61.6	49.8	44.9	9.7	77.8	30.7	110.0	61.9	34.4	82.7	80.5	23.9
	90～100	764.6	262.4	98.4	61.9	53.5	48.6	11.4	83.9	32.0	126.3	68.8	35.7	87.6	91.6	33.7
	100 万円以上	926.5	293.5	104.1	71.8	62.3	55.3	11.6	105.0	36.3	148.6	86.8	40.5	111.5	130.5	49.0
指数	20～30万円	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	30～40	101.4	105.2	112.9	103.6	99.6	93.9	92.4	103.0	97.0	99.2	101.7	92.1	97.8	103.9	89.7
	40～50	118.7	118.8	120.7	117.9	119.4	114.1	115.1	133.4	111.4	122.5	130.6	103.1	117.3	108.6	154.1
	50～60	130.1	129.0	129.3	126.9	133.9	125.3	118.2	149.8	116.6	131.9	150.0	116.3	130.4	118.8	196.7
	60～70	144.0	136.0	136.5	134.6	140.5	131.8	133.3	163.2	126.6	147.5	171.2	126.9	161.5	137.6	235.8
	70～80	159.0	146.8	141.8	145.4	158.8	147.6	134.8	200.9	134.9	175.7	217.1	128.6	172.5	147.9	254.2
	80～90	173.5	158.5	151.1	157.9	172.3	162.1	147.0	217.0	133.5	184.6	218.5	151.5	190.2	178.7	274.9
	90～100	187.6	161.4	146.6	158.7	185.1	175.4	172.7	234.1	139.2	211.9	242.9	157.3	201.5	203.4	387.6
	100 万円以上	227.3	180.5	155.1	184.1	215.6	199.6	175.7	293.0	157.9	249.4	306.4	178.4	256.5	289.7	563.5

〔備考〕 資料は前掲に同じ。

2　農民の栄養状態

資料　農林省統計調査部は同省の「農家経済調査」の結果から農家生計費をとりまとめ公表しているが、この生計費調査の結果にもとづき、農民が毎日摂取した食料を食品別に分類集計し、農民の品目別消費量と栄養素別摂取量を「農民栄養統計」として発表している（対象農家は二八〇〇戸）。以下の記述は主として一九六七年五月刊の「農民栄養統計」を利用した。

農民栄養摂取量の推移　一九六〇年以降六五年までの、全国平均一人当り栄養摂取量の推移をみよう（第110表）。まず熱量はこの期間わずかながら増加傾向をたどっているが、その増加率は年々低下している。これは主として穀類の減少によるものである。総熱量中に占めるでん粉質食料（穀類・いも類）の割合は低下している（一九六〇年の七七%から六五年六六%へ）。これにたいし魚介肉卵や牛乳等の割合は同年間に四%から六%に増加した。

たん白質も年々微増し、六五年は前年にくらべ四%弱増加した。たん白質総量のなかに占める動物性たん白質の割合も増加傾向にあり、六五年には二五%となった。脂質も同様の傾向をとり、特に六五年は前年にくらべ一割増となった。(注)

（注）以上で見るかぎり農民の栄養状態は改善されつつあると言えるが、資源調査会できめた日本人の栄養基準量と比較すると、熱量とビタミンCをのぞき各要素とも不足している。たとえば、たん白質摂取量は基準の九〇%、たん白質総量中にしめる動物性たん白の比率は四〇%が基準であるのに、農民の場合は前記の通り二五%である。また脂質は基準量の六八%程度にすぎない。

また国際食糧農業機構（FAO）の統計によれば、一九六四～六五年における一人一日当り栄養水準の国際比較では、次のように日本は先進国中の下位に位している。すなわち、熱量ではアメリカ三一四〇カロリー、西ドイツ二九二〇カロリー、イタリア二八一〇カロリーにたいし日本二三五〇カロリー。動物性たん白質では同じ国でそれぞれ六七グラム、五一グラム、三二グラムにたいし日本は二三グラム。その他脂質においても日本人の摂取量は相対的に少ない（FAO, Production Year Book. 1965）。本文で記述したように農民の栄養状態が改善されたといっても、なお日本人の基準量にも達せず、いわんや国際的にみると日本人の栄養水準そのものがなお極めて低い水準にあることが知られる。

食品群別栄養構成の変化　農民の栄養摂取の給源を食品群別にみると、でん粉質の占める割合は年々低下しているとはいえ、摂取量の半ばは穀類やいも類に依存している（熱量では六六%、たん白質では四四%）。主要食品別にみると、米の消費は一九六三年を頂点（年間一人一五九キロ）としてその後微減傾向をたどり、六五年では一五〇キロである。これにたいし肉類と鶏卵の消費量は比較的増加がいちじるしい（肉の消費は六五年は六〇年の二・六倍、卵は二倍）。しかし牛乳の消費は右の五年間に一〇%足らず増加したにすぎず、都市勤労者にくらべるとその量は少ない。農家の摂取した動物性食品のなかで量的にもっとも多いものは魚介類で全体の五割を超えている。

以上、麦をはじめとする穀類の消費が減少し、肉卵などが増加し農家の食生活は質的にいくぶん向上したといえるが、資源調査会の決定した「日本人の食糧構成基準」とくらべると、基準量を上まわ

第110表 農民の栄養摂取量 （全国平均一人1日当り）

栄養素 / 年次	熱量	たん白質	脂質	カルシウム	食塩	ビタミンA	ビタミン B_1	ビタミン B_2
	Cal	g	g	mg	g	I.U	mg	mg
1960年	2,325	62.4	18.8	387	20.1	1,053	0.97	0.81
1961	2,301	62.9	20.0	397	20.6	1,114	0.95	0.83
1962	2,331	64.4	20.7	406	21.6	1,104	0.99	0.86
1963	2,404	66.8	22.5	427	20.8	1,181	1.00	0.89
1964	2,354	65.2	23.4	432	19.7	1,209	0.97	0.85
1965	2,434	67.7	25.8	442	20.1	1,157	0.99	0.80
対比1965／1964	103.4	103.8	110.3	102.3	102.0	95.7	102.1	94.1

栄養素 / 年次	ビタミンC	参考						
		動物性たん白質	動物性たん白質の割合	熱量に占める割合				1人1日当り食費（円）
				穀類	いも類	計	魚介肉卵乳	
	mg	g	%	%	%	%	%	円
1960年	90	12.2	19.5	73.3	3.3	76.6	4.3	71
1961	92	13.0	20.7	70.3	3.4	73.7	4.5	76
1962	91	14.1	21.9	69.7	2.8	72.5	5.0	87
1963	94	15.4	23.1	68.2	2.2	70.4	5.3	97
1964	96	15.8	24.2	65.6	2.4	68.0	5.7	110
1965	88	17.2	25.3	64.1	1.8	65.9	5.9	124
対比1965／1964	91.7	108.9	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 1） 資料は農林省統計調査部，昭和40年度「農家生計費統計」（1967年3月刊）による。

第111表 所得階層別にみた栄養摂取量 （一人1日当り）

	熱量	たん白質	脂質	カルシウム	食塩	ビタミンA	ビタミン B_1	ビタミン B_2
	Cal	g	g	mg	g	I.U	mg	mg
20万円未満	2,414	67.1	25.4	446	21.8	1,209	0.88	0.82
20 ～ 30	2,299	63.9	25.0	415	20.3	1,087	0.95	0.78
30 ～ 40	2,290	61.7	21.6	383	17.8	976	0.94	0.69
40 ～ 50	2,354	64.4	24.4	415	19.4	1,095	0.96	0.78
50 ～ 60	2,355	64.8	24.6	418	19.2	1,105	0.95	0.78
60 ～ 70	2,348	64.8	24.3	419	19.4	1,064	0.95	0.79
70 ～ 80	2,424	67.4	26.1	444	19.9	1,159	0.97	0.81
80 ～ 90	2,402	66.5	25.5	429	19.3	1,132	0.98	0.80
90 ～ 100	2,440	68.2	26.2	446	20.2	1,164	0.98	0.84
100 万円以上	2,726	75.7	28.4	483	21.3	1,294	1.08	0.91

	ビタミンC	参考						
		動物性たん白質	動物性たん白質の割合	熱量に占める割合				一人1日当り食費
				穀類	いも類	計	魚介肉卵乳	
	mg	g	%	%	%	%	%	円
20万円未満	95	17.1	25.5	63.6	2.4	66.0	5.8	124
20 ～ 30	86	13.5	24.0	64.9	2.3	67.3	5.5	111
30 ～ 40	81	14.0	22.6	67.8	2.4	70.3	4.9	104
40 ～ 50	85	15.2	23.6	66.4	2.0	68.5	5.3	115
50 ～ 60	82	15.9	24.5	65.3	1.9	67.2	5.5	115
60 ～ 70	82	16.0	24.6	65.6	1.8	67.4	5.8	116
70 ～ 80	87	17.2	25.6	64.7	1.6	66.3	5.9	122
80 ～ 90	88	16.7	25.1	63.7	1.7	65.4	5.8	122
90 ～ 100	91	18.1	26.5	63.2	1.6	64.8	6.2	129
100 万円以上	96	19.5	25.8	63.8	1.9	65.3	6.1	137

〔備考〕 1） 資料は前掲に同じ。

っているものは穀類と野菜だけであり、他はすべてこれを下まわっている。ことに肉卵乳や魚介などは少ない。たとえば肉の消費（一人一日一〇グラム）は基準量の四二%、牛乳（一人一日三三グラム）は基準量の二三%にすぎない。

所得階層別栄養状態

所得階層別に農民の栄養摂取状態を示す第111表によれば、次の諸傾向を指摘できる。㈠一般的にいって、所得の高い農家ほど摂取熱量は高く、たん白質はじめその他の要素も所得の高まるにつれて摂取量が多い。㈡たん白質中に占める動物性たん白質の割合についてもほぼ同様の傾向がみとめられる。また所得の低い階層ほど穀類・いも類等でん粉質食品の摂取割合が高く、魚介・肉卵乳等動物性食品の摂取割合が低くなっている。㈢低所得層と高所得層との栄養摂取上の格差は、費目によっては所得の開きほどいちじるしいものではない。すなわち、たん白質最少量を摂る三〇～四〇万円層（六二グラム）と最大量を摂る一〇〇万円以上層（七六グラム）との差は一四グラムでかなり大きいのにたいし、摂取熱量中に占める穀類の割合ではそれぞれ六四と六八で、それほど大きな相違はない。